

## 目 次

1. 会期日程表	1
2. 令和4年6月3日（金曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	9
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	9
6. 日程第2 会期の決定	9
7. 日程第3 市長あいさつ	9
8. 日程第4 市長提出議案上程（議第42号から議第57号まで）	11
9. 日程第5 提案理由の説明	11
10. 日程第6 報告（4件）	17
11. 日程第7 請願・陳情の報告（請第1号、陳第3号）	20
12. 日程第8 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （議第56号 先議）	21
13. 散 会	22
14. 令和4年6月13日（月曜日）	25
15. 議事日程（第2号）	25
16. 開 議	28
17. 日程第1 一般質問	28
18. 前田正治議員 質問	28
19. 瀬崎 剛議員 質問	44
20. 田浦敏晴議員 質問	51
21. 山下桂造議員 質問	58
22. 立川信之議員 質問	66
23. 散 会	71
24. 令和4年6月14日（火曜日）	75
25. 議事日程（第3号）	75
26. 開 議	78
27. 日程第1 一般質問	78
28. 多田隈啓二議員 質問	78
29. 西川裕文議員 質問	94
30. 大野豊重議員 質問	100

31. 北本将幸議員 質問	121
32. 徳村登志郎議員 質問	135
33. 散 会	147
34. 令和4年6月15日(水曜日)	151
35. 議事日程(第4号)	151
36. 開 議	154
37. 日程第1 一般質問	154
38. 吉田真樹子議員 質問	154
39. 中村慎吾議員 質問	168
40. 松本憲二議員 質問	175
41. 江田計司議員 質問	190
42. 日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託	200
43. 散 会	203
44. 令和4年6月27日(月曜日)	207
45. 議事日程(第5号)	207
46. 開 議	211
47. 日程第1 委員長報告	211
48. 総務委員長報告	211
49. 建設経済委員長報告	214
50. 文教厚生委員長報告	217
51. 日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決 (議第42号から議第55号まで、請第1号、陳第3号)	220
52. 日程第3 市長提出議案審議(質疑・議員間討議・討論・採決) (議第57号)	222
53. 日程第4 議員派遣の件	223
54. 日程第5 市長提出追加議案上程(議第58号)	225
55. 日程第6 提案理由の説明	225
56. 日程第7 議案の委員会付託	226
57. 日程第8 委員長報告	227
58. 総務委員長報告	227
59. 文教厚生委員長報告	228
60. 日程第9 質疑・議員間討議・討論・採決(議第58号)	229

61. 日程第 1 0	意見書案上程（意見書案第 3 号）	229
62. 日程第 1 1	意見書案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （意見書案第 3 号）	230
63. 閉 会		232
64. 署 名 欄		233

令和4年第4回玉名市議会定例会会期日程表  
(会期 6月3日から6月27日までの25日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
6	3	金	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 報告 請願・陳情の報告 市長提出議案審議（先議）
6	4	土		休 会	(市の休日)
6	5	日		休 会	(市の休日)
6	6	月		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
6	7	火		休 会	
6	8	水		休 会	
6	9	木		休 会	(拡大投影申出締切 正午)
6	10	金		休 会	
6	11	土		休 会	(市の休日)
6	12	日		休 会	(市の休日)
6	13	月	午前10時	本会議	一般質問
6	14	火	午前10時	本会議	一般質問
6	15	水	午前10時	本会議	一般質問 議案及び陳情・請願の委員会付託
6	16	木		休 会	
6	17	金	午前10時	委員会	総務委員会
6	18	土		休 会	(市の休日)
6	19	日		休 会	(市の休日)
6	20	月	午前10時	委員会	建設経済委員会
6	21	火	午前10時	委員会	文教厚生委員会
6	22	水		休 会	
6	23	木		休 会	
6	24	金		休 会	
6	25	土		休 会	(市の休日)
6	26	日		休 会	(市の休日)
6	27	月	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

6 月 3 日 (金)

# 令和4年第4回玉名市議会定例会会議録（第1号）

## 議事日程（第1号）

令和4年6月3日（金曜日）午前10時00分開会

### 開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程

（議第42号から議第57号まで）

- 議第42号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第2号）
- 議第43号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第44号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第45号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第46号 令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第47号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第48号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議第49号 玉名市岱明防災コミュニティセンター条例の制定について
- 議第50号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第51号 玉名市公衆便所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第52号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第53号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 議第54号 工事請負契約の変更について
- 議第55号 財産の処分について
- 議第56号 副市長の選任について
- 議第57号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 日程第5 提案理由の説明

- 日程第6 報告（4件）

- 報告第5号 令和3年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第6号 一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について
- 報告第7号 有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について
- 報告第8号 玉名市国民保護計画の変更について

- 日程第7 請願・陳情の報告

（請第1号、陳第3号）

請第1号 豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書の提出に関する請願

陳第3号 感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する陳情

日程第8 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）  
（議第56号 先議）

議第56号 副市長の選任について  
散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 市長あいさつ

日程第4 市長提出議案上程

（議第42号から議第57号まで）

議第42号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第2号）

議第43号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第44号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第45号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

議第46号 令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）

議第47号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議第48号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

議第49号 玉名市岱明防災コミュニティセンター条例の制定について

議第50号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第51号 玉名市公衆便所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議第52号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

議第53号 熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更について

議第54号 工事請負契約の変更について

議第55号 財産の処分について

議第56号 副市長の選任について

議第57号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告（4件）

- 報告第5号 令和3年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について  
報告第6号 一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について  
報告第7号 有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について  
報告第8号 玉名市国民保護計画の変更について

日程第7 請願・陳情の報告

（請第1号、陳第3号）

- 請第1号 豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書の提出に関する請願  
陳第3号 感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する陳情

日程第8 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（議第56号 先議）

- 議第56号 副市長の選任について

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（22名）

- |     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 大野豊重君   | 2番  | 中村慎吾君  |
| 3番  | 浜田繁次郎君  | 4番  | 瀬崎剛君   |
| 5番  | 田浦敏晴君   | 6番  | 山下桂造君  |
| 7番  | 立川信之君   | 8番  | 坂本公司君  |
| 9番  | 吉田真樹子さん | 10番 | 一瀬重隆君  |
| 11番 | 北本将幸君   | 12番 | 多田隈啓二君 |
| 13番 | 松本憲二君   | 14番 | 徳村登志郎君 |
| 15番 | 西川裕文君   | 16番 | 江田計司君  |
| 17番 | 近松恵美子さん | 18番 | 前田正治君  |
| 19番 | 作本幸男君   | 20番 | 森川和博君  |
| 21番 | 中尾嘉男君   | 22番 | 田畑久吉君  |

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

- |      |           |       |           |
|------|-----------|-------|-----------|
| 事務局長 | 糸 永 安 利 君 | 事務局次長 | 松 野 和 博 君 |
| 係 長  | 小 畠 栄 作 君 | 書 記   | 古 閑 俊 彦 君 |

書 記 徳 永 優 貴 君

+++++

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	総 務 部 長	吉 田 勇 人 君
企画経営部長	今 田 幸 治 君	市民生活部長	松 田 智 文 君
健康福祉部長	酒 井 史 浩 君	産業経済部長	蟹 江 勇 二 君
建設部長	田 代 史 典 君	企業局長	荒 木 勇 君
教 育 長	福 島 和 義 君	教 育 部 長	藤 森 竜 也 君

午前10時00分 開会

\*\*\*\*\*

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、令和4年第4回玉名市議会定例会を開会いたします。

日程に入ります前に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、今期定例会への説明員の出席につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承願います。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。北本将幸君、多田隈啓二君、以上の両君を指名いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第2 会期の決定

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、5月27日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から27日までの25日間にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から27日までの25日間に決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第3 市長あいさつ

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） おはようございます。

令和4年第4回玉名市議会定例会の開会にあたり、議員の皆様におかれましては、大変御多忙の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

はじめに、5月20日から開催されております初夏を彩る高瀬裏川花しょうぶまつりも、いよいよ明日までとなりました。3年ぶりの開催ではありましたが、期間中、感染対策をしっかりとしていただきながら、玉名市内外から、多くの皆様がお越しいただいておりますことは、大変ありがたく感じているところでございます。

早いもので新型コロナの発生以来、3度目の夏を迎えることになりました。今日の社会は、少しずつ以前の日常に戻りつつある感があり、会議や各種イベント等の開催増加が見込まれることから、ウィズコロナ社会に即した対応と対策に努めていかなければならないと考えております。その新型コロナですが、熊本県におきましては、5月19日から5月25日までの1週間の新規陽性者数は、4,064人となっており、5月27日現在、熊本県のリスクレベルは、感染状況は横ばいの状況であるとの見解から、中間に位置するレベル2を継続されているところであります。また、今般、国の感染防止策についての基本的対処方針が改定され、マスク着用に関する考え方について例示がされたこともあり、今後は感染防止策や熱中症対策等を踏まえて、対応が徐々に緩和されていくものと思われまます。

続きまして、本市の状況であります。新規陽性者数は、前週と比較して減少傾向でありましたけれども、ここ数日は30人に迫るなど、依然として予断を許さない状況に変わりはありません。主な感染状況としては、家庭内での感染から特に小学生の感染が見受けられているところでございます。そして、ワクチンの接種につきましては、3回目の接種率が、65歳以上で91.2%、12歳以上では69.7%と全国的に見ても高い接種率で推移しており、現在は4回目のワクチン接種に向けて鋭意、準備を進めているところでございます。今回の接種は、重症化予防を目的として、60歳以上の方、18歳以上で基礎疾患のある方、そのほか重症化リスクが高いと医師が認める方を対象とされております。なお、接種開始時期といたしましては、6月中旬から高齢者施設入所者の皆様に皮切りに、7月上旬からは60歳以上の方や基礎疾患を有する方への個別接種並びに集団接種を実施する運びでございます。引き続き、玉名郡市医師会、くまもと県北病院、玉名郡市薬剤師会等と連携しながらワクチン接種を促進してまいり所存でございませす。

さて、梅雨も近づき、本格的な出水時期を迎え、水害をはじめとした自然災害に対する警戒が必要な季節となりました。本年は、まだ梅雨入りの発表には至っておりませんが、最近の傾向といたしましては、局地的な豪雨をもたらす、いわゆる線状降水帯が多発しており、十分な警戒と災害防止について万全な措置を講じなければならないと考えているところです。このような中、3月29日には、国土交通省と河川防災ステーション整備計画確認書調印式を執り行ないました。特に菊池川流域は、平成2年7月の出水で観測史上最高水位を観測した洪水が発生するなど、これまで幾度となく洪水による家

屋等の浸水被害を経験してまいりました。長年、国と連携した災害に強い地域づくりを目指しており、この河川防災ステーションは、近年の異常気象により激甚化する河川災害に迅速に対応する機能を有した防災拠点であり、菊池川流域の住民の生命と財産を守る重要な役割を担う施設でもあります。有事の際には、その被害を最小限にするための拠点となりますが、平常時には、防災学習の実施のほか、ラグビーやサッカー等の地域交流の場としても期待しているところでもあります。引き続き、国と連携を図りながら、早期の完成を目指してまいります。

一昨年の熊本豪雨、昨年の長雨とまだ記憶に新しいところでもありますので、現在のコロナ禍における感染拡大防止と地域経済活動に併せまして、防災・減災への取組につきましても、危機意識をもって対応してまいります。

最後になりますが、今議会では、主に本市独自の緊急経済対策やコロナ対策関連の予算等の議案を計上いたしております。議案の内容につきましては、この後、提案理由の説明の中で、それぞれ申し上げさせていただきますので、十分に御審議いただき、いずれも原案どおり御承認を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 市長提出議案上程（議第42号から議第57号まで）

○議長（近松恵美子さん） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第42号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第2号）から、議第57号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの市長提出議案16件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 提案理由の説明

○議長（近松恵美子さん） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） おはようございます。

私からは、議第42号から議第55号までの提案理由につきまして御説明を申し上げます。

まず、議第42号から議第48号までの補正予算関係7件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので、御提案いたすものでございます。

お手元の資料の1ページをお願いします。

はじめに、議第42号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ7億2,440万7,000円を追加し、総額を335億5,814万1,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、15款国庫支出金は6億1,848万円の追加で、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種等に係る接種対策負担金1億1,996万5,000円及び接種体制確保事業費補助金1億8,036万5,000円でございます。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億1,815万円の追加は、今回補正で計上している本市独自の緊急経済対策や新型コロナウイルス対策関連事業の財源でございます。16款県支出金は2,851万円の追加で、攻めの園芸生産対策事業補助金やくまモン活用地域資源創出補助金の追加などがございます。17款財産収入3,395万円の追加は、旧梅林小学校の土地建物の売払い収入で、土地分2,350万円、建物分1,045万円でございます。20款繰越金は、2,546万7,000円の追加で今回補正の財源調整でございます。21款諸収入は440万円の追加で、コミュニティ助成事業に係る一般社団法人自治総合センターからの助成金でございます。22款市債は1,360万円の追加で、林道東部小岱山線復旧工事にかかる林道改良事業債でございます。

次に、歳出につきましては、本市独自の緊急経済対策といたしまして、4つの事業、2億4,040万1,000円を計上しております。

内容といたしまして、米価下落臨時支援事業は、外食需要の落ち込みや国の在庫米の増大等で前期作より2割程度米の価格が下落していることを受け、主食用米の出荷に応じ支援を行なうものでございます。令和3年度10アール以上作付けのある農家に対し、販売1キログラム当たり10円を支援するもので、その額は1億2,161万4,000円を計上しております。

農水産業燃油価格緊急補填事業は、施設園芸または漁業経営セーフティネット構築事業加入者に対し、各事業の補填金のうち個人積立相当額の3分の1を支援するもので1億328万7,000円を計上しております。

2ページでございます。

その他、商店街や同業種組合等を対象に、団体の活性化と地域経済の回復を図る事業に4分の3を補助する商店街等イベント補助事業に1,000万円を、ウィズコロナにおける観光誘客の起爆剤として、福岡都市圏をターゲットにモニターツアーや動画、W

EB、SNS、雑誌等を活用したプロモーションを行なう玉名・小天温泉再始動プロジェクトに550万円を計上しているところでございます。

次に、新型コロナウイルス対策関連として、60歳以上の高齢者及び基礎疾患のある方等へ4回目のワクチン接種を行なう費用などに2億9,390万9,000円、県が行なった飲食店等への営業時間短縮要請に伴う協力金事業に対する負担金7,674万8,000円などがございます。また、4月の職員の定期異動等に伴う職員給与の調整及び共済費の負担率変更などにより、人件費の総額として2,150万1,000円の減額を計上しており、1款議会費から10款教育費まで調整を行なっております。

次に、款ごとの主な内容でございますが、2款総務費は334万3,000円の減額で、定期異動等に伴う職員給与等の調整、このほか自治総合センターコミュニティ助成事業の採択を受けた玉名町南出区、小天地域振興会への補助金などを計上しております。4款衛生費は3億4,799万7,000円の追加で、平成25年から9年間積極的勧奨が差し控えとなった子宮頸がんワクチン接種において、差し控えにより接種機会を逃した方々に対し、定期接種の対象年齢を超えて行なうキャッチアップ接種の費用3,516万7,000円などがございます。6款農林水産業費は2億5,519万5,000円の追加で、3戸以上の農家が組織する団体への機械・設備等導入に対する攻めの園芸生産対策事業補助金643万円の追加、林道東部小岱山線法面崩落の復旧のための測量設計及び工事請負費1,366万9,000円の追加などがございます。7款商工費は1億925万7,000円の追加で、玉名商工会館建設補助として800万円、県のくまモン活用地域資源創出補助金を活用し、草枕温泉・草枕山荘にくまモンのモニュメント設置やくまモンハウスへの改修を行なう費用666万7,000円などがございます。

3ページでございます。

10款教育費は1,939万3,000円の追加で、学校教育施設整備基金積立金は、旧梅林小学校の土地建物売払額の基金積立てなどがございます。

次に、第2表地方債補正につきましては、林道改良事業を追加するものでございます。以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

次に、議第43号令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ10万9,000円を減額し、総額を87億9,967万9,000円とするもので定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第44号令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,370万6,000円

を追加し、総額を78億5,490万7,000円とするものでございます。

4ページでございます。

主な内容は、歳出の4款地域支援事業につきましては、通いの場で行なう脳トレリーダーを育成するための委託料の追加、7款諸支出金につきましては、支払基金への償還金でございます。

次に、議第45号令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ31万3,000円を追加し、総額を4,246万6,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第46号令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、127万8,000円を追加し、総額を7億9,454万5,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第47号令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

5ページでございます。

第2条収益的支出の補正につきましては、1,180万4,000円を減額し、総額を15億3,629万9,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第48号令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、79万円を減額し、総額を3億9,807万7,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

続きまして、議案書の1ページをお願いいたします。

議第49号玉名市岱明防災コミュニティセンター条例の制定についてでございますが、これは、地方自治法第244条の2第1項の規定により、玉名市岱明防災コミュニティセンターの設置及び管理について、条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、玉名市岱明防災コミュニティセンターを新たに設置するため、その設置について定めますとともに、事業、休館日、開館時間、使用料その他必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

5ページをお願いいたします。

議第50号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市玉陵中学校区旧小学校跡地等活用事業者選定委員会の名称及び所掌事項を変更するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、選定委員会の審査の対象に小天東小学校跡地を加えるため、所要の改正を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

6ページをお願いいたします。

議第51号玉名市公衆便所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、公衆便所の一部を廃止するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、公立玉名中央病院跡地の所有者であるくまもと県北病院機構が当該跡地の処分を行ないますことから、同敷地内に設置しております岩崎の公衆便所を廃止するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年8月1日から施行するものでございます。

7ページをお願いいたします。

議第52号玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市公民館の使用料について、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、議第49号と関連がございまして、岱明町公民館の建て替え整備による岱明防災コミュニティセンターの設置に伴いまして、岱明町公民館の位置を岱明防災コミュニティセンターの所在地に改めますとともに、不要となりました岱明町公民館の使用料の規定の整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。

8ページをお願いいたします。

議第53号熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更についてでございますが、これは、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がありますので提案するものでございます。

内容といたしましては、熊本縣市町村総合事務組合の構成団体である小国町外一ヶ町公立病院組合が令和4年4月1日をもって、その名称が小国郷公立病院組合に変更されたことに伴いまして、熊本縣市町村総合事務組合の規約の一部を変更するものでございます。なお、附則といたしまして、この規約は、令和4年4月1日から適用するものでございます。

9ページをお願いいたします。

議第54号工事請負契約の変更についてでございますが、これは、令和3年9月29日議決の工事請負契約の締結についての一部を変更するものでございます。

主な変更の理由としましては、岱明防災コミュニティセンター建設工事におきまして、

一部の工事材料の価格が高騰したことに伴いまして、玉名市公共工事請負契約約款第25条の規定に基づき、当初契約金額3億5,530万円に対しまして、972万700円の増額となりますことから、議決事件の変更を行なうものでございます。なお、増額分につきましては、現在契約の相手方であります株式会社久保組と変更の仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に、本契約の締結とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

議第55号財産の処分についてでございますが、これは、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、企業誘致に関連して県から紹介を受けた事業者に、梅林小学校跡地を売却するものでございます。

処分する財産といたしましては、土地につきましては所在地が玉名市安楽寺字野間1244番1ほか3筆で、面積が1万41平方メートル、建物につきましては玉名市安楽寺字野間1244番地1に所在する教室棟ほか6件、総面積2,078平方メートルの建物でございます。処分予定価格は3,395万円、契約の相手方はカンケンテクノ株式会社でございます。

以上、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（近松恵美子さん） 提案理由の説明の途中ですが、議第57号について、北本将幸君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、ここで退場を求めます。

[11番 北本将幸君 退場]

○議長（近松恵美子さん） 引き続き、提案理由の説明を求めます。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 本議会に提案しております人事案件の提案理由について御説明申し上げます。

議案書の12ページをお願いいたします。

議第56号副市長の選任についてでございますが、村上隆之氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

議第57号人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員の北本節代氏が本年9月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を推薦いたしたく、

人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上、2件の人事案件につきまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

北本将幸君の入場を許します。

[11番 北本将幸君 入場]

\*\*\*\*\*

#### 日程第6 報告（4件）

○議長（近松恵美子さん） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第5号令和3年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、ほか3件の報告があります。

総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） それでは、報告4件につきまして御説明を申し上げます。

議案書の14ページをお願いします。

報告第5号令和3年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございますが、これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

15ページから16ページをお願いいたします。

令和4年度への繰越事業としまして、総務費において2件、民生費において2件、農林水産業費において4件、土木費において5件、教育費において7件、災害復旧費において1件の計21件の事業を繰り越したところでございます。

繰越総額は11億3,073万7,000円で、その財源内訳は一般財源1億1,069万9,000円、未収入特定財源のうち国庫支出金が4億1,781万9,000円、県支出金が1億8,471万9,000円、地方債が4億1,680万円、その他受託事業収入が70万円でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

報告第6号一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類についてでございますが、これは、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

別冊の一般財団法人玉名市自治振興公社経営状況説明書を御覧ください。

令和3年度事業報告書及び収支決算書の5ページをお願いいたします。

はじめに、令和3年度の事業報告でございますが、玉名市から公共施設等の管理運営を受託しました施設は、市民会館をはじめとする4施設でございます。

内訳としまして、指定管理施設が3施設、受託管理施設が1施設でございます。  
戻りまして3ページをお願いいたします。

文化振興事業では、7月に玉名市民会館カラオケ祭、8月には、たまきな映画のつどいを開催しております。新型コロナウイルス感染症対策として、入場者数を定数の半分とするなど感染対策を徹底する中での開催でしたが、大変盛況でございました。5月と12月には、昨年度に続き、市民会館大ホールにあるピアノを貸切りで利用できる玉名市民会館ホールでピアノを弾こうを実施し、大好評を得ました。また、年末には、玉名燈師の協力を得て、コロナ禍や自然災害等が続く中で、新年が明るいな年になるようお願いと市民の皆様へのエールを込めて市民会館ホール棟のライトアップを実施しました。

4ページをお願いいたします。

令和4年2月に徹底した新型コロナウイルス感染症対策を行なった上で開催した玉名女子高校吹奏楽部による演奏会は、多くの人に感動を与えるすばらしい機会となりました。その他、市内の舞台芸術活動を行なう団体や個人への市民会館ホールリハーサル支援事業として使用料の一部を支援する事業を行ない、大ホールに2件の申込みがありました。

5ページをお願いいたします。

勤労福祉事業では、11月に第12回健康親善ラージボール卓球大会を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

次に、6ページをお願いいたします。

令和3年度収支計算書でございます。経常収益計は8,770万5,702円、経常費用計は9,126万2,815円でございます。なお、収支差額のマイナス355万7,113円につきましては、一般正味財産から補填いたしております。

次に、令和4年度事業計画書及び収支予算書中の1ページをお願いいたします。

令和4年度の主な事業計画でございますが、文化振興事業としまして、6月に野村萬斎狂言公演、令和5年2月にはNHKのど自慢などの実施を予定しております。

4ページをお願いいたします。

勤労福祉事業におきましては、昨年度は中止となりました第12回健康親善ラージボール卓球大会を11月に計画しております。健康の維持増進を目的に始めましたこの大会は、市民に喜ばれる大会となっております。

5ページをお願いいたします。

令和4年度収支予算でございますが、経常収益計は1億688万2,108円で、その内訳として、基本財産運用益が600円、事業収益として市から受託しております施設の管理料収益、受託収益及び利用料収益が7,638万3,108円、玉名市からの補助金収入として2,068万8,000円、雑収益として981万400円となっております。

ます。

続きまして、経常費用計は1億1,052万2,108円で、その内訳として、事業費が8,975万5,136円、管理費が2,076万6,972円となっております。

当期経常増減額としましては、マイナス364万円でございます。

以上が、一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況の報告でございます。

次に、議案書の18ページをお願いいたします。

報告第7号有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類についてでございますが、これも、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

別冊の有限会社横島町特産物振興協会経営状況説明書を御覧ください。

令和3年度事業報告及び収支決算書中1ページをお願いいたします。

まず、令和3年度の事業報告でございますが、玉名市から公共施設の管理運営を受託しました施設は、玉名市ふるさとセンターY・BOXをはじめとする3施設でございます。指定管理の対象施設の効果を最大限に発揮させるよう利用者のニーズを的確に把握し、質の高いサービスを偏ることなく提供するとともに、地域の産業振興の拠点となるよう努めたところでございます。

主な事業としましては、令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響で、イベントの多くが中止や延期となりましたが、一部地域で開催されたイベント等に参加し、特産品の振興及びPR活動を行なったところでございます。

令和3年度の収入及び支出決算でございますが、収入が1億5,396万4,175円、支出が1億5,995万3,922円で、当期損益は、マイナス598万9,747円となっております。

内容としましては、売上高は、前年度比で約6%の減少となりました。経費につきましても約3%の減少となりました。これは、本市が令和2年度に農産物等直売所向けに実施しました「また来る券」の終了等に伴う売上げ減少によるものでございます。また、利益につきましては、新型コロナウイルスの影響により資材費や燃料費等の高騰に伴う仕入れ値の値上げ等が大きく影響した結果、減収減益となり、約600万円の損失となっております。なお、この損失については、これまでの営業黒字の積み上げによる繰越損益により自己補填いたします。

次に、令和4年度事業計画及び収支予算書中1ページをお願いいたします。

令和4年度の事業計画でございますが、指定管理者の受託施設の事業計画書に基づく事業展開を図るとともに、県内外の各種物産イベントへ積極的に参加していく予定でございます。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により各種物産イベントが中止となる可能性もございます。そのため、令和3年度の減収減益となった要因でも

ある仕入れ値と販売額のバランスに重点を置いた安定した経営や、店舗での売上げ増を図る企画を検討していきますとともに、新型コロナウイルス感染症が収束した際には、積極的にイベント等へ参加して販路拡大に努めてまいりたいと考えております。

2ページ及び3ページをお願いいたします。

収入支出予算でございますが、収入が1億5,700万1,000円、支出が1億5,691万円で、当期損益は9万1,000円の利益を予定いたしております。

以上が、有限会社横島町特産物振興協会の経営状況の報告でございます。

続きまして、議案書の19ページをお願いいたします。

報告第8号玉名市国民保護計画の変更についてでございますが、これは、上位計画である国民の保護に関する基本方針及び熊本県国民保護計画の変更に伴いまして、玉名市国民保護計画の内容を一部変更しましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項で準用される同条第6項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

変更の主な内容といたしましては、国の方針、県の計画におきまして、国の警報等の伝達手段であるJ-ALERT(ジェイアラート)、避難行動要支援者名簿、放射性物質等の放出に関する連携等に関する内容が追加されたことに伴い、これらに準じた変更を行なうものでございます。

報告については、以上でございます。

○議長(近松恵美子さん) 以上で、報告の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第7 請願・陳情の報告(請第1号、陳第3号)

○議長(近松恵美子さん) 日程第7、「請願・陳情の報告」を行ないます。

請第1号 豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書の提出に関する請願

陳第3号 感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する陳情

以上、請願1件、陳情1件が今回提出されております。

内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

これにて、請願・陳情の報告を終わります。

○議長(近松恵美子さん) 議事の都合により、休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 開議

○議長(近松恵美子さん) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで次の日程に入る前に申し上げます。

市長から、議第56号副市長の選任についての人事案件1件について、先議を求める申出があります。

よって、議事の都合により、議第56号を直ちに議題とし、委員会付託を省略することについてお諮りいたします。

議第56号については、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。

よって、議第56号の人事案件1件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第56号については、日程に従い、引き続き、会議にて直接審議を行ないます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第8 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（近松恵美子さん） 日程第8、「市長提出議案審議」を行ないます。

改めて、議第56号 副市長の選任について  
以上、市長提出議案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております議第56号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。議第56号について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。議第56号について、議員間討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。議第56号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議第56号 副市長の選任について、採決いたします。

議第56号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第56号については、原

案に同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。議事の都合により、明4日から12日までの9日間休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、明4日から12日までの9日間休会することに決定いたしました。

13日は、定刻より会議を開き、一般質問を行いません。

一般質問を希望しておられる方は、発言通告書に質問の要旨を具体的に記載し、6日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時03分 散会

第 2 号

6 月 1 3 日 (月)

## 令和4年第4回玉名市議会定例会会議録（第2号）

### 議事日程（第2号）

令和4年6月13日（月曜日）午前10時00分開議

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 18番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
- 2 4番 瀬崎 剛 議員（創政未来）
- 3 5番 田浦 敏晴 議員（第二新生クラブ）
- 4 6番 山下 桂造 議員（自友クラブ）
- 5 7番 立川 信之 議員（第二新生クラブ）

#### 散会宣告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 18番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
  - 1 インボイス制度における公共事業受注について
    - (1) 公共工事で消費税免税事業者による受注の実態はどうなっているのか
    - (2) インボイス制度の実施により、消費税免税事業者が公共工事を受注できなくなる懸念について
    - (3) シルバー人材センター運営への影響と対策はどのように考えているのか
  - 2 交通事故防止の取組について
    - (1) 市内での交通事故発生状況はどうなっているのか
    - (2) 市民から信号機設置要望についての対応はどうしているのか
    - (3) 運転免許返納者の推移と外出支援の拡充は図られているのか
  - 3 豪雨災害の備えについて
    - (1) 新たに始まる線状降水帯予報を災害防止にどのように生かすのか
    - (2) 防災無線戸別受信機の新たな配置はどうしたのか
    - (3) 安心メール登録者の推移及び登録者推進の対策は
    - (4) 自主防災組織の組織率及び活動状況にどのような課題があるのか
- 2 4番 瀬崎 剛 議員（創政未来）
  - 1 防犯カメラの設置について

- (1) 設置状況について
- (2) 通学路等の安全確保について
- 2 職員採用について
- 3 5番 田浦 敏晴 議員 (第二新生クラブ)
  - 1 産後ドゥーラを活用した母子支援について
  - 2 ヤングケアラーに対する支援について
- 4 6番 山下 桂造 議員 (自友クラブ)
  - 1 玉名市総合計画の「自然と暮らしを守るふるさとづくり」の現状及び今後について
  - 2 菊池川の緑地公園の維持管理について
  - 3 玉名を訪れた人も市民にも優しく、きれいなまちづくりについて
- 5 7番 立川 信之 議員 (第二新生クラブ)
  - 1 一部過疎指定問題について
    - (1) 実施されたアンケートの対象者範囲について
    - (2) 過疎債の限度額について
  - 2 学校再編について
    - (1) 他自治体における再編の状況について
    - (2) 玉名市における再編計画の内容及び進捗状況について
    - (3) 今後のスケジュールについて

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

**出席議員 (22名)**

- |     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 大野豊重君   | 2番  | 中村慎吾君  |
| 3番  | 浜田繁次郎君  | 4番  | 瀬崎剛君   |
| 5番  | 田浦敏晴君   | 6番  | 山下桂造君  |
| 7番  | 立川信之君   | 8番  | 坂本公司君  |
| 9番  | 吉田真樹子さん | 10番 | 一瀬重隆君  |
| 11番 | 北本将幸君   | 12番 | 多田隈啓二君 |
| 13番 | 松本憲二君   | 14番 | 徳村登志郎君 |
| 15番 | 西川裕文君   | 16番 | 江田計司君  |
| 17番 | 近松恵美子さん | 18番 | 前田正治君  |
| 19番 | 作本幸男君   | 20番 | 森川和博君  |
| 21番 | 中尾嘉男君   | 22番 | 田畑久吉君  |

\*\*\*\*\*

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	糸 永 安 利 君	事務局次長	松 野 和 博 君
係長	小 畠 栄 作 君	書記	古 閑 俊 彦 君
書記	徳 永 優 貴 君		

+++++

説明のため出席した者

市長	藏 原 隆 浩 君	副市長	村 上 隆 之 君
総務部長	吉 田 勇 人 君	企画経営部長	今 田 幸 治 君
市民生活部長	松 田 智 文 君	健康福祉部長	酒 井 史 浩 君
産業経済部長	蟹 江 勇 二 君	建設部長	田 代 史 典 君
企業局長	荒 木 勇 君	教育長	福 島 和 義 君
教育部長	藤 森 竜 也 君		

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

一般質問期間中も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。また、説明員の出席の追加につきまして、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承願います。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

なお、今期定例会における発言に関する規程第11条の発言時間は、議会運営委員会の結論に基づき、40分といたします。

18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） おはようございます。日本共産党の前田正治です。

早速、通告に沿って一般質問を行ないます。1、インボイス制度における公共事業受注についてであります。市長にも後ほど御意見を伺いますので、よろしく申し上げます。

2023年10月から導入されますインボイス制度は、現在消費税納税が免税されている売上1,000万円以下の事業者に対して新たな税負担と事務的負担が発生します。事業者は、お客さんから受け取った消費税から、仕入れにかかった消費税を差し引いて国に納税をします。現在は帳簿で行なっています消費税の計算を、来年10月からはインボイスを使って納税することが義務づけられております。インボイスの発行は、消費税課税事業者に限られております。消費税免税事業者がインボイスを発行するには、課税事業者を選択して、売上1,000万円以下でも消費税納税が発生します。既に税務署における登録が始まっておりまして、それぞれ取引ごとのインボイスの発行や、7年間を保存するなどの事務的な負担、そして消費税の新たな負担など、影響を受ける人たちの深刻さは実施が迫るにつれて浮き彫りになっております。コロナ禍や物価高で打撃を受けた中小及び個人事業者にインボイス制度がさらに追い打ちをかけることになり、税制で商売をつぶすなど、インボイスの中止を求める声が広がっております。

それでは、質問1、市の公共工事において、消費税免税事業者による受注の実態はどうなっているのでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） おはようございます。前田議員御質問の、公共工事で消費税免税事業者による受注の実態はどうなっているのかについてお答えいたします。

本市の公共工事において、落札された場合は、課税事業者や免税事業者にかかわらず契約をしております。契約をしておりますので、その区分に応じた受注件数の把握はしておりません。このことから免税事業者の登録の可能性が高い土木工事業の登録事業者約80件の中から、可能性があると思われる事業者10件をリストアップし、課税事業者、免税事業者の別を、令和元年度から令和3年度の3か年について調べたところ、各年度の免税事業者は1事業者でございました。その免税事業者の過去3か年の指名回数に対する受注件数は、令和元年度が指名4回に対して受注1件、令和2年度が指名5回に対して受注2件、令和3年度が指名3回に対して受注1件でございました。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 公共工事の建築・土木関係では、今おっしゃったように免税事業者も実際に受注を受けているという実態があります。

質問2番に移りますけど、インボイス制度の実施により、消費税免税事業者が、今後公共工事を受注できなくなる懸念がありますが、執行部の見解をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問のインボイス制度の実施により、消費税免税事業者が公共工事を受注できなくなる懸念についてお答えいたします。

本市の入札参加資格者条件に、課税事業者や免税事業者の有無の規定を設けておりませんので、指名競争入札の業者選定につきましても、課税事業者や免税事業者であるかの判断は行なっていないところでございます。選定を行なう際には、雇用の創出や地域経済の活性化、地場企業育成の観点から、地元企業で受注できる工事は、地元企業を選択し、偏ることなく公平に行っているところでございます。

インボイス制度導入後も、入札参加資格者条件や発注方法は変わらず、免税事業者が受注できなくなるということは考えておりませんが、国や県の動向には注視してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） それでは、今度市長に見解をお聞きします。

今、これから企業局の仕事についてちょっと聞きます。企業局の仕事は、上下水道とか、あるいは合併浄化槽の仕事とか、玉名市が行なう合併浄化槽、そういったものがありますが、企業局は消費税の課税事業であります。企業局における備品購入や工事などの取引先が消費税免税事業者の場合、インボイスがなければ企業局は消費税仕入れ税額

の控除ができません。ですから、取引先からインボイスを発行してもらうためには、取引先が売上1,000万円以下でも、つまり免税事業者でも課税事業者になる必要があり、消費税の納税が発生します。中小・個人の消費税免税事業者に新たな税の負担と事務的な負担が発生することになります。あるいは、企業局との取引を止めざるを得ないなど、今後の事業継続に大きな影響があると考えます。

スーパーや直売所から農産物を出荷する農家に対して、インボイスを発行するか値下げをしてほしい、できなければ取引を停止するという要請や、建設業の元請け事業者から下請けに、インボイスの登録を確認するとともに、免税事業者には消費税相当分の支払いを停止するなどの動きもあるそうです。

売上1,000万円以下の事業者にも消費税納税を義務づける、あるいは取引から排除するなど、消費税法でも認められている免税事業者に不利益を与えるインボイス制度は、そもそも法律的に私は間違いだと思います。地域における農林漁業や商工業などの生業に多大な影響を及ぼし、地域経済は疲弊し衰退します。地方創生に逆行する制度だと言わざるを得ません。

市長にお聞きします。インボイス制度についての市長の認識をお尋ねします。また、地域経済や市民生活への影響を考慮すれば、国に対してインボイス制度は中止する旨の意見を挙げてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

インボイス制度は、取引の正確な消費税額、また、消費税率を把握し、不正やミスを防ぐために、詳細な記録が記載された書類を保存することを目的に制度化されるというふうに認識をいたしております。これは、国は令和5年10月導入に向けて準備を進めております。

しかし、議員おっしゃるとおり、このインボイス制度を導入するにあたっては、事業継続に不安を抱える小規模事業者の意見があることも承知をしております。ですので、制度自体の中止を働きかけることは考えておりませんが、国には、導入までの間、課題解決をしっかりと図っていただいて、適切に対応されるよう望むものであります。

市として、事業者が制度を正しく理解して必要な準備ができるように、しっかりと周知、広報に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 制度は、中小・個人の事業者が、現在、免税事業者の場合は、インボイスが発行できないというところがネックなんですよね。インボイスを発行するためには課税事業者にならんとできんと、課税事業者になれば消費税の納税が発生すると。

そこがやはり今までと違って、事務的な負担、あるいは消費税の負担までついてくると、どっちが先かというわけではなかですけど、消費税の負担、事務的な負担がある。そこがやはり中小、規模の小さい業者には、非常に無理がいくということでもあります。

次に、3番目のシルバー人材センターでは、インボイス制度の影響は運営上の死活問題ということから、3月議会では、全会一致でシルバー人材センターに対する支援を求める意見書を国に提出いたしました。センターでは、現在400名の会員さんがおられて、配分金にかかる消費税納税額は、令和3年度が約45万円でありました。インボイス制度になると約1,300万円の消費税になると見込んでおられます。まさにセンター存続の危機に直面するわけであります。シルバー人材センター運営への影響、そしてその対策についてはどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問のシルバー人材センター運営への影響と対策はどのように考えているのかについてお答えいたします。

このインボイス制度は令和5年10月から導入されますが、この制度が始まると、これまでシルバー人材センターが受けられていた仕入税額控除が受けられなくなり、センターが支払う消費税が新たに発生することになります。この仕入税額控除を受けるためには、センターの会員に税務署長に申請してもらい、課税事業者、いわゆるインボイス事業者になってもらう必要がございます。しかしながら、もともと年間収入1,000万円以下の個人事業主である会員は、免税事業者となり、申告の義務はございませんけれども、先ほど前田議員の御説明のように、インボイス事業者になると、この特例が受けられなくなり、少ない収入であっても消費税を納税しなければなりませんので、会員にインボイス事業者になっていただくのは無理がございます。

この制度が導入されますと、センターでは、年間、先ほど議員おっしゃられましたように、1,300万円から1,500万円程度の消費税の発生が見込まれております。現在、シルバー人材センターでは、この消費税を捻出すべく検討を重ねられておりますが、先の3月議会で採択していただいたシルバー人材センターに対する支援を求める陳情書や、日本全国で展開されております同じ陳情に関する国の動向を、シルバー人材センターのみならず、本市も注視しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 私は、インボイス制度は中止するのが一番よかと思います。なぜかといいますと、現在は、インボイスがなくても消費税を計算して納税が行なわれております。消費税免税事業者からも消費税を取り立てるインボイスの制度はやはり見送

るのが一番いいと考えております。先ほど、シルバー人材センターのことも答弁がありましたが、これはかなり深刻な問題で、皆さん覚えていらっしゃると思いますけど、3月議会での陳情は、シルバー人材センターをこのインボイス制度から除外してくれと、そういうふうな中身でありました。そうなってくると、今度はいろんな団体がそういう動きをしてくると思います。とどのつまりは、もうせんほうがよかということで、ぜひ、玉名市からもそういう声を大いに国に挙げていただきたいと思います。

次、2番目の交通事故防止の取組についてということで質問します。

毎日のテレビや新聞で交通事故のニュースがない日はないといっても過言ではありません。また、あおり運転などの新語も、新しい言葉といますか、も造られました。最近の車には、自動ブレーキやはみ出しアラームなどが装備をされて、より安全運転を考慮したつくりになっているようであります。そして、自転車事故でも高額な賠償金が発生することなどから、自転車保険の加入が義務化をされました。1週間くらい前の雨の8時ごろでありましたが、私、車で走っていましたが、突然左から右のほうに横断する人影がありました。「ああ、何か動いたな」というその気配がして、すぐブレーキを踏んだので何事でもありませんでしたが、一步間違えれば、人の命を奪いかねない、そういう中で車に乗っているということを改めて実感したところでもあります。

それでは、1番目、玉名市内での交通事故発生状況は、今、どうなっているかお尋ねをいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） おはようございます。前田議員御質問の市内での交通事故発生状況はどうなっているのかについてお答えいたします。

この事故につきましては、玉名警察署に確認いたしましたところ、市内における過去5年間の交通事故件数につきましては、平成29年243件、平成30年158件、令和元年156件、令和2年111件、令和3年114件となっております。

この件数の推移を見ますと、日ごろからの地域の交通指導員の方や警察などのパトロール活動による成果だと思われませんが、年々減少傾向にありまして、特に平成29年と令和3年を比較しますと、約半分以下の件数となっております。また、交通事故の特徴としましては、その多くが車同士の事故であり、前方不注意による追突事故が多発しているとのことでした。

次に、市内における交通死亡事故の発生状況についてでございますが、死亡事故の発生件数は、平成29年3件、平成30年4件、令和元年1件、令和2年2件、令和3年2件あってありまして、この12件のうち半数にあたる6件が、高齢者の方の道路横断中での死亡事故であるとのことでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 事故の件数につきましては、だんだん減っていると、それだけ努力がされていると、市民も含めて、行政側も含めて。中でも車同士の事故が多いということなんですけど、私もそうかなと感じています。

2番目の信号機の設置の状況についてこれからちょっと質問します。これ調べてみますと、信号機設置の指針というのがありました。車の通行が1時間に300台以上あるとか、隣の信号と150メートル離れているとか、などなどの信号機設置における一定の目安といいますか、基準といいますか、そういうものが示してあります。

市民から信号機設置についての要望が市役所にも多数寄せられると思いますが、その対応はどのようになされているのかお聞きします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の市民から信号機設置要望についての対応はどうしているのかについてお答えいたします。

本市におきましては、信号機の新規設置要望につきましては、要望書という形で御提出いただきまして、内容を確認した後、市長名で警察署へ上申しております。中には市民の方から直接警察署へ要望されるケースもあるようでございます。また、信号機設置につきましては、先ほど前田議員のほうからも御説明ございましたように、道路交通法等によりまして基準が定められておりまして、市の裁量で設置の判断をすることはできません。信号機の設置につきましては、横断歩行者数や交通量等の条件を総合的に判断して公安委員会が設置をいたします。

そういったことから、定められた信号機の設置基準を満たしていない場合等は、新規の設置はかなり厳しい状況でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） スライドを映してください。

[拡大投影にて画像を示す]

○18番（前田正治君） 今から、県道と市道の交差点の安全確保について質問します。

場所は地域医療センターの下の交差点、これがそうですね。それともう一つは、ここから北を見た、バイパスと寺町大坊線から出てくるところの交差点、その2点です。これちょっと違うんですけど、場所が。

まず、新玉名駅前の南側、県道玉名八女線と、市道大坊永安寺線の交差点。玉名地域医療センター下を県道から見ると、スライドAです。これが地域医療センターの下を県道側から見たところ。道路がちょっとカーブしてるでしょ。かなり幅員も大きな交

差点であります。その東側には県道と市道寺町大坊線の交差点があります。先ほど、市道大坊永安寺線だったですね、間違えました。東側には県道と市道寺町大坊線の交差点があります。スライドCです。ここです。青信号が1個ついているところ。常時青信号はついておきまして、ここもどっちかという大きな交差点であります。県道を新玉名駅側から石貫方面に通行するとき、地域医療センター下の交差点に向かって、スライドCです。ここからでもよかですけど、ここから地域医療センターをずっと見ると道路がカーブしてるでしょ、ずっと。したがって、大坊永安寺線から、あの交差点の右手のほうから大坊永安寺線からこの県道に出てくるわけなんですけど、その車も、この県道を走る車も、お互いにちょっと見通しが悪いと、道路の形状からしてそういうふうになっています。最近はお覧のように植栽もされておりますので、なおさら見通しが悪くなったのかなと。

この質問を考えていた頃、つい最近ですけど、車の衝突事故があそこ下でありました。県道と市道寺町大坊線の交差点、スライドCです。県道側が常に青信号で、市道側には歩行者用の押しボタン信号が1個、写っていませんけど、手前のほうについています。過去3年間でここでは3回の事故があったとホームページ上で確認できます。地域からは、危ない交差点を、2つの交差点ですね、なんとかしてほしいという要望が市のほうに出ているかと思えます。

スライドD、これです。これは県道と市道寺町大坊線の交差点付近であります。その東側です。道路の中央に42本のポールが立っておりますが、何と40本は御覧のように折れていて、かろうじて2本だけが残っているという状況であります。これは私が推測するところによると、恐らく県道側は常に青信号ですので、交差点に入る手前の減速というのあんまりないのではないかなと、そのまま青だからびやっと突っ切っていくのかなという推測もしているところであります。

県道と市道が交差する二つの交差点のことで、地域からは、新たな信号の設置や常時青信号を黄色または赤の点滅に変えるなど、危険性の回避といえますか、そういう要望であります。

公安委員会とか、県との協議を踏まえて、住民や通行車両の安全確保に緊急な対策が必要かと思えますが、求めるものであります、いかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

地域住民の安全確保のための今後の対応についての御質問でございますけれども、先ほども答弁しましたように、現時点におきましては、信号機設置の指針に定める必要条件を満たさないことから、新規の信号機の設置は困難な状況でございます。しかしながら、地域住民の皆様をはじめ、市民の安全確保につきましては、改善できるものは改善

したいと考えておりますので、玉名警察署をはじめ、道路管理者である熊本県、本市の関係部署と連携を図りまして、例えば、路面標示等の、安全確保に向けた対策について可能なことから検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 実際に現地では、県北病院ができました。そして時間帯によっては、やはり車の通行量も増えたと、そういうふう聞いております。車両の通行量が1時間に300台以下であっても、地域住民や通行車両の安全確保、その対策を講じるのが、やはりこれは役所の責務だと考えます。おっしゃったことも含めて、緊急な対策をお願いいたします。

続きまして、3番、運転免許証返納者の推移と外出支援の拡充は図られているでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の運転免許返納者の推移と外出支援の拡充は図られているのかについてお答えいたします。

本市の運転免許自主返納支援事業につきましては、令和2年度から取組を始め2か年が経過したところでございます。運転免許返納者の推移を玉名警察署へ確認しましたところ、令和2年度327人、令和3年度269人となっており、このうち本市の支援事業を申請された方は、令和2年度が250人、令和3年度が197人でございます。支援の内容といたしましては、バスICカード、乗合タクシー券、タクシー回数券につきまして、それぞれ3,000円分の補助をしており、申請される方は、そのうちの一つを選んでいただくこととなっております。

この支援事業の趣旨としましては、高齢化などにより車等の運転に不安を持たれる方々への免許証の自主返納を支援することにより、公共交通への利用転換と交通事故の減少を図るということがございます。また、ほかに、警察署へ運転免許証を返納しますと、手数料はかかりますけれども運転経歴証明書の交付を受けることができます。これは運転免許証に変わる公的な身分証明書として利用することができ、タクシー、バスの乗車運賃が割引されるなど、様々な特典が受けられることとなっております。

外出支援の拡充につきましては、まずはこれらの現行制度のさらなる周知といたってんタクシーなど、乗合タクシーも含め、地域公共交通の充実により、外出支援につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 高齢者が運転免許証を自主的に返納することによって、運転に

おける事故のリスクは減少する側面があると思います。しかし、外出が不自由になり、高齢者が日常生活を送る上で、物心両面からの影響も否定はできません。なんだったかな、ちょっと忘れましたが、総務部長が以前、企画課長をされているときに、公共交通の削減によるいろんな影響ということで、忘れまして。

玉名市運転免許証自主返納事業、おっしゃったように、自主返納支援事業は、運転に不安を持つ者の免許証の自主返納を支援することにより、公共交通への利用転換と交通事故の減少を図るとしております。具体的には、バスのＩＣカード、タクシー券の補助、乗合タクシー券の補助、いずれか一つ３，０００円分を支援するというもので、令和２年６月からスタートしておりました。私は、広範囲にわたるこの玉名市内を考えますと、乗合タクシーのさらなる利便性の向上、これも今後の引き続き課題かと思えます。また、免許証を返納したことで、高齢者の外出機会が減少する、不便になること、高齢者福祉にはマイナス面がありますので、外出支援、現在の支援事業としての３，０００円分の金額ですね、このやはりまだ２年しか経っていませんけど、実施して。やっぱりちょっと少なすぎるんじゃないかなと。「大体、タクシー１回乗ったら終わったばいた」と言われたことも何回もありました。

支援額の増額を検討する時期でもあるかなと思いますけど、見解をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の再質問にお答えします。

この運転免許返納者への外出支援の増額について検討すべきではないかということでございますけれども、現時点では、当面の間、現行の３，０００円分の補助制度を継続しまして、制度のさらなる周知と公共交通への利用転換、運転経歴証明書の活用などを促してまいりたいと考えております。

今後の支援の充実につきましては、路線バス、乗り合いタクシー、鉄道などの公共交通の運行体制や、また、増額に関しましては、予算等も関係いたしますので、現行制度の利用状況でありますとか、免許返納者の声をお聞かせいただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

[ 18番 前田正治君 登壇 ]

○18番（前田正治君） さっきの忘れたのを思い出しました。クロスセクターというんですね、考え方。結局は、公共交通や足の便がなくなると、外出も減ってそのほかに福祉面とかいろんな面で玉名市からのまた支援も必要になってくるけん、財政的な出増という点で、そういったことが試算してあるわけなんです。だから利用者が少なくなったから、どんどんどんどん減らしていくという在り方はやっぱりいかがかなと。

今度の、今の乗り合いタクシーも、決して利用者が多いというふうには私は思っていません。私も実際登録しましたが、まだ1回も利用したことはありません。ですからやはりより多くの方が利用して、利用することが制度をどんどん良くしていく方向につながっていくのかなと感じております。

3番目の豪雨災害についてお尋ねします。近年の異常気象、豪雨災害が多発することなどから、気象庁は6月から線状降水帯の発生予測情報を出すようになりました。早めに避難することに大きく役立つと歓迎されています。今までも天気予報の雲の流れなどで、線状降水帯が示されると、やはり緊張感といいますか、雨の降り方に一段と注意を向けて、木葉川や菊池川あるいは繁根木川などの河川水位の変化を、テレビやスマホでチェックしたものであります。線状降水帯が発表されると、雨の降り方が尋常でないことを各地の水害のニュースなどから多くの皆さんが学んでおります。

それでは、質問の第1番目。新たに始まる線状降水帯予報を災害防止にどのように生かそうと考えているのか。線状降水帯の予測について必ずしも高精度ではないようですが、空振りをおそれる必要はないと思います。防災の対応については、警報の発表から2時間以内と言われております。線状降水帯予報が出たときに、市民への周知について特段の注意喚起が必要かと思いますが、見解をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員御質問の線状降水帯予報を災害防止にどのように生かすのかについてお答えいたします。

線状降水帯予報につきましては、本年の6月1日より運用が開始されたもので、顕著な大雨に関する気象情報の基準を満たすような大雨が降る可能性が高い場合に、半日程度前から全国を11ブロックに分けた地方予報単位で、気象情報の補足情報という位置づけで発表が行なわれます。

例を挙げますと、九州北部地方では、線状降水帯が発生して大雨災害発生の危険度が急激に高まる可能性がありますというような表現で、气象台から発表が行なわれます。

本市としましては、現時点では、九州北部地方といった広域での予報であることや、精度といたしましても非常に高いということではないために、本市における従来の降雨予報を基本に、線状降水帯予報も参考にしながら、早めの避難が必要と判断した場合は、線状降水帯という表現も加えた避難の呼びかけを行なってまいりたいと考えております。

なお、気象庁の計画においては、今後観測体制の強化を図り、スーパーコンピュータ一富岳を活用した予測技術の開発等を行ない、発生直前予報でありますとか、県単位での予報、さらには市町村単位での予報を順次予定されております。

こういったことから、予測の精度が向上した際には、現在の気象予報に加え、線状降

水帯予報も加味しながら、早めの避難誘導など災害防止に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 私は、わざわざ気象庁は線状降水帯の予測も発表するから、それに降水といいますか、避難呼びかけも今まで以上にせんといかんと思います。

次の2番目なんですけれども、防災行政無線戸別受信機の新たな設置はどうしたのかと。今年度当初予算では、新たに500台の防災行政無線戸別受信機の予算化がされました。いよいよ梅雨入りとなりましたが、具体的な設置場所や時期などについてお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員御質問の防災行政無線戸別受信機の新たな配置はどうしたのかについてお答えいたします。

防災行政無線の戸別受信機につきましては、激甚化する近年の災害対策の一環として、スマートフォンやパソコン等を利用した情報の収集が難しい高齢者のみで構成されます世帯等に対し、今年度より防災行政無線戸別受信機の貸出しを開始することとしております。今年度の当初予算に計上しているとおりでございます。

この戸別受信機につきましては、なるべく早い時期に、必要とされる世帯にお届けしたいと考えておりますが、この戸別受信機は完成品を購入できるものではなく、受注生産となっております。加えまして、世界的な半導体不足の影響等の理由によりまして、年内の早い時期での納入は難しい状況でございます。

今後、戸別受信機が配付できるめどがつかましたら、広報紙等において戸別受信機の貸出しについてお知らせし、貸出し申請の受付を行ないます。そして、年内に貸出し世帯の審査を行ないまして、令和5年3月から戸別受信機の各世帯への配付を行なう予定としております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） なぜ500台の増設が計画されたかと考えますと、現在の戸別受信機の設置状況では、市民への情報伝達の徹底が不十分だと、そういったことで500台の増設が計画されたと思いますが、この梅雨に間に合わなかったということになりますと、やはりいわゆる警報や危険を周知する情報伝達を徹底する何らかの対策を講じる必要があるんじゃないかなと。スマホやパソコンなどで、自分で情報を得られる人はいいんです。ただやっぱり高齢者とか得られない人がどっちかという市民の中でも多いんじゃないかという気がするんですけど、そういう人たちへの何らかの対策を、今ま

で以上の何らかの対策を講じる必要があるんじゃないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

今期の梅雨時期に間に合わないのであれば、何らかの対策を講じる必要があると思うがという御質問でございますけれども、この防災無線の戸別受信機につきましては、大雨や台風などによる災害防止に関する情報収集が難しい高齢者のみの世帯等に貸し出す予定としております。しかしながら、先ほど答弁いたしましたように現在の社会経済情勢から考えますと、今回の出水期または台風時期にはお届けすることは困難と考えております。従いまして、戸別受信機をお届けできるまでは、今までのように防災行政無線や安心メール等複数の手段による細やかな情報発信はもとより、消防団や自主防災組織等との情報共有を図りながら、状況に応じて迅速かつ正確な避難誘導等ができるよう市民の皆様の安全を確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 続きまして、安心メール登録者の推移及び登録者推進の対策はどのようにされているかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員御質問の安心メールの登録者の推移及び登録者推進の対策はについてお答えいたします。

玉名市安心メールの登録者数は、令和4年5月末時点で、8,773件でございます。過去5年間の加入者の推移につきましては、この4月1日時点の数字となりますが、平成28年2,407名、平成29年3,575名、平成30年4,480名、平成31年5,199名、令和2年6,227名、令和3年7,477名、令和4年8,731名となっており、防災意識の高まりもあり、登録者は確実に増えている状況でございます。

登録の推進としましては、広報紙への毎月の掲載を始め、例えば、避難所開設時における受付でのチラシの配布、新型コロナワクチン集団接種会場での待合室にポスターの掲示等を行なっております。また、地域のふれあい活動で行なう防災講話の際にも、登録の方法などを説明し、登録を促しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） ここ何年間かで確実に登録者は増えているということでありませう。私は、もっと爆発的に増やさんとでけんなど。なぜかという、先ほども言いましたが、スマホやパソコンで、自分で情報を得られる人はよかったですよ。得られない人に

役所側からいろんな情報を発信するという意味で、この安心メールとか防災行政無線とか、そういうのがありますので、この数字が多いか少ないかという判断はともかくとして、私はやっぱり新たにスマホを買う人は店で「玉名市内の人には、玉名市の安心メールを登録してください」というような、例えば、そういった方法も一つあるのかなと考えます。

ちょっと再質問しますが、マイナンバーカードについては十分なる予算をつけて今、国を挙げて取得の推進が図られております。私は、マイナンバーカードよりも安心メールに登録したほうが、市民にはよっぽど役立つと思います。安心メール登録に向けた予算化も行なって登録を推進すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

安心メールの登録に向けて予算化すべきではという御質問でございますけれども、現時点では、安心メールを推進するための予算化などの検討はしておりません。しかしながら、今後登録を推進していく上で予算が必要となる際には、議会のほうにお諮りしたいと考えております。

情報の入手に関する情報を申しますと、本市の公式ライン、こちら5月末で4,368件の登録がっておりますけれども、公式ラインにおいても災害関連の情報を玉名市安心メールと同様に配信しており、安心メール以外でも情報を取得する方が増えてきている状況でございます。これは若い世代も含め、災害に対する関心が非常に高まってきていると感じているところでございます。

ここ2年間ほどは、コロナ禍の影響もあり、安心メールの普及促進については、積極的な展開ができておりませんが、今年度に入りウィズコロナという環境下で様々な行事やイベント等も動き出してきております。そういった中、自身の命や大切な人の命を守るためにも、災害に関する情報を正確に入手するという事は非常に大事なことでありますので、今後も引き続き安心メール登録の推進については、各種イベント等のあらゆる機会を活用しながら、まずは登録者1万人突破を目指して普及促進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 登録者1万人目標というのは知りませんでしたが、さらに早くそれをクリアして、上の目標を目指してもらいたいと思います。

3番目の自主防災組織の組織率と活動状況についてお尋ねします。また、どのような課題があるのかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の自主防災組織の組織率及び活動状況にどのような課題があるのかについてお答えいたします。

まず、自主防災組織の組織率としましては、令和4年4月1日現在、市内258行政区のうち182行政区が自主防災組織を立ち上げておられます。自主防災組織が活動している地域の世帯数を玉名市全域の世帯数で割った世帯カバー率は82.4%となっております。

次に、自主防災組織の活動状況につきましては、コロナ禍ということもあり、大人数での避難訓練等を行なうことが難しい状況ではありますが、携帯電話を使用した情報伝達訓練や安否確認訓練、危険箇所の確認を行なうなど、時勢に合わせた活動を行っております。自主防災組織に関する課題としましては、世帯数が極端に少ないなどの理由から自主防災組織の立ち上げに踏み切れない行政区もあるようでございます。しかしながら、これは必ずしも行政区単位での組織構成に限定されたものではございませんので、今後は複数の行政区による新たな枠組みの自主防災組織の立ち上げについても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 自主防災組織の組織率ですけど、一応、ふりかえりシートをちょっと確認しました。それで見ますと、平成30年から比較すると、だんだん組織率としては向上しているということであります。

これから自主防災組織がそれだけ組織してあるんですけど、自主防災組織の活動活性化に向けた支援というのはどのようなことをされているのかお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

自主防災組織の活動活性化に向けた市の支援といたしましては、例えば、要請があった地区の公民館に、県の自主防災組織活動支援員や防災安全課の職員が出向き、その地域の実情に即した防災講話を行ない、意識啓発に努めております。また、自主防災組織が避難訓練等の防災活動を行なう際に必要な経費に対しまして、年間1万円までの補助と一つの組織1回までとなりますが、チェーンソーやヘルメット等の防災資機材の購入に対する補助、こちらは5万円を上限として行なうなどにより、活動の活性化を側面から支援しております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 自主防災組織はそれだけできましたと、8割方できましたと。大事な点は自主防災組織が、文字どおり自主的にいろいろ活動していくということが大

事な点だと思います。それで再質問しますが、地域防災計画に掲げてあります地区防災計画の策定状況と計画策定に向けた取組はどのようになっているかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

本市での地区防災計画の策定状況については、現時点ではまだございませんが、地区防災計画を策定するに当たりましては、地区からの要望があれば計画の策定の支援を行なう県の自主防災組織活動支援員をアドバイザーとして派遣することができます。本年5月に活動支援員の紹介リーフレットを各自主防災組織に配布したところでございます。また、地区防災計画の策定の進め方について、段階ごとに分かりやすく説明が記載されております地域防災活動支援プログラムのパンフレットも併せて配布いたしております。実際に地区防災計画の策定を検討されている地区または地区防災計画について教えてほしいなどございましたら、遠慮なく防災安全課まで御相談いただければと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 氾濫する危険が非常に心配される菊池川とか、私のうちのそばの木葉川とか、抱えている自治体にしては、私は、地区防災計画の取組がちょっと遅かったんじゃないかなという気がします。これもちょっとインターネットで調べてみましたら、お隣の荒尾市なんかは地区防災計画の作成をかなりして、積極的に自主防災の取組がされているのかなと思いました。市役所から示される地域防災計画、そして行政区や自主防災組織などがつくる地区防災計画、この両方は、車の両輪の関係と言われております。行政区や自主防災組織などの自発的な活動を役所が応援して促進することは、行政区などの自主防災組織が防災・減災についてより力を発揮するものだと思います。自主防災組織の組織化と併せて地区防災計画の策定も重視することが重要であると考えます。

次に、再質問しますが、行政区内で協力して防災に取り組む中で、情報の伝達、安否確認、避難の呼びかけと誘導などがあるかと思います。また、一人一人がハザードマップの確認と平時から自宅の災害リスクと取るべき行動を確認することが大切だと思います。そのために、これは一つの呼び方だと思いますけど、避難行動判定フローというのがあるそうですが、玉名市における避難行動判定フローの作成についてはどういった取組がされているかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

議員が申されたように、住民の皆さんお一人お一人が、平時からハザードマップと併せ、自宅の災害リスクや有事の際に取るべき行動を確認され、家族や地域で情報を共有

しておかれることは、命を守る上でも非常に大切なことでございます。

昨年の6月になりますけれども、広報紙と併せまして、各自が適切な避難行動計画を事前に整理するためのくまもとマイタイムラインのリーフレットを市内全戸に配付しております。このマイタイムラインは、大雨や台風などの自然災害から身を守るための防災行動計画となります。こちらを活用していただき、いざというときの避難に備えた行動をお一人お一人があらかじめ決めておいていただければと思います。このマイタイムライン、防災行動計画につきましては、本市のホームページで「マイタイムライン」で検索いただきますと、熊本県のページにリンクしておりますので、そこから御自分で作成することも可能となっております。また、ユーチューブで玉名市公民館公式チャンネルを御覧いただきますと「マイタイムラインをつくろう」という動画にて、作成の仕方が分かりやすく御覧になれます。

繰り返しになりますけれども、重要なことは、お一人お一人がまたは御家族で、あるいは御近所で、どのタイミングで、どこへ、どうやって避難するかという防災行動計画をあらかじめ決めておくことだと思います。また、災害時の避難などについて、御不明な点やお尋ねされたいことがございましたら、防災安全課まで遠慮なくお尋ねいただければと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 避難行動判定フローについて、既に昨年広報で周知をしてあったということですが、一般質問通告後にそういったことを伺いまして、私も昨年の広報を見てみました。そうしたら入っていました。これですね。

[広報紙を示す]

○18番（前田正治君） これです、これ。皆さん見ましたか。

非常にどっちかという細かい字が多いのかなという印象であります。私自身ちょっと認識不足でありましたので、これは御無礼いたしました。

熊本タイムラインということですが、ちょっと本当に情報量が多すぎるんじゃないかなと、これを一人一人が見て「ああ、自分もつくってみようかな」という気になるのかなと、率直にそういうふうに思います。

内閣府の防災ホームページにあるような、いわゆるコンパクトで見やすく、そして分かりやすい自宅の災害リスクと適切な行動判断や避難先を市民一人一人が考えてみようかなと、そして分かるような確認できるような判断できるようなそういう避難行動判定フロー策定の促進にさらに力を入れていただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 15 分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

4 番 瀬崎 剛君。

[4 番 瀬崎 剛君 登壇]

○4 番（瀬崎 剛君） 傍聴席の皆様、インターネットで御視聴の皆様おはようございます。4 番、創政未来、瀬崎剛でございます。よろしくお願いいたします。

今週から見てのとおり雨が降っておりまして、そろそろ梅雨入りかなと思われま。市内の河川に堆積した土砂や草の繁殖など、私が 12 月に一般質問させていただきましたが、ますます伸び放題になっておりまして、これから梅雨末期の大雨や台風、それから先ほど前田議員の質問にも出てまいりましたけど、線状降水帯などの不安な季節となつてまいりました。大事に至らないよう、普段から防災対策を立てるよう気をつけていこうと思っております。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。さて、本市において、先月 5 月 23 日、伊倉北方路上で包丁のようなものを所持した不審な男の目撃情報が発生いたしました。不審な男が児童に近づいてくるなど、危険な状況がうかがわれます。現在も警察で被疑者を捜査中ですが、解決には至っておりません。これまでも全国的に見れば、幼い子どもたちが事件に巻き込まれ、悲惨な結果となっていることは多々発生しております。防犯カメラは全てを映し残すと同時に、事件などの抑止力につながります。

令和元年の一般質問で、防犯カメラの設置について質問されておりました。当時、玉名市の防犯カメラの設置数は公共施設を中心に 132 台と言われていたと思っております。その後の設置状況についてお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 瀬崎議員御質問の防犯カメラの設置状況についてお答えいたします。

市で設置している防犯カメラの設置状況につきましては、市役所本庁舎を始め 3 つの支所、各小中学校、公立保育園、蛇ヶ谷公園、立願寺公園、JR 新玉名駅及び玉名駅など、公共施設の屋内外に 133 基を設置しており、それぞれの担当部署で維持管理を行なっております。ほかにも、市内商店街等におきましても、防犯意識の高まりや犯罪抑止効果の観点から、国の補助金制度を活用して防犯カメラの設置を行なっておりますし、個別店舗などの事業者設置の分を含みますと、相当数の防犯カメラが設置されてい

ると推察されます。

また、第2次玉名市総合計画にもうたっております自然と暮らしを守るふるさとづくりの防犯対策の強化にもありますように、防犯ボランティア団体や行政区を対象とした防犯カメラ設置支援補助事業に取り組んでおります。こちらは令和3年度の実績としましては、設置要望がありました10団体、行政区が9つ、消防団が1つでございます。10団体から20基の申請があり、1基当たり10万円を上限としまして、総額189万9,800円の補助金を交付し、防犯カメラの設置が完了しております。今年度も既に9つの団体から20基の設置要望があっている状況であり、犯罪抑止としての防犯カメラの需要の高まり、防犯意識の高まりを痛感いたしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

133台と、市直接関わられたのが多分1台増加で、後は通学路等に多分配置されたのが20台20台ですかね、計2年で40台増えます。今年度まで入れて増えますよということだと思います。これは本当に40台でも増えればよかったと思っております。

これは警備会社の調査ですが、これは全国的なものなんですけど、小学生が危険に遭遇する時間帯は、下校中が47%、被害場所は、通学路が51.2%で最も多いということが、担任の先生に聞く小学校の防犯に関する意識調査ということで、通学路を51.2%、通学路以外の路上13.7%、公園や空き地11%、公共施設が5%となって、断トツに通学路、そして通学路の下校中に起きているということでもあります。この安心教室を実施した全国の小学生クラス担任教諭815人、児童数で言いますと2万1,660人を対象にしたものです。

中高生においては、通学路下校中に加え、SNSで知り合ってトラブルに巻き込まれるということが急増しております。先週、玉名警察署の生活安全課の生活安全ガイドというものをいただきまして、その中に本市におけるわいせつ事案、声かけ事案というのが、令和元年37件、令和2年41件、令和3年64件と増加しています。担当の方にお聞きしましたが、事件はどこでも起きていますが、わいせつ事案や声かけ事案、そういうものは、やはり下校中の人気のないところ、こういうところで起きていることが大半だそうです。防犯カメラの設置が増えるのは非常に助かるということでした。

一般家庭で防犯カメラの設置を個人的にされるところもあると思いますが、良く都会とかでは、車を傷つけられたとか、部品を盗難されたとか、そういうのも個別の家庭に備え付けられたカメラに映し出されて犯人の割り出しにつながっていくということもよくあります。ただ、本市におきましては、そこまで個人のお家でつけられていることはなかなかまだ進んでいないのかなと思っておりますので、財政面で問題はあります。

すが、ぜひ、その辺20基ずつの増加となっておりますが、もしできるものならば、さらなる設置をお願いしたいと思っております。

それと、先ほど商店街ではつけられているということでありました。確かに商店街とかコンビニ、お店系統は結構ついているところがあるのかなと思います。補助金などを使いまして、独自に防犯カメラを設置されているということがあると思います。

商店街の街路灯、この街路灯も街路灯組合などをつくって、独自に電気代等を払われております。要は、あれがついているとついていないのでは、全然町中でも真っ暗になるか明るいか、防犯灯と街路灯と名前の違いはありますけれども、実際言ったら防犯灯の役目を果たしているというふうに考えるのが妥当と思っております。実際、ある商店街の方に聞きましたら、街路灯組合で、年間に電気代としてお払いしているのが70万円になるということをおっしゃっていました。これ結構な負担であるとは思うんですね。経済的にも、今、コロナで厳しい、そうでなくてもだんだん地方というのは厳しくなってきております。そのような中で、商店街、そうやって防犯カメラや街路灯ということでまちのために、自分のためにも当然あると思いますが、明るく防犯対策にもなるということで頑張っておられます。そういう商店街に対して何らかの補助というのはございませんでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 瀬崎議員の再質問にお答えいたします。

商店街などの街路灯について補助などはないのかということでございますけれども、本市では、夜間における犯罪防止を目的として防犯灯の設置を促進しており、防犯灯の新設、建て替え及び修繕に係る費用に対し補助金を交付しております。瀬崎議員の言われた街路灯とは、公共の空間を照らすためのものであり、犯罪防止目的の防犯灯とは意味合いが異なりますけれども、この既存の街路灯をそのまま生かし、球のみをLED球に取り替えるなど、防犯灯として活用していただくことも可能でございます。その際は行政区等の団体より、防犯灯設置に係る補助金の交付申請をしていただくこととなります。また、設置後は継続した運用ができるよう、防犯灯の電気料金に対しましても補助制度を御用意しておりますので、こちらも御活用いただければと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

商店街に対してもそのような形で、球をLEDに変える際には補助が出るということで、これは街路灯組合からとかではなく、その地区からの申請が必要になるという考えですかね、それは普段行政がやっておられる地区の行政区の防犯灯と一緒の意味合いとか、そういう形で申請をして街路灯組合の球を変えていくということによろしいで

すかね。

○総務部長（吉田勇人君） はい。

○4番（瀬崎 剛君） はい、わかりました。

LEDに変えるだけで、電気代が確かに半分になっていくのではないかなと思います。地区の防犯灯も市より半額補助をいただいております。確かにLEDに変わってからお支払いする額が半額になったと思います。それは本当に商店街の方は助かられると思います。これは限度というか、年間に申請できる限度とかというのはやっぱりあるんですかね。さっき防犯カメラであれば、確か200万円までとかだったと思うんですけど、その防犯灯に切りかえるやつはこれだけですよとか、それとも地区の防犯灯と同じような受付で、その金額に関して上限はないと考えてよろしかったですか。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 瀬崎議員のただいまの再質問でございますけれども、この防犯灯の設置、修繕、球の切りかえ等、こちらにつきましては、玉名市内全域、全部の行政区が対象になりますので、一度にその地区の分を全部変えることは不可能と思います。なおかつ、予算がございますので、基本的には予算の範囲内で補助事業を実施しているところでございます。

先ほど、商店街の街路灯につきましては、あくまで行政区等のいわゆる区からの補助金申請という形をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） わかりました。要は行政区がいただいている防犯灯の補助の上限の範囲内で、その街路灯のほうもその中に入れられますよということですよ、わかりました。ありがとうございます。

これに関しては、防犯灯の地区の行政区の申請は確か6月か7月末まででやられていたと思うんですけども。うちの区も当然ながらありまして、ただ、それで十分明るいのかと、通学路なり区民の皆さんが通っているのが明るいのかという、それはちょっとまだ足りないかなと思う部分もありますし、ほかの地区に関してもそういうのがあるのかなとは思いますが。区長さん方、役員さん方は、定年退職されてやられるので、うちの区で言えば会議がちょっと早い時間帯にやられる。会議に行くときはまだ明るいとか5時くらいにやられるとか、逆に仕事を持ってられる方にはなかなか難しい時間帯ではあるんですけども、そうやって出ると暗さがちょっとわかりにくいとか。私もそうですけど、車運転してそこまで気づかなかったことでも、実際歩いている方たちは暗いと感ずることが、車で通るとなかなか気づけなかったりするということもありますので、恐らくうちの区も行政のほうから、新規があれば申請してください、そうでなければ、

既存の分の半分、電気代を補助しますよという申請をしてくださいと毎年書類が来ているのは存じているんですけども、なかなかそれを増やそうと、なかなか地区でも半額といえどもお金がかかるのでというのがあるのと、気づかないというのものもあるかもしれないんですけども。

もし良かったら、市長とかは区長会の総会なり研修会なり、多分出席される機会があるとは思いますが、その機会にもし良かったら、そういうことを、もし暗くて危ないところとかあったら、よかなら申請してくださいということをお願いしていただけたらありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問にまいります。

[4番 瀬崎 剛君 登壇]

○4番(瀬崎 剛君) それでは、私の2番の質問で、採用試験についてということでお聞きしたいと思うんですけども、昨年、令和3年度採用試験より、これはホームページとかで見たんですけども、玉名市の独自の試験、人物重視となっておりました。実際、これまでも筆記試験が終わって、面接等試験をやられていたと思うんですけども、あえて人物重視とされて、今までも実際人物重視ということはされていたと思いますが、なぜ、職員の採用試験を変えられたのか、その経緯等をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長(近松恵美子さん) 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長(吉田勇人君) 瀬崎議員の御質問にお答えいたします。

本市の職員採用につきましては、令和元年に策定しました玉名市職員定員管理基本方針によりまして、退職者補充を基本として行なっておりますが、業務量に関しましては、地方分権の推進、社会経済情勢の変化、また、複雑多様化する市民ニーズへの対応等により年々増加傾向にあると認識しております。しかしながら、限られた予算、人材の中で、行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる体制整備を図りながら、市民サービスの一層の向上に努めていく必要があり、職員のさらなる人材育成と、より質の高い職員の採用が求められているところであります。

そのような中、本市の新規採用試験の応募倍率は年々減少し、令和元年度は、応募倍率、受験者数ともに過去最低を記録したところでございます。また、採用内定後の辞退者も増加傾向にあり、このまま受験者数の減少が進めば、優秀な人材が確保できず、将来、市の中核を担う職員の育成などにも影響が生じかねないとの判断から、令和3年度に採用試験方式の変更を行なったところでございます。

この試験の主な変更内容としましては、1次試験をこれまでの熊本県町村会が主催する共同試験ではなく、民間企業の入社試験でも多く利用されている総合適性試験を採用

し、個人の基本的な資質を基礎能力試験や性格検査などから判定し、未経験の職務に適應する能力や将来の成功度を総合的に判断することといたしました。また、試験内容も仕事をこなす上での正確性や迅速性を図ることに重点をおき、従来の知識重視の内容から、現場能力重視への内容と変更しております。また、集団討論の実施や集団面接などを増やし、受験生の本来の資質や将来性の可能性をより多くの目で見極めることとしております。

このほかに、総合適性試験への変更のメリットとしまして、全国各地のテストセンターで受験することができますので、全国各地の大学に通う玉名市出身の学生や民間企業に就職中で、Uターンを希望する方などにも受験が容易となること、民間企業経験者の方の受験が容易になり、違った価値観を持つ人材の採用も可能となるなど、市の活性化につながることで、また、新卒や公務員専門学校で勉強してきた受験生以外にも、理系などで勉強してきた方など、幅広い方の受験が可能となること、試験の実施時期を6月に早めたことにより、9月実施の共同試験に比べ、早い時期に内定を出せることなどがございまして、結果として、令和3年度の受験者数は184名、令和2年度の約2.4倍となり、大幅に増加したところでございます。本年4月1日には16名の優秀な人材が採用され、入庁したものと認識しており、そのうち社会人経験者が7名入庁しております。多種多様な業務経験から、職場内に新しい風を吹かせてくれると期待しているところでございます。また、そのことが社会人未経験の新卒の同期の採用職員にもいい刺激になると考えております。

今後につきましても、本市の採用試験を多くの方に受験していただき、適正かつ公平な採用試験を実施し、より質の高い職員採用に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

さっきも言いましたけれども、玉名市独自とか人物重視という言葉がクローズアップされて、どういうことか正直わかりにくかったという点もありまして、私も玉名市独自ということで、玉名市が問題をつくるのかなと、正直、誤解していたところがあったんです。なかなかホームページ上でそれだけの言葉を載せるのは難しいとは思いますが、やはりそういうふうに丁寧に説明いただければよかったのかなと思っております。

採用に関しては、退職者の人数によって採用を決めていかれると思いますので、どうしても年度別にばらつきがあると思いますけれども、ぜひ、優秀な人材の方を玉名市のために発掘していただきたいと思っております。

それでは、職員定数についてお尋ねいたします。平成17年旧玉名市、岱明町、横島

町、天水町が合併して今の玉名市となっております。恐らく合併に向けて職員数とかも計画的に調整されたのかなと思っておりますが、当然ながら4つの行政がまとまるということですから、当時は職員数も多かったと思います。それによって退職者の3分の1採用ということですとずっと人数を調整されてきたと思いますが、合併から17年が経ち、高齢化による福祉など、当時とは職務の負担など変化も出ていると思いますが、会計年度の職員さんを含め、現在実際にお仕事をされている皆様の現在の職員数をどう考えているのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 瀬崎議員の再質問にお答えいたします。

まず、本市の職員数につきましては、瀬崎議員も申されたように平成17年10月の市、町合併時の職員数は697人でした。その後、合併後10年間は退職者の3分の1を新規採用するという基本方針に基づきまして、職員数の抑制に取り組んできたところでございます。その後、各種施策を達成するために必要な人員を柔軟に確保してきており、今年度、令和4年度4月1日現在の正職員になりますけれども、職員数は526人です。

今後の職員数につきましては、現在、玉名市職員定員管理基本方針に基づいて、定員管理を行っており、計画期間の最終年度、令和5年度の職員数を531人と定めておりますけれども、令和3年度から令和7年度までの5年間は、行財政改革を強力に推進していきます行財政緊急対策の取組の一環としまして、職員数を毎年1人ずつ削減していくこととしておりまして、令和7年度の職員数は523人を予定しております。

次に、本市の職員数に対する考え方ですけれども、人口や産業構造が本市と似通っている全国の団体、いわゆる類似団体ですけれども、こちらとの比較では、人口1万人当たりの職員数は69団体中、20番目に少ない現状でございます。また、決算額におけます総人件費の構成比率、こちらにつきましては、熊本県内、熊本市を除く県内13市の市の中では、中位程度でございます。比較的効率的な行政運営ができているものと認識しているところでございます。また、今後につきましては、令和5年度から始まります地方公務員の定年の段階的な引き上げの影響を考慮した玉名市職員定員管理基本方針の見直しを行ないまして、引き続き質の高い職員の採用、研修等を通じた人材育成、人事評価制度など活用した適材適所の人員配置を行ない、限られた予算、人材の中で、行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

私も地域を回ることが多くなりまして、皆様の声を聞きますと大変厳しいお言葉が返

ってきております。それは私に向けても当然一緒だと思います。市民の皆様は、経済の冷え込み、年金額の減少、社会保障の負担の増加などにより、厳しい生活を強いられておられます。同時に、市の職員さんの皆様、私たち、後ろにいらっしゃる議員の皆様にも大変厳しい目が向けられております。どうか大変だと思いますけれども、職員数を最小限度に抑えながらも、最大限の市民サービスができるように、ぜひ、職務に励んでいただきたいと思っております。特にお金のかからない笑顔と元気、心遣い、これは何物にも代えがたいものだと思っておりますので、ぜひ、その辺を考えられてよろしく願いたいと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、瀬崎 剛君の質問は終わりました。

次に、5番 田浦敏晴君。

[5番 田浦敏晴君 登壇]

○5番（田浦敏晴君） 皆さんこんにちは。5番、第二新生クラブ、田浦敏晴です。

傍聴席の皆さん、インターネット配信を御覧の皆さん、いつもお世話になっております。よろしく願いたいと思います。

先日、朝の出勤時間帯に女性の方がごみ袋を2つ持って収集場所に走っている姿を見かけました。すると、ごみ収集車の運転手さんがその女性のところに駆け寄ってごみ袋を受け取っている場面を目にして、心が温まりました。ちょっとしたことかもしれませんが、市政においても同じようなことが言えるのではないかと感じています。行政サービスを利用する市民とサービスを提供する職員が、お互いルールや役割を尊重し、協力し合える関係がベースになると気持ちよく過ごせるのではないかと思います。私も新人として、不慣れな点多々ございますが、精いっぱい質問したいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

それでは、通告に従い質問させていただきます。産後ドゥーラを活用した母子支援についてお尋ねいたします。

今年2月厚生労働省が発表した2021年の出生率は、84万2,897人と、過去最少となり、新型コロナの影響で、婚姻数自体が減り、特に新型コロナ感染拡大初期に妊娠を控える動きが強まったとの分析結果が示されました。一方、死亡数は145万人を超え、戦後最多だったため、自然増減は60万人を超える減少となりました。

政府は今年4月から不妊治療を保険適用することを決め、体外受精などの基本治療は全て保険適用されるようになりました。こうした政府の方針は、歓迎すべきことだと思います。私は、今の時代こそ、安心して出産できる環境を整えることが行政に求められることと感じております。特に私は、コロナ禍で孤立化しやすい出産前後の母子をしっかり支援する必要があると考えております。コロナ禍で、産後うつリスクが上がって

いるとの報道や、児童虐待が増えているとの情報も耳にしています。いくつかの要因が考えられますが、新型コロナウイルスのために、出産前後の母親が外出する機会を控え、母親学級など、学びの機会を持ちにくい、さらに、里帰り出産や実家からの応援が容易でなくなったことも考えられます。

そんな中、熊本県議会で、玉名市選出城戸淳県議が、産後ドゥーラを活用した母子支援について一般質問を行ないました。私は、市議会の会期中だったため、議会の傍聴はできませんでしたが、後日、一般質問の映像を拝見いたしました。ドゥーラというのは、女性を支える女性という意味のギリシャ語だそうです。民間の資格を取得した方が、ドゥーラと呼んでおり、出産前後の母親の心に寄り添いながら家事や育児を行ないます。妊娠中から産後にかけては、母親の心身や生活が大きく変化する時期といわれ、疲労や睡眠不足、育児への不安や体の心配、家事が思うようにできないなど、1人ではどうすることもできない状況に陥ることも少なくありません。また、第二子の出産であれば、上の子の面倒をみながら体の回復もままならないまま、仕事に復帰するというようなことにもなりかねません。産後ドゥーラは、赤ちゃんの育児や新しい生活へスムーズな導入を目的とした支援を行ないます。城戸県議が、産後ドゥーラを活用した母子支援の必要性を訴える中、熊本県も核家族化の進行や共働き世代の増加に伴い、産後ドゥーラのような役割こそ、今後ますます求められるため、産後や子育てに関する様々なサービスを必要とする方々が、産後ドゥーラを含めて、希望するサービスを確実に利用できるよう、広く情報発信していくための仕組みを構築したいという見解を示しています。

この産後ケア事業は、改正母子保健法においてその実施を市町村の努力義務と定められております。対象は、出産後1年以内の母子となっております。今年の3月時点で、県内では12の自治体がこの産後ケア事業に取り組んでいるとのことでした。

そこで質問いたします。コロナ禍において、孤立化しやすい出産前後の母子の支援について、玉名市では現在どのような取組を行なっているのか。また、産後ケア事業は、自治体によって取組に差があるのが現状ですが、玉名市では、産後ケア事業の必要性について、現時点でどのように考えられているのか。さらに、産後ドゥーラといった民間のサービスを活用したアウトリーチ型の支援が有効だと考えますが、産後ドゥーラを産後ケア事業として活用する考えはないのか、市の考えをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

〔健康福祉部長 酒井史浩君 登壇〕

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の産後ドゥーラを活用した母子支援についてお答えいたします。

まず、出産前後の母子の支援、これと本市の取組についての質問でございますけれども、本市におきましては、平成29年10月に母子健康包括支援センターを市の保健セ

ンター内に設置し、出産前後の母子保健や育児に関する様々な不安や悩みにつきまして、助産師、保健師、栄養士等の専門職が相談等に応じ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に努めているところでございます。

この支援センターでは、まず、母子保健の最初の出会いである母子健康手帳交付時の個別面談の機会を活用し、全ての妊婦の背景や実情を聞き取り、特に特定妊婦や要支援妊婦を把握し、妊娠初期からの支援体制を整えているところでございます。

産後は、保健師、助産師が感染予防対策をとりながら、生後2か月ごろまでに家庭を全戸訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行っております。特に第一子、未熟児、若年妊産婦、産後うつ傾向にある方などで、医療機関から連絡があったケース等のハイリスクの方につきましては、担当地区保健師が継続的に関わり合いを持って接しているところでございます。また、母子の身近な相談相手または行政とのパイプ役である母子保健推進員による家庭訪問を妊娠8か月の時と、産後3か月の時に実施しております。コロナ禍で感染を心配される妊産婦につきましては、電話での対応により実施しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の流行により、妊産婦が孤立する傾向が高まっており、外出の機会が制限され、多くの産科医療機関で出産前の母親学級が縮小され、出産時の立会や産後の面会も制限されている状況にございます。また、里帰りを諦め、実家からの親の支援を受けにくくなっている妊産婦も存在し、コロナ禍で育児不安やストレスを抱え、中には産後うつを発症する方も見受けられます。産前産後は急激なホルモンの変化や慣れない育児で不安が強まるデリケートな時期でございますため、個々に寄り添いながら、ケース検討や関係機関と連携を図りながら、きめ細やかな相談支援に努めていきたいと考えております。

次に、産後ケア事業についての質問でございますけれども、産後ケア事業は、母子保健法の一部改正により、令和3年4月から市町村の努力義務となっておりますが、本市では、令和4年度から新たに産後ケア事業を開始したところでございます。

本市の産後ケア事業は、産後1年未満の産婦と乳児で、産後に御家族等から十分な支援が得られず、母親の心身の不調や育児不安がある方を対象といたしまして、心身ケア、授乳指導や保健指導等を市が契約する産科医療機関で実施するものでございます。サービスの形態は、宿泊型とデイサービス型の2種類で、併せて7日または7回を上限として利用できるものでございます。

次に、産後ドゥーラについてでございますけれども、子どもを預かるだけでなく、家事や育児、家庭の状況にあわせて心と体をいたわる手伝いをするということではあります。現時点では活用していない状況にございます。しかしながら、本市におきましては、本市に居住または勤務する保護者で、生後3か月以降の乳幼児から小学校6年生ま

での子どもを対象といたしまして、冠婚葬祭や買い物等の外出などの援助を必要とするときに預かるなどのファミリーサポートセンター事業を社会福祉協議会へ委託し、子育てする母親の負担を軽減するよう実施しているところでございます。民間事業者を活用することも一つの手段と考えますので、他市町の状況や医療ニーズ等も踏まえ、産後ドゥーラの活用や医療に対しての補助等について今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田浦敏晴議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

5番 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） 健康福祉部長に答弁いただきました。

母子健康包括支援センターを設置し、切れ目のない支援に取り組まれるということは、とても心強く感じました。また、今年度から産後ケア事業を始めたことも大きな一歩だと歓迎いたします。しかし、しっかり活用していただける事業にしていきたいと思えます。さらに子育ての中の母親の負担を軽減するファミリーサポート事業も紹介いただきました。

一方、現在のコロナ感染状況を見ますと、幼児や小学生から家庭内感染するケースも多いようでございます。特に産後は、出かけること自体一つのハードルとなっている母親もいらっしゃると思えますので、産後ドゥーラのようなアウトリーチ型の支援はニーズも高いと考えます。健康福祉部長の答弁の中で、産後ドゥーラの活用や利用に対しての補助など今後検討してまいるとの前向きな答弁もいただきました。ぜひ、有効な選択肢として活用できる道を探っていただけたらうれしく思います。

現在は共働き世帯が増えている中、この出産を安心して迎えられるか。もっといえば、出産後職場への復帰をスムーズにできるかが課題と思えます。男性の休職をしやすい環境づくりを含めて、出産前後の母子支援についてもコロナ禍の影響を十分考慮しながら対応していただければと思えます。

では、次の質問にいかせていただきます。

[5番 田浦敏晴君 登壇]

○5番（田浦敏晴君） 次の質問をさせていただきます。ヤングケアラーの支援についてです。

ヤングケアラーという言葉を最近耳にしたことがある方もいらっしゃると思います。法令上の定義はありませんが、一般に、ヤングケアラーというのは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家庭の介護や兄弟の世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どものことをいいます。本来大人が担うような家族の介護というのは障害や病気、精神疾患のある保護者や祖父母の介護などを指します。

2021年3月、文部科学省と厚生労働省の調査によると、世話をしている家族がいると答えた中学2年生は5.7%、全日制高校2年生は4.1%に上りました。これは日本全国の中学2年生17人に1人、全日制高校2年生24人に1人の割合に上ります。

今年の2月、熊本県がヤングケアラーに関する初の実態調査を実施し、県内中学2年生と高校2年生の481人が日常的に家族の世話をしていることがわかりました。一方で、自分がヤングケアラーに当てはまるという答えをした人は212人で、実態と本人との自覚に大きな隔たりがあることも見えてきました。熊本県の調査では、1万7,165人が回答、全体の2.8%、つまり35人に1人ですから、クラスに1人はヤングケアラーがいるということになります。

調査結果を掘り下げると481人中373人は、周囲に相談をしておらず、誰かに相談するほどの悩みではないという認識をもっている割合が8割に上っております。そもそもヤングケアラーについて聞いたことがある、知っていると答えたのは、全体の1割ほどしかおらず、2,734人が自分がヤングケアラーに当てはまるかどうかわからないと答えており、認知度の低さが浮き彫りになりました。世話をしているのは、兄弟が最多の73.2%で、父母16.8%、祖父母16%になっております。対象者の現状については、父母であれば高齢であったり、精神疾患のケースが多く、祖父母では要介護や認知症、兄弟は幼さや知的障がいなどです。世話に費やす時間は1日3時間未満と半数を占め、7時間以上と答えた生徒も1割を超え、休日になると24.1%が7時間以上の世話をしていると回答しています。家族の世話のためにできなくなることは、自分の時間がとれない、友だちと遊べない、宿題や勉強の時間がとれないという実態があることがわかりました。

こうした結果を踏まえて、県では、今年度中に相談窓口の拠点をつくることを明らかにしています。国においては、福祉、介護、医療、教育が連携し、プロジェクトチームを設置し、ヤングケアラーに関する4つの施策をまとめています。

1番目は、早期発見と把握です。ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくいのが特徴です。もちろん家庭内のデリケートな問題に触れてほしくないという心理が動くことや本人や家族に自覚がないという理由も考えられます。長く接する学校の先生が異変に気づいてあげることも求められるでしょう。地域の住民から相談がある事

例もあるようです。自治体のレベルで実態把握のため調査を行なうことが望まれるかもしれません。

2番目の施策は、相談支援です。ヤングケアラーの多くが、誰かに相談した経験がないという実態を踏まえ、対面のみならず、SNSなどオンラインで相談を受ける必要があります。私は、この相談支援に関し、家庭の事情を知られたくないという生徒の気持ちに寄り添うことも重要だと考えます。

3番目は、家事、育児支援です。世話をしている対象は、兄弟が最も多く、世話を始めた時期は小学生の頃からが多いことが全国の調査で明らかになりました。特にひとり親家庭の場合は、見守りや家事、保育所への送迎など、ヤングケアラーの担っている役割は大きいため、家庭での家事や育児を支援する新たなサービスを創設することとしております。

そして4番目が、介護サービスの提供です。同居する家族に病気や障がいがあるなど、治療や介護が必要なケースがあれば、医療や介護の事業所のスタッフが家族と関わっていることもあります。しかし、子どもによる介護を前提として、利用するサービスを検討する場合、在宅で介護する人から、介護サービスを利用する必要がないと判断されるおそれがあるということです。子どもが主に介護を担っている家庭には、子どもによる介護を前提とせず、介護（在宅）向けの介護サービスの提供をしっかりと検討するように、自治体に周知していくことにしているとのことです。国には、厚生労働省や文部科学省が予算を編成し、今年度から取組をスタートさせる構えですが、しっかりとした法律がないため、実際にやるかどうかの判断は自治体が行なうこととなります。地域や家庭での境遇にかかわらず、必要な支援を受けられる社会をつくるのが大切です。家族の世話が過度な負担となって、勉強に支障をきたし、自分の時間が持てないため、結果として進路に影響を及ぼしてしまうようなことが問題だと考えます。

そこで質問いたします。国や県が実施したヤングケアラーに関係する調査結果をどう受け止めているのか。玉名市では学びの機会を失われたり子どもらしい生活が送れなくなるヤングケアラーが実際どれくらいいると考えるのか。玉名市において、ヤングケアラーの実態や認識を調査する考えはないのか。実際にヤングケアラーを支援するために福祉や医療、介護や教育などの分野の連携が必要と考えられますが、支援チームの設置や相談窓口の開設などを含め、市としてどのように取り組んでいくかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 田浦議員御質問のヤングケアラーに対する支援についてお答えいたします。

ヤングケアラーについては、本市の第4次男女共同参画計画の策定に向けて実施しま

した市民調査の一環で、令和3年9月に市内6校の中学3年生全員を対象に行いました男女共同参画に関する意識調査で、その実態把握ができております。

具体的には、あなたは家族に代わって以下のことを行なっていますかという設問に対しまして、家族に代わり幼い兄弟、弟妹の世話をしていると答えた生徒が4.0%、25人に1人おりまして、議員御指摘の国、県の調査結果と近い結果であったと捉えております。このほか、障がいや病気のある兄弟の世話や見守りをしているが0.8%、また、障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしているが、同じく0.8%との回答もございました。学校現場におきましては、ヤングケアラーについての認知度は向上しているものの、ヤングケアラーが抱える家庭内の問題に介入することに対する難しさがあることから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや子育て支援課など、関係機関との連携が重要であると感じております。

本年5月13日付けで、文部科学省からヤングケアラー支援マニュアルが出されており、各学校に周知を行ない、ヤングケアラーについての理解を深めるとともに、実態の把握とヤングケアラーを発見した場合の支援が円滑に図れるようお願いをしているところです。

市としましても、学校、教育委員会、子育て支援課など、関係機関と連携して、このヤングケアラーの問題に対応していきたいと考えております。なお、ヤングケアラーに的を絞った実態調査を実施する予定は、現時点ではございませんが、ヤングケアラーに関連する調査を行なう場合には、男女共同参画に関する意識調査と同様に、このヤングケアラーに関する項目を設けることを検討していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の支援チームの設置や相談窓口の開設などを含めて、市としてどのように取り組んでいく考えかについてお答えいたします。

ヤングケアラーについて、まだ広く認知されておらず、また、本市の実態も先ほど教育部長から本市の中学3年生の調査結果の答弁がありましたが、少しずつ把握されてきている状況でございます。従いまして、ヤングケアラーに特化した支援チームの設置や相談窓口の開設等の計画はございませんけれども、ヤングケアラーを発見しやすい教育分野や、実際ヤングケアラーと関わり支援する福祉や医療分野等の職員が、まずはヤングケアラーについての認識を深め、包括的に支援できるよう関係部署がより一層連携していくよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） 教育部長と健康福祉部長からそれぞれ答弁いただきました。

教育部長の答弁の中に、文部科学省からヤングケアラー支援マニュアルが出されているということでした。まずは、ヤングケアラーについて、関係する可能性のある方々に理解を深めていただくところから取り組んでいただきたいと思います。

実態調査については、現時点で実施予定はないということでしたが、関連する調査に項目を増やす形でもいいので、玉名市の実情を把握する機会を設けてほしいと思います。

健康福祉部長からは、関わりのある職員の認識を深めるとの答弁でした。実際の支援については、必要に応じて相談窓口や支援体制についても検討していただけたらと思います。

コロナ禍で孤立化しやすい状況の中ですが、学びの機会をしっかりと守り、子どもの健やかな成長を支援するという意味でも、市として国や県の取組と相乗効果を発揮できるような施策を期待したいと思います。

今回質問した産後ドゥーラを活用した母子支援、ヤングケアラーの支援についても背景にあるのは、少子高齢化や核家族の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化などの要因が考えられます。コロナ禍で孤立化しやすい環境に置かれた方々をしっかりと支援するためにも、この機会を逃すことなく、出産や子育てが安心して行なえる玉名、子どもたちの学びや成長の機会をしっかりと保障する玉名の実現に向けて、各部署、関連団体が連携して取り組んでいただきたいと思います。

御静聴ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で田浦敏晴君の質問を終わりました。

次に、6番 山下桂造君。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番（山下桂造君） こんにちは。6番、自友クラブ、山下桂造です。

通告に従い一般質問を行ないます。

玉名市総合計画には、自然と暮らしを守るふるさとづくりという項目があります。今回は、特に生物多様性の維持について質問をいたします。農業用水路の整備により、希少生物のセボシタビラやニッポンバラタナゴの生息域が損なわれました。私は、それらがいることは聞いていたのですが、議員になってからそのことを思い出し、その場所に行ってみると既に工事が終わった後でした。

今後のこととして、希少生物の保全をどのように考えているのか。また、今後希少生物の保全をどのように進めていくのかを伺います。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 松田智文君。

[市民生活部長 松田智文君 登壇]

○市民生活部長（松田智文君） 山下議員の玉名市総合計画の自然と暮らしを守るふるさとづくりの現状についてお答えいたします。

本市の総合計画では、7つの基本目標を設定し、41の施策を展開していますが、河川、沿岸、森林の環境保全については、最初に自然環境の保全として関連施策を整理し、各種事業に取り組んでいるところです。

そのような中、各種法令や地元住民の御要望などを踏まえて実施している公共事業には、水路整備など希少生物の生息に少なからず影響を及ぼすと考えられる工事もございますので、費用対効果も踏まえ、可能な限り環境への影響を抑えることができる方法で実施するよう配慮しています。例えば、水路整備にあたっては、底盤コンクリートなどを施工せず、地下水保全にも配慮しながら行なっており、河川整備につきましても、国土交通省が定めた多自然川づくり基本指針に基づき、環境配慮型ブロックでの護岸整備を行なうなど、環境保全に配慮しながら、治水、水害対策を行なっております。また、事業によっては、観光情報協議会を設置して、地域環境について意見交換や情報収集を行ないながら、環境との調和への配慮を行なっております。

今後もこうした取組を継続してまいります。希少生物に係る自然環境の配慮については、庁内関係各課との情報共有の強化など、さらに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 答弁いただきました。

環境保全について、玉名市の条例について確認します。そして、今後についてお話をさせていただきます。

令和4年3月に発行された第2次玉名市総合計画後期計画の46ページにある自然と暮らしを守るふるさとづくりでは、現状と課題に次のように書いてあります。

本市では、平成26年3月に良好で快適な環境の保全と、創造に関する基本理念を定めた「玉名市環境基本条例」と、環境分野における総合的な計画である「玉名市環境基本計画」を策定しました。今後は、環境基本条例の周知と、環境基本計画において定めている環境行動指針に基づき、市民一人一人、企業、事業所の環境保全意識の向上を図り、行動に結び付ける必要があります。

続いて、玉名市環境基本条例第2条の（2）を読みます。

地球環境の保全、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

続いて、玉名市環境基本条例第7条の（１）と（２）を読みます。

第7条、市は基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（１）人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壌、その他の環境の自然的構成要素を将来にわたり良好な状態に保持すること。

（２）人と自然との共生を図るため、生物の多様性を確保し、自然環境を適正に保全すること。

今、読み上げたとおり、玉名市には環境を守るすばらしい条例があります。このような話をすると、何が何でも自然を守れと言っているように思われるでしょうが、大切なのは、やはり人の生活です。しかしながら、自然があつての私たちの生活であることを忘れてはいけません。日本全国で、今までの状況を見ていると、開発と自然保護が1と0のような関係で行なわれてきたように思っています。少しの思いやりを自然に持ちましようということを忘れないでいてほしいということを私はお願いしたいのです。

玉名平野には、セボシタビラという魚が住んでいます。セボシタビラは環境省によると絶滅危惧ⅠA類に分類されています。これは、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い生物ということです。原因は、環境の変化です。住める環境がなくなることが絶滅への道です。このようなことを知っていただけるだけで、仕事の進め方が変化すると思います。だから工事ができないのではなく、だからどのようにしていくのが保全につながるのかということを考えてほしいのです。再度頭に入れてほしいのが、生物が絶滅する原因の多くは、住む環境がなくなることです。このことを知っているだけでも、事業の進め方は変わるはずで、種の多様性を損ねることなく、事業を進めていってほしいと願います。

水田・水路でつなぐ生物多様性ポイントブック、九州北西部における提案という本。

[本を示す]

○6番（山下桂造君） この本なんですけれども、これが世界自然保護基金ジャパンから出されております。本市役所にも何冊か届けられております。この60ページにチェック項目がありますので、御活用いただきたく存じます。

では、次の質問にいきます。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番（山下桂造君） 菊池川の右岸、左岸には、すばらしい緑地がつくられています。そこでは、サッカー場、ラグビー場、グラウンドゴルフ場がつくられています。多くの人が利用しているすばらしいところです。この緑地は、ボランティアの力によって維持されていると伺っておりますが、詳細がわかりません。

つきましては、維持管理の委託先、委託料、10年、20年後の管理について、どの

ように考えているのか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

[建設部長 田代史典君 登壇]

○建設部長（田代史典君） 山下議員御質問の菊池川の緑地公園の維持管理についてお答えいたします。

まず、本市の菊池川河川内にある緑地公園は5か所ございますが、そのうち大倉緑地河川緑地、通称グリーンベルトとっておりますが、そのグリーンベルトと鶴の河原河川緑地の2か所を、NPO法人菊池川水域のやさしい自然と豊かな心を育むつくしの会、通称つくしの会に年間をとおして維持管理をお願いしているところでございます。このつくしの会は、平成4年、菊池川の河川敷に子どもたちが走り回れる広場をつくろうと、数人のボランティアから活動を始められ、当時鬱蒼とした荒地を緑地広場へと整備されておられました。

そのような中、本市としましては、平成23年度から管理委託を行なっており、令和4年度の委託料は、菊池川左岸側のグリーンベルトで77万円、右岸側の鶴の河原河川緑地で95万円、合計で年間172万円でございます。内訳につきましては、草刈り機械の修繕費や燃料費及び資材などであり、作業に関わる人件費は含まれておらず、全てボランティアとなっております、極めて安価な委託料となっております。

なお、令和3年度の作業実績としましては、グリーンベルトで草刈り機を62回、鶴の河原河川緑地で97回、合計で年間159回行なっていただきました。このおかげによりまして、常に美しい芝が広がる市を代表とする景観の名所となり、スポーツの場として親しまれる公園となっております。

市としましては、今後もNPO法人つくしの会の皆様方に協力を求めて、会員の募集や草刈り機の貸し出しなど、市としてできる限りの支援を行ないながら、きれいな芝が広がるスポーツの場として親しまれる菊池川緑地公園の存続に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 答弁いただきました。

今、お話を聞いてすごいなとしか言えないと。すごいというか、ボランティアの方には本当に感謝するばかりで、委託料はもう少しあるのかなと、正直思っていたんですけども、これで本当によろしいんだろうかと。されている方が人件費は要らないということ言われていたということではありますけれども、今後のことを考えたらそのままではよからうかとすごく思います。伺ったところで、実際、外部に委託すればものすごい莫大な金額がかかるのは、もうわかりきっていることではありますけれども、今後10

年、20年、本当に素晴らしい緑地ですので、維持がされていくためにも、やっぱり玉名市の支援と、あとはボランティアの人が増えることとかいうのも考えていかなければいけないのではないかと思います。

緑地の維持についてですが、ボランティアの人からちらっと聞いたことなんですけれども「緑地を維持することは洪水対策でもある」と。「藪がない。これはすごいことなんだよ」と話を聞いて「ああ、なるほどな」とも思いました。今の緑地もかなり広い面積されていますけれども、今後もこれが同じように維持されていくために、やはり玉名市の協力というのはすごく大切なものになってくると思いますし、玉名市の顔でもあると思いますから、今後よろしく願いいたします。

では、次の質問にいきます。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番(山下桂造君) 玉名を訪れた人にも、市民にも優しく、きれいなまちづくりという事で伺います。

5点伺うんですが、1点、3点、1点という形で。

まずは曙町の公衆トイレが閉鎖されるとの話がありました。現在、玉名駅のトイレも閉鎖されており、コンビニや大規模商店は点在しているとはいえ、24時間利用できる公衆トイレがなくなるのは問題だと考えます。市のお考えを伺います。

○議長(近松恵美子さん) 市民生活部長 松田智文君。

[市民生活部長 松田智文君 登壇]

○市民生活部長(松田智文君) 山下議員の、玉名を訪れた人も市民にも優しく、きれいなまちづくりについてお答えいたします。

まず、曙町の公衆トイレの廃止についてですが、このトイレは、令和3年4月、土地の所有者である地方独立行政法人くまもと県北病院機構から、土地を財産処分したい旨の協議があったことに伴い、施設を廃止し解体するものでございます。また、トイレの解体につきましては、地元である西岩崎区、曙区、春出2区の3区長及び西部地区繁栄会会長に対し、事前説明を行ない、了承をいただいております。今議会において関連条例を整備するための、玉名市公衆便所設置条例の一部を改正する条例の制定を上程しております。

なお、解体後の公衆トイレの建設については、現時点では計画をしておりません。その理由としまして、曙町の公衆トイレについては、引き続き設置しなくてはならないほど利用者が多くは見込まれないこと。また、設置にあたっては定期的な清掃や光熱費などのランニングコストが相応に必要なこと。さらには、犯罪や盗撮などの場所となるリスクを完全に否定できず、安全性の確保という面でも不安が残るということなどでございます。

しかしながら、今後地元で公衆トイレの設置要望の気運が高まり、市としましても多数の皆様からの使用が見込まれるなどの状況の変化が見られた場合には、改めて建設に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 答弁いただきました。

曙町のトイレを閉鎖しないといけない理由として、土地所有者が玉名市ではないということ。新たにつくることを考えない理由が、利用者が少ない、ランニングコストがかかる、安全性の確保ということで説明がありました。

これについては、私考えたんですけれども、利用者が少ないというのは、使いたいトイレではない。かなり古いトイレではありましたが、ちょっと怖いところもあるからではないかなと思ったんです。使いたいトイレになることが、まず大切なことだと思いました。

公衆トイレというのは、市民のためだけではなく、本市を訪れてくれる人に対するアピールになると考えています。今の答弁いただきましたけれども、利用者が少ないということがあったわけですけれども、先ほど述べたように、使いたいトイレにするということが一番ではないでしょうか。そのためにお金をかけることは当然のことであり、これが観光の一助になると私は考えています。また、公衆トイレの設置について地元の意見を聞いていますが、地元は自分の家があるので、公衆トイレを使う必要はないんです。公衆トイレは、地元より、よそから来た人たちが多く利用するものだと考えます。ですから、公衆トイレの設置は、市として広域的に考えるべきものだと考えております。

玉名駅のトイレを新しくするというのを聞きました。お願いなんですけれども、絶対ただのトイレにはしないでほしいと思います。公衆トイレでは、これ以上ないというレベルで、人が集えるトイレというコンセプトでつくっていただきたい。話題性のあるトイレができることが玉名市の観光にも役立ちます。検討にあたっては、女性の意見が尊重されるようお願いしたいと思います。うれしいことだと思ってから、お願いできればということです。

再質問いたします。花しょうぶまつりの開催中のことです。私が立願寺橋にたまたまおりましたところ、「花しょうぶまつりの会場はどこですか」と声をかけられました。振り返ると私と同じぐらいの年代の御夫婦がいらっしゃいました。お話を聞くと八代から花しょうぶまつりを見に来られたということで、今夜は温泉に宿泊するので、宿に車を置いてきたということでした。私も花しょうぶまつりに行くようにしておりましたので、御案内しました。そのときふと、道しるべがないということに気がつきました。このことから、次の3つの質問をいたします。

観光客に優しい玉名市内の案内板や道しるべのなど設置について、どのように考えておられますか。2番、市として玉名温泉を宣伝する看板を新しく設置する予定はありますか。3番、足湯に放置されている看板が日焼けして見苦しいと私は思います。メンテナンスはどのようになっていますか。以上、伺います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 山下議員の再質問についてお答えいたします。

まず、観光客に優しい玉名市内の案内板や道しるべにつきましては、現在、イベントごとに臨時的に設置している誘導看板に加え、観光施設を中心に設置しているパンフレットや本市の公式観光案内サイトタマてバコによる観光案内を行なっているところですが、今後、さらにそれらの認知度を高め、わかりやすく周知していきたいと考えております。

次に、玉名温泉を宣伝する看板の設置につきましては、新たに玉名温泉に特化した看板を設置する予定はございませんが、玉名温泉を含めたその他の観光地を紹介する看板については、荒尾・玉名地域サイン計画推進協議会で今年度予算化しており、既存のサイン標識を再整備する予定になっております。

最後に、足湯に設置された看板につきましては、本市で設置したものではございませんが、これ以外にも各団体で設置している案内看板がありますので、今後は各団体と連携してそれらの維持管理に努めていきたいと考えております。

議員御指摘のとおり、市内には一部案内看板の老朽化やサイン表示の不足等がございますので、国が推進するデジタル化の進展やアフターコロナによるインバウンド客の回復など、多様な観光需要を見据え、本市を訪れる観光客に優しく丁寧な観光案内の整備に官民一体となり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 3つの質問について答えていただき、さらにデジタル化でされていかれるわけですね、スマホ使って。そういう形で進められる、これは素晴らしいことだと思いますので、この玉名市に来た人が「わあ、来てよかった」というような形にもっとなるようにしていただきたいと思います。また、若い人はグーグルマップでも行けるんですけども、やっぱり使えない人とかは道しるべの看板とかが必要だなと思っておりますので。

実は、道しるべについてさらに、きのうたまたま日奈久に行ったところ、日奈久のまちの中に道しるべのいいのがあったものですから、なおさらどこどこわかるようなのをつけてほしいなと思いました。

立願寺橋の近くに玉名温泉の看板があります。かなり大きく古いやつなんですけれど

も、私は市がつくったとばかり思っておりましたらば、市役所のほうに3か月ほど前に聞きますと、市ではなくて個人の心ある人が立てられたと聞きびっくりしました。現在、かなり古くなっており、ぱっと見てもなんだかわからないようになっております。この看板こそ市で作り直してほしいなと思っているんです。

理由は、つくっていただいた方の玉名温泉への愛情がいっぱいあったんで、それを市がしっかり受け止めていくのは当たり前ではないかというふうに思ったんです。高度経済成長時代の玉名のにぎわいをつくり出したのは温泉なんです。その温泉を市として大切にしているのは間違いないんですけれども、さらに大切にしていこうという市政を見せるためにもやっていただければどうかと思います。3つの質問については、以上です。

次、再質問いたします。玉名市内を自転車で走ることで、走りやすい道路と走りにくい道路があることがわかりました。本当にびっくりしました。玉陵中学校校区では、定期的に区役が行なわれているようで、道路の草刈りが行なわれており、いつ行ってもきれいな状況で走りやすいものでした。ほかの地域でもきれいに管理されているところもありますけれども、歩道が草ぼうぼうで自転車が走れないような県道もあります。そこで、国道、県道、市道などの除草要望の対応について、どのようになっているか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 山下議員再質問の、国道、県道、市道など除草要望の対応についてお答えいたします。

まず、本市が管理する市道の除草から申しますと、主に菊池川堤防道路や天水町から荒尾市方面に向かう旧広域農道など、交通量の多い道路は毎年業務委託で業者に発注し、その他の市道や里道などの生活道路は自治会による区役でお願いしているところであります。その際は一定の条件のもと、機械の燃料費や重機の借上料など支給をしております。

議員御質問の除草要望につきましては、市職員による作業などで実施しており、民地から市道敷にはみ出している草木については、地権者に適正管理をお願いするなど、伐採の御協力を呼びかけております。また、国、県が管理する道路の要望につきましては、要望者から具体的な内容を聞き取り、現場を確認した上で、国もしくは県へ連絡し、解決に向けてできる限りの対応を心がけております。

今後もさらに、市民の立場に立った対応を徹底するとともに、国や県とも連携を図りながら、安全できれいなまちづくりにつなげていくよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 答弁いただきました。

本当にありがたいことだと思います。ちょっと道歩いていて、草の状況について見ていてわかったことがありました。草が生えているところは泥がたまっているんです。当たり前といえば当たり前なんですけど、見てみると10年ぐらいたまっているんじゃないかというようなところもありました。それで泥がたまらないように管理するのが一番草を生えさせない管理かなというふうに認識したところです。

一つ提案があります。玉名市クリーン作戦、以前行なわれていましたけれども、再開してはいかがでしょうか。行政区では、区役として道路の美化などに取組まれているところもありますが、行なわれていないところもあります。市として取り組むことでまちの美化について考えてもらうきっかけにもなりますので、玉名市クリーン作戦の再開をぜひともお願いします。

玉名市に人が来てもらうためには、環境が大切だと本当に思います。藏原市長の「市民の笑顔が人を呼び込むまち玉名」と言われていることは、私の質問、そして提案の原点になっております。市民の笑顔が人を呼び込むまち玉名は、山の頂上です。これに向かっているいろんな道があります。私は環境ということについて、この山の頂上を目指したく質問しております。これからも市民の笑顔のためにいろいろ提案をしていきますので、御検討をよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、山下桂造君の質問は終わりました。

次に、7番 立川信之君。

[7番 立川信之君 登壇]

○7番（立川信之君） 皆さんこんにちは。7番、第二新生クラブの立川信之でございます。もう初日の最後でございます。皆さんあと少しお付き合いのほうをお願いします。

先月5月29日なんですけれども、玉名市のほうで消防の操法大会がございました。選手たちの気合いの入ったプレーをととても懐かしくて見ておりました。私は若い頃消防団に入団して、新団のときは操法大会に出ました。猛練習の甲斐もあって、どうにか優勝することができました。当時は郡大会がございまして3位でございました。優勝は横島町です。昔は横島は、そんな強かったですもんね。私は天水の第一分団に所属しております。毎回操法大会の時は優勝を目指しておりました。操法大会は、我々にとっては祭りと一緒に、2年に一度、団が一つにまとまる時でございます。そして今回、私の後輩たちが見事に優勝してくれました。そして、今度9月4日に、玉名市で県大会があります。地元開催なので、後輩たちには、ぜひ、優勝を目指して頑張ってもらいたいです。そしてもし、優勝したなら、市長、全国大会の時にはよろしく願いしておきます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めます。一部過疎問題について伺います。

企画課のほうで、いろいろと調べられて動いていると思います。天水地区のアンケートの範囲について伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 立川議員御質問の一部過疎地域で実施されたアンケートの対象者範囲についてお答えいたします。

御承知のとおり令和4年4月1日付けで、天水地域が一部過疎地域に指定されました。これは、令和2年の国勢調査の結果と、新過疎法で新たに設けられた合併市町村の要件や人口減少率の緩和によるものでございます。この結果を受け、法に基づく過疎地域持続的発展市町村計画を今年9月議会に上程するため、現在準備を進めております。

過疎地域持続的発展市町村計画の策定にあたり、地域の意見や要望を的確に捉え、計画に反映させるため地域住民アンケートを実施しました。天水地域アンケートの対象者は、各年代層を網羅するよう、中学校3年生、保育園の保護者、小中学校保護者、区長会民生委員、消防団の部長以上、商工会理事、認定農業者総代の皆様をお願いし、約700人を対象に実施したところです。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） 私も商工会の理事としてアンケートにも答えました。700人回答してもらったんですね、それでは、締め切りのほうが6月9日だったので、回収率とか、主だった意見のほうも出ていると思いますので、どうだったかを教えてください。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

5月24日から今月9日までの期間にお願いしました地域住民アンケートは46.1%の回収率でございました。

次に、アンケートでいただきました主な意見としましては、まず、天水地域の誇れる項目として、豊かな自然があることや有名な農産物があることなどの意見が挙げられております。また、天水地域の住みやすい理由につきましては、豊かな自然環境や人や地域のつながりの良さなどが挙げられており、反対に住みにくい理由としましては、買い物、病院などの日常生活の利便性や道路、交通の利便性が挙げられております。今後、天水地域が過疎地域指定から脱却するために必要な取組の優先度を伺ったところ、1番目に子育て環境の充実に関する取組が挙げられ、次いで、移住及び定住促進並びに都市との交流に関する取組、3番目の取組として、地域公共交通の交通手段の確保に関する取組という意見となりました。

いただいた意見は、庁内各課と協議し、過疎地域持続的発展市町村計画の中で、その

対策を示し、順次その解消が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） 回収率は半分以下でしたか。やはりちょっと少ないですかね。豊かな自然や有名な農作物などがとれて、買い物、病院と日常生活、道路交通の利便性が住みにくい理由でした。そして、過疎指定からの脱却するためにということで、1番目の理由として、子育ての環境の充実に関する取組ですかね、子どもたちには、過疎債を使って小学校や道路とか公園とかをつくりたいですね。

そういうのをつくるにあたって、次に、過疎債の限度額について幾らなのかをお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 立川議員の過疎債の限度額についてお答えいたします。

この過疎対策事業債につきましては、ソフト事業とハード事業を対象としました地方債措置でございまして、国の令和4年度地方債計画におきましては、地方自治体全体として5,200億円が示されているところでございます。

ソフト事業分につきましては、住民の日常的な移動のための交通手段の確保や地域活性化など、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会実現のために取り組む事業を財源として借り入れるものでございます。令和4年度の本市の限度額は3,500万円でございます。

次に、ハード事業分につきましては、施設整備などの財源として借り入れるものでございますけれども、こちらについては特に限度額は示されておりません。県におきまして、総務省から提示された配分方針や各都道府県の配分額をもとに方針を策定し、市町村の所要見込額に応じて配分が行なわれることとなっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） ありがとうございます。

ソフト事業で3,500万円、ハード事業では特にないということだったですね。これから天水町の発展のために知恵を絞っていきます。皆さんにいいアイデアがあればじゃんじゃん教えてください。

次にまいります。

[7番 立川信之君 登壇]

○7番（立川信之君） 学校再編について伺います。先日、議員の学校再編の研究会がありました。ある方より自分の意見を聞いてほしいという申出があり、いろんな意見があるのだなと感じました。しかし、人口減少とか、少子化もどんどん進んでいます。そん

な中で、玉名市の近隣について、他の自治体における再編の状況について伺います。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

[教育長 福島和義君 登壇]

○教育長（福島和義君） 立川議員の御質問の他自治体における再編の状況についてお答えいたします。

御存じのように、熊本県内では、児童生徒数の減少等を契機に多くの自治体で学校再編が行なわれてきております。御質問である近隣の市町での事例を幾つか御紹介いたします。

まず、山鹿市の事例ですが、当市と同様に児童生徒数の著しい減少傾向によりまして、複式学級の発生や1学年1学級といった小規模校、あるいは20人に満たない小規模学級が増加していることを受け、平成21年から学校規模の適正化を推進されているところです。再編の内容につきましては、平成25年4月に山鹿市の旧山鹿市の川辺小学校と山鹿小学校が統合しまして、新しい山鹿小学校となりました。同じく、平成25年4月に旧鹿北町の岳間小学校と岩野小学校、広見小学校の3校が統合し、鹿北小学校となっております。また、平成28年4月に旧菊鹿町の城北小学校と内田小学校、六郷小学校の3校が統合しまして菊鹿小学校となっております。さらに平成29年4月に旧鹿央町の山内小学校と米野岳小学校と千田小学校、そして旧山鹿市の米田小学校の4校が統合し米野岳小学校となりました。令和2年4月に旧鹿本町の来民小学校、稲田小学校、中富小学校の3校が統合し、鹿本小学校が開校されました。また、令和5年4月には、三岳小学校と平小城小学校、山鹿小学校が統合する予定となっております。

次に、和水町の事例ですが、平成19年に学校規模等適正化審議会の答申を受けて、平成26年4月に旧三加和町の神尾小学校、緑小学校及び緑小学校十町分校、春富小学校の3校が統合して三加和小学校となっております。一方、令和2年4月に旧菊水町の菊水西小学校、菊水東小学校及び菊水南小学校の3校と菊水中央小学校の4校が統合して菊水小学校を開校されております。

最後に、熊本市西区の事例になりますが、平成26年6月に策定されました熊本市学校規模適正化基本計画に基づき、平成29年4月に松尾東小学校、松尾西小学校及び松尾北小学校の3校と小島小学校の4校が統合しまして、新しい小島小学校として開校しております。また、令和9年、先になりますけれども令和9年4月には、天明地区の奥古閑小学校、銭塘小学校、川口小学校及び中緑小学校の4校が仮称であります、天明小学校として統合する予定となっております。

いずれの自治体も次世代を担う子どもたちに生きる力を育むための教育環境等を整備するという目的のもとで、再編を進められているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） 他の自治体では、多くの小学校が統合していることに驚いております。生徒のためには、一定規模の学校の中で、生きる力を育むための環境の整備が必要なんですね。

次に、玉名市における再編計画の内容及び進捗状況について伺います。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 立川議員御質問の玉名市における再編計画の内容及び進捗状況についてお答えいたします。

まず、平成24年10月に策定いたしました玉名市学校規模・配置適正化基本計画と現在策定中の第2次玉名市学校規模・配置適正化基本計画との内容の違いについて御説明いたします。

これまでの第1次の基本計画では、原則一小一中による校区形成を目指し、学校規模適正化を進めてまいりましたが、第2次基本計画では、地域の実情に応じ段階的に行なうこととしております。そこで、有明中学校区及び岱明中学校区においては、当面の間二小一中での統合を目指すこととしております。なお、今回策定予定の第2次基本計画については、児童生徒数の推移及び本計画の推進状況を踏まえながら、概ね5年後を目途に、必要に応じて計画の見直しを行なうこととしております。

次に、第2次基本計画策定の進捗状況についてお答えいたします。現在、5月17日から6月16日にかけて、第2次玉名市学校規模・配置適正化基本計画素案のパブリックコメントの実施をしております。いただいた御意見を精査するとともに、再度現在公表している素案の見直しを図ることとしております。その後、6月開催予定の教育委員会会議に諮りまして、決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） これまで一小一中だったのを有明中学校と岱明中学校においては二小一中にされるということだったんですね。わかりました。

それでは、最後に、今後のスケジュールについて伺います。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 立川議員御質問の今後のスケジュールについてお答えいたします。

今後、6月末に策定いたします第2次玉名市学校規模・配置適正化基本計画に基づき、まずは早急な対応を必要とする玉水小学校及び小天小学校に統合については、今後統合する学校の位置を案として示した上で、両校児童の保護者及び未就学児の保護者の皆様を対象にアンケート調査を実施いたします。加えてこれまでの学校づくり委員会での住

民の幅広い代表の方々の御意見を参考にした上で、市としての方向性を決定していきたいと考えております。

また、豊水小学校については、来年度、令和5年度以降の児童数推移の状況を見ますと、2学級が複式学級となることが予想されますことから、7月以降に対象校の保護者及び地域への説明会等を開設するなど、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） わかりました。

私はこれまで天水地区学校づくり委員会に参加してまいりました。再編統合をしてほしいという多くの方々の声を聞いております。天水地区においては、先ほど過疎債を使って適正なる時期の間において立派な小学校を建てていきたいと思っております。また、複式学級が2つできるという豊水小学校においては、よい方向で統合されると生徒や保護者を含めて、地域の方々も喜ぶと思っております。学校は子どもたちが主役でございます。玉名の発展のために、一緒に頑張りましょう。

以上で終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、立川信之君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明14日は定刻より会議を開き、一般質問を行いません。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時07分 散会

第 3 号

6 月 1 4 日 (火)

## 令和4年第4回玉名市議会定例会会議録（第3号）

### 議事日程（第3号）

令和4年6月14日（火曜日）午前10時00分開議

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 12番 多田隈 啓二 議員（創政未来）
- 2 15番 西川 裕文 議員（第二新生クラブ）
- 3 1番 大野 豊重 議員（自友クラブ）
- 4 11番 北本 将幸 議員（創政未来）
- 5 14番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）

#### 散会宣告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 12番 多田隈 啓二 議員（創政未来）
  - 1 本市の農水産業の振興について
    - (1) 人・農地プランについて
    - (2) スマート農業の推進について
    - (3) 経営所得安定対策について
    - (4) 物価上昇に伴う新たな農業者支援について
    - (5) アサリ資源回復に向けた取組支援について
    - (6) 漁港しゅんせつについて
- 2 15番 西川 裕文 議員（第二新生クラブ）
  - 1 中学校の部活動地域移行について
  - 2 学校づくり委員会の設置について
  - 3 JR玉名駅のトイレの整備について
- 3 1番 大野 豊重 議員（自友クラブ）
  - 1 市道の除草業務委託について
  - 2 Pay払い決済ポイント還元とプレミアム付商品券事業について
    - (1) Pay払い決済ポイント還元事業について
    - (2) プレミアム付商品券事業について
    - (3) キャッシュレス決済について
  - 3 教職員の働き方改革を踏まえた部活動改革について

- (1) 休日の中学校部活動の地域移行について
- (2) 本市の中学校部活動の地域移行へのマイルストーンは
- (3) 地域スポーツのプラットフォーム構築について
- (4) 玉名市スポーツ推進計画の見直しについて

4 11番 北本 将幸 議員（創政未来）

1 空き家対策について

- (1) 玉名市空家等対策計画（平成29年から令和3年）における成果と課題について
- (2) 空き家発生抑制に対する今後の取組について
- (3) 空き家利活用に対する今後の取組について
- (4) 空き家バンクの運用について
- (5) 空き家の解体、除去について
- (6) 空き家利活用に対する支援策について

2 脱炭素社会への取組について

- (1) 脱炭素社会に対する見解について
- (2) これまでの取組について
- (3) 今後の取組について

5 14番 徳村 登志郎 議員（無党派：公明党）

1 環境教育の推進、エコスクール・プラス、学校施設のZEB化等の推進について

2 マイナンバーカードの普及促進について

3 原油価格・物価高騰に対する地方創生臨時交付金の取扱いについて

- (1) 学校給食等の現在の状況及び利用者に対する負担軽減について
- (2) 生活に困窮する方々への生活支援について
- (3) 子育て世帯への支援について
- (4) 水道料金等の公共料金の負担軽減について
- (5) 事業者への経営支援について
- (6) 農業者、漁業者に対する経営支援について

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員（22名）

- |    |          |    |         |
|----|----------|----|---------|
| 1番 | 大野 豊重 君  | 2番 | 中村 慎吾 君 |
| 3番 | 浜田 繁次郎 君 | 4番 | 瀬崎 剛 君  |
| 5番 | 田浦 敏晴 君  | 6番 | 山下 桂造 君 |

7番	立川信之君	8番	坂本公司君
9番	吉田真樹子さん	10番	一瀬重隆君
11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
13番	松本憲二君	14番	徳村登志郎君
15番	西川裕文君	16番	江田計司君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

\*\*\*\*\*

**欠席議員（なし）**

\*\*\*\*\*

**事務局職員出席者**

事務局長	糸永安利君	事務局次長	松野和博君
係長	小嶋栄作君	書記	古閑俊彦君
書記	徳永優貴君		

\*\*\*\*\*

**説明のため出席した者**

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	吉田勇人君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	松田智文君	健康福祉部長	酒井史浩君
産業経済部長	蟹江勇二君	建設部長	田代史典君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君		

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

12番 多田隈啓二君。

[12番 多田隈啓二君 登壇]

○12番（多田隈啓二君） 皆さんおはようございます。12番、創政未来、多田隈啓二です。傍聴の皆様、いつもありがとうございます。

先月、市内の方からちょっと来られまして相談を受けました。それはどういうことかと申しますと、JR玉名駅トイレ整備についてでした。その方は、乗合タクシーの待合所でもある、また市営バスの待合所でもある新玉名駅にトイレがなくて大変困っているということでした。

やっぱり多くの方があそこで待たれるんです。県北とか特に待ち時間が長いもので、やはりそういう大変な思いをしているということでした。それについてまた、私の親戚になるんですけれども、銀行の人にお尋ねしたところ、近くの銀行が大変、企業も迷惑しているということで、企業に「トイレ貸してもらえませんか」と多くの方が来られている現状がわかりました。また、近隣にコンビニとかありますけど、若い人はそれはあの急な坂を登っていけることもあろうかと思えますけど、お年寄りに対してはなかなかそこまでできない。また、店にも入れない。もちろん駅構内のトイレにも行きたいけど行けないという方もおられますので、ぜひ、私の次の一般質問に副議長の西川議員が一般質問されますので、ぜひ執行部におかれましては、前向きな答弁をよろしくお願いしたいと思います。また、早急なJR玉名駅の整備をお願いいたします。

それでは、通告により一般質問を始めます。まず、昨年12月議会で一般質問いたしました農水商工業の支援に対しまして、3月議会で原油高騰対策、5月19日の臨時議会では、農業機械等整備事業の1,200万円の拡充に取り組んでいただきました。また、今年度には、プレミアム商品券事業を計画されており、市民の皆様は大変期待をされておられます。では、12月議会に引き続き今回も本市の農水産業の振興について質問いたします。

(1) 人・農地プランについて。農業の担い手の減少、高齢化に伴う人手不足が深刻化し、生産基盤が脆弱者している中、農業の持続的に維持・発展させていくには、農業者が話し合いに基づき各地域での課題と役割を明確化し、行政により推進していくことが

必要と考えます。そこで、①人・農地プランの目的についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長（蟹江勇二君） おはようございます。多田隈議員の人・農地プランについてお答えいたします。

人・農地プランとは、地域の高齢化や担い手不足が全国的な課題となる中、これを解決するために農地の集積を進め、地域における営農の中心的な経営体を確保することで、地域の農業を守り、かつ維持していくことを目的に作成する地域の未来設計図であり、市町村により公表されるものになります。

本市におきましては、平成24年度に旧市町単位に4つのプランを公表しております。その後、プランの実質化を図るために令和2年度に10プランへと細分化したところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

今答弁のとおり、目的は農地の集積を進め、中心的な経営体を確保し、農業を守るという答弁でした。そこで再質問いたします。人・農地プランの実質化後の活動についてお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

人・農地プランの実質化後の活動についてでございますが、昨年度に各地区2日ずつ開催を計画しておりました地域の話合い活動が、新型コロナウイルスの影響により中止をせざるを得ない状況が続きましたことから、1地区1日のみの開催にとどまっております。

本年度は、この話合い活動を再開し、8月から9月にかけて、市内全域の各地区におきまして順次開催したいと考えております。また、人・農地プランの地区分けにつきましては、地域の結びつき、地域での法人化の取組範囲や農業形態、さらには、認定農業者数等を総合的に判断し、市内全域を玉名北、大浜、豊水、伊倉、玉名南、岱明、横島北、横島南、玉水、小天の計10プランに分けて策定しております。地域の話合い活動は、このプランの地区ごとに行なう予定としております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

答弁の中では、新型コロナウイルス感染症により、計画していたけどできなかった。

中止されて、今年度は8月、9月に開催されるという答弁でした。また、地域を10の場所に分けながら10プランに分けて策定もしておられます。

そこで再質問いたします。人・農地プランでの課題と解決策についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

人・農地プランでの課題と解決策についてでございますが、各プランに掲載された地域の課題は、地域の意見を集約したものとなっております。地域ごとに問題、課題はそれぞれございますが、共通した課題として、耕作者の高齢化による耕作放棄地の増加、農道、用排水路の整備、河川改修、圃場整備等の要望があり、また、中山間地域におきましては、加えて鳥獣被害の深刻化もございます。地域の話合い活動では、まず、地域の課題や魅力など、現状を確認し合うことから始め、地域と農業の将来の在り方をともに考え、地域として農地の集積、集約化に向けた方向性をプランに定めることとし、地域はもとより関係機関の連携により持続可能な農業を目指していくことといたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

答弁では、共通の課題としては、やはり耕作者の高齢による耕作放棄地の増加、また、農道、用水路整備、河川改修、圃場の整備の要望があるという答弁でした。いろいろな問題、課題に対して、今後はさっき答弁にありましたけれど、10プラン、10地区でしっかり行なっていただきたいと思います。各地域で課題や問題は違います。各地域の課題、問題に取り組んでいただくことをお願いし、再質問いたします。

後継者のいない耕作者、また、後継者未定の耕作面積についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

後継者のいない耕作者、また、後継者未定の耕作面積についてでございますが、令和元年度に実施した人・農地プランの実質化に向けたアンケート調査の結果からお答えいたします。30アール以上の農地所有者または耕作に対し行ないましたアンケート調査で回答のあった耕作面積4,494ヘクタールに対し、後継者不在または未定と回答した耕作面積は682ヘクタールであり、耕作者の耕作面積のうち、15%程度が後継者不足に陥っているということを把握したところでございます。このような農地につきましては、それぞれの人・農地プランに位置づけられた地域の中心経営体である担い手への集積集約が図られるよう、今後開催していく地域での話合い活動の中で取りまとめていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

令和元年度アンケートを行政としてしっかり行なっておられます。また、その中で、今答弁にもありましたけれども、耕作面積が682ヘクタール、全体の約15%が後継者不足に至っているとの答弁でした。今後耕作放棄地が増加しないように、今後各地での農業の引き受け意向がある団体との話合いが一番必要かなと思います。その団体としてみれば、集落営農組織であったり、農事組合、認定農業者、法人等の出資経営体の方々と話し合う中で、農地の集積・集約を推進していただくことをお願いし、次の質問に移ります。

（2）スマート農業の推進について。スマート農業技術を活用し、ロボット、AI、IoT、ドローンの先進技術を導入していくことが必要であり、農業の効率化や省力化、経営化をさらに進めることができれば、新規就農者の確保や栽培技術の平準化等の効果が期待され、スマート農業が今後さらに発展していくと思われまます。そこで①スマート農業推進について、また、これまでの事業実績状況についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 多田隈議員のスマート農業の推進についてお答えいたします。

スマート農業における機械類としまして、農薬散布用ドローン、ロボット田植機やトラクター、自動操舵システム等がございます。これらの機械は、例えば、圃場整備された大規模な農地では効果を発揮し、労力と時間の大幅な削減になると思われまます。それ以外の農地では、機械の移動時間が余計に多くかかるだけでなく、価格も高価なため、思うように普及しないと考えられます。今後も個々のニーズにあったスマート機械等の導入を図っていき、スマート農業の普及に努める考えでございます。

玉名市農業機械等整備事業において、令和元年度から農薬散布用ドローンの購入に対する補助を実施しており、交付実績としまして、令和2年度2台、令和3年度1台でございます。また、令和2年度にコロナ対策により玉名市農業機械等先進技術導入支援事業を実施しており、交付実績としましては、自走式草刈り機6台、ハウス内環境制御装置3台でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

それではスライドのほうをよろしくお伺いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番(多田隈啓二君) 今、スライドが出ておりますけど、これが農業分野における課題ということで、上の表が出ております。基幹的農業従事者の推移ということで、昭和35年ぐらいは1,705万人、令和2年では136万人まで激減しております。これが今、大変従事者として少なくなっている原因かと思っておりますけど、その次の表が、それに伴って年齢構成も毎年上がり続けております。やっぱり高齢になった人が、農業を今担っている状況がこれでわかると思います。農業分野では、担い手の減少、高齢化の進行により労働力不足が深刻な問題になっております。

次のスライドをよろしくお願ひします。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番(多田隈啓二君) またその次には、農業分野における課題2ということで、農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担軽減が重要な問題であったり、課題であったりということになっております。農業者が減少する中、1人当たりの耕作面積は拡大し続けております。また、この右の図なんですけど、多くの雇用労働に頼る作業が、選別作業とかあります。その左下になりますと、機械化が難しく手作業に頼らざるを得ない作業、草切り等は危険な作業、また、きつい作業ともなっております。その右に移りますと、トラクターの操作、熟練技術を要する作業が多く、新規参入が難しい状況ともなっております。

そこで、そういう状況の中、次のスライドをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番(多田隈啓二君) やはり農業分野におけるICT、ロボット技術の活用例ということで、トラクター自動走行のトラクターを載せてありますけど、やっぱりこうやって運転の自動化も今からしていかなければ、なかなか基幹産業である玉名市の農業発展にはつながっていかないのではないかなと思っております。導入のメリットとすれば、1人当たりの作業可能な面積が拡大し、大規模化が可能になるということで、このトラクターの値段としますと、1,390万円から1,760万円ぐらいするというところで、かなり普通のこう言うとまたあれなんですけど、小さな農家さんの導入はなかなか厳しいのかなと。ただ、先ほど部長答弁のように、今からは農業を集約化、集積するという答弁もありました。やっぱり集約集積した農業をどう、耕作放棄地を増やさないで、さっき言いましたとおりいろんな団体があります。その団体が受け持ってもらわなければ、ますます農業は衰退していく一途をたどるのではなかろうかなと思っております。このほかにあるのは、トラクターなんですけど、田植機もあるんです。コンバインとか、収量がわかるコンバインとか、こうやってICTの技術を生かした機械導入に目を向けていくべきではなかろうかなと思っております。

次のスライドをお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番(多田隈啓二君) これですmart農業総合推進対策事業ということで、令和3年から予算決めておりますけど、やっぱりもう国はこの一番大事なことは、上に書いてありますけど、政策の目標を決めることが大事なことだと思います。国では、農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業の実践をもう令和7年にするという明確な目標をここに打ち出されております。やがて国が予算付けなかなか今できていない、国も手探りの状況だと思いますけど、実際的にはするんだと、ほぼ全てがデータ活用した農業の実践ということで、smart農業の加速化プロジェクトを今、進められております。smart農業普及ための環境整備も今、この中でいろいろ事業を進められているところでもあります。農業データの活用促進であったり、科学的データに基づく土づくりの促進であったり、いわゆるsmart農業の教育等も含めたところで今、smart農業社会の実現に向けて国がこういう施策を今、打ち出されております。

もう一ついいですかね、スライドを。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番(多田隈啓二君) そして真庭市の農業機械のsmart機械等の整備支援事業補助金ということで、玉名市はさっき答弁にもあったんですけど、先進技術導入として、自動草刈り機6台とか、ハウスの装置が3台とかありましたけど、実際、コロナ対策で行なっておられますけど、こういう他市では、smart農業整備に要する費用に対して補助を交付しますということで、きちんと農業機械、上にありますけど、上のやつは農業機械導入ということで、認定農業者とか認定新規農業者、集落営農組織、農事組合の法人ということで、補助率6分の1、上限80万円ということで交付しておられます。その下に、ここが大事なところで、ここはsmart農業機械の導入を別枠でまた取られているんです。smart農業、今からもう令和7年、もうすぐそこということで、そこを見据えて認定農業者、ここに書いてありますけど、そういう組合の棲み分けであったり、対象はどういうものがあるのかということで、農業ドローン、リモート草刈り機、トラクター、コンバイン、田植機、農業用ドローン講習経費などときちっとした明記をされながら、もう進められている自治体もあります。

今のところ玉名市では、なかなかそういう状況にはありません。もう本当に近い令和7年という目標達成に向けて、今後はそういった、まずは補助金のメニューをどう決めていくのかということを進めていかなければ基幹産業の農業を玉名で守ることはできないと、私の見解ですけれども思っております。もっと言えば、浜松市と言ってこれは大きな政令指定都市なんですけど、そこでは、農業の普及促進と農業者所得向上と農業の産出額の向上を図り、儲かる農業と言うことを前面に打ち出しながら、補助率2分の1内、上限600万円ということで、実際されている市もあります。その金額にはなかなか

か、ただ大きい金額をすれば進むかといったらまた問題があると思いますけど、まずは、令和7年に向けて取り組む、そこを目指していくということが必要だと、私自身思っております。

そこで再質問をいたします。2025年度までに担い手のほぼ全てがデータを活用したスマート農業推進総合パッケージの計画についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 多田隈議員の再質問にお答えします。

スマート農業を加速するための新たな国の政策としまして、スマート農業推進総合パッケージが令和3年度に制定されました。これは、スマート農業の現場実装を加速するために農業データの連携基盤活用促進のための環境整備や、科学的データに基づく土づくりの推進に必要な土壌分析データベースの構築等の施策が掲げられ、これらを集中して展開するとされています。また、市の考えとしましても、国の方針に合わせ目標年度の2025年度までには、担い手のほぼ全てがデータを活用したスマート農業を実践できるよう推進していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

推進していくという力強い答弁だったと思います。この、国の方針に合わせ2025年度までに、担い手のほぼ全てがデータを活用したスマート農業が実践されるようお願いし、次の質問に移ります。

（3）経営所得安定対策についてお伺いいたします。農林水産省は、水田の活用の直接支払交付金の見直しを示され、今後5年間米を作らなかった水田は、交付対象から除外すべきと方針が出されました。そこで、①農林水産省は、昨年、水田活用の直接支払交付金の見直しを示した、これに対する所見と本市の農業に対する影響についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 多田隈議員御質問の経営所得安定対策についての、水田活用の直接支払交付金の見直しについてお答えいたします。

水田活用の直接支払交付金の見直しは、農林水産省が昨年度示したもので、令和4年から8年までの今後5年間に一度も水張りが行なわれていない農地は、交付対象水田としない方針です。国としては、主食用米の需要減少に歯どめがかからない中、水田活用の直接支払交付金は、水田機能を有する農地における主食用米から、他作物への作付け転換を支援するために措置しているもので、畑地での転換作物の作付けが固定化した農地については、水田だけではなく、畑地として利用していくことが適切と考えられてい

ます。このような背景から、現状として米の生産ができない農地や、米以外の生産が定着している農地を交付対象から除外すべきとの方針が出されました。

本市では、もともと水田の機能は有しているものの、周囲の作付けが長年水稲ではない場合、すぐには水が来ないような状況になっている農地に、麦、大豆のみしか作付けされていない水田が40ヘクタール以上ございます。これらの農地について、借地を含め、これまで毎年交付されていた10アールにつき3万5,000円の交付金が廃止されるため、このような圃場が主となり営農している農家の経営は非常に厳しくなると予測されます。また、今回の見直しにより、麦、大豆で自作地を畑地化した場合、10アールにつき10万5,000円の交付金を初回に限り受けることができますが、これまでの10アールにつき3万5,000円の交付金と比較すると、目に見えて交付金が減少する形となります。本市の麦、大豆は、畑よりも水田での作付けが多いことから、交付金の見直しにより農家の経営が苦しくなる状況は否めません。

今回の見直しに当たり、これらについて5年間での水張りを困難とする課題として、先月国に対し報告したところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

これ本当に玉名市として大変、また、農家の方としても厳しい国の見直しになっております。今、答弁にありましたとおり玉名市内でも40ヘクタール以上あるということで、やっぱり10アールにつき3万5,000円、今後廃止されれば農家の経営は非常に厳しくなるというのは目に見えてわかることでもあります。

それに対しまして、市として答弁にありましたとおり、困難する課題として先月国に対して報告したという答弁がありました。やはりこれの問題は、もちろん水張り、いろんな問題もありますけど、例えば、畦畔を取っ払っている水田地だったり、そしてなによりもそこを借りている小作だったときに、これまた問題になってきます。それで補助金を活用できなければ、じゃあ、小作しないということで返された人の今後はどうなっていくのか。そういうトラブルの原因にもなりかねない問題でも、これは大きな問題だと思っております。

ぜひ、こうやって玉名も要望しておられるので、藏原市長もぜひ、いろんな国、県に対しても要望を行なっていただければ、まず、そこまで用水を引く事業をすぐできるのか、予算ができるのか、経常的にすぐそこにあるのか、いろんな課題がありますので、やはり最低でも憂慮してもらおうようなやり方をとっていただきたいと思います。

交付金が廃止されると農家の経営は非常に厳しくなります。農地に麦、大豆のみしか作付けできない水田や用水が来ない水田など課題もありまして、とても心配されますの

で、課題解消に向けて、県、国に働きかけをお願いし、再質問いたします。

生産者の米価下落の現状と認識についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

主食用米の需要は、食生活の変化等を背景に減少が続いており、近年は、新型コロナウイルスの影響で外食産業需要の落ち込みもあり、特に令和3年産は「コメ余り」の状況も相まって、取引価格の下落が長い間続いているのが現状でございます。農林水産省の米穀の取引に関する報告での本年4月の相対取引価格で見る全銘柄の全国平均値は、前年同月比マイナス13.13%の1,935円安であり、また、熊本県の状況としましては、主要銘柄のヒノヒカリがマイナス14.95%の2,298円安となっております。

本市では、このような米価下落の状況を踏まえ、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、米価下落の影響を受けた市内米農家に対する支援策の関連予算を今議会に上程させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

答弁の中では、主要銘柄、この辺は主になっておりますけど、ヒノヒカリがマイナス14.95%と、価格は2,028円安との答弁でした。

そこで再質問いたします。米価下落に対する支援対策についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 多田隈議員の再質問にお答えします。

米価下落に対する支援対策につきましては、先ほども申し上げましたが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、市独自の支援策として、米価下落臨時支援事業を創設し、関連予算として1億2,161万4,000円を今議会に上程させていただいております。

内容としましては、特に米価下落の打撃を受けた令和3年産主食用米を30アール以上の農地で生産・販売した米農家を交付対象者とし、品種、銘柄に関係なく販売数量1キログラムにつき10円を基準額として、予算の範囲内で補助するものであります。予算の成立後速やかに周知し、8月上旬から申請を受け付け、年内には交付決定及び補助金交付を完了させたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

臨時交付金を活用して対応される、今議会に提案されるということなんですけど、8

月上旬から申請を受けて、年内には交付との答弁でした。

米農家についての支援は、事業はもちろんこの対策はありがたい対策でもあります。ただ、市内生産者の方は、これからも安心して経営が続けられるために、新たな農業支援が必要と考えます。

そこで、次の質問に移ります。(4)物価上昇に伴う新たな農業者支援について。①本市の地方創生臨時交付金などを活用し、物価上昇に伴う緊急支援対策の新たな農業支援として、高騰する肥料、農薬、ビニール等の資材購入の補助が必要と考えるが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長(近松恵美子さん) 市長 藏原隆浩君。

○市長(藏原隆浩君) 多田隈議員の物価上昇に伴う新たな農業者支援について、私のほうからお答えさせていただきます。

今期の秋肥の販売価格につきましては、前期に比べいずれも過去最高の引き上げとなる様相でありまして、原料調達先のロシアによりますウクライナ侵攻を始め、原油高騰に伴う肥料、原料価格、また、輸送費の値上がりに加えまして、さらに円安進行も価格の押し上げ要因というふうに言われております。県でも独自の支援策を考えているようでもありますけれども、本市においても農業者の皆様が、これからも安心して経営を続けていかれるために、価格が高騰している肥料、また、農薬等の資材購入費等に対する新たな支援策の事業化につきまして、その必要性も含めて、現在、担当部署におきまして、検討の真っ最中でございます。

以上でございます。

○議長(近松恵美子さん) 多田隈啓二君。

○12番(多田隈啓二君) 答弁いただきました。

やっぱり答弁にもありましたとおり、今期秋の肥料等の販売、本当に二、三割上がるんじゃないのかという農業者の方の心配の声もちらほら聞きます。

その中で、合志市が、熊本日日新聞に載っていたんですけども、今定例会、6月の市議会定例会に一般会計の補正予算の中に、地方創生臨時交付金などを活用する、農家には高騰する燃料や資材、肥料などの購入費の半額、上限20万円の補助を、まさしくこの定例会に出されております。

市長もおっしゃられましたけれど、なぜ、これを急がなければならないのかと申しますと、答弁の中では、今、支援追加については検討中、考えているということなんですけど、するかせんかというのを早めに決める必要があります。それは、8月からトマトとか施設園芸あたりは定植が始まるんです。玉名の。そして定植には、その前に肥とかそういうのがあるもんで。8月定植、10月定植と玉名は2シーズンあると思いますけど、やはりこれをするか、せんかをまず早急に庁内で協議していただいて、するのであ

れば、この間の臨時議会のように、もうすると決めたなら、臨時議会開いて7月でもするという方向性を決めていただきたいと思います。また、そのほかに農業は資材全部上がっても、売ると自分で決められるか、価格転嫁ができないのも農業の弱いところでもございます。それに対して、やっぱり基幹産業である農業を守るためには、検討をスピーディーに行ないながら、するのか、しないのか、早めの判断をお願いしたいと思います。早急に検討していただき、臨時議会での対応等を考えていただくことをお願いし、次の質問に移ります。

地元4漁協は、地元漁民とともに、5、6年前からアサリ稚貝放流育成に懸命に取り組まれている。そこで、(5)アサリ資源回復に向けた取組支援についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 多田隈議員のアサリ資源回復に向けた取組支援についてお答えいたします。

本市が取り組む支援の一つに、玉名市水産業振興事業があります。これは、漁協が実施する海底耕うんや稚貝放流といったアサリの資源回復のための活動以外にも、浮き桟橋やホイストクレーンなどの共同利用施設の維持管理等にも活用できる市の単独事業であり、補助上限額を170万円とし、事業費の2分の1を交付するものでございます。

このほかには、国、県、市が事業費の全てを負担する水産多面的機能発揮対策事業がございまして、これは、漁業者等が行なう水産業・漁村のもつ多面的機能発揮に資する活動を支援するものであります。本市の漁場では、定期的なモニタリング調査、保護区の整備、漁場耕うん、ラッセル袋を活用した稚貝の沈着促進、被覆網を活用した食害防止対策等のアサリの育成に特化した取組について、試行錯誤を重ねながら熱心に活動されているものでありまして、先般のアサリ産地偽装問題により、蓄養を廃止の漁協については、県負担を取りやめるとされたものでもございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

そこでちょっとスライドをお願いしたいと思います。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番（多田隈啓二君） これです。市長も現地視察来ていただきました。これラッセル袋を活用した取組状況ということで、こうやって漁協者の方は、大勢の方が出られながら作業をされています。2枚目の写真も、これもそうなんですけど、そしてまた、次の写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番（多田隈啓二君） また、それと伴いまして、こういうアサリ保護区の整備も自分たちで網を張りながらされているという状況でもあります。

次のスライドをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番（多田隈啓二君） また、新たに、幼生から少し大きくなって、1センチないぐらいのやつを、牡蠣養殖の装置を活用した守りながら今、海のほうでいろいろ試験的にやられております。その次のスライドも一緒に牡蠣のやつを使ってされております。

本当に今、有明のアサリが産地偽装もいろいろありましたけど、稚貝育成に取り組んでおられる状況であります。そうした中、各漁協では、消えたアサリを以前のように回復させようと長年試行錯誤しながら、様々な、今日、一つ例を挙げましたけれども、これ以外にもいっぱいされております。ごみをとったり、船にあげたり、いろいろされておりますけど、取組を行なっておられました。また、明日最終日に江田議員さんのほうから多分質問されると思いますが、やっぱり専門員の採用、やっぱりアサリ、よそは牡蠣に変えたりいろいろされておりますけれども、今後は手段の一つとして専門員の採用を視野に入れた資源回復に向けた取組が必要だと、私も思っておりますので、明日、その辺は詳しく江田議員さんが説明されると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

次に、再質問に移ります。漁協関係者との大浜視察後の熊本県に対する申し出内容、また、輸入アサリ蓄養についての市長の見解をお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

私としても、アサリの育成に関しては、市としても継続してしっかりと行なっていく所存であります。

それを踏まえまして、熊本県に対して市から申し入れた内容につきましては、当時の県の状況としては、産地偽装の根絶に向けた知事の陣頭指揮の下、蓄養に供するために漁場を業者等に貸出す漁協は、県からは補助金を交付しない方針を表明された直後でありました。そのような中、私自身の言葉で県に対し、一括りにアサリの蓄養を認めず、アサリ再生に向け、たゆまぬ努力を続けておられる漁協に対し、補助金を交付しないこと、これに対しては、再考の願いを申し入れたところであります。併せて、今後においても県の方針決定にあたっては、その場面、場面において相談をさせていただきたいというふうに私のほうからは申し入れさせていただきました。

次に、輸入あさりの蓄養についての私自身の見解でありますけれども、漁場で、これは蓄養という言葉ばかりがクローズアップされておりますけれども、漁場で出荷調整のために一時的に蓄養することは、消費者に対して安定供給を実現するための一つの方法

でありまして、必要な経営手段とも考えています。外国産アサリが適正に漁場で管理をされて、一切の偽りなく、外国産として出荷、販売されること自体は、決して問題ないものと、私は認識いたしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 市長に答弁をいただきました。ありがとうございます。

市長におかれましては、本当に激務の中、即座に大浜地域に視察に来ていただきながら、そして漁業組合の方とか、組合員の方、また、水産連絡会の委員もいたんですけど、まずは現場に出ていただいたことに対して感謝申し上げます。

その後、市長もおっしゃっておりますけど、熊本県に自分の思いを申しさせていただいたということも重ね重ね御礼を申し上げます。その効果があったのか、なかったのかというのは、わかりませんが、その基本的な考え方が県のアサリを守っていく、育てる条例の概要の中に一文あるのかなど、私自身解釈しているところでもあります。その中は、さっき話がありましたけど、蓄養は全面的にあれだなという話から、まず県が変わったのは、県産アサリ支援回復の中で、漁協管理の漁場で輸入アサリの蓄養は禁止しないと、これは明記されました。それまでは、駄目なんだということで、県も進められておりましたけれども、やっぱり禁止はしないということに軟化したんじやなかろうかなど、私は思っております。そして、このアサリのことを、市長もそうなんですけど、今回、今度から県がするのは、アサリ資源特別回復区域ということを設置されまして、まだ今、まさしく中身の施策は検討中ということで、今回質問はしないんですけど、やっぱりそういうやりとり、もちろん基本は、漁協組合と県と直接やりとりするのが流れとしてはそうかもしれません。ただ、その流れの中でも行政として、どうやってアサリ貝再生をしていくのかということで、ぜひ、県のほうにもやりとりをしていただきながら、そして漁協組合との橋渡しになっていただき、このどうやって県と共にアサリ貝再生に向けた取組をやっていくのか、実際。そこをお願いしたいと思います。ぜひ、その辺のところも検討をお願いしたいと思います。また、アサリ貝の特別回復区域への支援について検討と協議をお願いし、次の質問に移ります。

（6）漁港しゅんせつについてお伺いいたします。①しゅんせつ事業の年次計画、また、土砂処分場の問題についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 多田隈議員御質問のしゅんせつ事業の年次計画と民間土砂処分場の問題についてお答えいたします。

しゅんせつ事業の年次計画といたしましては、本年度が大浜漁港の旧港及び新港の一部、令和5年度が滑石漁港及び大正開漁港の新港、令和6年度が新川漁港、令和7年度

が横島漁港、令和8年度が滑石漁港及び大正開漁港の9港としております。

また、民間土砂処分場の問題といたしましては、県内では、上天草市内に大矢野処分場と竹島処分場の2か所があり、令和3年6月時点での受入れ可能な許容量は、大矢野処分場が約13万立方メートル、竹島処分場が約18万立方メートルであります。不特定多数の利用が見込まれることから、いつまで利用できるのかが予測できない状況であることが挙げられます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

現在、民間土砂処分場は、大矢野と竹島の2か所あるということですよ。他市もしゅんせつを一緒に行なっておられますので、他市の受け入れもあるために、いつまで利用できるか予測できない状況でもあります。

そこで再質問いたします。しゅんせつ土砂処分の整備計画、また、玉名市の負担額と支払期限についてお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

現在、熊本県、熊本市、宇土市、玉名市において3か所での共同処分場整備に関する基本的事項について合意書を締結し、本年度から宇土市住吉地区での事業整備に着手したところでございます。しゅんせつ土砂処分場の整備計画につきまして、3処分場ごとの各種調査から工事まで含めた全体整備期間と、本市の負担金額について申し上げます。

最初に整備します宇土市住吉地区の処分場は、本年度から令和10年度までで、9億2,781万6,000円、次に整備します玉名市滑石地区の処分場は、令和9年度から令和17年度までで12億4,768万円、最後に整備します熊本市学料地区の処分場は令和16年度から令和25年度までで14億1,007万3,000円の予定となっております。3処分場の整備に伴います本市の支払期間は、本年度から令和25年度までで、合計35億8,556万9,000円を負担する予定でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

蔵原市長の名前で協定書にありますけど、協定しながら県、熊本市、玉名市、宇土市ということで、3か所の共同処分整備を進めていく事業との説明でした。もちろん答弁では、3処分場に伴う玉名市の負担額は35億8,556万9,000円ということだったんですけど、この資料を基に計算してみますと、玉名市がいかに割合が大きいのかというのがわかりますけど。

まず、熊本県から、熊本県は令和4年から25年までに幾ら出すのかということ計算してみますと、17億2,735万円です。さっき玉名市は35億円だったんですけど、じゃあ熊本市はどうか、熊本市は25億4,534万4,000円、宇土市は3億7,674万2,000円ということになっております。これいかにも玉名市が、しゅんせつ土量で計算してあるもので、割合でいけばこうなるのかなど。

もっと計算してみますと、事業費は幾らかかるのかと、概算事業費も載っておりましたので、概算事業費で164億7,000万円の概算事業費の予定に、これはなっております。もちろん国がその半分ぐらい82億3,500万円ぐらいはもちろん補助するんですけど、この概算予算164億円という莫大な整備費がかかるということなんですよ。問題なのは、整備費、もちろんこれないもので、整備していくしかないんですけど、整備する中で、心配するのは、今、いろんな事業費が上がっているんですよ、もちろん燃油高騰からずっと上がりながら、問題は、毎年この整備はこの整備でしていきます。玉名市もしていく。そして今度はしゅんせつ事業はずっと永遠と毎年計画に入っているんです。それが二重の負担、今までにない捨て場だけの負担じゃなくなっている現状があります。

この問題は、3処分場の整備に伴い、本市の支払いは本年度から令和25年度までで35億8,556万9,000円の負担予定であります。予定なんです。また、別にしゅんせつ事業といたしましては、年間大体1億円から2億円の事業費負担が生じます。今後本市に大きな財政負担になるため、しっかりとした財政計画の検討をお願いし、再質問に移ります。

ガット船が入らない、新川避難港でのしゅんせつについて小型エジェクターポンプでのしゅんせつが有効と考えるが、見解をお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

小型エジェクターポンプによるしゅんせつシステムは、可搬式のポンプなのと、エジェクターいわゆる吸引装置とホースを組み合わせた装置を使い、ポンプを起動させ、その水圧がエジェクター内を通過する際に負圧が発生するため、その負圧で海底の堆積土砂を吸い上げるものであり、漁業者等による日常的な漁港の維持しゅんせつを比較的安価で容易にできるよう実用化に向けて民間企業により研究が進められております。

先月26日に鳥取県大山町の御来屋漁港で行なわれました小型エジェクターポンプによる試験しゅんせつの状況を玉名水産連絡協議会により視察してまいりました。本市漁港でも日ごろから簡易的で小規模なしゅんせつに活用できれば、一定期間で実施するしゅんせつ工事の土量削減はもとより、利用者の利便性向上や安全性の確保にもつながることを再認識いたしました。吸引能力や作業効率の向上以外にも環境面への配慮など、

今後の実用化に向け課題はございますが、市としましては、早期導入のための検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

進めていくとの答弁だったんですけど、スライドをお願いしたいと思います。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番（多田隈啓二君） これです。左上、下が新川漁港の避難港になっております。

1は長洲の船もいっぱい係留されておりますけど、場所はそこなんです。そして1と2の写真、その入り口がこれだけ狭い、樋門があってなかなか入れない状況にあります。こういう狭いところではガット船が入ってこんとですよ、向こう、奥のほうにちょっと雲仙が見えましたが、南のほうから川に入ってきてガット船でしゅんせつがガットできるかという、やっぱりできません。そもそも避難港なので常時この門からの出入りがそんなにはないと思うんですけど、やっぱりなかなか潮が引いているところは、ここと契約されているところは出入りができない状況になっております。また、次の写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番（多田隈啓二君） それだからこそ、さっき言いました鳥取県で行なっておられましたけど、小型エジェクターを用いた中小漁港の砂の除去システム開発に関する研究会ということでありました。私も水産連絡会に行ってきたんですけど、やはりさっきのようなガット船が入らないしゅんせつには、やっぱりこういう手法が用いられていったほうがいいのではないかなと思います。また、次の写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○12番（多田隈啓二君） 鳥取県の港で実演していただきました。左のちょっと見にくいんですけど、現場での作業フロートになっておりますけど、ここに消防のポンプが載っているんです。消防車のポンプは塩水にも耐えるということで使われております。このポンプメーカーがこの近くにあるということで、これを使いながらのエジェクターポンプのしゅんせつを拝見することができました。ぜひ、さっき答弁にもありましたけど、前向きに検討していただければと思っております。

そこで最後に、しゅんせつについて市長の見解をお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 多田隈議員の再質問にお答えさせていただきます。

漁港しゅんせつに対する私の考えを申し上げさせていただきたいと存じますけれども、漁港が存続する以上は、しゅんせつは必要不可欠であると考えております。しかしなが

ら、土砂処分場の整備には膨大な費用を要します。また、整備後の跡地利用の問題など  
などもありますことから、共同整備する処分場をひたすら今後作り続けていくというよ  
うなことは絶対に避けなければならないと思っておりますし、これは恒久的な課題解決  
にはならないと考えています。ただ、合意書を今回取り交わし、今後整備していく3か  
所の共同処分場につきましては、県、また、他市としっかりと協力をして、既に策定さ  
れた整備計画に従って、順次進めていく考えでありますけれども、根本的な解決策とし  
てしゅんせつ土砂の海洋投入、また、再利用、こういったものについても引き続き並行  
して検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 多田隈啓二君。

○12番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。

土砂処分場の整備は莫大な費用がかかります。共同整備する処分場をひたすら、市長  
もおっしゃっておりましたけれども、作り続けることは絶対私も避けるべきだと思っ  
ております。根本的な解決策として、市長おっしゃったとおり海洋投入、また、土砂の再  
利用についても引き続き検討をお願いしたいと思っております。

市長、最後になりますが、今日いろいろ質問させていただきました。今後の財政、歳  
出においては、人口減少社会における社会保障の経費や新玉名駅の周辺整備、学校再編、  
老朽化した公共施設、インフラ等の更新と土砂、今日ありましたとおり土砂処分場の整  
備に莫大な費用がかかります。将来に向けた持続可能な財政調整基金の確立と安定した  
住民サービスの提供の両立を図るため、財政状況を的確に捉えた限られた予算での健全  
な財政運営を行なっていただくことを強くお願いし、一般質問を終わります。ありが  
うございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、多田隈啓二君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

15番 西川裕文君。

[15番 西川裕文君 登壇]

○15番（西川裕文君） ありがとうございます。本日一般質問2日目、2番目になりま  
す15番、第二新生クラブ、西川裕文でございます。

傍聴席の皆様方、また、ネット配信で御覧の方々、いつもありがとうございます。本  
日は、特に民生委員、児童委員の皆様方ありがとうございます。日ごろから地域の高齡

者の方々の見守り、並びに小学生の登下校の見守り等ふれあいネットワーク活動、本当にありがとうございます。特に一昨年、新型コロナの定額給付金等々の給付のときには、本当に大変お世話になりました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

いよいよ梅雨に入りましたけれども、自然災害の多い中ではありますけれども、空梅雨であれば夏場の水不足も心配となります。ほどよい雨量の年であることを願うばかりでございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず、中学校の運動部活動地域移行について質問をいたします。学校の先生方の働き方改革の中で、スポーツ庁が中学校の休日の部活動を地域や民間団体に委ねる地域移行への決意を5月下旬に示しております。小学校の部活動が社会体育化となっている現在、今後の中学校の部活動の休日の地域移行について、市の考え方について伺います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 西川議員御質問の中学校の部活動地域移行についてお答えいたします。

まずもって、今回の中学校部活動の地域移行につきましては、小学校の部活動のときと違いまして、休日における部活動を令和5年度から3年間のうちに、地域の実情に合わせて、できる部活動から段階的に地域移行するというところでございます。つまり、月曜日から金曜日までの平日においては、現状のまま学校で学校の部活動としての活動となります。文部科学省では、教職員の働き方改革を今後推進していくに当たって、令和5年度から7年度までを改革集中期間とし、令和7年度末を目標に休日の部活動指導を地域のスポーツクラブや民間事業などに委ねる地域移行を目指して準備されております。

そこで本市におきましても、休日における地域でのスポーツ活動を実施できる環境へ、スムーズに移行できるように整備していく必要があります。本市の地域団体、また、中学生生徒に見合った組織づくり、地域指導者の確保などの体制づくりに向けて準備を進めてまいります。具体的には、生徒、指導者等にアンケート調査を実施しましてニーズを把握するほか、本年4月に設置しました中学校部活動地域移行検討委員会で検討を進めてまいります。また、これに並行して、顧問の先生や外部指導者等の現場の声をお聞きする座談会を立ち上げまして、委員会での検討資料として役立てたいと考えております。

検討委員会は年5回程度を予定しており、市のスポーツ協会や玉名市総合型地域スポーツクラブなどと協力しながら、新たな部活動環境を構築し、スムーズな地域移行につながりますよう準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

先月、玉名市のスポーツ競技会協議委員会の中で、中学校の部活動についての今後について心配をされておりました。その中でも自分たちも対応していきたいという思いを述べていただいております。今、答弁いただきましたけれども、検討委員会を設け、そしてスポーツ協会並びにスポーツクラブとの交流会も含めながら、今後について検討しておられます。また、アンケート調査等々もやっておられますので、今後も十分話し合いをしていただいて、今後地域移行がスムーズに進みますことをお願いいたします。

それから、先ほど言いましたスポーツ競技会の協議委員会のほうは、玉名市が今回から事務局になったということもありまして、大変にはなるとは思いますけれども、十分に検討をしていただきたいと思います。

[15番 西川裕文君 登壇]

○15番（西川裕文君） それでは続きまして、学校づくり委員会の設置について伺います。現在、学校づくり委員会は、天水中学校学校づくり委員会が設置をされております。今回、玉名市学校規模適正化審議会の建議に基づいて、第2次玉名市学校規模・配置適正化基本計画の素案ができ、その説明を受けました。その中で、今後第2次の玉名市学校規模・配置適正化基本計画が今度計画を具体的に作り上げられますけれども、その中で、統合再編の基本的な方向性が示されておりますけれども、今後の学校づくり委員会の設置については、天水中学校以外、今後どのように設置していくと考えられておられるか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 西川議員御質問の学校づくり委員会の設置についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、現在、第2次玉名市学校規模・配置適正化基本計画の策定を行なっているところです。昨日の立川議員からの御質問に教育長から答弁がありましたとおり、今、パブリックコメントを行なっております。今月末には、臨時の教育委員会を経て確定する見込みとなっております。

この計画策定後の進め方についてでございますが、先に統合しました玉陵小学校や、現在統合について検討を行なっている天水中学校区と同様に、計画で示しております優先度の基準をもとに、地域住民への説明を行ない、その後、地域、保護者、学校の代表からなる新しい学校づくり委員会を設置し、協議を行なうこととなります。

具体的には、この計画の中で早急な対応が必要とする校区として、豊水小学校、また、玉水小学校と小天小学校を位置づける予定でございます。豊水小学校については、今後保護者、地域への説明会などを開催するなど、丁寧に説明を重ねていきたいと思っ

おります。また、玉水小学校と小天小学校については、未就学児及び小学校の保護者に実施しますアンケートと、これまでの天水中学校区の学校づくり委員会での協議で交わされました意見等を参考にした上で、玉名市としての方向性を決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） ありがとうございます。

ただいま答弁いただきまして、まずは豊水小学校、それと玉水小学校、小天小学校を主体にということで、住民説明会等々を行なうということで、アンケートも含めまして、ぜひ、住民の方々の御意見を十分検討していただきたいと思います。

学校づくり委員会は、現在、1中学校区ですけれども、今後市全体を考える場合になれば、複数になる可能性もあるかなと思います。学校づくり委員会の数がもし増えた場合には、教育総務課内の職員の方々の対応等々は逆に大変になるような感じがいたします。設置前の地域説明会等々も多くなりますし、本当に職員さん方の数も含めまして、十分な配慮をしていただくことが必要になると思いますので、よろしく願い申し上げます。

一つ再質問になりますけれども、現在、小学校、当初は、1次では小学校1校、中学校1校ということでしたけれども、2次の計画の中では、小学校2校、中学校1校というふうなところも検討されているということですので、中学校の統廃合については今後どのように考えておられるか再質問をいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 西川議員の再質問にお答えいたします。

中学校の統合につきましては、現在の策定中の計画においては具体的なことを決めているわけではございません。まずは小学校からということで計画を進めます。ただ、今、中学校の現状としましては、やはり生徒数が少ない、イコールクラスの数が少ないというところで、教職員の数が足りないと、比較的少ないという現状がございます。これに伴い弊害がございまして、教科を1人の先生が、一つの学校で一つの教科を1人の先生がというのができない部分が出てきております。例えば、技術家庭の技術ですが、技能教科において、失礼しました。美術です。絵画とかの美術です。美術の免許を持っている講師が、兼務命令を受けまして、二つの中学校で美術の指導を行なっているというケースがございます。1人の先生が二つの中学校に行っている。また、別に家庭科においては、ほかの免許を持っている先生が、県から免許外の指導を認められ、家庭の実際は免許を持っていないけれども、認められて家庭科の授業を行なっているというケースもございます。このような弊害は確かにございますので、今後中学校の統合について

は、将来的には検討が必要になると思いますが、先ほど言いましたとおり、現段階では、第2次の基本計画の期間中での統合は考えておりません。ただ、議員御指摘のように、また今後生徒数が減ることも考えられますので、概ね5年後をめどに改めてこの計画の見直しを図っていく必要は出てくるだろうと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

ただいま答弁の中にもありましたけれども、中学校の場合は、教科担任制であります。生徒の少ない中学校においては、配置される先生の数が限定され、専門の先生が配置されていなくて、専門外の先生が授業を受け持たれる場合があると伺っておりました。前中学校の校長先生をされておった知り合いの方もそういうことで、専門外の方が授業をせざるを得ないということで、生徒たちにも十分でないところもありますよという話を伺っておりましたけれども、今、答弁の中に玉名市内につきまして、二つの中学校で専門の先生が授業をされているという話を伺いまして、ぜひこのような対応が大切だと思います。専門外の先生がどうしても今教えられているということがあれば、ぜひ、2校だけではなく、先生には大変だと思いますけれども、掛け持ちをしていただいて、生徒たちが専門の先生から授業を受けられることができるように、どれだけあるか聞いていませんけれども、そういうことで、ぜひ、今後広めていっていただきたいと思います。

小学校の場合は、複式学級になれば先生の数が当然少なくなりますけれども、今まで市独自で先生を雇用していただいて、授業の教育の確保をしようと、平等な確保をしていただいております。統合前複式学級の小学校も出てくるとは思いますけれども、今後とも複式学級の場合には、臨時の先生方をお雇いいただいて、子どもたちに複式学級がなるべくないように、先生たちが指導していただくように、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一つ最後になりますけれども、統廃合に向けて、特に地域のアンケートも含め、今後とも住民の方々への十分な説明をしていただいて、学校づくり委員会をまた設けていただいて、今後の統合について、十分な話し合いを進めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

[15番 西川裕文君 登壇]

○15番（西川裕文君） それでは、最後になりますけれども、JR玉名駅のトイレの整備について伺います。

3月議会の中で、山下議員さんの一般質問の中でもありましたし、本日、多田隈議員のあいさつの中でもありましたけれども、JR玉名駅のトイレの整備について市内の循環バスの発着所でもありますし、乗合タクシーの特定乗降場所でもある重要な場所でご

ざいます。このJR玉名駅前の大切な場所でありますけれども、近年自然災害等々も多く、また、コロナ禍等でJR九州もなかなか経営が厳しい状況の中で、JR自体のトイレの改修というのはできていない状況にあると思います。その中で早急に整備が必要であると考えます。多田限議員さんからありましたけれども、近くの銀行関係のところも仕方なく、利用される方々も結構多いと思います。本当に早急に整備が必要であると考えます。市の考えを伺います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 西川議員御質問のJR玉名駅のトイレの整備についてお答えいたします。

JR玉名駅の改札の外にあるトイレにつきましては、昨年8月の豪雨の影響で屋根部分が損傷し、安全が確保されていないことから封鎖されている状況でございます。JR九州とは封鎖されたトイレの件で協議を行なってまいりましたが、JR九州としては、乗降客には構内のトイレを案内しているため、改札の外のトイレについては必要性もなく、修繕の予定はないとの回答をいただいております。しかしながら、地元区長などからの利用再開の要望があることに加え、JR玉名駅は乗合タクシーや路線バスの乗降場所でもあり、議員もおっしゃったとおり重要な交通結節点として多くの方が往来されております。市といたしましては、改めてトイレの必要性について検討し、公共交通利用者が乗り継ぎのときにトイレの不安が解消されることや駅を利用したイベント開催なども踏まえ、改札の外にもトイレが必要との判断に至った次第です。

現在、トイレの整備について関係各署とコスト面も含めて協議を行なっているところです。なお、トイレにつきましては、将来的な玉名駅周辺開発を念頭に入れ、必要最小限度の整備を検討しておりますが、地元高校生などのアイデアも取り入れながら、誰もが利用しやすいトイレとなるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁いただきました。ありがとうございます。

ちょっと再質問になりますけれども、当初言ってなかったんですけど、今、説明をいただきましたけれども、具体的には、時期的なものについては、今、いつぐらいというか、そういうところは計画されておりますか。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 時期的なものにつきましては、早急に取り組ませていただくということで準備を進めております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 今、答弁いただきましたように、早急ということでいただきました。繰り返しになりますけれども、昨日の山下議員さんの中でもありましたけれども、当然、玉名市民の方々一番大事なあその場所でもありますし、また、外から来られる方々も多い中での大事なところでございますので、本当に早急に、今回は出ておりませんが、早急に対応していただくようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。次の議会でも出していただくようなことで、それぞれいろいろ話合いもしていただいておりますし、高校生との話合いもしておられると思います。駅だけではなくて、周辺開発という意味での玉名駅周辺の開発も含めたところでの検討をされておりますので、本当に部長から今ありましたように、早急に出していただくように、繰り返しになりますけれどもお願いを申し上げます。

新型コロナで2年半、ウクライナ情勢100日以上たちまして、早急に収束することを願うばかりでございます。それでは、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

次に、1番 大野豊重君。

[1番 大野豊重君 登壇]

○1番（大野豊重君） 皆さんこんにちは、1番、自友クラブ、大野豊重です。皆さんも御存じのとおり新型コロナウイルスの第6波は、想像を超える感染拡大となり、今なお感染者数は、昨年東京五輪のときよりも高い水準となっております。しかしながら、ワクチンの接種が進み、2年前や1年前と比較しますと、地域でのイベントや社会活動が現在は再開し始めており、コロナ禍での向き合い方が見えてきたように感じます。コロナ禍の中で開催された2020東京オリンピック・パラリンピックが幕を閉じ、1年が経過しようとしております。既に2024パリ五輪に向けた第一次レースが各競技でスタートしております。本市出身の選手もそのレースに複数名残っておりますので、ぜひ、終盤のレースまで勝ち残っていただき、パリ五輪への出場を果たしていただきたいと願います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ないます。まず、1点目ですが、市道の除草業務委託について伺います。5月から10月にかけて、道路や歩道、河川など草木の繁茂があり、中には人の背丈を超えるものから、歩道や道路に覆い被さっている箇所も多数見受けられます。当然ながらそのような状態では見通しが悪いことによる交通事故や、飛び出した草木との接触によるけがや車両の損傷にもつながり、交通事故も発生します。防犯上の観点からも対策が必要です。例年今の時期から秋にかけて、市道においては通学路や見通しの悪い箇所を重点的に除草業務委託として対応されております。また、業務

委託ではなく、市の職員でも除草業務に当たられていることもあり、除草シーズンは気温も湿度も高い中での作業であり、頭が下がる思いです。

この除草については、道路工事や建物建設のように予算を使い、工事を行なってもその成果が見えるのは一瞬です。除草しても1週間もするとすぐに生えてきて、2、3週間するころには、除草前と何ら変わらない状態へと戻ってしまいます。そういった背景からも草木の繁茂に対する抜本的な解決に至っていないのが現状だと考えます。この除草に対する課題を解消すべきと考え、市の見解を伺っていきたいと思います。

始めに、現在の除草業務委託されている現状はどうかを伺います。1点目、除草業務委託の総延長はどれくらいでしょうか。2点目、玉名市内、岱明、天水、横島の地区単位の延長はどのような比率になっておりますでしょうか。3点目、除草エリアの対象となるのは、どのような選定基準で行なっておられますでしょうか、質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

[建設部長 田代史典君 登壇]

○建設部長（田代史典君） 大野議員御質問の市道の除草業務委託についての中の除草業務委託の現状についてお答えいたします。

現在、本市では、道路を利用される方々が安全に通行できるよう市道の除草業務委託を毎年実施しており、請負業者にその作業を行なっていただいております。内容としまして、令和4年度の総延長は約71キロメートル、面積が約37万平方メートルになります。地区単位といたしましては、玉名地区が延長約43キロメートルで、面積が約28万平方メートル、岱明地区が延長約7キロメートルで、面積が約3万平方メートル、天水地区が延長約8キロメートルで、面積が約3万平方メートル、横島地区が延長約13キロメートルで、面積が約3万平方メートルとなります。

また、除草範囲となる選定基準としましては、特に設けてはおりませんが、これまでには交通量が多く、スピードが出やすい幹線市道や、国・県管理の河川敷の一部を占有している市道及び見通しが悪く危険箇所がある市道など、総合的に判断して選定しております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁では、私がこの延長を聞いた理由として、各地区ごとに偏りはなくかということとをちょっと気にしておったんですけれども、今、聞いたところによると旧玉名市のほうが43キロメートルということで、多いなということは感じたんですけれども、それは地区ごとは当然、農地とか河川だとか、住宅の数も違うし、先ほど部長のほうから答弁ありましたとおり、河川関係の優先ですかね、こういったところで一概にそれを比較するという事は非常に難しいかと思うんですけれども、選定基

準について基準は設けてないということなんですけれども、スピードが出るところだとか、危ないところというのを認識されて、市民の方と相談しながら対応されているということで安心はしております。

除草対策が必要なシーズンでは、当然、市の除草業務委託以外にも先ほど業務委託業者というふうにおっしゃられたんですけど、区役とか地権者でも当然実施しており、今の状態にはなっているんですけども、市の超高齢化社会の実情を考えてみますと、先ほども前の質問でもあったと思うんですけども、人口減少によって農地の耕作放棄地等も目立ってきております。そうなってくると区役だとか、地権者による除草作業ができるエリアが今度は少なくなってくると思われるんです。そうなってくると危険箇所の置き去りとなり得るようなケースも想定されます。現在の除草エリアを見てみましても、本当にここは除草が必要なのかなというふうに感じる場所もあります。反面ここは交差点付近でもあって、草丈が伸びると標識関係も見えずに、見通しも悪くて、ものすごく危ないなという危険箇所もあります。そこは除草されていない。しかしながら、そういったところ全て要望したからといって対応するにも、当然予算的にも限界があることは承知のとおりでありますから、では、現在の除草業務委託エリアについて再質問をしていきます。

1点目、市民から除草を新規に依頼された場合、どのように対応しておられますでしょうか。2点目、現在、予算の都合で新規のエリアの要望があっても、それがちょっと待っていてくださいと対応できない箇所があるのかどうか。そして3点目に、先ほど申しました除草エリアのここ必要なのかなと考えるところ、またはここはやったほうがいよねというところもありますので、そういったところを考えまして、3点目の質問では、除草エリアの見直しは検討できないものか伺いたいと思います。お願いします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員再質問の要望される新規エリアの対応についてお答えいたします。

毎年行なっている除草業務委託の範囲以外で、市民の皆様から新たな除草の要望があった場合は、まずは現場確認を行ない、緊急性や危険性を判断し、市職員で対応できるものは職員で直接実施し、それ以外は個別に業者へお願いしております。従いまして、未対応箇所については、基本ないと認識しており、民地から市道敷にはみ出している草木につきましても、地権者の方に適正な維持管理をお願いするなど、伐採の協力を呼びかけております。また、除草エリアの見直しは道路を利用される方々が安全に通行されるためにも、総合的な判断の下、適宜見直しを行なっていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただきましたとおり、今の新規で要望されていて、それができていないというところがないというのは非常に安心したところであります。先ほども申しましたとおり、玉名市の人口推移も高齢化と同じように、人口推移が下降していることで、当然税収も少なくなってきました。反面、維持管理していかなくてはならない除草の延長、これは現状維持か、もしくは新しい道路もできておりますので、増えていくばかりのどちらかだと思います。また、高齢化社会を超えて、超高齢化社会へと突入していることで、本市の民生費は上がる一方であり、道路などの維持管理費は下げざるを得なくなるのではなかろうかなと考えております。それらの課題を根本的に解決していくことを今後は考えなくてはいけないものと思っております。中長期的に予算面を考えた場合の具体策について考えがあるのか伺います。

1つ目、除草業務委託の現状は、年間当たり大体幾らぐらい委託費があるのか。2つ目、業務発注、仕様書の内容の簡素化はできないものか。それによって対象エリアの拡大を行なうとか、当然その市が発注している除草業務委託に従って実施すると、現場管理の写真などの提出が必要であって、その必要性というのは理解しているところなんですけれども、その分人件費がかかって、委託料が高くなっているんじゃないのかなと感じております。当然、それは安全管理作業は確保した上での話なんですけれども、例えば、ハンマーモア、トラクターだとか重機にアタッチメントを付けたらだとか、そういったところで、ハンマーモアで行なったエリアの除草に関しては、草木の処分は行わないだとか、そういう仕様書の変更によって簡素化できないものかなと考えられます。3点目に、区へ委託することも可能というふうに伺っておりますし、昨日もありました。燃料費などの原材料支給による区への委託などを、今度はそれを拡充していくことはできないものかと考えておりますけれども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員再質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、本市では道路を利用される方々が、安全に通行できるよう市道の除草業務委託を毎年実施しております。この委託業務は、年度当初指名競争入札にて発注しており、落札された市内業者の方で作業を行っております。また、年間当たりの委託料、委託費は令和4年度で約8,400万円になります。

次に、除草業務委託の積算についてですが、現在、熊本県の土木工事標準積算基準書を採用しておりますが、議員御指摘のとおり業務内容の簡素化も必要と考えることから、他市の状況なども踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

最後に、区へ委託するケースの拡充ですが、こちらについても同様で、他市の状況なども踏まえ検討してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

1番が終わりましたら休憩したいと思いますけど、いいですか。

○1番（大野豊重君） はい、わかりました。

今、答弁いただきました。基本は市民の安全といったところを見て図られておりますので、ぜひ、今後ともお願いしていきたいと持っております。

再質問になるんですけども、質問の冒頭でも申しましたけれども、夏場の草はとも伸びることが早いのは誰もが知っていることなんですけれども、市の除草業務委託では1か所につきちょうど今ぐらいの時期から、秋手前、夏の終わりにかけて年2回の除草を行なわれておるんですけど、実際草刈りをして1週間後には10センチから、2、30センチのびていて、3週間もすると草刈り前と同等のレベルに伸びてきております。

そこで、除草ではなくて、防草シートへの移行は考えにありますでしょうか。当然全てのエリアを防草シートにするのは景観的にもおかしくなりますので、エリア単位での判断にはなるかと思えます。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番（大野豊重君） 今、拡大投影のとおり、ここは横島の神崎地区なんですけど、ここを区役で草刈りではなくて、防草シートに区役でやられたということで伺っておいりましたので、視察にいつてまいりました。こうすることで当面は、数年は草木が生えてこないのかなと感じておりますので、そうすることによって、ここに関わる経費というのは例年、例年必要なくなると感じておりますので、こういったところを進めるということで考えていつていただきたいとも思いますし、先ほど質問いたしました要望エリアの見直しを含めて、交差点付近とか、通学路など、見通しが悪くなりやすい箇所については、防草シートでの対応だとか、コンクリート化を検討していただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員再質問の除草業務委託から、防草シート施工への考えはについてお答えいたします。

昨年度区役で防草シートを貼りたいとの要望があり、区役での実施ということで原材を支給し、初めての取組を行ないました。防草シートは防草対策として有効な方法で、今後も継続していきたいと思いますが、委託業務からの施工は、地域のバランスや現場条件、また、防草シートも様々で耐用年数や価格の問題もございますので、実施するにも徐々になるかと考えております。また、交差点付近や通学路などの見通しが悪い箇所についてですが、通学路は学校、道路管理者、警察、住民などで参加する通学路交通安全の合同点検を実施しております。この合同点検は、毎年実施されますので、防草シー

トやコンクリートなどの施工は、この点検に参加される関係機関等と協議の上、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただいた内容によりますと、新たな手法を既に施行しているとの答弁があって心強く感じております。ゼロ、イチのように簡単に言えるものではないと思いますけれども、私も他市や国、県のやり方を勉強しながら、どんな方策があるのか、担当課や市民の皆さんとともに、一緒に考えていきたいと思っております。

最後に、除草エリアの見直しと同様の要望にはなるんですけれども、通学路は特に草が生えると小さい児童たちは、背が低い児童たちは、身長が低いので見えなくなりますので、同時に危険性も高まりますので、特定の箇所については除草回数を2回ではなくて、3回だとか4回だとか、そういうふうを増やすべきだと思いますけれども、その認識について伺います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員再質問の特定エリアの除草回数を増やすことについてお答えいたします。

通学路は児童が安全に通学できるよう特に危険な箇所については防草対策が重要であることは認識しております。先ほどの答弁と重複いたしますが、本市では、毎年合同点検を実施しておりますので、まずは交差点付近や通学路で見通しが悪い箇所を防草シートやコンクリート張りなどの施工ができないか検討してまいりたいと考えております。さらに除草回数についても、学校や地域の方々の関係者に通学の状況や御意見を伺いながら、必要に応じて除草回数を増やすなど、見直しを行なってまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） この除草に関する課題は、はっきり見えているかのように感じています。また、そのために既に着手され始めていることが分かり、ぜひ、新たな手法による低コスト化の検討と市道路の安全な通行確保に尽力いただきたいと思います。

これで一つ目の質問を終了いたします。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

1 番 大野豊重君。

[1 番 大野豊重君 登壇]

○1 番（大野豊重君） 午前中に引き続き、質問させていただきます。

本市では、コロナ禍で冷え込んだ個人消費を喚起しようと、事業者支援も含んでのキャッシュレス決済サービスを使った買い物へのポイント還元事業を今年3月に実施されました。「寅（タイガー）お得！玉名で買いなっせ！玉名のお店を応援しようキャンペーン」と題したPay Payを利用した人に最大20%ポイントを付与するキャンペーンです。このようなキャッシュレス化が世の中で進む中、本市の超高齢者社会へと突入している現状では、高齢者にとっては、キャッシュレスやPay 払い、アプリと言われてもなかなかそれらを理解して扱うことは難しく、取り残されてしまうことへの懸念はぬぐいきれません。とは言え、あらゆる場面でDX化を進めていかなければ、市の発展はあり得ません。今回のPay 払い決済によるポイント還元事業を導入した背景やその効果について伺うとともに、今年秋から実施予定をされているプレミアム付商品券事業について伺います。

初めに、3月実施のPay 払い決済ポイント還元事業の事業予算1億3,500万円の実績について伺います。事業委託費、利用実績に応じて検討するものであることは伺っておりますが実績について伺います。2点目、ポイント還元はどの程度あったのか実績を伺います。

以上、2点質問させていただきます。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長（蟹江勇二君） 大野議員御質問のPay 払いポイント還元事業についての事業費についてお答えいたします。

まず、今回のPay 払いポイント還元事業につきましては、3月1か月間での流通総額は4億5,000万円となっており、大変大きな成果があったものと捉えております。お尋ねの事業費については、Pay 払い決済事業者への業務委託費の総額が7,827万4,804円となっており、その内訳として事務費分が487万3,840円、付与したポイント分が7,340万964円となっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1 番（大野豊重君） 令和2年度に実施されたプレミアム商品券では、1回の追加販売にて引き替えに来られなかった分は除いたとして100%利用されたというふうに聞いております。しかし、今回のPay 払い決済のポイント還元では、先ほど答弁にもありましたとおり、事業費のおおよそ6割から7割程度となります。単純に考えれば、利用

者への浸透がまだまだ不十分であることが言えます。よって、ここは課題と認識すべきところだと感じております。一方で、ポイント還元によって購買意欲の促進につながり、キャンペーンの経済効果から見ると、期間中の流通総額、先ほど答弁ありました4億5,000万円を考えれば十分なものであったと評価はできるかと思えます。

今回導入されたP a y P a y事業者から利用者の年齢層や地域別のデータを参照することができれば、さらに検証され、ビッグデータと合わせて今後の対策や戦略に結びつけることができますが、それらは現在、まだ難しいとも伺っており、今後に期待するものです。しかしながら、今回のタイミングはコロナ禍での消費喚起の目的が強く、P a y払い自体は気軽に扱えるものですが、高齢者にとってはどのような受け止めをしているのかが気になるところです。コロナ禍の消費喚起を考えるのであれば、P a y払いではなく、プレミアム付商品券、いわゆる紙媒体のほうが高齢者にとってはよかったのではないかと感じる部分もあります。P a y払いを導入された背景には、様々な条件もあろうかと思えますが、4点ほど質問させていただきます。

1点目、P a y払いを選定した目的はどこにあったのか。2点目、紙媒体の商品券事業と比べた場合の取扱事業者数の比較。3点目、委託事業に関わる事務手数料の比較。P a y払いについてもd払いやa u P A Y、L I N E P a y、さらには地域ポイントを扱っている事業者もあります。なぜ、P a y P a yを選択されたのか。以上、4点について質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 大野議員の再質問にお答えします。

P a y払いを選定した目的についてですが、昨年度も新型コロナウイルス拡大は長期化し、地域経済の影響も深刻となりました。その影響を緩和するための施策として、緊急的かつ集中的に市内での消費を拡大、増大させることにより、小売業やサービス業を中心とした事業者の支援を行なうことを目的とした消費喚起策の実施を検討し、ウィズコロナを見据えたキャッシュレス化の推進を行なっていたこともあり、民間決済事業者の既存のプラットフォームを活用することで、早急に実施可能で、新規事業者の導入費用負担の少ないP a y払い決済でのポイント還元事業を実施したところです。

次に、商品券事業、P a y払い事業、それぞれの取扱店舗の数と事務費についてですが、令和2年度の地域応援商品券事業の店舗数が436店舗、P a y払い事業が約650店舗となっており、事務費については、令和2年の商品券事業が1,451万3,000円、P a y払い事業が487万3,000円となっております。決済事業者をP a y P a yとしたことにつきましては、より多くの消費を促すために事業者側の導入が多くされている点を重視いたしました。商工関係、民間調査会社の調査を参考に、九州主要地点での利用可能店舗数やアプリの利用者数等のデータから判断し、最もシェアが大き

い P a y P a y を選択したところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） これまで実施されてきたプレミアム付商品券事業の実績だとか、P a y 払い導入によるメリットなど、しっかりと市場調査した上での選定であったように感じます。今回の事業は、全般的に見ると成功であったかと言えます。ただ、課題としては、何度も言いますが、高齢者への取扱いに関するフォローや市民への周知だと思えます。

もう1点再質問になりますが、今回のP a y 払い事業に関して先ほどの答弁では、ポイント還元がおおよそ7,340万円ということですが、これは利用者が現在保有しており、既に利用開始されている部分もあるかと思いますが、商品券事業とは違って、日本全国やインターネットで利用されるものです。当然、他市や事業者によっても数多くのP a y P a y キャンペーンを実施されております。最低限玉名市で還元した額を上回るポイントが消費されることが一番望ましいものと考えます。日本全国に眠っている還元ポイントを玉名市で利用していただく策は何かあるのか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 大野議員の再質問にお答えします。

ポイントの消費につきましては、市内の事業者の様々な取り組みの御努力により、さらなる消費の拡大へつなげていただいたと考えております。その現れとして、本事業を実施した3月の前月である2月と事業実施後の4月、5月のP a y P a y 決済額を比べてみますと、それぞれ約1.6倍となっており、相応のポイントが市内で消費されたのではないかと推察しております。また、実施期間であった3月の関連決算額は、前月比4.5倍の約4億5,000万円となっており、市内からの購買力の流入を含め、大きな効果があったものと考えております。今後、各事業者の方々の取組への支援について検討し、実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 商工会や地元商店街の事業者とともに、これらを玉名市で限りなく多く獲得できるような仕組みづくりを行なっていただき、行政としても協力をお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。先ほどのP a y 払い決済におけるポイント還元事業は、令和3年度終盤で実施されたものであり、答弁にもありましたが、年度末ぎりぎりの予算化と準備、契約など短期間で行なわれたものでした。また、一定の効果もあり、次のステップへと進められています。市民や事業者にとってはありがたいことに、今年度にお

いても秋から開始されるプレミアム付商品券事業として、紙媒体のプレミアム商品券とスマートフォンやタブレットで利用できるデジタル商品券の2本立て事業が計画されています。既にプロポーザルで選定され、着々と準備が進んでいるのかと思いますので、そのことについて質問いたします。まず、3月に実施されたP a y P a yを利用した20%のポイント還元事業とは運用が異なります。事業の目的はコロナ禍で落ち込んでいる消費喚起と事業者支援であることはわかりますので割愛しますが、現在、準備を進められている紙媒体とデジタルのプレミアム付商品券事業の仕様書を見てみますと、3月事業と比べて異なるポイントがありますので4点ほど質問させていただきます。

1点目、なぜ紙媒体とデジタルの2本だて仕様としたのか。2点目、紙媒体の還元率が30%、デジタルのほうが40%、前回の3月は20%の還元だったと思うのですが、今回紙媒体とデジタルでプレミアム率が変わるのはなぜなのか。3点目、3月のP a y事業では予算化された事業費に比べて下回っておりましたが、今回はどのように事業者、市民へ周知広報などフォロー体制はどのように計画されているのか、特にデジタル商品券の場合、高齢者に対してはどのようにフォローされるのか。4点目、業務委託仕様書にうたわれている参加店舗の目標数が450店舗とありますが、ここは先ほどのP a y P a y事業の報告では650近くだったと思います。それらを考慮するともう少し上の目標でもよかったのではないかと思います。これら4点について質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 大野議員のプレミアム付商品券事業についての質問にお答えします。

まず、なぜ2本立てにしたのかにつきましては、デジタル商品券は、換金、販売、購入等の事業者、利用者双方の手間が減少されるなどのメリットが多くあります。また、ウィズコロナを見据えたキャッシュレス化の推進の側面も含み、デジタル商品券の発行を行なうこととしております。一方、紙商品券につきましては、まだデジタル商品券になじまない方も多くいらっしゃる想定しており、前回同様同規模の発行といたしました。

次に、デジタル商品券のプレミアム率を高くしていることにつきましては、デジタル商品券の購入を促進し、その普及により今後の商品券事業の効率を向上させる目的がございます。

次に、周知方法ですが、事業者に対しましては広報紙、専用ホームページ、ダイレクトメール等による周知と、商工団体との連携や受託事業者による営業活動による周知を行なう予定です。市民への周知につきましても、市の広報紙、専用ホームページ、チラシ、ポスターなどにより広く周知を図ってまいります。フォロー体制につきましては、コールセンターを設置し、事業者、市民双方の各種問い合わせ対応を行なう予定として

おります。

目標店舗数につきましては、仕様書で450店舗としております。これは令和2年度の商品券事業の436店舗を上回る数として目標値にしております。あくまで目標値でございますので、1店舗でも多い参加促進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただきました。

3月のPay払い事業の導入では、利用者や事業者の手間や導入メリットとしていたとの答弁でしたので、今回は紙媒体も扱うことから、その辺りには反する一面もあるかと思えます。当然私も高齢者を取り残さないような事業を望んでおりますので、今回の紙媒体の取扱いに関しては評価をしているところです。

では、紙媒体による商品券事業を玉名市では、令和2年度に実施されましたが、それと比べて今回の事業では何か工夫される点はありますでしょうか、再質問いたします。

1点目、紙媒体の商品券の購入、販売場所はどうか。2点目、令和2年度に実施された商品券事業では、1回の追加販売にて完売となったと伺っておりますけれども、先月末の報道がありましたとおり、大分県佐伯市のプレミアム付商品券事業において残ってしまった分を追加販売する際、原則1世帯の上限3万円を大きく超えた1人で446万円分の購入がありましたが、そのあたりの購入ルールや取扱事業者の窓口でのスタッフの認識、残った場合の対応やそのあたりの計画はどのように計画されているのか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 大野議員の再質問にお答えします。

紙商品券の販売所につきましては、利用者の利便性を考慮し、市内15か所の郵便局での販売となっております。これまでの商品券事業における販売状況につきましては、全てほぼ完売でありました。他県での残った商品券の販売で起こった事例に関しまして、本事業では、まず、事前応募による販売としており、多く残った場合は、事前応募による2次の募集を行なうようにしております。その際の残数等の状況により制限を設けることとしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただきました。

いろんなイレギュラーも事前に想定しながら取り組んでいかれるかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、デジタル商品券についてですが、3月のPay Pay利用によるポイント還元

は理解できるものの、今回導入するのは、デジタルの商品券となっております。これらの運用方法について4点質問いたします。

1点目、デジタル商品券は、どのような方式で運用されるのか。2点目、デジタル商品券の導入事業者の換金手数料は発生するのか。3点目、デジタル商品券の最低利用額、これはどうなのか。紙媒体の商品券だと最低500円からであって、現金のおつりは出ないというふうになっております。4点目、QRコード決済を採用されるというふう聞いておりますが、不正利用されないような決済時のセキュリティーチェック対策も万全にチェックをお願いしたいと思いますが、どのようになっていますでしょうか、お願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 大野議員御質問のデジタル商品券の運用方法等についてお答えいたします。

まず、運用上の手続きについて、事業者側、利用者側に分けてお答えいたします。事業者側は、端末の導入は不要です。事業者登録は事務局ホームページの申し込みフォームでの登録を基本とし、換金については、月に2回の所定の日に指定口座へ自動で振り込むことを基本としております。利用者側の手続きについては、購入申し込みはアプリ上で行ない、支払いはコンビニまたはゆうちょ銀行、ATMで行なっていただきます。購入希望多数の場合の抽選については、受託会社のシステム上で行ないます。抽選条件については、現在協議中でございます。換金に伴う手数料につきましては、紙商品券同様に、事業者の負担はございません。支払い時の最低利用金額単位は、1円としております。不正利用の防止につきましては、受託事業者におけるセキュリティー対策の徹底と導入事業者への注意喚起等を行なってまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今回導入のシステムや運用方法については理解できました。気になるのは、やはり市民への周知と玉名市の参加事業者の導入がどこまで浸透するかということになるかと思えます。そのような中で、今回の新規によるシステムの導入に関して、果たしてどこまでこのシステムの利用を市民と事業者が受け入れてくれるのか気になるところですけれども、仕様書にもそれら参加店舗募集もプロポーザルで選定されている事業者が担うことになっておりますし、先ほど部長の答弁でもありました。ぜひ、目標数値を超える事業者の参加を期待するところです。

次に、今回のプレミアム額は、1億3,000万円となっており、委託費が5億3,000万円、実績に応じて多少変動することは承知しておりますけれども、プレミアム額に対しての委託料が、単純に計算すると40%というふうに見えるんですけれども、発

行総額でみると5億3,000万円なので、委託費は10%となるかと思えます。ただ、見方を変えると1億3,000万円を市民に還元するのに、5,300万円も手数料がかかってしまうのかなど少々気になるころはありますけれども、ただ、消費喚起を行なうものではなくて、そこには購買意欲を高めるためのプレミアム付というふうになっておりますので、総額を考えると紙媒体では、特殊な用紙を用いた商品券の印刷代6万冊だとか、新規のデジタル商品券を扱うことによるシステム開発費が必要となるので、こういうものがかかってくるのかなと思えます。

そこで質問になるんですけれども、今後デジタル商品券のシステム利用を行なう際には、新規開発の必要性がなくなるのではないかなと考えております。随意契約する場合や事業者での選定となる場合に、委託費は今回よりも下がるのか、もしくはほかの行政でも導入されているプラットフォームを再利用しているものであって、パッケージされたものでその改修費だとか、パラメータの変更だけで次も運用が可能であっても今回の金額となるのか、毎回プラットフォームを変更すると無駄が生じるかと思えますので、同様の事業を行なう際は、ここらを考慮してほしいと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） まず、大野議員からも御紹介ありましたけれども、今回実施する商品券事業における市内での流通総額は、過去最大の5億3,000万円であり、地域の消費喚起に大きく寄与する事業と考えております。

議員御質問のシステムにかかる委託費についてですが、今回のシステムは、他市町村で導入実績のあるものがベースではありますが、完全パッケージされたものではないので、システム開発や構築が必要となります。しかしながら、今後、今回と同様な商品券事業を行なう場合は、初期開発費用分等が削減できることとなります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今後DX化に向けてこのような事業が数多く出てくるであろうことは容易に想像できますので、システム開発において無駄を省けるような汎用性のある利用価値の高いものを同時に考えていく必要があると思えますので、よろしくお願いいたします。

今回プロポーザルで選定された事業者単独では、紙媒体の商品券とデジタル商品券の両方の全てを自社内で賄うことは難しいというにも伺っております。仕様書にも事業に関わる物品などの発注先として、玉名市内への発注をと記されています。どの程度行なわれるのか、また、それはどのような内容でしょうか。もし今、わかっている分があれば答弁いただければと思えます。お願いします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 大野議員の御質問にお答えします。

現時点で商品券の印刷、商品券の配送、各種チラシの印刷、のぼり旗やステッカーなどの発注が市内事業者へされると伺っております。また、商品券の販売業務については、日本郵便株式会社九州支社へ採択され、市内の15か所の郵便局での販売を実施いたします。今後も物品等の発注については、可能なものは市内事業者へ発注するように受託事業者へお願いしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 市内事業者への発注も十分に考慮されており、安心したところです。本事業は、玉名市民しか購入できず、そのほとんどのプレミアム分が玉名市内で利用されることは、極めて効果の出る事業だと強く感じております。

では、次の質問に移ります。本市は高齢化しており、商店街においても人手不足は大きな課題となっております。商店街でここ数年、ベテランの事務職員が定年となり、会計処理においては特に深刻化してきていることは、先の質問で申しましたとおりなんですけれども、そのような背景で、キャッシュレス決済の導入などにより、事務の手間を簡素化できるメリットは大きいものと考えております。昨今では、キャッシュレスの多様化が進み、クレジットカード、QRコード決済、電子マネー、さらにはサブスクリプションなどのように、消費者の囲い込みが激化しております。DX化による社会の動きはここ数年のコロナ禍において数倍にも加速しており、身近な生活を見回してみましても、様々な場面で確信されてきております。ここで市としては、対策を講じる必要性が出てきますが、玉名市におけるキャッシュレス決済の浸透をどのように考えて進めていくのかということです。本日の私の一般質問においては、幾度か事業者側、利用者側、特に高齢者へのフォローについて質問してまいりましたが、行政としてこれからキャッシュレスの多様化にどのように向き合っていくのか見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 大野議員の御質問にお答えします。

キャッシュレスの導入は、事業所側にとっての事務の効率化やコスト削減のメリットは大きいと考えます。官民によるものを問わず、キャッシュレスの推進は必要と考えており、本市では昨年度にコロナ禍におけるキャッシュレス導入による感染防止を目的として、団体向けのキャッシュレス機器導入の補助事業を実施いたしました。今後も動向を見極め推進策を検討してまいります。

一方、高齢者を初めとする利用者側にも多くのメリットがあり、今後、各種ソフトの

開発により、そのメリットは拡大していくものと考えます。キャッシュレス決済利用の推進についても、今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） ITやDX化は、日進月歩であり、開発のスピードは上がっていきます。既に今の社会では、5Gの移動体通信システムが急拡大しており、自治体サービスや学校教育、職場環境、趣味、娯楽など、様々なシーンで生活のプラットフォームが大きく移り変わっております。また、この移動体通信システムの開発も6G、7Gと既に実現可能なところまで研究開発が世界で進められております。さらには、令和2年に内閣府が発表した2050年までのムーンショットの目標があります。まだまだ雲の上の世界としか見て取れませんが、自治体においても次の世代では、これらの超ハイブリッド型のスマートシティが主体となってくることは想像できますので、これらも想像しながら、玉名市のプラットフォームの構築を考えていってほしいと考えております。

最後に関連質問となりますが、マイナンバーカードでは、コンビニでも住民票の取得は可能となっておりますが、玉名市の窓口では人海戦術で対応されています。市庁舎内にもコンビニと同じシステムを用いた印刷機を置けば、業務効率にもつながるものではないかと考えます。現在、マイナンバーカードの発行率はどのくらいでしょうか。今後、Pay払い事業が加速していくことを考えると、市独自のPay払い対応やポイント事業を行なう際にマイキープラットフォームの活用を考えることはできないものかとも考えますが、そのほかの運用もありますし、行政としては今後マイナンバーカードの展望としては何が考えられるのか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 大野議員の御質問にお答えします。

4月1日時点で、玉名市のマイナンバーカード交付率は33.5%となっており、全国の43.3%、熊本県の42.4%と比較して低い数字となっておりますので、交付率の向上のため国等の事業を活用し、推進を図っているところでございます。Pay払い事業でのマイキープラットフォームの活用につきましては、マイナンバーカードの普及が進んでいけば、今後の様々な消費喚起策においても有効に活用できる可能性があると考えます。今後マイキープラットフォームを活用した事例も増えてくると思いますので、どの仕組みを活用したほうが、より効果的かを判断してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） マイナンバーカードの発行率、まだまだ低いように感じます。現在のマイナンバーカードの利用状況を全国的に見ましても、その有効性で効果のあるも

のはまだまだ見て取れません。ここは発行も含めて今後の大きな課題でもありますし、国や地方自治体の事例や利活用方法を参考にしながら、効果的な運用の仕方を研究して行ってほしいと思います。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

[1番 大野豊重君 登壇]

○1番(大野豊重君) 昨年12月の一般質問の続きとなります。また、先ほどの西川議員に御質問のある内容とかぶる部分もあると思いますが、御了承いただき、休日の中学校部活動の地域移行について質問させていただきます。

令和2年9月にスポーツ庁から学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてという文章が出され、3つの方向性について部活動改革を玉名市でも昨年4月から地域部活動の推進について準備を開始されておられます。様々な課題の解決をどのように進めて地域部活動を成立させるのか、地域の声では中学校部活動も小学校同様になくなるのかという声も聞いております。小学校の保護者から聞かれることも多く、先日の玉名市スポーツ協会評議委員会でも話題に上がっておりました。市では、本年度より中学校部活動地域移行検討委員会が設立され、すでにその委員会を中心に本格的な地域移行への推進がスタートしています。では、その検討委員会について質問させていただきます。

1点目、検討委員会のメンバーはどのように構成されているのか。2点目、どのように進めていかれるのか。3点目、どのように現場の声を吸い上げるスキームになっているのか。以上3点を質問させていただきます。

○議長(近松恵美子さん) 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長(藤森竜也君) 大野議員御質問の休日の中学校部活動の地域移行に関する御質問のうち、まず、検討委員会についてお答えいたします。

午前中の西川議員の答弁と重複する部分も多くありますが、御了承いただきますようお願いいたします。本年4月に設置しました中学校部活動地域移行検討委員会のメンバーは、市総合型スポーツクラブの役員、それから市スポーツ協会の役員、玉名郡市中体連会長、それから教育委員会の職員、合計8名で構成しております。既に1回ではありますが、会議を4月下旬に実施しており、各学校に依頼して部活動の種目ごとの部員数、顧問や外部指導者の人数等を把握すると共に、小学5年生から中学1年生までの児童生徒と部活動の顧問、指導者を対象としたアンケートを実施してニーズ等の把握を行なうよう準備を進めているところです。また、検討委員会の下部組織としての座談会を立ち上げ、各部活動の指導者と現場の声を聴取して、検討委員会での検討材料として役立てたいと考えております。

この座談会については、年数回程度、検討委員会についても年5回程度の開催を見込

んでおり、検討委員会には必要に応じてオブザーバーとして指導者やPTA関係者の参加要請も検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 構成されている委員ですが、地域への移行を考えますと、当然その受け皿の主体となる地域の声が一番重用されるべきであると考えます。委員の総人数8名に対して、行政職以外の地域の委員数が3名なのは少々気になるところでありますけれども、下部組織としての座談会や部活動指導者や検討委員会へのPTA関係者をオブザーバーとして参加要請を検討されており、現場の声がしっかり聞き入れられる仕組みになっているようで安心しました。また、国では、令和3年10月より部活動移行に関して検討会議が行なわれておりました。その中にスポーツ環境の整備方策等について、集中的に検討が行なわれており、今年5月末の第8回検討会議を持って座長一任となり、座長よりスポーツ長官へ提言が行なわれました。まとめられた提言の概要が今月6日に公開されましたが、そこには運動部活動の意義と課題、今後の目指す姿、改革の方向性、課題を解決するための環境の整備に対する対応策などが示されており、本市の実情としてもマッチングする内容だと感じたところです。今後これらは検討委員会を中心に着手できる部分から開始されると思います。

次に、平成31年度から小学校部活動の廃止、もしくは社会体育移行、では、県からの方針もあって、玉名市ではコーディネーターが1年間は配置されたと記憶しております。振り返りますと、当時の現状分析や児童、保護者の意見の集約が少々少なかったように感じております。今回の中学校版ではコーディネーターの配置は検討されるのか質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員御質問の中学校部活動の地域移行についてのうち、コーディネーターに関しましてお答えいたします。

今回、休日の中学校部活動を地域移行していくに当たりまして、本年4月に検討委員会を立ち上げ、さらに現場の声を聴取するために部活動の顧問、外部指導者等をメンバーとした座談会を定期的で開催していく予定です。小学校部活動の地域移行の際は、この検討委員会を設置せずに、また、座談会等も開催することなく、コーディネーターのみの設置としておりました。今回は、今申し上げましたとおり、検討委員会を立ち上げてその中で、部活動の現状を確認し合ったり、現場の声を伺ったりしながら、休日の中学校部活動の地域移行について協議していきますので、コーディネーターの設置については考えておりません。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） コーディネーターの代わりに検討委員会でしっかりその辺をやっ  
ていかれるということですので、期待をしておきたいと考えております。

これから進めていかれる中では、現状分析の部分においても的確に現在の状況を把握  
する必要があるかと考えます。そこで3点の質問なんですが、現在の中学校部活動の  
種目数だとか競技数はどういうふうになっておりますでしょうか。直近に集計したもの  
でかまいませんので教えてください。2点目、教職員が休日部活動に携わる時間外勤務  
の実態はどのように把握されておりますでしょうか。3点目、部活動に携わる教職員の  
休日部活動に関しての意見はどうでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員御質問の中学校部活動の現状についてお答えいたし  
ます。

例年7月に中学校部活動の状況調査を行なっておりますので、直近である昨年、令和  
3年度の調査結果を申し上げます。現在の中学2年生と3年生、昨年の1年生、2年生  
ですけれども、これを対象として運動部への所属状況について調査しております。学校  
によって種目の差があり、運動部については多いところで17種目、少ないところでは  
5種目となっており、6つの中学校の合計で655人の生徒がそれらの運動部に所属し  
ております。生徒数に占める割合は約62%で、種目により偏りがあって、学校によっ  
ては試合に出場な人数が不足している種目もあるといった状況でございます。

次に、教職員の超過勤務時間については、平日休日にかかわらず、部活動以外の超過  
勤務も含めて把握をしておりますので、部活動が理由で休日にどのくらいの時間を勤務  
しているかまでは把握できておりません。

次に、部活動に携わる教職員についてお答えします。生徒たちの健全な成長のため、  
先生方には日ごろから部活動に熱心に取り組んでいただいております。感謝してござい  
ます。しかしながら、休日の部活動に負担を感じている先生方も少なくないとは捉えてござ  
います。部活動顧問の中には、経験したことがない競技を担当しているものもございま  
すし、また、一部の先生に負担が偏っているといった声もありますが、それでもほとんどの先  
生方が責任をもって担当されていると聞いております。玉名市では、部活動指導員を配  
置したり、部活動顧問を複数体制するよう働きかけたりするなど、引き続き教職員の負  
担軽減に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただいた内容をもとに、これから分析され、対応策を講じ  
られていくかと思っております。しっかりと現場の声を検討委員会の中心において進めていっ

ていただきたいと強く要望いたします。

次に、社会体育となることで、課題は山積しておりますが、地域指導者の確保としても資質や人数、謝金や会費、活動場所、保険などの課題が特に挙げられます。このことについては、今すぐの課題解決に向けた答弁はできないと思われませんが、考えられる支援策としてはどのようなことがイメージされますでしょうか、伺います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員御質問の支援策についてお答えいたします。

文部科学省からの通知がまだ届いていないことと、先ほど申しました検討委員会にまだ諮っていないことから、具体的なことが申せませんので、可能な事柄だけ答弁しますことを御了承願います。

まず、休日の活動場所については、現状どおり学校体育施設での活動を望む声が少なくないと予想されますが、原則論としては、現在のクラブチームと同様の使用料が発生することになるかと考えます。ただし、小学校の部活動が地域移行した際と同様に、一定期間減免措置を設けるなどの経過措置について検討する必要があると考えております。また、指導を担っていただく地域人材の確保につきましては、各学校、種目、協議人数等にそれぞれ違いがありますので、まずは、アンケート調査をもとに情報収集し、玉名市総合型地域スポーツクラブや市のスポーツ協会等と協議を重ね、協力して学校や生徒に見合った組織づくり、体制づくりに努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） ただいま答弁では、活動場所の使用料については、原則論としてクラブチームと同等の考えということで、ただし小学校のときと併せて一定期間は減免措置の検討をする必要性があると伺ったんですけれども、平日に活動している部活動については、休日も社会体育として活動を行なう際は、せめてクラブチームと同等の扱いではなくて、あくまでも学校部活動としての認識で扱ってほしいと思っております。

次の質問になるんですけれども、学校部活動の社会体育移行において、その受け皿として外せない代表格として、総合型地域スポーツクラブがありますが、これまで玉名市では、クラブの育成に協力されてきたかと思っております。ここについて今後どのような考えで、さらに協力を要請されていくのか伺いたいと思っております。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員の再質問にお答えいたします。

今年3月に策定しました第2次玉名市総合計画後期計画に掲げます基本目標、人と文化を育む地域づくりにあります主要施策のスポーツ活動の充実には、中学校部活動の地域移行を見据え、関係機関と連携して総合型地域スポーツクラブでの受け入れが可能と

なるための取り組みを推進しますとありますので、この目標、方針に沿って中学生のニーズに見合った組織づくり、体制づくり、また、関係機関との連携を密にして準備を進めていくよう努めたいと考えております。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） ぜひ、この総合型地域スポーツクラブとの連携を中心に進めていただいて、玉名モデルの構築を期待しております。

次の質問に移ります。マイルストーンの質問となりますが、令和7年度末までにはまだまだ時間の猶予はありますけれども、玉名市では昨年度より既に着手され、今年度から検討委員会も立ち上がっていると答弁いただいております。これから4年間のマイルストーンを明確にして進めていただきたいと思いますが、どのようなお考えがありますでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員御質問の地域移行へのマイルストーンはについてお答えいたします。

午前中、西川議員の質問にも答弁いたしました。文部科学省が示しています休日における中学校部活動の段階的な地域移行について、本市においてもスムーズな移行を目指し、地域指導者の確保や新たな部活動環境の構築等に向けて、あらゆる施策を検討しているところでございます。その目標設定や方向性を示すべく検討委員会を設置したところでもあります。休日における地域でのスポーツ活動を実施できる環境を整備していく必要があることは、この検討委員会委員も一同に認識しているところであり、今後は先進地の情報、近隣市町の状況も収集しながら、本市の地域団体、生徒に見合った組織づくり、体制づくりに向けて準備を進めていきたいと思っております。

重複しますけれども、まずは生徒、指導者等のアンケート調査によりニーズを把握し、現場の声を聴取する座談会を立ち上げて、委員会での検討資料として活動したいと考えています。この検討委員会は年5回程度予定しております。スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブと協力しながら、新たな部活動環境を構築し、スムーズな地域移行に向けて準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただきました。

このマイルストーンというのは、例えば、マラソンでいうと40キロ走るのに、スタートからゴールまで何も指標がなければ非常に疲れるんですけども、そこに5キロですよ、10キロですよ、15キロですよというようなそういう目標があれば非常にわか

りやすいので、市民に関しては、生徒やPTAに関してもそれらを示していただいて広く広報することによって安心感を与えるものだと思いますので、ぜひ、マイルストーンの表示もよろしく願いしておきたいと思います。

次に、地域プラットフォームについてなんですけれども、地域スポーツのプラットフォーム構築といっても広域的なものとなってきますけれども、玉名市においてもこれらの環境整備が必要であって、何もゼロから創り上げる必要性はなくて、玉名市全体を見回してみますと、常にその環境は個々に点在しているかのように感じます。後はこれらを玉名市に点在するものを整理し、まとめ上げ、市としてのサポートを行ない、整備することで、特徴のある自治体になるものではないでしょうか。このことについて見解を伺います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員御質問の地域スポーツのプラットフォーム構築についてお答えいたします。

本市において今後このプラットフォーム構築する上では、スポーツと観光を組み合わせた取組であるスポーツツーリズム、生きがいから参加者を呼び込む地域スポーツ大会、また、プロチームや大学などのスポーツ合宿、キャンプの誘致等を推進する核となる地域スポーツコミッション組織が必要になるものと認識しております。この地域スポーツコミッションは、地方公共団体に加えて、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ団体だけでなく、民間企業などが一体となった組織でありまして、異業種間で連携協力してスポーツ振興という共通する目的に取り組む組織である点が特徴であり、スポーツ庁は4つの要件、一帯組織要件、常設組織要件、生きがい交流活動要件、広範通年活動要件を掲げておりますが、本市としては、昨年度から取組を開始した県内の先進地である水俣市等に状況を伺いながら、この4つの要件に必要な関係各団体と地域スポーツコミッション組織構築のための検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、答弁ありましたとおり、インナー事業、アウター事業をさらに進めていただいて、プラットフォーム構築には、その核となる組織として、やはり総合型地域スポーツクラブの存在が大きな役目となります。教職員の働き方改革を踏まえた部活動改革にも大きくつながってくるものだと思います。実現可能なものにしていくには、市のスポーツ推進計画が大事となってくるわけで、昨年12月の議会でも質問いたしましたけれども、当時コロナの影響もあってまだ精査ができていないと、では、年が明け、次のスポーツ推進計画後期計画については、どのような進捗になっているのか、現時点でお伺いをしたいと思います。お願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員御質問の玉名市スポーツ推進計画の見直しについてお答えいたします。

昨年の12月議会で答弁しましたとおり、コロナウイルス感染症の拡大により各種スポーツイベントの中止、自粛等があり、また、本市においても社会体育施設や学校体育施設を閉鎖せざるを得ない状況で、かつ、市が主催する行事の延期や中止など、スポーツを実施することができない状況でしたので、この検証ができない状況にございました。しかしながら、コロナ禍の状況も変わりつつあり、今年度では一部制限は残るもの、社会体育施設や学校体育施設も開放できており、各種大会の開催も頻繁に行なわれるようになってきていることから、現在、検証の準備を進めているところです。一部検証ができない状態で計画を見直すよりも、平常時に近い形で検証を行なった上で、見直しを行なうべきと判断しまして、1年遅れとなりますが、見直しを行なうこととしております。この見直しを行ない今年度中に推進計画を改定しまして、令和5年度から改訂版の計画に基づいて施策を推進していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） コロナの影響もあって、非常時の状態での検証ではなく、平常時に近い形で検証を今年度実施されるとのことで、しっかりと精査されたものが来年度より策定されることを期待いたします。

教職員の働き方改革を踏まえた部活動改革について12月に続いて質問させていただきましたけれども、いっしょくたに進めることは難しく、様々な環境の整備が必要ではありますが、行政におかれましては、主体を生徒と教職員の働き方改革において、現場の声をしっかりと聞いて課題解決に望んでいってほしいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、大野豊重君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時53分 休憩

---

午後 2時05分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

11番 北本将幸君。

[11番 北本将幸君 登壇]

○11番（北本将幸君） 皆さんこんにちは、11番、創政未来の北本将幸です。

昨日、参議院本会議においてインターネットでの誹謗中傷対策として侮辱罪を厳罰化

する改正刑法が成立しました。国会でも賛否両論あったようですが、デジタル化の推進によりインターネットが法令における主要な手段の一つとなり、それに伴い様々なトラブルが起きる中、法改正に至りました。このように時代の変革とともに、様々な法律、制度が改正されたり、新たに成立したりしていきます。その流れに対応しながら、新たな視点を取り入れながらまちづくりを進めていかなければなりません。デジタル化の推進だけみてもここ数年劇的に変化しています。

本日2点について質問いたしますが、空き家対策については全国で放置空き家が問題視される中、空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月に成立し、これまで対策が強化されてきました。また、脱炭素社会については、本年4月より改正地球温暖化対策推進法が施行され、今後取組が強化されていきます。私自身も新たな視点を持ちながら、これからも誰もが住みよい玉名市を目指していきたくと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。まず初めに、空き家対策について質問いたします。この空き家対策については、今まで何回か質問してきましたが、これまでも様々な取組がなされています。玉名市においても平成29年から昨年の令和3年の5年間において、玉名市空き家等対策計画を策定されて取り組んでこられたと思います。そして本年令和4年より新たな計画が策定され、取り組んでいかれていくと思います。しかし、現状として、依然空き家は増加傾向にあります。よってそれを生かしながら人口対策やまちの活性化につなげていく取組がますます重要になっていきます。また、同時に長年放置された空き家など、老朽危険家屋の増加も問題視されており、環境面の保全も含め、適切に空き家を管理し、場合によっては除却などを行っていくことが必要です。

そこでまず初めに、今まで計画において5年間取り組まれてきたその成果と課題についてお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 北本議員の玉名市空き家等対策計画における成果と課題についてお答えいたします。

この空き家等対策計画における成果といたしましては、まず、空き家等の情報データベースの情報の更新ができたこととございます。人が居住していない空き家の実態調査やアンケートの意向調査などからデータの収集や更新が図られました。

次に、相談窓口、実施体制の整備、関係者等との協力態勢づくりについて総合窓口を防災安全課としまして、空き家の利活用などについては地域振興課、除却に関しては都市整備課と各課との連携が図られてきており、相談者の意向に沿った御案内や対応ができているものと感じております。また、特定空き家等に対する措置でも空き家の除却につ

ながるなど、一定の成果を上げていると認識しております。しかしながら、課題も浮かび上がってきており、空き家等に対する適正な管理についての継続的な指導助言については、所有者や管理者の認識が進まず、なかなか改善が図られていない状況でございます。同じように空き家の有効活用につきましても、空き家を利活用することに対する認識も進んでおらず、空き家バンクなどへの登録にまで至っていないのが現状でございます。こうした課題もでございますけれども、昨年令和3年度に策定しました2期目となります玉名市空き家等対策計画に基づきまして、空き家の利活用も含めまして、予防、適正管理、除却など、空き家対策に関係各課が連携し、取り組むことはもちろんのこと、空き家セミナーや空き家等に対する相談会などを開催し、所有者や管理者の方などへの空き家問題に対する意識の醸成と啓発にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただきました。

この5年間取り組まれてきて、今、答弁あったように、成果として空き家対策に取り組むには情報をしっかり整理できて、その相談体制とか、基盤づくりがしっかりできたところは確かに成果が出ているんじゃないかなと思います。課題、今、部長も言われたように、それを利活用に実際つなげていくというところを新しい計画で取り組んでいかないといけないのかなと思います。今、答弁にもあったんですけど、空き家対策としては、まず第1段階は、空き家の発生予防に対する取組、空き家が発生しないようにする取組で、その次の段階で空き家利活用で、利活用が難しい空き家に対して3段階目で除却とか、その3つが主な柱になると思うので、それぞれに対してしっかり次の5年間で取り組んでいくことが大事だと思いますけど、そこで2点目の質問なんですけど、市としてまず空き家発生抑制に対する今後の取組としてはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 北本議員の空き家発生抑制に対する今後の取組についてお答えいたします。

今後の取組につきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、新たに策定いたしました玉名市空家等対策計画に基づき進めてまいりたいと考えております。今年に入り空き家の管理御相談くださいというチラシを令和4年度の固定資産税納税通知書に同封いたしました。これは、より多くの家屋等の所有者、管理者の皆様に空き家に対して関心を持ってもらうためでございます。5月の連休明けにはチラシを見られた方からだと思われるお問い合わせが多数あっております。中でも老朽危険家屋等の除却促進事業につきましても、数日間で30件もの事前調査の申請があり、周知徹底が図られたのでは

ないかと感じております。ほかにも空き家バンクや空き家の管理についての御相談やシルバー人材センターへは、空き家の除草に関する問合せなども複数件あっており、チラシの効果は一つの布石になったと確信しており、今後も継続してまいりたいと思っております。また、昨年度実施しました空き家に関するセミナーなども好評でございましたので、引き続き実施してまいりたいと考えております。

今後も空き家対策等を総合的、かつ計画的に、また、ほかの自治体の先行事例なども研究しながら、空き家等の抑制方法、利活用、除却に対する効果的で実効性のある支援を進めながら、また、民間の事業者様とも連携を図り、市民の皆様が良好な生活環境で、安心安全に暮らせるまちづくりを努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 空き家については発生する前にしっかり取り組むということがまず第一だと思いますので、相談のチラシを入れたということで、幾つかいろんな相談があっているということで、行政として窓口を広げていくというのは本当にいいことだと思うので、しかも効果があっているということなんで、引き続きセミナーも開催していくということだったので、いろんな窓口を広げながら情報を提供していただきたいと思います。

新しい計画には、本当にいろんな情報がきっちり調査されて書かれているんですけど、市の現状として、市の住宅数は平成30年の住宅土地統計調査によると、今、2万8,230戸あって、これは昭和63年から30年間においてこの住宅数は1万3,710戸増加して、約1.9倍になっていると書かれていました。ちょっと期間は異なるんですけど、それに対して人口は、昭和60年7万4,356人だったのが、令和2年では6万4,292人と、この間1万人以上も減少していることになります。住宅数は倍ぐらいに増えていて、核家族化など要因はあると思いますが、人口は減少しているということで、これをみると今後もかなりの数の空き家が出てくるのではないかと予想されています。現在の住宅の空き家数、市の空き家数は、平成30年の調査によると4,410戸となっており、平成20年の3,450戸から10年間で960戸ぐらい増えているとなってますけど、これにはアパートとかも含まれているので、実際、市が対応する空き家も含まれていないんですけど、これだけの空き家が実際あるということで、しかも今後増えていくということが予想されている状況なんですけど、そこで1点再質問なんですけど、空き家発生した後に対応するのは当然だと思うんですけど、空き家になる可能性の高い、空き家予備軍と言われているんですけど、そういうものに対してしっかり対応を行っていく必要があると思うんですけど、そのためには、しっかり調査をしないとイケないと思うんですけど、一般的に空き家予備軍と言われるのは、65歳

以上の高齢者の単身世帯が住む戸建て住宅とかマンションなんですけど、そういったものの実態調査もして、この空き家を発生する前の取組を強化していく必要もあるんじゃないかと思うんですけど、その辺についてはどうお考えかお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

令和3年の9月議会で空き家になるおそれがあるひとり暮らしの世帯の把握についての御質問をいただいております。その際にも実態として様々なケースがあるため把握することは難しいと答弁をさせていただいております。しかしながら、北本議員が危惧されておりますように、ひとり暮らしの世帯の家屋が空き家になる可能性は否定できませんので、空き家の抑制ということからも地域に詳しい行政区の区長さんなどと連携しまして、個々のプライバシーに配慮しながら情報を共有してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） やっぱりこの空き家になる前にしっかりセミナーとかいろいろ開催して取り組んでいくのも大事じゃないかなと思うので、ぜひ、よろしくお願いします。

実際、玉名市の令和2年の国勢調査によると65歳以上の高齢者がいる世帯で一人世帯、いわゆるひとり暮らしの世帯が3,382世帯あるとも書かれていました。私自身も先日知り合いの方が「もう自分1人しかおらんけど、この家どうしようかな」という相談もいただきました。やっぱりこういう方はいっぱいおられると思うので、しっかり相談体制ありますよというのを玉名市、今、されていると思うのでもっと広げて、空き家発生前の取組にも強化して、しっかり体制構築に取り組んでいただきたいと思います。

次に、3点目の質問にいきますけど、今度は空き家になってしまった後の空き家の利活用に関する質問なんですけれども、実際さっき4,000世帯ぐらい空き家があるといったんですけど、市がいろいろ実態調査されて、しっかり現地調査された上で、今回の計画では、1,765棟を計画対象空き家として今後取り組んでいくことになっています。その1,765件のうちに補修すれば住居可能なのが709棟で、そのまま利活用できるのが625棟で、合計すると1,334戸は活用可能な空き家であるとされています。空き家なので持ち主の意向が前提とはなるんですけど、これをどう活用していくかが重要になると思うんですけど、この空き家の利活用に対する今後の取組についてはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の空き家利活用に対する今後の取組についてお答えいたします。

これまで人口減少対策として、移住促進を奨励する目的で空き家バンク制度を創設し運用してまいりました。しかしながら、空き家の利活用が進まないことから、昨年度、空き家の状況分析を行なった中で、空き家の利活用を促進するためには、所有者等への様々なアプローチの必要性が浮かび上がりました。そのため、本年度から、1市3町で構成する玉名圏域定住自立圏が連携し、空き家所有者への物件の処分や利活用を促すための学びの機会の提供、空き家の相談を請け負う空き家コーディネーターの育成、実際の物件を題材としたワークショップを開催し、具体的な空き家の利活用の一例をつくる事業を展開することで、空き家問題に対する理解を深め、空き家の利活用に対する気運を高めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 空き家の利活用に関しては、なかなかうまくいかないところもあって、いろんな取組を今からされていくところだと思いますけど、そんな中に、今、答弁にもあったんですけど、空き家バンクを運用されて、どうにか利活用しようと、今まで取り組んでこられたと思いますけど、新しい計画でいろいろアンケート調査もされて、市に期待する支援としてというようなアンケート結果もあって、それで多かったのが、空き家を購入してくれる人の幹旋仲介というのが多かったと書いてありました。やっぱり個人ではどうしていいかわからんという人がいると思うので、そこで行政が仲介に入って、仲を取り持つというのも利活用促進が必要じゃないかと思うんですけど、この役割を本当に担っているのは空き家バンクだと思うんですけど、なかなかそれがうまくいっていないんじゃないかなと思うんですけど、4点目になるんですけど、空き家バンクの運用については、どういうお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の空き家バンクの運用についてお答えいたします。

空き家バンク制度は、平成21年度から運用を開始し、市ホームページで公開しております。制度開始以降28件の物件の登録があり、実績は売買5件、賃貸4件、交渉中1件でございます。現在公開している登録物件はございませんが、登録申請中の物件が3件、今後申請を予定している物件が3件ございます。今年度より、先ほど総務部長のほうからも答弁したように、固定資産税の納税通知書に空き家に関するお知らせのチラシを同封したことや空き家に付随する農地も農地付空き家として、空き家バンクに登録することが可能となったことから問い合わせが徐々に増えており、今後、登録件数が増加し、利活用が促進されることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 空き家バンクについては、平成21年からと言うことで、10年以上前からされているけど、件数的にはあまりそこまで多くないという状況で、その間にも空き家は毎年何十件、何百件と増えてきているわけなんで、この利活用に対する取組をもっと強化していかないとどんどん、どんどん空き家は増えていくだけだと思うので、この空き家バンクの運用はもう1段階機能するようになればいいかなと思うんですけど、そこ試行錯誤されているところだと思うんですけど、空き家の利活用で、空き家の仲介というところでは、民間事業者というのもそういうのをされていると思うんですけども、行政だけではなかなか難しいところがあると思うので、こういうところで空き家の利活用で民間の力を借りるという点も一つの手だと思うんですけど、その辺についてどういうお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問についてお答えいたします。

空き家対策の持続的な体制構築のためには、民間事業者との連携が重要かつ必要不可欠でございますので、引き続き市内不動産事業者との連携を深め、共同で空き家活用のセミナーや相談会などを実施し、空き家の利活用について学び、考える機会を提供することで、空き家所有者の様々な不安感の解消を図り、空き家の流通を促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 民間の業者というのは、本当のプロの仕事だと思うので、そういうところの力を借りながらでも実際、1,334件という空き家があって、それを活用しなければどんどん、どんどん古くなるだけなので、その辺との連携をしっかり強化して今後に取り組んでいただきたいなと思います。

5点目の空き家の解体、除去についてなんですけど、計画対象空き家の1,765棟のうち1,334は使えるという空き家で、一方で、ちょっと活用できないなという空き家の数が431棟あるとされていました。さらにその中で、緊急対策の必要性があるのが66棟であるとされています。これは恐らく危険家屋になると思うんですけど、これずっと放置すると、そこから空き家がなくなるということは絶対にないので、環境面であっても危険性が増してくると思います。こういった危険家屋とされる住宅についてももしっかり対策していくことが必要だと思います。実際、近所が空き家になって草木が生い茂ったりして、困っているという話もお聞きします。引き続きしっかり危険とされる空き家については、行政がしっかり解体、除去などを計画的に相談しながら進めていくということが必要だと思いますけど、この空き家の解体、除去についての見解をお伺

いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 北本議員御質問の空き家の解体、除去についてお答えいたします。

空き家の除却に対する助成といたしましては、玉名市老朽空き家等除却促進事業補助金がございます。これは、申請後住宅の不良度判定を行ない、評価が100点以上となる老朽危険空き家を対象としております。補助額につきましては、1件当たり60万円を上限としまして、国の社会資本整備総合交付金の空き家再生等推進事業を活用し、平成30年度から実施しております。実績といたしましては、平成30年度から令和3年度までの4年間で104件の事前調査申請があっており、不良度判定で対象外になったものや辞退の申し出があったものを除く61件に対し補助金を交付しております。また、本制度の周知につきましては、令和4年度より申請時期を早め、広報たまな4月号及び広報紙ホームページに掲載し、5月から7月を申請期間として、制度の周知を図っております。

併せて、先ほどの総務部長と企画経営部長の答弁と重なりますが、関係各課と連携し、固定資産税の納税義務者全員に納税通知書を送付する際や空き家の所有者へ適正管理を依頼する際に、補助金制度についても周知を図っております。引き続き、関係者の方々に本制度を認識していただきますよう、関係各課と連携を図りながら、周知に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今、答弁あったように、空き家の状況については、玉名市老朽危険空き家等除却促進事業補助金を出されて、上限60万円で取り組んでおられると思います。きのうホームページ見たんですけど、本年度は申請者多数のため応募を終わりました、予算額に達しましたということになっていたんですけど、すぐ予算が埋まるということは、それだけ需要があるということだと思あるので、その辺しっかり除却に対しても、これは国の予算ということなんですけど、対応できるように今後は考えていかなければいけないんじゃないかなと思います。絶対危険だから放置して、そのままなくなるということはないので、その辺は計画的に拡充してでもしっかり取り組んでいかなければいけないんじゃないかなと思います。

6点目、最後の質問なんですけれども、空き家にならないための取組、なった後の利活用、ちょっと利活用が難しいのは除却と、この取組があると思うんですけど、この空き家対策において、いろんな支援策をされていると思うんですけど、今後も引き続き拡充しながらでも空き家対策取り組んでいく必要があると思います。このアンケート調査

で載っていたので、行政に期待することで最も多いのは、空き家解体費の補助とか空き家の新たな利活用に対する支援や補助というのが多くなっていて、実際費用の面であったり、税金の面であったり、経費的などところが最後はネックになってくるんじゃないかなと思います。空き家利活用に対する支援策については、今後どのように市として考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の空き家利活用に対する支援策についてお答えいたします。

空き家バンク制度の利用促進を図るため、空き家を購入した市外転入者及び転居者に対しては空き家取得補助金を、当該住宅のリフォームに要する費用に対しては住宅リフォーム補助金を、また、空き家利活用の際に課題となる家財道具などの処分等に係る費用に対しては、家財道具等整備補助金の補助事業を行っております。補助金の活用実績は、空き家取得補助金が5件、住宅リフォーム補助金が5件、空き家家財道具等整備補助金が2件でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 補助的などところをされているけど、今、件数聞いてもそこまであまり多くないと思うので、周知が行き届いていないのか、もうちょっと支援を拡充しないといけないのか、どっちかわからないんですけど、その辺しっかりと今後分析されながら支援策も強化して空き家利活用について取り組んでいていただきたいと思えます。

最後に市長にお伺いしたいんですけど、今、空き家対策についていろいろ質問したんですけど、この空き家対策については、この前発表された総合計画の後期計画においても市の重点施策として掲げられています。今後支援策の拡大も含めて、しっかり市として取り組んでいく必要があると思えますけど、今後の空き家対策について市長の見解を最後お伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

まずは、空き家の問題ですけれども、やはり所有者の方がどのようにされるのかという問題になりますので、非常に難しいなと思いつつ取り組んでおるところでありますけれども、空き家が全国的に問題となっておりまして、その対策が課題となっている中で、本市においても空き家の増加は治安や景観の悪化など引き起こし、都市の魅力の低下につながるものと大変懸念をしているところでもあります。そのため、空き家の放置に起因する事故や災害の防止、景観の向上を図る必要があることから、第2次玉名市総

合計画後期基本計画におきまして、空き家対策の強化を重点施策としたところであります。

議員御質問の支援策の拡大についてですけれども、先ほど、企画経営部長が答弁しましたように、空き家対策の持続的な体制の構築と利活用推進を加速させるために、今年度から新たに玉名圏域定住自立圏を構成するまち、また、地域内の不動産事業者様を初め、専門家団体などしっかりと連携をし、空き家問題への理解をさらに深めて空き家の利活用に対する気運を高めていく事業を展開してまいりたいと考えています。このことによって空き家の発生予防、それから適正管理を促し、併せて利活用を推進し、活力のある玉名市として地方創生につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただきました。

空き家重点施策として取り組んでいくということで、今後も取り組んでいかれると思いますけど、この計画令和2年度つくられた新しい計画、本当にいろいろと分析されて、調査されて、アンケートされて、しっかりデータできあがって、今後の取り組みを進めていくには十分な計画ができていますので、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。空き家が発生してしまった場合、所有者がわからないとか、所有者が遠方にいるとか、権利者が複数人いるとか、対応してくれないとか、いろんな問題が出てきて、事務量も増加していくということも予想されるので、空き家になる前から予防などの強化をしっかりしていくことが重要ではないかなと思います。さっき市長も言われたんですけど、まずは所有者の意向が大事になってくるので、その難しいところがあると思うんですけど、そこを意向をしっかり把握しながら、利活用につなげていただきたいなと思います。今もリフォームへの支援や家財道具の処分など、いろんな支援をされていると思いますので、それをしっかり今後分析して、拡充するのか、もっと違う支援策があるのか、いろんなことを含めながらこの空き家対策について取り組んでいただきたいなと思います。この増加していく空き家を地域資源として捉えて、移住、定住につなげたり、強いては玉名市の活性化につなげていただきたいと要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

[11番 北本将幸君 登壇]

○11番（北本将幸君） 次に、脱炭素社会に向けた取組について質問いたします。

この脱炭素社会については、国が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするいわゆるカーボンニュートラルを実現すると宣言したことにより、様々な取組が強化されてきました。これは日本国内だけでなく、世界的な動きとなっています。国は2030年度には温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減するという中期目

標を打ち出して取り組んでいます。そのような中、玉名市においても地球温暖化対策実行計画を策定され、温室効果ガス排出量削減に取り組まれています。このような中、本年2022年4月から冒頭にも申したように、改正地球温暖化対策推進法が施行されます。改正法においては、2050年のカーボンニュートラル宣言を基本理念として位置づけ、国民、地方公共団体、事業者など、あらゆる主体に対して脱炭素への取組を推進していくことを求めています。この国の流れに乗って全国では、多くの自治体がゼロカーボンシティを宣言し、積極的に脱炭素社会への取組を推進されています。また、自治体だけにとらわれず、企業においても脱炭素化への取組は加速しています。このように脱炭素社会の実現を目指す理由としては、全世界的な課題となっている地球温暖化による気候変動の問題などに対応するためであり、このまま温暖化が進行すると洪水や海面上昇、水・食糧不足、生態系の損失など、様々な危機的状況を招くといわれています。私たちは、すでにその一部に直面しています。近年頻発している突発的豪雨や巨大台風を引き起こす要因としても地球温暖化が指摘されており、その対策が喫緊の課題であります。今月発表されました政府の骨太の方針においても、脱炭素への投資が重点施策として盛り込まれましたし、今後も脱炭素社会に対する取組は今以上に進められていくと思います。

そこでまず初めに、本市における脱炭素社会に対する見解についてお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 松田智文君。

[市民生活部長 松田智文君 登壇]

○市民生活部長（松田智文君） 北本議員の脱炭素社会の取組についてお答えいたします。

脱炭素社会に対する見解についてですが、脱炭素につきましては、国際的な会議などでも協議がされており、京都議定書やパリ協定などの採択など、日本だけでなく世界各国が協力し、脱炭素社会の実現を目指しております。国におきましても、先ほど議員からの発言にあったように、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しており、市といたしましても国や県などと連携、協力をして脱炭素に向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただきました。

今度、法律が、地球温暖化対策推進法が改正されて、国としては新たに再生可能エネルギーなどを活用した脱炭素化を促進する事業などを推進していくと思いますけど、市町村においても実行計画において施策の実施に関する目標を定めるなど、今後は具体的に進めていくことが重要になっていくと思います。そのためには、行政、市民、各市内

にある事業者などが一体となって取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思います。地域環境保全に対して、この脱炭素化促進事業を推進していくためにも、実際、玉名市においてもこれまで取り組んでこられていると思いますけど、温室効果ガス排出削減の取組として、今まで玉名市としてどのようなことに取り組まれてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 松田智文君。

○市民生活部長（松田智文君） 北本議員再質問のこれまでの取組についてお答えいたします。

本市の脱炭素に向けた取組といたしましては、昨年度から指定ごみ袋の作成にあたり、リサイクル原料や植物由来の原料を使用したり、ごみの減量化のため家庭用生ごみ処理機の購入に補助などを行なっております。また、国の補助事業の地方公共団体カーボンマネジメント強化事業を活用し、玉名市総合体育館などの市有施設7施設の照明のLED化や空調設備の改修を行ない、省電力化を図って脱炭素へ寄与しております。また、公用車の買換えにあたっては、環境負荷の低減を図るため、ハイブリッドや低燃費、低排出ガス仕様車の導入を進めております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 市としてもこれまでいろんな取組をされて、公共施設のLED化や空調を変えたり、公共施設集約されたりして排出量を削減されて取り組んでこられていると思いますけど、今後は、市民、事業者も巻き込みながら市一体となって取り組んでいくことが求められていくと思います。2050年のカーボンニュートラルの実現に向け市民一人一人の意識変革と脱炭素社会への実現に向けた生活スタイルへの転換が不可欠であると思います。

この地球温暖化を防止していかないと、毎年この時期に、最初にも言ったんですけど、この時期に直面している大雨による災害頻度がさらに増加していくことも可能性もあります。そのためにも脱炭素の取組を着実に進めていくことが重要になってくると思います。国も力を入れて取り入れていくということを言われていますので、しっかり国の流れに沿って、全国の先行事例たくさんあると思いますので、分析しながら取り組んでいく必要があると思います。

改正地球温暖化対策推進法では、地方公共団体の実行計画において4つのカテゴリーの政策を定める必要があるとされています。その1つ目が、再生可能エネルギーの利用促進、2つ目が、事業者や住民の削減活動の促進、3つ目が、地域環境の整備、4つ目が、循環型社会の形成、この4つのカテゴリーの施策、目標を定めてほしいということが書かれています。今後さらに玉名市として脱炭素社会に対する取組に力を入れていく

必要があると思いますけど、3点目、今後の取組についてはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 松田智文君。

○市民生活部長（松田智文君） 議員再質問の今後の取組についてお答えいたします。

脱炭素社会を構築するためには、市民一人一人のちょっとした心がけや気遣い、取組が積み重なり大きな効果を得ることができるものと考えています。そこで、今後の取組といたしましては、例えば、家庭や事業所においてごみの分別を徹底して、燃やすごみの量を削減することやプラスチック製品の購入や利用を可能な限り減らすこと、また、電気を小まめに消すことや再生可能エネルギーの活用を推進するなど、市民の皆さんが日常的に取り組めるような活動をこれまで以上に、広報やホームページなどで周知し、少しでも脱炭素や地球温暖化抑制につながるよう啓発を徹底していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 脱炭素社会もこれから取組が強化されていくと思いますけど、今、部長答弁にあったように、市民の方々にもしっかりと啓発して行って、一緒になって取り組んでいこうという小さい活動が最終的には大きな効果をもたらすと思いますので、そういう活動をしっかり広げて行っていただきたいなと思います。

最後に、もう一回市長にお伺いしたいと思いますけど、この国は脱炭素進めると宣言していますので、進めていかれると思います。進めていくに当たっては、しっかり自治体も支援されていくと思います。しっかり市民等も一緒になりながら、脱炭素の玉名を目指していかないといけないと思うんですけど、そのためにもやっぱり今一度、脱炭素社会とは何なのか、職員の皆さんはもとより、企業、市民の皆さんともしっかりと目指すべき社会を共有して実現に取り組んでいく必要があると思います。市においても重点的に取り組んでいく必要があると思いますが、最後に、市長にこの脱炭素の取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの部長の答弁にもありましたとおり、脱炭素社会の今後の取組につきまして、近年相次ぐ豪雨災害に代表される気候変動への対応がますます重要となる中で、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするという国の目標に対して、市としましても重要な課題として積極的に取り組んでいく必要があると認識をいたしております。今後とも、これまで玉名市地球温暖化対策実行計画に基づきます取組、カーボンマネジメントによる公共施設の省エネ化、また、部長答弁でも、繰り返しになりますけ

れども、公用車のハイブリッド自動車の導入などなどでありますけれども、温室効果ガスを直接的に排出する要因、原因となる化石燃料、また、電力消費量等を抑制するための環境行動をしっかりと推進するとともに、脱炭素社会の構築に向けた市民への啓発活動をさらに強化してまいりたいと考えております。例えば、情報発信の強化であるとか、広報告知、そういったものをしっかりと強化していきたいと思っています。

なお、脱炭素社会の構築に向けた効果的な取組は、市単独で行なうことが難しいものの中にはございますので、国、県、それから他の市町村のほか、民間の事業者などとも連携協力しながら、その推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 脱炭素は世界的な動きで、地球温暖化を止めないと気候変動でどんな災害が起こるかわからないということもありますので、いつも災害が起こって防災力強化と言うことも必要だと思うんですけど、その根本的なところと言われている地球温暖化対策をしっかりと本当に進めていくことが防災にもつながっていくと思うので、市長も今、答弁で言われたけれども、玉名市だけでどうしようもないところもあると思うんですけど、しっかり一人一人啓発していただいて、玉名市からほかの市町村もやっていると思うんですけども、脱炭素社会の実現に少しでも近づいていけるようにしていかなれると思いますけど、取り組んでいただきたいなと思います。国は法改正して、温室効果ガスの排出量削減のために力を入れて今後取り組んでいかなれると思います。

冒頭にも申したんですけど、今年2022年の政府の骨太の方針が発表されました。その中で、重点投資分野としていろいろ挙げられていたんですけど、その中でデジタルトランスフォーメーションへの投資とグリーントランスフォーメーションへの投資が掲げられていました。このデジタルトランスフォーメーションというのは、少し前から耳にするようになったんですけど、自治体の行政サービスにおいてデジタル技術の活用が加速度的に進んでいると思います。この議会を見てもタブレットの導入であったり、行政サービスにおいても、先ほど大野議員の質問でもありましたけど、電子決済の導入とか、それ以外に公共施設をインターネットで予約できたりとか、本当いろんなサービスがデジタル化されていっています。劇的に本当に変化されてきました。それと同じように2050年カーボンニュートラルに向けて、脱炭素社会の移行が、恐らく加速度的に進んでいくと思われれます。そのために、再生可能エネルギーへの移行など、環境問題へ配慮した取組への関心が高まっており、先ほど言ったグリーントランスフォーメーションとは、環境に配慮した先端技術を使って産業構造や社会経済を変革する取組であります。このように今後まちづくりを進めていくには、環境にも配慮しながらまちの活性化、住みよいまちの実現に向けて取り組んでいく必要があります。常に新たな姿勢を取り入

れながらまちづくりを進めていって、時代の流れに乗り遅れないようにしていただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時53分 休憩

午後 3時05分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

14番 徳村登志郎君。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番（徳村登志郎君） 皆さんこんにちは。14番、公明党の徳村登志郎でございます。

それでは、早速ですが、通告に従い一般質問させていただきます。環境教育の推進、エコスクール・プラス、学校施設のZEB化等の推進についてお尋ねいたします。地球温暖化や激甚化、頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題の取組であるSDGsや2050年のカーボンニュートラルの達成に向けて、さらなる取組が急務であります。公共建物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上とともに、学校施設を教材として活用し、児童生徒の環境教育を行ない、環境を考慮した学校、エコスクール事業が行なわれてきております。この事業は、現在、エコスクール・プラスとして、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、平成29年から今まで249校が認定を受けています。文部科学省の支援として、令和4年度から地域脱炭素ロードマップに基づく、脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、単価加算措置8%の支援が行なわれているところであります。ちなみに、ZEBとは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略で、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建物という定義となっております。ZEB Readyは、省エネで使うエネルギーを50%以下に削減することになります。文部科学省の補助としては、新・増築や大規模な改修のほかに、例えば、教室の窓を二重サッシにするなどの部分的な補助事業もあり、ある雪国の学校では、電力を大幅に削減するとともに、児童生徒に快適な教育環境を整えることができます。また、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設、このような身近な教材を通じて、仲間とともに環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への

触発となるとともに、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっております。

そこでお尋ねいたします。国は、カーボンニュートラルの達成及びSDGsとの環境教育の充実に向けて、本事業等の活用は非常に有効であると考えております。そこで、新築や増築といった大規模事業だけではなく、LEDや二重サッシといった部分的なZEB化事業もしっかりと周知を行ない、できるところから取り組む自治体、学校を増やしていくことが大変重要であるとの指針も出ております。本市でも周知徹底し、推進すべきではないかと考えますが、見解をお聞かせください。また、併せてエコスクール・プラスについての本市の取組状況など、見解をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 徳村議員御質問の環境教育の推進、エコスクール・プラス、学校施設のZEB化等の推進についてお答えいたします。

まず、環境教育の推進ですが、各学校では環境教育の年間計画を作成した上で、理科、社会を初め、道徳や総合的な学習の時間などで網羅的に取り組んでおります。また、学校が環境ISOとして節水や節電などに向けた行動目標や数値目標を定め、児童会あるいは生徒会の委員会活動を中心に学校全体で取り組んでいるところでございます。

次に、エコスクール・プラス、学校施設のZEB化等の推進については、現在、国が進めています省エネルギー施策の一環として、学校施設におけるエコスクール・プラス、学校施設のZEB化等がございまして。エコスクール・プラスは、平成29年度からスタートしましたが、今年度実施要綱が改正され、国からの支援を受けるためには非常に高い省エネルギー条件を満たす必要があり、現在、本市は申請及び認定を受けていない状況でございまして。ただ、そのエコスクール・プラス等での申請は行なっておりませんが、本市は本市の玉名市学校施設長寿命化計画に基づいて中規模改修や校舎改築等を行なう際には、校舎の高断熱や照明のLED化、内装の木質化などを行なうなど、脱炭素への取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁にいただいたとおり、国からの支援を受けるためには、非常に高い省エネルギー条件があるようですが、1点再質問させていただきます。

これから実施される岱明中学校の改築事業がございまして。この事業へのエコスクール・プラスまたは学校施設のZEB化等の整備について、計画があればお示しください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 徳村議員の再質問にお答えいたします。

令和5年度から校舎の改築を計画しております岱明中学校については、先ほどの答弁

で述べましたとおり、エコスクール・プラスに係る国からの支援措置を受けておりませんが、内装の木質化や断熱材、断熱窓や自然換気の活用などの省エネルギー対策を施すことで、より快適な学習空間となるように、昨年基本設計をしまして、現在、実施設計に着手したところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

答弁によればエコスクール・プラスの支援措置は受けていないということなんですけれども、内装の木質化それと断熱材、断熱窓や自然換気の活用など、省エネルギー対策が施されるとのことでした。今一步、省エネに取り組みばエコスクール・プラスにもなるんじゃないかなと考えておりますけれども、よろしくをお願いします。

ここで、エコスクール・プラスのパンフレットがありますので、御覧になっていただこうと思います。

[拡大投影にて画像を示す]

○14番（徳村登志郎君） めくっていただいて1ページです。

エコスクール・プラスというのは、そもそも環境を考慮した学校施設のことです。特にこの学校自体を教材として地域の環境教育の発信拠点として、先進的な役割をもつということになっております。そしてエコスクール・プラス、特出すべきところは、今回、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、この4つの省が連携協力している事業であるということだと思います。これを学校の設置者である市町村がエコスクールとして整備する学校をエコスクール・プラスとして認定して、それに対していろいろ補助事業の最優先採択など、いろんな支援を受けることができるというようなプログラムになっております。

[拡大投影にて画像を示す]

○14番（徳村登志郎君） めくっていただいて、これはエコスクール・プラスの事業体といろいろございます。太陽光発電から太陽熱利用、そして省エネルギー、断熱化をしたり、様々な事業タイプがございます。

[拡大投影にて画像を示す]

○14番（徳村登志郎君） めくっていただいて、写真です。これはエコスクール・プラスの授業、これちょうど太陽光発電の授業風景ですけれども、これからの時代子どもたちに授業で使っていると、その下です。これは太陽熱利用型で、これは実はお隣の和木町の三加和小学校なんですけれども、こちらはエコスクール・プラスの認定を受けてまして、集熱器なんですけれども、集熱器で暖められた外気が教室の床下に送風されて、暖房に活用されているというようなところであります。こういうのを和木町ではされて

いるというところでもあります。

[拡大投影にて画像を示す]

- 14番(徳村登志郎君) 後はちょっと飛ばしていただいて、最後9ページです。これは認定校に聞いてみたということで、実際にこのエコスクールをやって、エコスクール・プラスの認定を受けた学校、アンケート調査がございます。やっぱり太陽光発電型というのが一番多いんですけども、いろんなタイプの事業が出されているというのがわかると思います。

[拡大投影にて画像を示す]

- 14番(徳村登志郎君) そしてもうちょっと下のほうにいていただくと、そこです。真ん中にありますとおり、エコスクールの取組により効果が実感できたという回答が100%ということで、すごくエコスクールの取り組み自体が効果的であると、特に環境教育においては子どもたちにダイレクトに伝わっていくというところで、その効果が認められているところだと思います。

御覧いただいたとおり、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設で、このような身近な教材を通じて仲間とともに環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となるとともに、最新のデジタル技術等を学ぶ貴重な供給機会になっているところが伺えると思います。もちろん想定される教育効果としては、SDGsやカーボンニュートラルの達成の観点から環境問題やエネルギー問題、温暖化問題を考える上で、実生活の中での教育理解が進むと思われます。また、地球環境の問題、現実に直面することによってグローバルな視点をもつきっかけになるとも思われます。特に温暖化対策には、太陽光発電を初め、多くの対策があり、それらを発展的に学んでいくことで科学技術への触発になり、IT人材の育成やDX時代を生きるための勉強になると思われます。このようなエコスクールとしての取組は、全国で多種多様な事業を行なわれており、例えば、自校以外の学校の見学も勉強になるし、交流学习を行なうこともできるなど、教育効果に大変プラスになると考えます。認定の条件が厳しい旨の答弁でしたが、今後の推進課題として、ぜひ、取り組んでいただきたいと要望し、この質問を終わります。

それでは、次の質問に移ります。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

- 14番(徳村登志郎君) マイナンバーカードの普及促進について伺います。

今月30日から申請受付が始まるマイナポイント第2弾に申し込もうと思っている人は63.9%、これは日本トレンドリサーチが5月下旬、全国の男女600人を対象に実施した調査で明らかになりました。この数字は、マイナンバーをもっているもしくは今後つくる予定がある人のうち、申請する意向がある人の割合で関心が寄せられている

ことがわかります。第2弾は、最大2万円分のポイントを付与するもので、カードを取得し、第1弾を利用していない人を対象に、最大5,000円分、カードの健康保険証利用や公金受取口座の登録に対して各7,500円分が付与されます。公明党は、このマイナポイント事業について、カードの普及によるデジタル基盤構築に向け推進してまいりました。

そこでお尋ねいたします。本市の現在の推進状況、それと取組、普及に向けた問題点についてお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 松田智文君。

[市民生活部長 松田智文君 登壇]

○市民生活部長（松田智文君） 徳村議員のマイナンバーカードの普及促進についてお答えいたします。

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人情報如同一人の情報であることを容易に確認することができるよう導入されたものです。平成27年10月以降、住民票を有する全ての方に個人番号が通知され、翌年1月からマイナンバーカードの交付が開始されています。マイナンバーカードは個人番号と本人確認が同時にできる唯一の書類で、住民票などのコンビニ交付や健康保険証としての利用、将来的には運転免許証と一体化なども考えられており、行政サービスのみならず、日常生活において便利なカードとして期待されています。本市におけるこれまでのカードの普及促進の取組といたしましては、広報たまなや市のホームページでマイナンバー制度やカードなどの利便性について周知を行なうほか、市役所に相談にこられた方の申請の補助や市内の写真館、郵便局など民間との連携による申請サポートを行なってまいりました。また、お勤めなどで日中にカードの交付が受けにくい方のために休日交付窓口や平日夜間交付窓口を設置し、交付機会の拡充を図ってまいりました。これらの取組によりマイナンバーカードの交付数は、令和元年が1,386枚、令和2年が7,190枚、令和3年が8,145枚と、増加傾向にあり、交付総数は令和4年4月1日現在で、2万1,962枚となって人口に対する交付率は33.5%という状況でございます。カードの普及促進を進めるうえでの問題点については、個人情報の漏洩に対する懸念や自分の個人情報を行政に知られたり、監視されたりするのではないかという誤解から、信頼や理解が得られなかったり、あるいは、手続きの煩わしさからなかなか申請に至らないなどの課題がございます。引き続き、わかりやすい説明を心がけ、住民の不安を払拭し、カードの普及促進に努めてまいりたいと考えております。なお、これからの普及を進めるうえでの取組につきましては、今年度から開始しております荒尾玉名管内の企業に対する出張申請受付を初め、学校や公民館、地域の活動の場でも働きかけを行なうなど、一人でも多くの市民の皆様にご協力いただける

よう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

様々なマイナンバー取得のための取組が行なわれていることがわかりました。今後も第2弾が始まりますので、普及率が伸びるということを期待したいと思います。また、同時にマイナンバーに対する誤解というものがすごくまだまだ根強い部分もあると思います。ネットにも結構誤った情報、正しい情報があれば誤った情報もあります。そういうところしっかり周知をしていただいて、この誤解を解いていくということも1点大事なところではないかなと思います。

それでは、1点。高齢者のマイナンバーカード申請と受渡し時の本人確認の問題について、ちょっと再質問という形でお伺いいたします。免許証等の顔写真付きの証明をお持ちでない高齢者にとってこのマイナンバーカード取得は本人にも、また、家族にとっても大変有益なものと考えております。ただ、高齢者には、自身で取得申請することが困難な方もおられます。もちろん申請は家族が代わりにすることも可能ですが、ここで1点最後の本人確認の時点での問題がございます。病気や身体的な問題と、また、現在介護施設等に入所中など、高齢者本人が本人確認のために来庁することが困難を来しているという場合があります。そういう場合せっかく申請したのに、マイナンバーカードを受け取ることができない状況にあるようです。ぜひ、この本人確認について、例えば、家族が代理取得できるような方法を考えていただくとか、また、手がかかるかと思えますけれども、職員がその場に本人確認のために出向くなど、いろいろな方策をちょっと考えていただきたいと思います。見解をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 市民生活部長 松田智文君。

○市民生活部長（松田智文君） 徳村議員の再質問にお答えいたします。

マイナンバーカードには、個人番号のほかに住所や氏名、生年月日、性別の個人情報が記載されているため、カードを交付する際には、国が定めている個人番号カードの交付等に関する事務処理要領に基づき、必ず本人を確認することになっております。本人の確認方法につきましては、申請した本人が来庁できる場合は、顔写真付き身分証明書と通知カードにより、顔写真付き身分証明書をお持ちでない場合には、健康保険証と介護保険証など、公的機関が発行した書類2点で確認ができます。なお、例えば、施設へ長期間入所している方などで、申請した本人がどうしても来庁できない場合には、代理人による受け取りが可能ですが、その際は代理人の本人確認書類2点とカード申請者の本人確認書類2点、申請者の来庁が困難であることを証明する書類が必要となります。顔写真付き身分証明書をお持ちでない高齢者や施設入所の方の場合には、ご用意いただ

く書類が多く、御負担をおかけいたしますが、マイナンバーカードの趣旨と制度を御理解いただき、また、交付する際には、要領に基づいた本人確認が必要であることを十分に理解していただくように丁寧に説明を行ないたいと考えております。マイナンバー制度に関しては、今後も国と意見交換をする機会がございますので、その際には、今回の委員の御指摘のような高齢者等に対する交付の在り方について柔軟な対応ができるように要領等の改正を求めるなどして、一人でも多くの方にマイナンバーカードを取得していただけるように努めていきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

いろいろこの場合には、そろえなくてはいけない書類がたくさんあるということ、それもまた足かせとなって高齢者の方になかなかマイナンバーカードが行き渡らないということもあります。こういうケースのことをしっかりわかりやすく、そろえていただかなくてはいけない書類はもちろん大事なんですけれども、そのための手続きはこういうふうに進めればきちっとできますよということを親切丁寧に、職員の方が教えてくださいということが一番かと思えます。とにかくこのマイナンバーカードには、答弁いただいたとおり様々な利用者のメリットがございます。特にマイナ保険証は高齢者にとって過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等が共有することが可能になるため、初めてかかる医療機関でも過去の医療情報等を活用してよりよい医療が受けられるようになります。さらに、マイナポータルで過去の薬剤情報や特定健診の情報を自分自身の健康管理として確認することも可能になってまいります。ぜひとも、マイナンバーカードの普及促進の一環においてこの高齢者の方々その恩恵を受けられるように周知徹底していただくよう要望してこの質問を終わりたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番（徳村登志郎君） 原油価格・物価高騰に対する地方創生臨時交付金の取扱いについてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症の長期化、並びにウクライナ危機による物価高騰の影響が、学校給食の値上げにつながると懸念されています。学校給食の食材費は、保護者負担が原則の考え方ではあるものの、その考え方を維持しつつ、自治体の判断により保護者負担を増やすことなく給食が実施できるよう、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の枠組みを自治体が活用することを公明党は推進しております。

去る4月1日に内閣府地方創生推進室より発出された令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについての中において、新型コロナウ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業例の中に、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減が追加されております。また、各教育委員会等にも対応促進するため、4月5日に文部科学省より事務連絡も発出されているところでもあります。

これらを踏まえて、(1) 学校給食等の現在の状況及び利用者に対する負担軽減について答弁をお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 徳村議員御質問の学校給食等の現在の状況及び利用者に対する負担軽減についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、円安による輸入品の高騰、さらにはウクライナ情勢による小麦粉や食料油の高騰など、様々な要因から食料品の値上げが相次いでいます。学校給食においても、小麦を原材料とするパンや食料油の値上がり懸念されているところです。食材費の現在の状況を2月時点と比較してみますと、パンで6%、スパゲッティは20%、食用油は75%、サラダ油は20%などといずれも値上げされております。そのような中、現在、毎月の支払額が大幅に超過しないよう、食材の選択や数量の調整を行ないながら、なんとか給食費の値上げをしないですむように工夫をしているところです。給食費は、平成26年度より消費税の5%から8%に引き上げられた折りに、その差額の3%分を値上げして以来、現在まで変更しておりません。現在の質を維持していくためには、学校給食費の値上げを検討しなければならない時期が近づいていることは確実かと思えます。一方、保育園などの保育施設における副食費については、物価の上昇が影響してきていると一部から話がありますが、現時点では、増額について報告は受けていない状況です。いずれの場合も今後物価の高騰が続き、仮に値上げが必要となった場合には、議員御指摘のとおり国の地方創生臨時交付金を活用し、値上げすべき金額を補填する形で、保護者の負担が増えないような措置を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

保護者の負担が増えないように措置を講じるとの答弁に、私も小学生の子どもがいる保護者の一員として安堵いたしました。地方創生臨時交付金の制度が生きる施策と感じております。

それでは次に、(2) 生活に困窮する方々への支援について答弁をお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の生活に困窮する方々への生活支援についてお答えいたします。

まず、令和3年度の住民税非課税世帯に対しまして、1世帯あたり10万円の給付を積極的支援、いわゆるプッシュ型で行なう非課税世帯等臨時特別給付金につきましては、本年5月末までに対象世帯の約92%にあたります7,270世帯への給付を終えており、また、非課税でなくても現在の収入状況が新型コロナウイルスの影響で非課税相当の基準額まで低下した家計急変世帯も給付の対象となり、本年5月までに52世帯に給付しているところでございます。現在、未支給の世帯に対しましても、本年9月30日まで支給事務を継続する予定でございます。なお、令和3年度分での受給要件を満たさなかった世帯の中で、令和4年度におきまして新たに住民税が非課税となった世帯に対しても給付が行なわれるよう運用を改善し、6月下旬から事業を開始いたします。現在、本市では、対象世帯の拡大や給付額の上乗せなど、市独自の取組は実施しておりませんが、先ほどの給付金と併せまして、生活困窮者自立支援金の支給要件の大幅な緩和や住宅確保給付金、県社会福祉協議会が実施します緊急小口資金等の特例貸し付けの申請期間延長などの支援措置強化を受けまして、各施策について迅速に、かつ、対象者把握の遺漏や事務的ミスのないよう取り組んでいるところでございます。

今後、真に必要とする方に必要な支援が行き渡るよう、各施策における申請内容や支給実績を精査し、現在、くらしサポート課で実施しております就労、学習支援、家計改善支援、引きこもり対策などの自立に向けた支援を継続していくとともに、関係部署、関係機関などと情報や課題を共有しながら、より一層重層的な支援を重率強化してまいりたいと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

いろんな施策が、給付のほうプッシュ型で行なわれているという答弁でございました。本当にこのコロナ禍が続いていく中で、生活困窮者の方々は大変だと思いますけれども、特に、今回、新型コロナウイルス感染症の生活困窮者自立支援金につきまして、この制度は貸し付けが終わった後に、仕事をするか、また、仕事ができないなどで、できないとなれば生活保護にいくかどうかを選んでもいただくようになっていると思います。どちらかを選んでもいただく間のサポートをするという、つなぎ的な生活をもつ支援金であると思います。重要なところは、私も考えますところ、今後仕事がなく、生活保護にいくことがないように、ぜひ、今回の地方創生臨時交付金を活用した雇用創出の事業を実施していただきたいと思います。困窮者の雇用を重要視していただきたいということを要望したいと思います。

それでは次に、（3）子育て世帯への支援について答弁お願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の子育て世帯への支援についてお答えいたします。

国が4月26日に決定いたしましたコロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援として、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を児童1人当たり、一律5万円支給することとなりました。この決定を踏まえ、本市におきましては、ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給している世帯に対し、申請することなく支給するプッシュ型で、今月22日に支給する予定で事務を進めております。また、低所得者のひとり親以外の世帯への給付についても、6月29日に支給予定で準備を進めているところでございます。

このように、低所得の子育て世帯には、生活困窮者への支援ということで給付金が支給されますので、まずは対象世帯へ早急に、そして確実に支給できるよう事務を進めているところでございますので、地方創生臨時交付金を活用した市独自の給付金支給は今のところ考えていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

いろいろまた施策が打ち出されておりますけど、1人当たり一律5万円、これもプッシュ型で行なっていただいているということで、よろしく願いいたします。これからまた、いろんな独自の施策として考えられる部分があれば、ぜひともまた、この地方創生臨時交付金を活用したものを考えていただければと思います。

それでは、次に移ります。次は、（4）水道料金等の公共料金の負担軽減について、こちらの答弁をお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企業局長 荒木 勇君。

○企業局長（荒木 勇君） 議員御質問の水道料金等の公共料金の負担軽減についてお答えいたします。

コロナ禍による原油価格、物価高騰の影響を受け、個人や事業者への負担は徐々に増してきているものと感じております。議員御質問の水道料金等の値上げについてでございますが、本市の水道事業等は、利用料金などによる受益者負担の基に成り立っており、現状としまして、収支のバランスもとれていることから、水道料金等の値上げを実施しない方針であります。物価高騰等による影響を今後も注視しながら、健全な運営に努めてまいりたいと思います。しかしながら、さらなる物価高騰等による仮に料金の見直しを行なう場合は、受益者の負担増を避けるためにも交付金などの活用を含め、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

公共料金のアップは今のところないというところで安心した次第でもありますけれども、状況はどんどんよくなるどころではなくて、悪化している状況でもあります。ただ、公共料金は本当家庭を直撃する問題でもありますので、ぜひともその際は、手だてを打っていただきたいと思います。

それでは次に、（5）事業者への経営支援について、こちらの答弁をお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 徳村議員御質問の事業者への経営支援についてお答えいたします。

本市におきましては、新型コロナウイルスの影響を受けた商工業等の事業者に対し、商工政策課事業で30本、観光物産課で12本、地域振興課で1本を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して支援を行なってきました。今回の燃料価格の高騰もトラック、バス、タクシーなどの物流輸送業界を初め、多岐にわたる事業者に影響が広がっております。燃料については、国の燃料費に対する激変緩和事業により一定の価格上昇は抑えられておりますが、運送等への価格転嫁は避けられない状況にあると思われまます。また、コロナの影響に加え、海外情勢の変化に伴う建設資材や各種原材料の高騰は、建設業のほか、飲食業やクリーニング店、理美容店などのサービス業におきましても極めて深刻な問題であると感じております。このような状況に基づく物価上昇は、最終的には市民生活を圧迫するものと危惧しており、市としましても事業者に対する何らかの支援策が必要と考えておりますが、業種や業態、事業規模は様々であり、原油価格物価高騰に対する地方創生臨時交付金の活用にあたり、どのような支援をどのように行なうことができるのか苦慮しているところでございます。今のところ市内事業者における金融支援策の利用状況においては、数件程度の利用となっており、商工団体等の特別相談窓口への相談もそう多くないと聞いてはおりますが、燃油や原材料高騰の影響はこれからますます広がっていくものと予想されますので、商工会議所、商工会などと情報を共有しながら、市内事業者の状況に応じた効果的な支援策を打ち出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

コロナ禍の影響がいろんな事業に及んでいるというところを感じさせていただきました。そういう中で、支援といっても実際答弁でおっしゃっていたとおり、業種、業態、

いろいろございます。その中で、本市ではまたどこに力を入れて支援をしていかなくちやいけないのかとか、その影響も精査しながら対応していただきたいと、必要などころに必要な支援をしていただくというのがこの臨時交付金でもありますので、しっかりその辺を見極めていただきたいなと思いました。

それでは、次に、（６）農業者、漁業者に対する経営支援について、こちらの答弁をお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 徳村議員御質問の農業者、漁業者に対する経営支援についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した取組といたしましては、令和２年度に消費喚起や先進技術の導入等の事業を４本、令和３年度に農水産業の燃油価格補填等の事業を４本、今年度につきましては、令和２年度からの継続事業である新型コロナウイルス対策農林漁業緊急支援資金の利子補給金が９２件で４９８万３、０００円、同資金の借り入れ保証料の５０％を補助する保証料助成金が９２件で２１７万８、０００円を既に予算化しております。さらには、今議会の補正予算において、農水産業燃油価格緊急補填補助金１億３２８万７、０００円に加え、米価下落の打撃を受けた令和３年産主食用米を３０アール以上の農地で生産販売した農家を対象に、米価下落臨時支援事業として、補助金１億２、１６１万４、０００円の予算を上程させていただいております。このほかにも、岱明「磯の里」、農産物産直売所「郷〇市」における空気清浄器の導入予算を上程しており、また、県や本市でも現在検討中ではありますが、価格高騰が著しい費用等の農業資材購入に関する新たな支援策について急ぎ取りまとめてまいりたいと考えております。

今回のコロナ禍における原油価格物価高騰等総合緊急対策につきましては、先月の臨時議会におきまして、農業機械の価格高騰に対する経営安定支援として、玉名市農業機械等整備事業補助金を１、２００万円追加し、総額３、０００万円の予算といたしましたが、現在、４５件の交付申請に対し、２、７５７万５、０００円の交付を決定したところであります。これらとは別に、国、県における原油価格物価高騰総合緊急対策にひもづく各種事業に農水産業者からの取組要望があれば、適宜対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○１４番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

様々な対策を打っていただいて、また、今回いろんな予算化もしっかり見えてきたので安心したところでもあります。特に本市においては、農業、漁業に関する経営支援と

いうのはすごく大事な部分だと私自身も感じております。それは玉名の経済をある意味支えているものでもあるかなと考えております。

今回このように政府の総合緊急対策で拡充された地方創生臨時交付金について本市の実情をいろいろお聞きしたところです。この地方創生臨時交付金の取扱いについては、公明党として重点的に活用を求める事業の実施へ、各地域で要望活動を行なっているところがございます。これに対しては、党のネットワークを最大限に活用し、物価高騰から国民生活を守る、これが今回の質問の要旨となっております。この交付金の活用については、様々な事業のメニューの中から、地域の実情に応じて、各自治体が判断してもらおうことが優先的であります。ただ、この中でも公明党が推奨する重点項目を示したいと思えます。

具体的には、生活支援として、学校給食等の負担軽減、住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金の対象拡大や上乘せ、そして低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の対象拡大や上乘せ、それと水道料金を初めとする公共料金の負担軽減などを提示させてもらっております。それと産業支援では、バス、タクシーなど地域公共交通の経営支援、そして、トラックなどの地域物量維持に向けた軽減支援、水道料金を初めとする公共料金の補助が挙げられております。これからも市民の生活を守る議員として職務を果たしていく決意でございます。

以上で、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明15日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時53分 散会

第 4 号

6月15日 (水)

## 令和4年第4回玉名市議会定例会会議録（第4号）

### 議事日程（第4号）

令和4年6月15日（水曜日）午前10時00分開議

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 9番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
- 2 2番 中村 慎吾 議員（新生クラブ）
- 3 13番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
- 4 16番 江田 計司 議員（新生クラブ）

#### 日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

#### 散会宣告

\*\*\*\*\*

#### 本日の会議に付した事件

#### 開議宣告

#### 日程第1 一般質問

- 1 9番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
  - 1 コロナ禍での学校生活の現状について
    - (1) タブレット実証実験のその後は
    - (2) タブレットの家庭での活用ルールとは
    - (3) タブレットを家庭へ持ち帰る時期は
  - 2 市民にやさしい安心なトイレについて
    - (1) 学校トイレに生理用品の設置の考えは
    - (2) 男性トイレにサニタリーボックス設置の考えは
  - 3 子育てしやすいまちづくりについて
    - (1) キッズスペース設置について
    - (2) 公園における子育てニーズについて
    - (3) 母子手帳アプリ「母子モ」について
    - (4) 乳児健診の在り方について
    - (5) 子育てひろばの周知について
- 2 2番 中村 慎吾 議員（新生クラブ）
  - 1 アフターコロナを見据えた玉名市の観光振興について
    - (1) 観光施設における現状について
    - (2) 観光とスポーツの連携について
    - (3) 経済効果を生む観光産業の推進について

2 食育における学校給食の地産地消の取組について

(1) 現在の状況について

(2) 地域連携について

(3) 今後の計画・目標について

3 13番 松本 憲二 議員 (自友クラブ)

1 玉名市の漁港について

2 天水地区の過疎について

4 16番 江田 計司 議員 (新生クラブ)

1 これからの農・水産業への取組について

(1) 小規模農家への対策について

(2) 今後の水産業への支援について

2 入札制度について

3 石貫松本橋存続と修復に関する要望について

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散 会 宣 告

\*\*\*\*\*

出席議員 (22名)

1番	大野 豊重 君	2番	中村 慎吾 君
3番	浜田 繁次郎 君	4番	瀬崎 剛 君
5番	田浦 敏晴 君	6番	山下 桂造 君
7番	立川 信之 君	8番	坂本 公司 君
9番	吉田 真樹子 さん	10番	一瀬 重隆 君
11番	北本 将幸 君	12番	多田隈 啓二 君
13番	松本 憲二 君	14番	徳村 登志郎 君
15番	西川 裕文 君	16番	江田 計司 君
17番	近松 恵美子 さん	18番	前田 正治 君
19番	作本 幸男 君	20番	森川 和博 君
21番	中尾 嘉男 君	22番	田畑 久吉 君

\*\*\*\*\*

欠席議員 (なし)

\*\*\*\*\*

事務局職員出席者

事務局 長	糸 永 安 利 君	事務局 次長	松 野 和 博 君
係 長	小 畠 栄 作 君	書 記	古 閑 俊 彦 君

書 記 徳 永 優 貴 君

+++++

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	村 上 隆 之 君
総 務 部 長	吉 田 勇 人 君	企 画 経 営 部 長	今 田 幸 治 君
市 民 生 活 部 長	松 田 智 文 君	健 康 福 祉 部 長	酒 井 史 浩 君
産 業 経 済 部 長	蟹 江 勇 二 君	建 設 部 長	田 代 史 典 君
企 業 局 長	荒 木 勇 君	教 育 長	福 島 和 義 君
教 育 部 長	藤 森 竜 也 君		

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（近松恵美子さん） 本日は、たくさんの方に傍聴いただきましてありがとうございます。

スマホ、携帯をお持ちの方いらっしゃいましたら、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、ただいまから、本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

### 日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

9番 吉田真樹子さん。

[9番 吉田真樹子さん 登壇]

○9番（吉田真樹子さん） 皆さんおはようございます。9番、創政未来、吉田真樹子です。いつもの癖で、たくさんの方にお声かけをさせていただきました。そうしたら玉陵地区の民生委員の皆さんも今日お越しになるということで、今日はしっかり伝えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、通告に従い一般質問をさせていただきます。コロナ禍での学校生活の現状について。国が進めてきたGIGAスクール構想もコロナ禍で一気に進み、昨年4月から本市の小中学生には、1人1台のタブレットが配布され、新たな学びをスタートいたしました。今回で3回目の質問となりますが、保護者が感じているなぜをお尋ねいたします。3月議会では、近隣の市や町ではタブレットを家に持ち帰り家庭学習をされている。他市町と変わらないタブレットの活用をと要望をいたしました。

(1) 3月議会の答弁で、天水中学校校区で実証実験を1週間行なって、アンケートを基に、効果や課題の洗い出しを行なうと言われておりました。では、実証実験のその後をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 皆さんおはようございます。

吉田議員御質問のコロナ禍での学校生活の現状についてのうち、タブレット実証実験のその後についてお答えいたします。本年2月3日から10日までの8日間、天水地区をモデル地区に設定し、小学生及び中学1、2年生を対象にタブレットパソコンの持ち帰りの実証実験を行なったところです。これは、子どもたちが家庭学習をする際に、今後タブレットを使用していくことを想定して実施したもので、ドリル学習やタイピング

の学習、タイピングの練習、調べ学習のためのネット検索等に活用したところ。その後、児童生徒、教員及び保護者に対しアンケート調査を行ない、タブレットの持ち帰りに対する成果と課題について取りまとめを行ない、その結果については、今後運用を図っていく上での参考にする予定でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） では、アンケートはどのような内容だったのでしょうか。また、なぜ天水中学校校区だったのかをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

まず、アンケート調査の内容ですが、主にタブレットを安心して持ち運べたか、それから学習の役に立ったか、また、家庭でのルールは守れたかなどについて調査しております。その結果、児童生徒の7割以上が安心して持ち運べた。9割以上が学習の役に立った。同じく9割以上が、家庭でのルールが守れたと回答しております。なお、自由意見の欄を設けており、課題として、故障時の対応や持ち帰り学習の内容等、課題も幾つか挙げられたところ。

次に、なぜ天水地区をモデル地区に実証実験を行なったかについてですが、天水地区の小中学校がいずれもICTの活用を活発に行なっていたことが背景にあり、今回モデル地区として選定しているところ。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） では、（2）タブレットの家庭での活用ルールについてお尋ねいたします。天水校区での実証実験を行なった際の家庭用タブレットを家に持ち帰るときの約束として、家庭用のルールを周知したと聞いておりますが、どのようなルールだったのかをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員御質問のタブレットの家庭での活用ルールについてお答えいたします。

先に天水地区で実施しましたタブレットの持ち帰りの際には、主に2つのルールを定めたプリントを各家庭に配布し、周知を図っております。まず1つ目は、タブレット本体を大切に使用することを目的に、家庭での取扱いや事故防止等を定めたタブレットを家に持ち帰るときの約束というものです。2つ目は、著作権、SNSの利用等情報モラルを守りながら正しく活用することを記したタブレットPC利用マニュアルでございます。家庭での安心安全な利用につなげるために、この約束と利用マニュアルを配布し、

周知指導していたところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） では、次の質問です。（3）タブレットを家庭へ持ち帰る時期についてお尋ねいたします。先日、小学校から3回目になると思いますが、Wi-Fi環境の調査アンケートが届きました。そのときのアンケートの質問を見ますと、10月秋ごろに持ち帰るときが来るのではと感じました。いつごろの持ち帰りを目標に進められているのかをお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 議員御質問のタブレットを家庭へ持ち帰る時期についてお答えいたします。

今後タブレットを家庭に持ち帰らせるにあたり、各小中学校の情報教育担当で構成します玉名市教育センター情報教育部というところで、天水地区での検証結果を参考に、持ち帰りの際の活用ルールの改善、学習効果をより高めるための家庭での活用等について検討を行なうこととしています。また、タブレットPCの持ち帰りの時期につきましては、本年9月をめどに考えております。9月をめどに全ての小中学校に対し、試験的に実施する予定としており、そこでの成果、課題等を先ほど申しました玉名市教育センター情報教育部で検証した上で、令和5年度からのタブレットPC持ち帰りの本格運用を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 子どもたちの使用に関しては、他市町村から随分遅れをとっていると思います。しかし、やがて1年も前から持ち帰りを実施されている近隣の市町は、本市にこれから浮かび上がる問題や課題を既に経験済みなはずで、修理のことやいじめ問題もちらほら聞こえております。参考にさせてもらおうと解決もスムーズかと考えます。ぜひ、近隣の荒尾市、長洲町、南関町にお尋ねされることをお勧めをいたしまして、次の質問に移ります。

[9番 吉田真樹子さん 登壇]

○9番（吉田真樹子さん） 市民に優しい安心なトイレについて。生理用品についての質問は、今回3回目となります。学校のトイレへの設置に関しては、本日で2回目の質問となります。今回の趣旨は、安心を考えたら置いてあるといい、ただそれだけで助かる市民がいるから。（1）学校トイレに生理用品の設置の考えは。3月議会でも質問をいたしました。翌日には、熊本市が学校トイレに生理用品設置に予算をつけたとニュースがあってございました。第1の理由は、困窮者対策と聞いております。また、関東の熊本

出身の方と賛同された方とで75万円分、14万1,120個の生理用品が熊本市に寄附されたそうです。ここでも担当課はジェンダー平等の推進を続けたいと言っておられました。寄附されたのは男性。男性が生理用品を気かけられたことに女性の反響は多かったようです。生涯で生理用品にかかる費用は、生理ショーツ、生理ナプキン、タンポン、鎮痛剤などで約40万円かかると言われております。大津町は、中学校のトイレに生理用品が既に常備されております。1人1台のタブレットを利用して、クラスルームという機能を使って、女子にアンケートをとり、生の声を聞かれたそうです。そこで実際に個室に生理用品を置いてほしいという声も上がっております。あれから3か月が過ぎました。方向性、考えに変化があったのかをお伺いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員御質問の学校トイレに生理用品の設置の考えはについてお答えいたします。

3月議会でもお答えしておりますけれども、学校は児童生徒が自ら考え、行動できるようになる力を育成する場であり、自立を支援していく場であるという観点から、児童生徒が自分の体について自ら考え、生理用品を自ら準備して使用することを基本としております。このことは、玉名市が掲げている目指す子ども像にある心身共に健康で安全な生活を心がける子どもに合致するものと捉えております。ただ、生理用品が急遽必要になることもあると思いますので、その際は保健室に常備しているものを使えるようにしております。教育委員会としましては、3月の議会を受け、4月の校長会や養護教諭の会議で、児童生徒の実態を踏まえた上で、さらに検討し、学校の実情に応じた適切な対応を行なうよう働きかけております。学校では、トイレに生理用品についての校内受け取りについて掲示をしたり、具体的な保健室にあるから取りに来てねと言うような掲示です。保健室に自由に生理等用品を取ることができるコーナーを設置したり、男子の児童生徒を含めて生理についての教育を実施したりと、学校独自の取組を行っております。今後も各学校には、それぞれ創意工夫の上、適切に対応していくように働きかけていきますが、県下での様々な取組の進捗状況も確認しながら、試行も含め検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） では、再質問です。校長会議や養護教諭の会議で、学校の実情に応じた対応を行なうよう働きかけているとの答弁でしたが、では、学校の判断で生理用品をトイレに設置することはできるのでしょうかお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 議員の再質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、教育委員会では学校の実情に応じた適切な対応を行なうよう今後も働きかけていきます。学校のほうでは、児童生徒の実態を踏まえた上で、児童生徒をいかに育てていくかなどといった観点から総合的に判断することになります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） ちょっとはっきりしない答弁だったんですけど、進みます。

5日前に掲載されておりました熊本日日新聞の記事を一つ読ませていただきます。

トイレに生理用品全校で。この際、全学校においてみてはどうでしょうか。記事によると、職員室や保健室にあるとのこと、ただ、思春期の子が手渡しでもらいにくいことは難しいでしょうし、男子教師ならなおさらです。誰だって持ってくるのを忘れることはあります。そんなとき、恥ずかしい思いをせずに済むほうが子どものためです。学校はいつも安全安心な場所であるべきです。全トイレに置く予算措置なら認めてもよいのではないのでしょうか、と元看護師48歳女性が投稿をされておりました。トイレに設置すると何かしらの問題を抱える生徒のSOSがキャッチできないという懸念の声も聞きました。

これは大津町の中学校で実際に設置してあるものを実際に同じように準備してみました。ちょっと説明させていただきます。写真で送られてきたんですけど、それを見て同じようにつくってみました。100均のケースに大と普通と書いてあります。多い日用と普通の日用の生理用品が入っています。そしてよくちょっと写真を大きくしてみると何かカードらしきものが入っていたので、トイレの壁に貼ってあったメッセージを読みました。

この中には、こういうカードが入れてありました。

[カードを示す]

○9番（吉田真樹子さん） 壁に貼ってあったメッセージには「大好きなみんなへ。ナプキン購入に困っているとき、保健室にこのカードを持って来てください。多めにナプキンを渡すことができます。安心してください。他の人にはわからないようにします」と、養護教諭のアイデアで準備されたものでした。養護教諭の優しさと柔軟さに感動し、それをお伝えしたくて同じようにまねしてつくってみました。また、男性養護教諭が増えているそうです。皆さん御存じだったのでしょうか。ちょっとネットで調べてみましたら、全国に65人いらっしゃるそうです。やはり生理用品をトイレに設置することは、教育的に見ると子どもの考える力、能力を奪うのかもしれない。しかし、かなり前から生理の低年齢化と言われており、小学2、3年生で初潮を迎える話もあります。柔軟に考えていきたいと常に思っておりますが、では、再質問です。

他市町でされている子どもへのアンケート調査を本市では考えられているのかをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 議員の再質問にお答えいたします。

子どもたちへのアンケートについては、貴重な御提案として受け止めさせていただきたいと思います。

今、議員おっしゃったとおり、教育上どうなのかというところをやはり私たちは、教育委員会としては考えております。先ほど申しました目指す子ども像というのがあるんですけど、たまな、たくましい子ども、学びあう子ども、仲良く伸びる子ども、よくできているなど手前味噌ですけど思います。このたくましい子どもの中の1番頭に、先ほど申しました心身共に健康で、安全な生活を心がけること、やっぱり子どもたちには心がけを、自分の体と向き合って心がけてほしい、そして困ったときは、トイレにあるものを自由にとれるという状況もいいかもしれませんけれども、養護の先生に相談をしてほしい、相談できるようになってほしいというのが一つあります。やはり学校は子どもたちを育てる場というふうに教育委員会としては思っていますので、先ほどのような答弁になった次第です。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 私からは柔軟な考えをもってほしいという要望です。

では、次の質問に移ります。男性トイレにサンタリーボックスの設置の考えは。男性トイレにサンタリーボックスが必要ということを最近私は知りました。男女問わず、年を重ねると尿漏れが悩みの一つです。年配にかかわらず、出産した女性もジャンプやくしゃみ、ちょっと大きな声で笑うなどで尿漏れすることはよく聞く話です。特に前立腺癌の手術後は、尿道をしめる筋肉が傷ついた影響で排尿のコントロールが難しくなるそうです。数人にお尋ねをいたしました。男性トイレにサンタリーボックスの設置は現在あるのでしょうか。なければ設置の考えがあるのかをお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の男性トイレにサンタリーボックス設置の考えはないのかについてお答えいたします。

議員御質問のように、前立腺癌や膀胱癌を罹患された方が、術後に尿漏れがあることから、尿漏れパッドを利用されている方がいらっしゃいます。全国的に女性トイレにはサンタリーボックスが設置されているのが一般的ではございますが、男性トイレには設置されていることが少ないのが実情でございます。

本市における公共施設への男性トイレへのサンタリーボックスの設置状況でございますけれども、全ての公共施設の設置状況は把握できてはおりませんけれども、玉名市保

健センターなど一部の施設ではありますが、男性トイレへの設置を確認しているところがございます。しかしながら、大部分の施設におきましては、男性トイレへの設置はなされていないのが現状でございます。これまで、男性トイレにサンタリーボックスを置いていないことで困ったというような利用者からの声はいただいておりませんが、本市の最近の公共施設においては、男女専用のトイレとは別に、多目的だれでもトイレを併設している施設が多数ございます。多目的トイレを設置している主な公共施設といたしまして、市役所本庁舎、各支所、文化センター、福祉センター、桃田総合体育館などがございますが、多目的トイレの全てにサンタリーボックスの設置を行なっているところがございます。

本市といたしましては、尿漏れパッド等の交換には、男性用トイレと比較して、多目的トイレのほうが広さに余裕があり、利用者の利便性が高いことから、まずはそれぞれの公共施設において、多目的トイレにサンタリーボックスを設置することを最優先に進めまして、案内板の掲示を行なうなどの周知につきましても対応してまいりたいと考えております。また、公共施設の多目的トイレに加えまして、男性トイレにつきましても、利用形態を考慮しながらサンタリーボックスの設置につきましても今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） そうですね、最近では誰でもトイレが増えたので、ある場所は安心ですが、性同一性障害、今はトランスジェンダーとも言いますが、見た目は男性、中身は女性、性転換手術をしていなければ中身が女性なので生理があるということです。このことを見ても、男性トイレに個室1か所には必ず設置が必要と、今回いろいろ調べている中で再確認いたしました。従って、設置を強く要望いたします。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

[9番 吉田真樹子さん 登壇]

○9番（吉田真樹子さん） 子育てしやすいまちづくりについて。今回の質問をするにあたり、玉名市に6か所ある子育て支援センターのうち3か所の職員さんにお話を聞かせていただきました。先生方の産後のママ、そして、子育てママたちへの思いはとても熱く熱心さが伝わりました。県内において本市の利用者支援事業は、先進地だと感じましたし、今よりもっと認知されることを期待して質問させていただきます。

時代の変化に柔軟に対応していく必要性をここ数年は世界的規模で感じた次第です。ウィズコロナで生活環境も変わり、お家時間を余儀なくされたここ数年、いまだに感染者情報では、毎日十数名本市からも上がっております。では、今よりもっと子育てしや

すいまちづくりについて5点質問をさせていただきます。(1)キッズスペースの設置について。まず、市役所1階の待合フロアーにキッズスペースの設置の考えはあるのかをお尋ねいたします。

○議長(近松恵美子さん) 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長(今田幸治君) 吉田議員御質問の庁舎1階待合フロアーにおけるキッズスペース設置についてお答えいたします。

本庁1階ロビー中央付近のスペースは、窓口における現況届などの各種手続で時期的に申請が集中する際には、待合用の椅子を増設して対応していることや、増設ではないものの、様々な展示スペースとして活用しております。また、1階には、多くの窓口を抱えておりますので、日常的に高齢者や障害をお持ちの方も多く来庁されます。キッズスペースの設置については、このような方々の通行に支障がないことや保護者管理の基に安全を確保できる場所や運用方法など、どのようなことができるのか関係部署において検討したいと考えております。なお、現在、子育て支援課では、保護者が窓口で申請などの手続中は、乳幼児用のベビーチェアや小さなぬいぐるみなどでお子様の対応をしておりますし、また、女性子ども相談室にはキッズスペースを設置し、窓口サービスに努めているところです。

以上でございます。

○議長(近松恵美子さん) 吉田真樹子さん。

○9番(吉田真樹子さん) 確かに危険性も考えての設置が必要だと思います。万が一何かあったときの設置義務があると思いますが、そのスペースがあることで救われる親御さんがいらっしゃるのではないのでしょうか。以前、埼玉県和光市の庁舎で、この自治体は優しいと目に見えて感じたのが、このキッズスペースでした。ちょっとお願いするのが間に合わなかったんですけど、すみません小さくて。

[写真を示す]

○9番(吉田真樹子さん) 写真を3枚撮っていました。いいなと、本当に今振り返ってもあのときを思い出します。

電話をして確認をしてみました。コロナ禍になって撤去されているのかとも思いました。電話すると「クッションくらいのもんですけど、今でも設置しています」と言われました。「いつごろからの設置ですか」とお尋ねすると、電話口の職員さんが「自分が総務に来て6年なので、6年前から設置はありました」と言われました。検討するとの御答弁でしたので、やさしさあふれるキッズスペースを期待して、次の質問に移ります。

(2)公園における子育てニーズについて。こちらは利用者支援事業、ログさんが、利用者のお母さん方と製作された公園マップです。ここの公園は46か所書いてありま

したが、担当の職員さんにお尋ねすると、玉名には小さな箇所も含めると71か所あるということでした。びっくりするほど数は多いのですが、大半のトイレが子連れに優しくない。そしておむつ交換台がほとんどないという声がありました。また、公園へ行ったら草が多く茂っていて遊べない場所もある。私も感じたことがあります。この管理はどこなと思う時がありました。また、トイレ清掃が行き届いてなかったとき、随分前のことですが、私は市役所に電話を掛けてクレームを言ったこともありました。利用される子育て世代の声、そして支援センターの職員の声聞きながらの改善を要望いたしますが、担当課の考えをお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 吉田議員御質問の公園における子育てニーズについてお答えいたします。

公園は身近な場所で、休息、遊び、散策、スポーツなど、健康的な生活を保つために貴重な屋外空間であるが、近年新型コロナウイルス感染症の影響により公園の在り方や存在価値を見直され、コロナ禍においても誰もが安心して過ごせる公園作りを求められております。そのような中、公園トイレにおむつ交換用のベビーシートにつきましては、都市計画課が管理している8公園にベビーシートやベビーチェアを設置しております。主な公園としましては、蛇ヶ谷公園の女子トイレに1か所、桃田運動公園の女子トイレに1か所、立願寺公園の多目的トイレに1か所など、設置している公園は少ないのが現状でございます。また、公園の草刈りやトイレの清掃については、現在、年間を通して草刈りは平均3回から4回程度、トイレの清掃は、公園の規模にもよりますが、週1回から3回行なっております。市としましては、公園を利用される方々が気持ちよく利用できるよう、定期的な草刈りとトイレの清掃を行なっておりますが、清掃前や除草前に利用されることもありますので、管理をお願いしている委託団体やボランティア団体と一緒に問題解決に努めてまいります。

今後は、新型コロナに対応した新しい生活様式の定着が進む中、公園においても子育て世代を初め幅広い世代の方々のニーズ、それぞれの特性、地域の実情を考慮し、施設の再整備や維持管理を含め、誰もが安心して過ごせる公園作りを目指し検討してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 議会の市政調査研究会で、魅力ある公園整備を考えるチームに私もおりますので、私たちも重ねて市民ニーズを把握して提案していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。（3）母子手帳アプリ「母子モ」についてお伺いいたし

ます。確認をしましたら長洲町は平成30年6月、玉東町は令和2年10月に導入をされておりました。平成31年の徳村議員の質問から3年が過ぎましたが、現在のお考えをお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の母子手帳アプリ「母子モ」についてお答えいたします。

母子手帳アプリ「母子モ」のメリットにつきましては、子どもの身長、体重等の計測値のグラフ化や予防接種の履歴を入力することで、次回接種の通知やスケジュール管理ができ、また、住所地の育児情報やイベント情報等を知ることができます。一方、デメリットにつきましては、保護者自身が身長、体重等の計測値や予防接種履歴等を入力する必要があることや転出することで利用できなくなる場合があること、さらには、冊子の母子手帳がアプリに完全に移行するものではなく、母子手帳とアプリとの併用が必要であることなどがございます。

令和2年度に行なわれました県下14市、保健衛生担当主幹課長会議におきまして、母子手帳アプリの導入予定についての議題が上がっており、その当時の状況としまして、既に導入している市が6市、玉名市を含めて予定なしが8市でございました。導入した市におきましては、健診中止など急遽対応が必要なお知らせや母子保健事業のお知らせ、感染症に対する注意喚起等に活用されております。しかしながら一方では、アプリを利用していない人がおり、その人たちを特定できないため、急遽対応が必要な場合は、従来どおり対象者全員に通知や電話連絡が必要となり、二重の対応が求められるとの回答がなされておりました。それを受けまして本市では、母子手帳アプリの大きなメリットは、玉名市の育児情報やイベント情報等をスマートフォンで知ることができることで、このことにつきましては、ホームページ、LINE、フェイスブックや広報たまなでの発信や母子保健推進員が訪問時に紹介するなどの対応をしております。厚生労働省は2023年度に母子手帳の改正を予定しており、社会のデジタル化が進む中で、母子手帳の電子化についても検討が行なわれております。今後本市といたしましては、国の動向を注視しながら、電子化するデータを精査し、マイナポータルを通じて、保護者がスマートフォン等で閲覧できるような仕組みを考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 長洲町、玉東町とも町民の声からではなく、職員の声、提案により導入をされたそうです。答弁と重複しますが、メリットは、予防接種近くになると通知が届く、スケジュールが立てやすい、予約しやすい、育児情報やイベント情報を見ることができると想像するだけでわくわくしました。デメリットに関しては、まず、

自分自身で登録する必要があると言われました。入力も、皆さん当たり前にやっていることです。Instagram、フェイスブック、ツイッター、ほかに私は、スケジュール管理もノートタイプと携帯のiPhoneと兼用しております。これはデメリットではないと思いましたが、次に、転出することで使えなくなる。そんな転出のことまで考えると切りがありません。次に、情報発信のために予算が必要になると言われました。長洲町は毎月3万円台、玉東町では毎月2万円台のランニングコストがかかると聞きました。先週、明石市の和泉市長が7日内閣委員会参考人質問でこう言われておりました。「お金がないからせこいことするんじゃないんで、お金がないときこそ子どもにお金を使うんです。そうすると地域経済が回り始めて、お金が回り始める」この発言がとても話題になっておりました。ユーチューブを送ってくださった方は「これを見て感動しました」とメッセージが添えてありました。建て前の発言がほとんどの世の中で、明石市の真っ直ぐな爆発した口調に全国民が気持ちよかったのではないのでしょうか。また、明石市の前に発言された清原恵子前三鷹市長の発言の中で出てきました「寄り添う」という言葉に私は気持ちが決まりました。そして、安心、住みやすい、住みたいまち、本気の応援、連携という言葉に、私も議員として、さらに肝に銘じて取り組もうと思いました。2023年度、厚生労働省の母子手帳の電子化についても検討されているということでした。近隣の町の動向を注視すれば、新たな仕組みを考えなくても母子モの導入を進めてみられたらいかがでしょうか。長洲町、玉東町ともに町民の方への便利さとサービスの提供で母子モを導入されたようです。これからの寄り添いと本気の応援に期待をいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

(4) 乳児健診の在り方について。コロナの数年前から生後2か月には自宅に保健師さんが来られ、3か月目には、母子推進員さんが来られるという流れになっているようですが、同じ時期に生まれた子どもや同じ子育てをしているママ同士で、顔を合わせ話ができるさくらんぼ学級の復活を望むママたちからの声があると聞いております。そのため現在では、利用者支援事業をはじめ、各支援センターにて対象の親御さんが集えるイベントを行なっておられますが、まだまだ以前のさくらんぼ学級の時ほど参加には至らずです。復活の予定があるのかお聞かせください。また、離乳食のもぐもぐ学級の時期を早めてほしいという声を聞いております。生後5か月では既に離乳食は始まっているため、生後4か月がベストと考えます。そのもぐもぐ教室の中で離乳食の模型を見せていただくそうですが、離乳食のとりみ具合のいろいろの実物を見たいという声もあっているようですが、見解をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の乳児健診のさくらんぼ学級ともぐもぐ教室の在り方についてお答えいたします。

まず、さくらんぼ学級についてでございますけれども、令和元年度まで発育確認、育児不安の軽減、仲間づくりを目的として、生後2か月児の母子を対象として実施していましたが、集団での集まりであったため、不安や悩みがあっても訴えることができない、ほかの赤ちゃんと比較して成長の違いなどで落ち込んでしまうというような御意見をいただいたところでございます。産婦の気持ちに寄り添った支援をするためには、個別で傾聴することが必要と判断し、令和2年度からは保健師、助産師が全ての乳児のいる家庭を訪問する事業に切りかえたところでございます。個別で様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行なうとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行なうことにより、集団での課題解決につながっているところでございます。集団で行なうことのメリットの一つとして、ふれあいや仲間づくりの面もございましたが、現在、市内の各子育て支援センターでの活動が充実していることから、紹介を行なっているところでございます。今後も子育て支援センターと連携し、役割分担をしながら子育て支援の充実を図っていきたいと考えております。

次に、もぐもぐ教室についてでございますけれども、もぐもぐ教室は令和3年6月から開始した事業でございます。この事業を開始することになった背景には、新型コロナウイルスの感染症の流行に伴い、4か月健診と8か月健診が集団で実施することが困難になったことから、各小児科で実施する個別健診に移行したところでございます。個別健診に移行したことで、栄養士による離乳食指導と歯科衛生士による歯科指導ができなくなるなど、新たな課題が発生してまいりました。そこで離乳食指導と歯科指導を兼ねたもぐもぐ教室を第1子の6か月児を対象として開始したところでございます。今年度から歯科保健指導の効果のある時期も考慮し、6か月児から5か月児に1か月前倒しするなどの見直しを行なったところでございますけれども、議員お尋ねのように4か月でもいいのではとの市民の声があるようですので、今後も随時検討し、見直していきたいと考えております。また、離乳食の模型ではなく、実物を見たいとの意見については、アレルギーや感染症等の問題があり、試食はできませんが、実物を見せることについては、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 既にお気づきの点もあったようですので、さらなる検討をお願いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。（5）子育てひろばの周知について。広報たまなに毎月掲載されております、後ろのほうに載っておりますが、このページです。

[広報たまなを示す]

○9番（吉田真樹子さん） しっかりと毎月載せてあります。

先ほどお伝えいたしました、本市の子育て支援センターはとても内容が充実しております。乳児の身体測定はもちろん、各種リフレッシュ講座、製作遊び、育児講座、誕生会など、ほかにもいろいろと企画をされております。全て平日の開放ではありますが、唯一、天水町小天の若宮児童館のみ、土曜日、祝日も開放されております。このように本市では、十二分に子育て支援の準備はされておりますが、まだ利用したことがないという方、行きたいけど勇気がない、一歩が出ないという方もまだまだ多くおられます。やはり多方面から助成を受けて事業をやっている、それだけで満足せず、次はどれだけ利活用いただくかにも重きを向けて考えては見ませんか。一つ提案をいたします。先日、田浦議員が産後ドゥーラという産前産後の母親に寄り添い、家事・育児をサポートする母子支援の質問をされました。その答弁の中で説明があってございました、ファミリーサポート制度もお試しいただける提案になっております。

おさらいをいたします。ファミリーサポート制度とは、社会福祉協議会のファミリーサポートセンターたまっ子らんどで登録すると、1時間600円で24時間の保育に関する養成講習を受けられたサポーターさんが子どもを預かってくださる仕組みがあるんです。改めて提案いたします。わかりやすいように準備をしてみました。ラジオ体操カードのようなカード。

[カードを示す]

○9番(吉田真樹子さん) これをスタンプラリー方式にして、子育て支援センターをスタンプラリーとしてつくってみました。たまニャンのスタンプラリー。そして、玉名市の子育て支援センターが6か所ありますので、6か所を書きまして、6ポイントたまるごとにファミリーサポート1時間サービスをつける。実施にあたっては予算面の問題もあると思いますが、子育て支援センターやファミリーサポートを知ってもらいたい機会として、私から提案をいたします。私は、ファミリーサポートを6年以上前に、保育所へサポーターの方にお迎えに行っていたとき、自宅で私が帰るまで子どもを見ていただいた経験があります。このようなスタンプラリー方式の提案は、支援センターの先生方も同じ意見でしたが、見解をお聞かせください。

○議長(近松恵美子さん) 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長(酒井史浩君) 議員御質問の子育てひろばの周知についてお答えいたします。

現在、子育て支援センターは市内6か所に設置し、国、県からの補助金の交付を受けて、市が事業主体となりまして社会福祉法人など、6事業所に、概ね3歳未満の児童、その保護者の交流の場の提供、子育て等に関する相談援助、情報提供や報酬等の業務を委託し実施しているところでございます。毎月の広報紙やホームページにおきまして、子育て広場として、各子育て支援センターの行事等を紹介しているほか、スマートフォ

ンやパソコンから検索できる、子育て応援サイトたまログでも子育て支援センターなどの情報を提供しているところがございます。なんとなく知っているが利用したことがないという方が多いのではないかとのことですので、さらなる周知を行なってまいります。子育て支援センターは、毎日の子育ての悩みや子育ての孤独感を軽減してくれる仕組みが整っている施設です。特に家庭で育児をされている方に子育て支援センターやファミリーサポートセンターを利用していただけるよう、利用拡大の方法の一つとして、議員御提案の方法も前向きに検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） では、再質問です。コロナ前、過去3年の子育て支援センターの利用人数の推移をお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問についてお答えいたします。

子育て支援センター6か所の述べ利用者数につきましては、平成29年度4万4,995人、平成30年度4万5,250人、令和元年度4万2,864人でございます。なお、令和元年度につきましては、令和2年3月6日から新型コロナウイルス感染拡大防止のため、閉所したことにより3月分の利用者数はほとんどありませんでしたけれども、例年どおりの3月分の利用者数と仮定いたしますと、増加傾向にあったと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 今の数字が多いのか少ないのかまいちわからなかったんですけど、1日当たりの1支援箇所に計算してみました。平成29年の年間利用人数、1日の1支援箇所にしますと14組となりました。一見多いように感じますが、同じ親御さんの利用もあるため、この利用数だけでは十分とは言えないかもしれません。さらには、コロナ禍となり、2年前に出産された以降は、楽しいこの支援を受けることのないまま仕事を復帰された方もたくさんいただろうと思えます。ウィズコロナで今後はまた利用者増を目指すためにも、子育て支援センタースタンプラリーカードを母子手帳と同時にお渡しし、産前から子育て支援センターを見学からでも始めてもらい、スタンプをためていただき、産後数か月でファミリーサポート制度のサービスを受けて、上手にリフレッシュしてもらおうというような流れになるといいと、私は考えます。

理想ばかりを並べましたが、本市には、その土台が十分に整っておりますので、あと一步の取組を先ほどの寄り添い、安心、住みやすい、住みたいまち、そうなるように連携をとって一丸となって、本気の応援をお願いしたいです。未来の玉名を背負う子育て

世代と、その先の玉名の未来を担う子どもたちに、今をつくっている私たちは、もっと計画的に真剣に考えなければいけないときにあるということを、市民を含め共通認識しなければいけません。私が議員になったとき、7万2,000人だった人口は現在、6万3,000人と、4年間で約1万人の減となっております。明石市の和泉市長が言われておりました「お金がないときこそ、子どもにお金を使うんです。そうすると、地域経済が回り始めて、お金が回り始める」明石市と同じようにはいかないとしても、やってみよう、テレビのCMの歌詞ですが「踏み出そう、よじ登ろう、高い山ほど絶景が待っているから」これは天草出身のWANIMAのやってみようという曲です。聴いてみてください。もりもり元気が出る歌詞なんです。また、こうやって自分の生き方を伝えた方がいました「酸素をたくさん吸おうと思うと、たくさん息を吐かなんてしょ。いい人生にしたいなら、いっぱい人にしてやる。すると自ずと自分に返ってくるから」と、私はしっくりと受け入れることができました。

今回は、学校タブレットの持ち帰りについてと、安心なトイレについて、最後に子育てしやすいまちづくりについてと質問をさせていただきました。私は、上の子と長女と下の末の息子との年の差が17歳なので、長い子育て経験をし、そして市民の皆さんの負託を受けて議員となり、今5年目となりました。2年間は近松議員が議長を務められますので、本市の公のこのような場で、子育ての実体験の意見を言えるのは私だけです。今回の質問は、玉名の一昔前の子育て経験者、そして令和の子育て世代を代表してお伝えさせてもらいました。女性目線、子育ての実体験につきましては、玉名市議会には二人しか女性議員はおりませんが、2年間は議長の分まで思いを背負って質問をしていきたいと思います。

最後になります。子どもたちには最新のICT技術の習得を、女子生徒と市民にはどこでも安心を、そして一人産後落ち込ませない支援と、さらにそれぞれの課題に係る連携を強化することを切に願ひまして、これで私の一般質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、吉田真樹子さんの質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

2番 中村慎吾君。

[2番 中村慎吾君 登壇]

○2番（中村慎吾君） 傍聴席、また、インターネットを御視聴の皆様こんにちは。2番、

新生クラブ、中村慎吾です。本日は多くの市民の皆様へ傍聴に来ていただきありがとうございます。

九州北部もようやく先週の11日の土曜日に梅雨入りとなりました。私自身少し遅いのではないかなと感じておりましたが、新聞報道によりまして、昨年と比べると約1か月遅い梅雨入りとのことだったそうです。高瀬裏川しょうぶまつりも3年ぶりの開催となりました。コロナウイルス感染のため、一部内容を縮小し、以前と違った形での開催となりましたが、感染状況にあわせイベントの運営方法も変化をさせていく必要があります。その中で、感染対策等もしっかりと行ない開催することができたことは、今後のほかのイベント開催に向けてもとても意義のあることだと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行ないます。アフターコロナを見据えた玉名市の観光振興について。令和2年から猛威を振るうコロナウイルスにより観光関連事業は全国的に大きな影響を受けております。本市におきましても例外なく、多大な影響があり、各種イベントの中止や観光客の減少により観光関連産業の事業者の皆様も多くの方が大変な思いをされております。現在もコロナウイルス感染の影響は続いておりますが、経済活動再開に向けて、地域の特色を生かし、なおかつ新しい取組、対策が必要と考えます。

それでは、まず、観光施設における現状について、観光業、宿泊業の現状、キャンプ場等アウトドア施設の現状についてお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長（蟹江勇二君） 中村議員御質問の観光施設における現状についてにお答えいたします。

玉名市内の宿泊施設の宿泊客数については、コロナ禍前の令和10年度を10割とすると令和3年度の宿泊客数は、県内客が7割、県外客が4割、全体で約5割でした。令和4年度に入り、直近の4月から6月の宿泊客数は、令和元年度に比べ、全体で約6割の宿泊客数まで戻ってきておるようですが、熊本県民割の有効期限が切れる7月以降は、宿泊施設の予約状況が伸び悩んでいる状況でございます。宿泊施設以外の主な観光施設の状況については、令和元年度に比べ、全体的には約4割の利用者数ですが、コロナ禍のアウトドアブームもあり、草枕温泉てんすいや小岱山ふるさと自然公園などのキャンプ場の利用者数は、令和元年度に比べ約15%増加しております。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。

宿泊施設で約6割、その他の施設で約4割の回復、この状況を考えるとまだまだ回復していない、これからだと考えるのが普通ではないでしょうか。私、個人の考えでは、

他の地域も同じようではないかと考えると、早急に次に向けた玉名市独自の対策が必要ではないかと考えます。アウトドア施設では増加傾向にあるとの答弁でしたが、そちらのほうに関して、ただいま、とてもブームですけれども、新しい計画等はあるのでしょうか。

では、再質問を行ないます。アウトドア施設の今後の計画、課題についてお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 中村議員の質問にお答えします。

コロナ禍の現在、アウトドアブームは続いておりますが、このブームがいつまで続くのか不確定であるため、今後人流が戻ったときのアフターコロナを見据えた新たな観光振興策が必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） ありがとうございました。

確かに、現在のアウトドアブームがいつまで続いていくのかわかりませんが、現状をしっかりと把握して、今現在に併せ、早急に行なうべきこと、アフターコロナを見据え、新たな対策を構築して地域観光産業の回復、さらなる発展になるよう官民一体となって協力していかなければならないと思います。ぜひ、その中心として尽力をしていただければと思います。

では、次に、観光とスポーツの連携についてお尋ねします。玉名市名誉市民の金栗四三先生が残された功績を生かし、また、取り組んでこられたスポーツ、健康、教育の分野から、新しい切り口での観光スタイルへの取組として、令和3年度から新たに始まったイベントなどについて、現在の進捗状況及び今後の計画についてお尋ねします。

1つ、マラニックについて。1つ、玉名いだてんマラソン、横島いちごマラソンについてお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 中村議員御質問のマラニックについてお答えいたします。

本市では、今年の1月に初めてとなる金栗四三マラニック大会を開催いたしました。マラニックとは、マラソンとピクニックを併せたスポーツで、本市のマラニックコースは2コース設置しております。一つ目が、金栗翁の住家を訪ねるコースで、金栗翁の生き様を感じられることができるコースです。二つ目のまちづくりコースは、ドラマのロケ地などを含む観光を楽しめるコースとなっております。今回のマラニック大会は、事前の参加予定では240名の参加予定があり、そのうち35名の宿泊予定を確認しておりましたが、県内ではまん延防止重点措置が適用されたことや雨の中の開催となったた

め、当日は約80名の参加となりました。成果としましては、このような条件の中、感染症対策を徹底した上で、初めて大会を開催いたしました。会場や周辺駐車場のオペレーション、アフターコロナにおける大会運営を考慮すると、本来であれば400名程度の参加を想定でき、県内外からの宿泊も見込めるイベントであると実感できました。また、反省点としましては、マラニック大会の認知度向上に向けた情報発信が十分ではなかったと考えております。今後は、金栗スピリットを継承したマラニック大会の開催を充実させつつ、ウィズコロナ、アフターコロナにも対応した新しい切り口として、花しょうぶや玉名温泉、玉名ラーメンなどの観光資源に加えて、スポーツ、文化、教育、福祉などと連動し、金栗翁と玉名市の良さを多角的に楽しめる観光コンテンツに創り上げ、全庁的に取り組んでいます。スポーツ、ウェルネス、教育と観光を結びつけた3つの玉名型ツーリズムの推進に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 中村議員の観光とスポーツの連携に関する御質問のうち、教育委員会で管轄しております玉名いだてんマラソンと横島いちごマラソン大会についてお答えいたします。

玉名いだてんマラソンにおきましては、令和元年度に初開催を迎える予定でしたが、皆様御承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大により、これまで3度の延期を決断し、開催まで至っていない状況でございます。令和2年度以降におきましては、コロナ禍での開催に向け、新たに新型コロナウイルス感染防止規約の作成や大会要項の変更、また、先進大会のコロナ対策等の視察を行ない、開催する方法を模索し、準備を進めてきたところです。近年では、コロナ対策を行なって開催される大会も増えてきており、熊本城マラソンも来年2月19日に開催を発表されております。本市といたしましても、いだてんマラソン、いちごマラソンを来年2月26日に開催予定でございます。5月に開催しました実行委員会では、参加者用送迎バスの収容人数を減らしたことにより、バスの増台や受付、給水所等での医療用備品の予算増額など、コロナ対策関連予算について承認をいただいております。また、現在は、大会の募集に必要な大会要項にコロナ対策の項目を追加するため、近隣の大会の状況を調べながら準備を進めているところでございます。

最後になりますが、玉名いだてんマラソンは初開催となります。来年2月26日には、多くの方々に御参加いただき、皆さんに喜んでいただける大会となりますよう、今後もコロナ対策をしっかりと検討しながら、安心安全な大会をつくっていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。ありがとうございました。

まず、昨年初めて、開催されたマラニックは、マラソンとピクニックを併せたスポーツイベントということで、今までにない、新しいスポーツと地域観光を合わせたイベントではないかと思います。初年度の参加予定者が240名、そのうち35名が宿泊予定だったということで約15%、本来であれば400名が参加できるということで、そうなりますと、約60名の宿泊を当地域に見込むことができます。情報発信を十分に行ない、昨年よりもさらに内容を充実させ、今年度よりも来年度と発展するイベントにしていきたいと思います。そして、多くの皆さんに玉名へ来ていただきたい。玉名を利用してもらうよう民間の協力もお願いし、発展してほしいと思います。また、玉名いだてんマラソン、横島いちごマラソンは、玉名のスポーツイベントにおいて大きな役割もっているイベントです。玉名いだてんマラソンでは、令和元年度から3度の延期、まだ開催に至っていないとのことですが、令和4年度はぜひ、開催してもらいたいと思います。コロナウイルスの感染状況も先が見えない状況ですが、感染対策を徹底し、来年令和5年2月26日に開催される玉名いだてんマラソンを楽しみにしたいと思います。

では、今後の観光振興、経済活動を生む観光産業の推進についてお尋ねします。コロナ収束後の観光産業の観光需要の回復を見据え、安心安全な旅、特別なプランなどの提案やPRが必要になると考えます。新しい旅の目的の提案、地域連携周遊観光、ウィズコロナを見据えた観光誘致など、市としてはどのように考え、準備と対策を検討されているのかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 中村議員御質問の経済効果を生む観光産業の推進についてにお答えいたします。

一昨年度からの新型コロナウイルス感染症の影響は、観光業界や地域経済にとって大変深刻な影響をもたらしました。そこで、本市においては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症と共存し、需要回復期に力強く回復することを目的とした観光戦略、コロナ克服に向けた新観光戦略プランを策定いたしました。その戦略の一つとして、市内宿泊施設の感染防止の徹底を推進するべく、玉名市独自の基準を設けて、それをクリアした施設に対して、認定証を交付する玉名クオリティー認証制度を設けました。また、さらに厳しい基準をクリアしたものが玉名ハイクオリティー認証であり、現在、3つの宿泊施設が認証を受け、その数が増加することで、本市のウィズコロナに対する安全性がより高まるものと期待しております。

他の戦略としましては、今後のウィズコロナ及びアフターコロナを見据えた事業として、先ほど申しましたスポーツ、ウェルネス、教育の3つの玉名型ツーリズムを初

め、観光スタイルの多様な変化に対応した旅行商品の開発を行なっております。例えば、玉名市の魅力的な自然や食、歴史文化を活用した少人数で実施できる高付加価値の富裕層向けツアー商品、ハイクオリティートラベルや夜にスポットを当てた小岱山ナイトトレイルラン、アウトドアアクティビティを軸に、日常を忘れて心身を癒やす体験プランなどを開発しており、今後はこれら旅行商品を官民一体となって都市圏の旅行会社やメディア媒体等へ積極的にプロモーションを行ない、本市への誘客促進を目指していきます。なお、本年度末には、第1期観光振興計画の計画年度が終了するため、今年度中に第2期観光振興計画を策定しますが、その際は、新たな観光事業やトレンドを取り入れた持続可能な本市の観光振興策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。ありがとうございました。

コロナ克服に向けた新たな観光戦略プランの策定で、宿泊施設の認証制度の導入、ウィズコロナに対する安全性の向上、高付加価値のハイクオリティートラベル、アウトドアアクティビティなど、新しい観光商品の開発を行なわれているということです。ぜひ、官民一体となってプロモーションを行なうことで、PRをしていただきたいと思います。また、本年度中には、第2期観光振興計画も策定のことだということでありました。現状把握、未来を見据えた本市独自のしっかりとした観光策としていただきたいと思い、そして、それを期待されている方もたくさんいらっしゃると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、次の質問を行ないます。

[2番 中村慎吾君 登壇]

○2番（中村慎吾君） 食育における学校給食の地産地消の取組について。玉名市は有明海、玉名平野の豊かな自然環境の中で、米、野菜、果実などの農産物やノリなどの水産加工品の生産が盛んな地域であります。これら恵まれた地域の資源を生かした食育を推進し、市民一人一人が食を通じて心身共に健やかに生活する玉名を目指して、行政はもとより、各関係団体で様々な食育活動に取り組んでこられていることと思います。食や健康を取り巻く社会情勢が変化する中、学校給食における地域農産物等を使った食育に関する現状をお尋ねいたします。1、学校給食における地産地消の取組についてお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 中村議員御質問の学校給食における地産地消の取組について、現在の状況をお答えいたします。

まず、食育推進の取組としまして、望ましい食習慣の形成を図るため、早寝、早起き、朝ご飯運動を行なっており、加えて子どもたちが食に対して関心を持ち、より理解を深めてもらう目的で、家庭と学校、関連機関が連携しながら取り組んでおります。

次に、地産地消の取組としては、栄養教諭が学校給食の食材を発注する際は、なるべく地元のを優先的に取り入れるよう努めており、令和3年度は、地場産物、県産品でございますが、この使用について1週間の期間を設けて調査を行なった結果、この使用割合が60.6%となっております。このほか、玉名市野菜振興協議会からトマトとイチゴを、JA玉名からは味噌を毎年ご提供いただいております、市内の全小中学校の給食に活用させてもらっているところでもあります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。ありがとうございました。

教育部長も言われたように、子どもたちが食に関心を持ち、家庭、学校、関係機関が連携し、地域の食材についての理解を深めてもらうようにしなければならぬと思います。そのためには、少しずつでも地場産物の使用割合を増やし、その地場農産物を食してもらい機会を増やすように、各関係機関に協力して取り組んでいただきたいと思います。

では、2番目に地域連携についてお尋ねします。学校給食に地産地消を推進するためには、地域連携が不可欠ではないかと考えます。現在の取組、連携状況はどのようになっているのでしょうかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 中村議員御質問の地域連携についてお答えいたします。

実際に、地元産の農産物を学校給食に使用していくためには、JAや直売所の協力が不可欠でございます。地元産の野菜、果物を取り扱うJAと直売所である有限会社横島町特産物振興協会については、学校給食用物資納入業者として登録いただき、JAは玉名町小学校に、有限会社横島町特産物振興協会は横島小学校に納入をされており、それぞれに協力をいただいております。また、本市を中心市とし、玉東町、南関町及び和水町による玉名圏域定住自立圏を形成しており、この玉名圏域定住自立圏第2期共生ビジョンの取組に給食での地産地消事業を位置づけ、本年度から広域的な枠組みの中で、地産地消事業を実施することとしております。この事業では、各市、町の学校給食において、この圏域内の食材を1年間で5品目以上使用することを目標に掲げております。この取り組みにより、圏域の豊かな農産物や特産物について子どもたちの理解が進み、地域への愛着も深まると考えられ、各市町の相互が連携することで、地産地消と食育の推進がより一層図られるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） ありがとうございます。

J A、有限会社横島町特産物振興協会と協力して行なっているとのことでした。ただ、お話にもあったように、納品の種類なども限定されているように感じ、今以上に多くの地域業者の皆さんに協力をお願いし、子どもたちにたくさんの地域産物を提供できる体制の構築をお願いしたいと思います。また、その一つとして、玉名圏域定住自立圏での取組はとてもよいことである。ぜひ、当玉名市が中心となり、さらなる地産地消と食育の推進をお願いしたいと思います。

では、今後の計画・目標についてお尋ねします。市として今後の計画などを策定されていると思いますが、具体的な数字や取組内容をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 中村議員御質問の学校給食の地産地消の取組に係る今後の計画・目標についてお答えいたします。

今後児童生徒が食を通じて地域の自然や農業などへの理解を深め、郷土への愛情を育んでいくために、授業の中で地元食材の紹介をしたり、地元の食材を使った調理実習に取り組んだりしていくことができればよいのではないかと考えます。また、引き続き、地域や近隣の自治体と連携を図りながら、第3期玉名市教育振興基本計画に掲げます学校給食での地場産物使用割合の目標値である65%の達成を目指して学校給食のさらなる充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） ありがとうございます。

学校給食は、子どもたちにとってとても大切な思い出の一つになると思います。その中に、地域の産物があることによって、ふるさとの味、ものを記憶に残し、一生持つことができます。子どもたちが大きくなって、玉名にはこんなにおいしいものがたくさんあると言えるように地域で協力していかなければならないと思います。ぜひ、よければ学校給食のほか、料理実習、体験学習等でも地域の食材の利活用を関係機関の協力をお願いし、子どもたちの学校生活がよりよいものになるようお願いしたいと思います。

これで、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、中村慎吾君の質問は終わりました。

次に、13番 松本憲二君。

[13番 松本憲二君 登壇]

○13番（松本憲二君） 皆さんこんにちは、13番、自友クラブの松本憲二です。

今日も傍聴席には多くの民生委員さん、そして傍聴の方がいらっしゃっております。市政運営全般にいろいろ興味を示していただきたいと思いますと思っております。先ほど中村議員から梅雨入りしたという発言がありました。昨年8月に非常に長雨が降って、一昨年は九州の熊本県南部の方で豪雨災害が出ておりました。昨日のニュースで人吉の球磨村、水害事故で住宅に火災保険は入っているけど、熊本地震があったときに地震保険に入っていなかったということで保険が出なかった家もたくさんあったということもありますし、火災保険に入っているから水害が出ないということで、水害保険に加入の助成を始めたということの報道があつておりました。非常に、最近の水害が多発しております。そんな中でも、住宅再建に向けては、保険にもしっかり入っておかないといけない、そんな中で行政のほうからの市民皆様方には、火災保険だけでは水害の保障はできませんよと周知もしていただきたいと思いますなど、ちょっと昨日のニュースを見てそんなふうに思いました。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は、玉名市の漁港についてと、そして天水地区の過疎についてとこの2点について一般質問をさせていただきます。

私が議員になりまして、今、約9年目を迎えるわけですがけれども、玉名市に5つの漁港があります。その漁港をしゅんせつということで、泥を除去するわけですがけれども、きのう多田隈議員が質問されたわけですがけれども、このしゅんせつを1年に1回、ずっとどこかの漁港を毎年やっているわけですが約1億5,000万円から2億円近くかけてやってるわけですがけれども、しゅんせつを行なうようになった時期は、大体いつぐらいから、玉名市では始まったのか。私が議員になってからはずっと毎年あつてと思うんですけど、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長（蟹江勇二君） 松本議員御質問の玉名市の漁港についてお答えいたします。

国費を用いた漁港のしゅんせつ工事の開始につきまして、合併以後で申し上げますと、平成19年度に水産物供給基盤整備事業を活用した大浜漁港からの実施となります。その後は、平成26年度に水産物供給基盤機能保全事業の対象拡充に伴い、水域施設のしゅんせつが台帳に追加されたことから、漁港の保全計画を策定した上で、平成27年度から年次計画に基づき毎年実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、部長のほうから答弁をいただきました。

平成27年から毎年しゅんせつを行なっているということで、水産多面的機能ということで、もちろん国の制度がしっかり変わって、そういうしゅんせつを毎年、国が50%、市が50%の負担と、私は認識しているんですけども、財源となるものというのがもちろん必要だと思うんですけども、財源はどのようなになっているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 松本議員の御質問にお答えします。

しゅんせつ工事の財源内訳につきましては、国の補助事業を活用しており、国費が2分の1で、残りは公共事業等債の活用を予定しております。これは地方財政措置として充当率90%で、元利償還金の20%が交付税に参入されます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、国が50%、そして建設の事業債が90%、20%が地方交付税に加算されて返ってくるということだったんですけども、これ毎年毎年5つの漁港があるわけです。横島、大浜、そして滑石、岱明が大正開と新川ということで認識をしております。その漁港のしゅんせつのサイクル的にはどうなっているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 松本議員の質問にお答えします。

玉名市管内漁港のしゅんせつの周期につきましては、大正開漁港と大浜漁港には、新港に併設する旧港もあるため、それを加えた計7漁港が対象になります。なお、周期につきましては、滑石漁港のみが、他の漁港より土砂堆積スピードが著しく速いため3年おきに、残りの6漁港については6年おきに実施しております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 大浜と大正開には、新港と旧港がある。それと滑石の場合は漁港の入り口が東側に向いていて菊池川のほうに面しているということもあって、もちろん潮の干満で、菊池川の潮の干満により渦を巻いて入ってくるのかなというのは想像ができます。そんな中で、玉名市に5つの漁港があるわけですけども、漁港の所有者はどこになるんですか。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 議員の質問にお答えします。

漁港の所有者につきましては、玉名市が所有者であり、漁港漁場整備法第25条の規定による管理者でもあります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

所有者は玉名市と、そして管理も玉名市が行なうということなんですけれども、もちろん浮き桟橋であったりとか、いろんな面で玉名市で設置をされて、しかしながら各漁業界がメインに管理をされていると思うんですけれども、その管理という部分では、その各漁協にお願いしている部分というのがあるんですかね。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 松本議員の質問にお答えします。

漁港の各日常的な維持管理は誰が行なうのかにつきましては、開港当時から地元の漁協により、日常的な維持管理が行なわれております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 各漁港の管理は各漁協によって維持管理をされているということなんですけれども、近年有明海、ノリの生産が非常に活発で、そしてまた売上も非常に伸びているということなんですけれども、大半今、魚とか、アサリ貝も非常に問題になっております。アサリ貝も非常にとれなくなっております。そんな中で、漁業といいますがノリの生産者がほとんどを占められていると思うんですけれども、玉名市のノリの生産者数と生産額についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 松本議員の質問にお答えします。

各漁協のノリ養殖業を営む経営体数と生産額の現状につきましては、漁協ごとに令和3年度の漁期における経営体数と生産額を平成30年度の状況と比較して申し上げます。まず、岱明漁協につきましては、令和3年度が17経営体で、生産額は6億5,526万5,000円であり、経営体数に変わりはありませんが、生産額は1億920万円の増収となっております。次に、滑石漁協につきましては、令和3年度が7経営体で、生産額は2億5,526万9,000円であり、経営体数は2経営体が減少しておりますが、生産額は607万4,000円の増収となっております。次に、大浜漁協につきましては、令和3年度が21経営体で、生産額は10億965万2,000円であり、経営体数は変わりありませんが、生産額は2億7,134万円の増収となっております。次に、横島漁協につきましては、令和3年度が2経営体で、生産額は1億4,760万6,000円であり、経営体数は変わりありませんが、生産額は1,283万7,000円の減収となっております。これら4漁協について全体で申しますと、令和3年度が47経営体で、生産額は20億6,779万2,000円となり、経営体数は2経営体の減少ではあ

りますが、生産額としては3億7,377万7,000円の増収となっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、岱明、滑石、大浜、横島伺ったわけですがけれども、非常にノリの生産が好調だなど、今、感じております。ほとんど横島の漁港を私は主に見るわけですがけれども、ノリの生産者は2名、しかしながら船は40艘、50艘止まっております。しかしながら、頻繁に出入りをされるのはもちろんノリの生産者が一番多いと思うんです。ノリの生産に関しては、ノリを摘み取りにいく、消毒にいく、いろいろ網を上げたりだとか、いろんな作業があるので、有明海は独特で非常に遠浅なんですけれども、しゅんせつによって港内は掘るじゃないですか、しかしながら航路というのは非常に遠浅で、ちょっと出入りもしにくいのかなと感じているんですけど、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 松本議員の御質問にお答えします。

漁船等の漁港への出入りの現状につきまして、漁港内の土砂が著しく滞積している状況では、低潮位の場合船舶が着底しているため出港できない状況となります。また、漁港への入港時に低潮位の場合、船外機のプロペラ損傷や挫傷のおそれがあるため沖合にて潮位が上がるのを待ち、入港させている状況でございます。従いまして、有明海特有の潮の干満に併せた漁港への出入港が行なわれているところであります。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） やっぱり私が予想したとおり、干満の激しさで、漁業者も漁業を営んでいる方々にとっては出入りもしにくいというようなところも感じられるわけですがけれども、先ほど生産者を見てみますと、岱明で17名、滑石で7名、大浜で21名、横島で2名、そして5つの漁港があるわけです。存在するわけです。きのう多田隈議員の質問の中に、泥を捨てる場所、しゅんせつした泥を捨てる場所ということで、新しく令和4年から令和25年にかけて建設をしていかなければならないということで、玉名市の支払いが約20年間で36億円、1年間に換算しますと約1億8,000万円払っていくわけですね、泥を捨てる場所を建設するにあたって、3か所だったですがけれども、そしてそのほかにしゅんせつ費ということで、約1漁港に対して約1億5,000万円から約2億円ぐらいかかっているんですかね、毎年。そういった中で、もちろん漁港は市の持ち物でもありますけれども、漁業者の方々に有効活用していただいて、そしてまた漁協の皆さん、そして漁業を営んでいる方々、そしてまた、船を持っていらっしゃる遊漁船とか、やっぱり海が好きで自分は農業をやっているんですけども、ときどき魚釣りにいくとか、網を仕掛けにいくだとか、海が好きな人たちはいっぱいいらっしゃる

るわけです。そんな方々にも御理解をいただきながら、港の集約化というのを進めていけないといけないと思うんですけれども、費用がずっと永遠にかかっていくわけです。5つの漁港を毎年掘らんといかん、出入りもしにくい、そしてまた、いつでも出入りがしやすいような港がもしできるのであれば、そういう形態も考えていけないといけないと思うんです。港をつくるにあたって、一番最初に多額な費用がかかると思うんですけれども、1つの漁港をつくれれば、海の仕事ですから、陸とは全然違うぐらいの、桁違いの50億円だったりとかという費用がかかるかもしれません。しかしながら長い目で見ていったら、後継者育成という部分から、しっかりした体制づくりをとっていかないといけないと思うんですけれども、その考えについてあるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 松本議員の御質問にお答えします。

5つの漁港の集約化を進める考えはないのかにつきましては、本市の財政負担の軽減を図るためには、漁港の集約化は必要と認識しておりますが、漁業者数の減少や漁協の経営状態等を踏まえると、まずは漁協の組織再編が肝要と考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） それは当然のことだと思います。それは自主的に統合をされるというのが一番望ましいことではあるんですけれども、財政負担、令和4年から5年間ぐらいは財源というか、予算的に厳しいというような玉名市の状況じゃないですか、そんな中で、きのうの多田隈議員の質問でもあったように、20年間で36億円毎年1億8,000万円ずつ払っていかなんわけですよ、泥を捨てる場所をつくるために、結局、玉名市が一番負担が大きかったですよね、それは何か、5つの漁港があるけんです。ましてや、その2つの漁港には、新港と旧港があって、そこも掘らんといかん、だけん財政は、泥を出す量が多ければ多いほど負担率は増えますよ。その辺はしっかり漁業界の皆様方、そして漁協の皆様方にも御理解を得ながら行政も話合いの場を持つべきではないかと、私は考えます。

昨日の36億円というのも、これは水産連絡会議で、私も初めて傍聴させていただいて「ああ、そんなにかかるのか」と、なかなか泥を捨てるというのは、どこでもできないということで、エジェクターポンプの話も出たんですけれども、そういうのも担当課に聞きにいったら、小さいのと大きいのがあるということで、大きい版はものすごい水圧で泥を結構なところに持っていけると、二種類の装置があると、真空のやつとp i a b（ピアブ）のやつとあるということでもあったので、いろんなことに着手をしていただいて、そして研究もしていただきながら、財政が厳しい中ですので、いろんな方向性

を皆さんと協議をしていただいて前に進めていただく、そしてよりよい環境を整えて、後継者育成にもしっかり励んでいただきたい、そしてまた、後継者がしっかり残れるような体制をしっかり構築していただきたいというふうにお願いをしておきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

13番 松本憲二君。

[13番 松本憲二君 登壇]

○13番（松本憲二君） 休憩を挟みまして、一般質問をさせていただきます。

2番目に天水地区の過疎について、ということでお伺いしたいと思います。これは1日目に地元の立川議員も質問されております。そこで、ちょっとかぶるところもあると思いますけれどもよろしくお伺いしたいと思います。

まず、過疎債、玉名市は今まで過疎指定を受けたことがない、近隣には和水町であったりとか、玉東町あたりは数年前から過疎ということで、そういう事業にも多分取り組まれておられると思うんですけども、今回玉名市初めて、若干条項が緩和されたということもありまして、天水地区が過疎指定を受けたということなんですけれども、過疎債というものの中身をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 松本議員御質問の過疎債の内容についてお答えいたします。

過疎対策事業債、いわゆる過疎債は、地方財政法の根拠となる通常の地方債とは異なり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて発行される地方債です。ハード事業とソフト事業の両方に充当率100%、その元利償還に要する経費の70%が基準財政需要額に算入され、地方交付税措置されることになっています。上限額はハード事業とソフト事業を合わせ、令和4年度の国の地方債計画では、5,200億円で、そのうちソフト事業は省令に基づき算定した額の範囲内とされており、本市の場合は3,500万円です。要件としましては、ハード事業は、市が整備する施設の長寿命化や機能強化に資する事業に要する経費で、道路や観光施設などの産業振興施設、高齢者施設、水道施設などの厚生施設、学校などの教育施設などが対象とされています。ソフト事業

は、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化、そのほかの住民が将来にわたり安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るために必要な事業とされており、行政運営に通常必要とされる内務管理経費や地域の持続的発展に資することがなく、効果が一過性である事業は過疎債の対象とはなりません。具体的な事例としましては、バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助やICTを活用した遠隔医療、集落支援員の設置などが上げられます。ハード事業、ソフト事業、いずれも過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行なう事業の財源として特別に発行が認められた起債でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 部長から答弁をいただきました。

総額5,200億円ということで、このソフト事業分を大体引いても4,000億円ぐらいはあるのかなと、しかし、これは多分日本全国での争奪戦だと思うんです。過疎地域に指定されているところの。だからしっかりと計画を立てて、どういうのに当てはまるのかというのをしっかり計画を練って、そしてまた、事業計画書をしっかり作成していかなければいけないのかなと。多分3月議会の全員協議会の中で、過疎地域に指定されたということが私たち議員の中にお示しいただいて、9月議会に計画書を出されると説明があったと、私は理解しておりますけれども、今、計画書を策定中だと思うんですけれども、現在の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の過疎計画策定の進捗状況についてお答えいたします。

計画策定の進捗状況につきましては、関係各課とのヒアリングを実施し、併せて天水地区の住民の方々に対しアンケート調査を行ないました。さらに、今月13日から28日まで天水地区をはじめ、全市民に対して玉名市過疎地域持続的発展計画案のパブリックコメントを募集しております。また、天水地区出身職員及び天水地区在住職員で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、幅広く意見を取りまとめているところです。今後は、取りまとめた計画を基に、7月から1か月間程度で県との事前協議、そして、9月議会への提案を経て、10月に策定、公表を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 関係各課とのヒアリングも一応済ませて、住民への説明、そしてまた、13日から28日までパブリックコメントをいただいていると、しかしながら、立川議員のときに、市民のアンケートの回答が若干少なかったと思うんです。何百人か

を対象にやったんだけど、半分ぐらいしか返ってこなかったという答弁だったと思うんですけど、もう1回、天水地区の持続的発展ですよ、過疎を脱却せんといかんとです。残っていただく、そして高齢化の方々には若干辛抱をしていただくという面も出てくると思うんです。もちろん、もともと路線バスの代わりに代替えタクシーとか、そういうのはじゃんじゃんしていかにといかと思うんですけども、今から若い人たちがしっかり残っていただけるような政策というのをしっかり打ち出していかにいけないと思うんです。その中で、もう1回ぐらい天水の方々へ意見を聴取するというか、そういう場を時間的には、後約3か月ぐらいしかないんですけども、そういう場を持っていただかんといかんのかなと思うんですけど、その辺の考えはいかがですか。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 松本議員御質問の関係各課のヒアリング及び天水地区の住民への説明と意見聴取についてということでお答えいたします。

関係各課のヒアリングにつきましては、5月20日までの約2週間にわたり、22の関係課とヒアリングを実施したところです。今計画の策定にあたり、地域の現状と課題、その対策を整理し、過疎地域の持続的発展に資する既存の事業の拡充に加えて、新たな事業を計画に盛り込むこととしております。また、地域の特性や実情に応じた計画とするため、天水地域の方々の多様な意見が必要なことから、4月8日に天水町区長会において、過疎地域の概要と計画策定のスケジュールについて説明したところです。意見聴取につきましては、住み心地や天水地域に必要な取組について、地域の代表者である区長会や民生委員の方々に加えて、消防団、商工会、認定農業者総代、併せて子育て世代、子育て世代である保育園、小中学校の保護者、計634人を対象にアンケート調査を実施いたしました。また、天水中学校3年生45人を対象に、進学や就職、生活して困っていることなど、同様にアンケート調査を実施いたしました。いただいた貴重な意見を参考に、計画に反映させることで過疎地域の解消につながるような効果的な事業計画に基づき進め、将来にわたり安全に暮らすことのできる地域社会の実現を目指してまいります。

今後の説明会の予定といたしましては、6月23日天水多目的室の午後7時から説明会を実施する予定にしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 22課からヒアリングをした、そして天水の区長さんからお伺いしました。一番最初区長さんへの説明は10分足らずで終わったと、過疎というのが区長さんたちも私に聞かれたのが「何ばさるっとな」と「結局、過疎になったら何ばさるっとかい」と、その内容をしっかり区長さん方にはお伝えをしないといかと思う

とです。どういうことができるんですよとか「過疎に指定されました」で終わったら「ああ、そうや」と、なると思うんですけど、過疎と言ったら、ちょうど部長が答弁されたように、ソフト事業ではこういうことができます。ハード事業ではこういうことができます。なかなか区長さん方も全体的には把握をされていない、しっかりですね。というのが一番最初の4月何日かに説明された。後は、そういうのをちょっと伺ったので、今は、何回か多分アンケートであったり実施をされているので、天水の方々にはしっかりもう分かれているのかなと思うんですけども、今、部長が答弁をされたように、持続的に、継続的に発展をしていくような体制をとっていかんといかんということで、天水地区でも基幹産業といったら農業だと思うんです。ここからはちょっと農業のほうのお話をさせていただきますけれども、天水地区でミカンがオレンジの自由化とともに、ミカンが若干下火になって、なかなか若い後継者はミカンだけの生活をいやがって、施設園芸が天水でも非常に盛んになっているというようなこともありまして、天水の施設園芸の盛んな地域といえば、尾田、竹崎、野部田地区、それと受免地区、それと小白というんですかね、白浜とひつついたところの小白地区というのがあるんですけども、そんな中でも受免地区と尾田、竹崎、野部田地区は去年の8月の長雨の時にも浸かりました。受免は若干ぎりぎりだったのかなと思うんです。ハウス、施設の冠水がですね。冠水しているところもありました。ずっと私見て回った中で。そんな中で、受免地区を約2キロメートル、国道501号線と県道1号線のちょうど角のところ、今、ローソンができて、ヒライの弁当、あの辺からずっと部田見の水も古川を流れてずっと流れていくわけです。あそこは呑崎川というんですか、副市長、ちょうど有明海というか、唐人川の先の方に古川流れているじゃないですか、あの古川がちょうど土堀りのままで、受免の排水機場は今から6年ぐらい前にきっちり整備を、ストックマネジメント事業で新しい機場に変わっている。そしてまた、天水の今の支所ができていてる地区を櫃方地区と言うらしいんですけども、国道501号線より山つきのほうです。あそこは大体私たちはいい場所だなと思うんですけども、施設園芸はほとんど向かないと、それは雨が降ったときに山側から一遍に水が流れてきて、非常に冠水をしてしまうということでありまして。しかしながら呑崎の排水機場も2年前にストックマネジメント事業で新しい機場に変わっています。そんな中で古川とか、呑崎排水路というんですかね、国道501号線にずっと沿って呑崎の排水機場まで行っている、そういうところの整備についてこの過疎債を利用して整備をする計画があるのかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 松本議員の受免地区の古川整備等についてお答えいたします。

受免地区の排水対策につきましては、昭和54年度に排水機場を設置しましたが、老朽化に伴い平成29年度に水中ポンプ化を含め更新整備を行ないました。一方、導水路でもある古川は、幅が約15メートル、延長も約2キロメートルあり、特に右岸側はのり面の慢性的な浸食被害が多く発生し、農作業や営農などにも支障を来すおそれも出てきております。今年3月議会でも答弁しておりますが、このような冠水などに被害対策などのために事業規模も大きいことも踏まえ、県営での事業を検討しているところです。しかし、天水地区が過疎指定を受けたことにより、過疎地域持続発展計画にも上げられることから、今後の冠水状況などを確認しながら地元関係者や関係機関と協議を重ねて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、県と協議をしながらと答弁と、過疎債を使っても地元の方々との協議を進めながらということなんですけれども、結局、去年も8月の長雨で冠水寸前、おととしの豪雨災害の時にも冠水寸前、そういう親の姿を見とったら子どもは「農業するや」と言ってもせんて思うとですよ、私が息子だったら多分せんですもん。わざわざポンプを道路から排水路まで約80メートル、90メートルポンプを抱えて行って、エンジンを回して、そういうことを毎年毎年せなん。じゃあ、そこに後継者残って。やっぱりそういうのは早急に会議をして、県との協議を図って、9月なら9月に計画書の中に盛り込まれるような体制をとっていただかんと、過疎債というのは、もちろん過疎を脱却するように使っていくのが過疎債ですから、そういう計画というのはどうしたら残ってくれるんだろう、どうしたら後継者として残ってくれるんだろう、どうしたらそこに若い人たちがとどまってくれるんだろうというのを真剣に考えて取り組まないといかんと思うとですよ。今、部長が答弁されたように、呑崎排水機場、受免排水機場も1回更新をしとるわけですよ、6年前と2年前に。排水対策に対しては、何か今のところでは考えがあるのか、ないのか。

排水対策はちょっとしっかり考えていただきたい。もう更新をしているんですから、県にどれだけお願いしても、また更新というのは多分できないと思うんです。それは市自前でどうにか排水対策をしっかり考えんと、コンクリート張りにしてしまうなら水の流れは速くなってくつとですよ、排水をどうにか海のほうに出してやる計画をしっかり練る、そしてまた、樫方地区です。公民館の回り、中学校の回り。中学校あたりは道路と同じ高さがあるから、あそこはなかなか冠水しないんですけれども、その手前の国道501号線までの農地あたりは石橋川、それと本村川付近は、ものすごく冠水をします。その辺もやっぱり排水対策を玉名市でやるということで、その過疎債使えるんですから、しっかりその辺のことは考えて、そしてまた後継者、地元の方に安心して農業に

いそしんでもらう。また後継者を増やしてもらおうというのをしっかり考えていっていただきたいと思います。

1個この立川議員も質問されていましたが、学校のことについてちょっとお伺いしたいと思います。玉水小学校と小天小学校、小天東小学校は、今、小天小学校に行っているわけですが、1中1小、小中一貫ということでの推進をされているわけですが、今までの学校建設というのは約30%の補助で学校建設というのを進められてきたと思うんですけれども、過疎債というので55%の補助だと言うんです。55%の補助が学校建設に受けられる、そしてまた極端に言えば、10億円かかるのが5億5,000万円は補助がいただける、後残りの4億5,000万円に関しては過疎債にするならば約1億2,500万円ぐらいで10億円の建物が建てられるというふうに計算されると思うんですけど、このなかなかどこに建てようか、どういった感じで話を進めていこうかというような非常に悩ましい問題があると思うんですけれども、思い切って過疎債を利用して、玉水小学校は築40年以上、そして小天小学校は築35年以上ぐらいたってると言うんです。その中で、天水中学校の付近に新たに土盛りをして、小学校の建設にあたってはいかがかなと思うんです。どうせ結局40年、50年、もし、もしですよ、どうかわかりませんが、玉水小学校を小天小学校に統合したとしても、今築35年ぐらいたってわけです。後15年後に建て替えかなんかで考えていかなんわけですよ、そうしたら今回、過疎に指定されたのを逆手にとって、新しい学校をつくっていくという考えがあらわれるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 議員御質問の天水地区の学校統合に伴う過疎債の活用についてお答えいたします。

先ほど企画経営部長からの答弁にもありましたように、校舎など学校施設の建設改築を行なう場合、あるいは用地購入についてもハード事業でございますので、対象になりますから、この過疎債の活用はもとより、今おっしゃった国の補助金等を活用するなど、この市の財政に有利な方法を検討していくことにはなります。また、議員御提案でございますが、玉水小学校と小天小学校の統合する際の学校の位置については、今後実施していきます未就学児及び小学生の保護者へのアンケートや住民の様々な立場の方々にこれまで御出席いただいた学校づくり委員会でのこれまでの協議内容等を参考にしながら今後決定していくことになります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 学校を建てるにあたっては、絶対過疎債を私は利用すべきだと

思いますし、場所については、これは私は横島なので、横島小学校のことを取り上げますけど、横島小学校の回りに、玉名市の横島体育館があります、図書館があります。そして支所がある、農協があります。ゆとり一むがあります。いっぱい毎週土曜日曜に試合がありよるわけですね、サッカーの試合、少年野球の試合、ミニバスケットの試合、そういう大会とか何とかを誘致すると思えば、小学校とか、もともとは天水の町のグラウンド、ナイターが立っているところ、あそこはテニスコートもありますし、相撲場もありますし、グラウンドももともと大きいです。ましてや今年度の予算で天水町の体育館は中規模改修が入っていたんですけれども、僕は委員会で、過疎債を使ってと大規模改修ばせれと言ったんですけど、あんないい体育館というのはもう建てられないんですよ、はっきり言った話、観客席がざっとあるような体育館というのは、今後建設するにも莫大なお金がかかるし、なかなかそれを維持管理していくというのが今後どうなのかというのがありますし、今建っているものをしっかり過疎債を使って、そこに集約するような形で、いろんな小学校の部活動であったり、部活動ではなくなっていますけれどもスポーツ大会がいっぱいそこで開催されるような場所というのができてくるんじゃないかなと思いますので、その辺はしっかり検討をなさって、取り組んでいただきたいと思います。

天水地区の過疎について、初めてのことで市役所の職員さんの方々もいろんなところで、いろんなところからの情報をしっかり得て、進められていると思いますけれども、今後の過疎脱却に向けてもなんですけれども、過疎に指定されたということも含めて、市長の今後の天水地区の過疎に対しての思い入れというか、そこについてちょっとお願いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 松本議員御質問の天水地区が過疎地域に指定されたことについて私のほうからお答えさせていただきます。

令和3年4月に施行された新しい過疎法においては、地方創生が国を挙げて進められている一方で、地方の衰退に歯止めがかからない現状を踏まえて、過疎地域の要件について新たに平成の合併による市町村においては、旧市町村単位で一部過疎指定の要件が設けられました。また、人口減少要件も緩和されており、先の国勢調査の結果、天水地区が一部過疎に指定された次第であります。この過疎地域を脱却するためには、過疎地域に指定される要件の一つである人口要件に関して地域に新たに人を呼び込む、あるいは人口流出を抑制するなどによりまして、人口減少に歯止めを掛けることが大変重要、必要となります。現在、天水地区にお住まいの方が将来にわたって安心して暮らすことができる地域社会を実現するために、過疎指定によって得られる国の支援措置を十分に活用しながら、教育、子育て環境の充実、また、交通手段の確保等々にしっかり取り組

んでまいりたいと考えています。併せて、豊かな地域資源に恵まれた非常に特色ある天水地域の魅力を広く発信していくことで、移住定住促進に努めることはもとよりでありますけれども、産業の振興、地域の情報化、それから雇用機会の拡充、こういったものも図っていくことで、天水地域の経済の活性化、活力を増幅させる、そういったことを推進し、持続的発展を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 市長のほうからも今、答弁をいただきました。

天水は、私の家内も天水からもらっています。親戚もいっぱい天水のほうにいます。横島の例を挙げますと、今ほとんど農業後継者で残って、同居している家族ってほとんどいないんです。横島の場合は結構平地というか、平野部で、もともとお父さんお母さんが住んでいる、おじいちゃんたちと住んでいる家の敷地の中に新しい若い夫婦は、また新しい家を建てて、ちょっと二世帯みたいな感じで残っている後継者が、今、横島ではほとんどがそういう形態を取っているのかなと見受けられます。しかしながら、天水地区、私の親戚も上有所、下有所、石橋、結構いるんですけども、家がぎゅうぎゅうで、そもそも新たに家を建てる土地もないんです。何で私が小学校の統廃合を言っているかという、玉水小学校の敷地が約1万9,000平方メートルあるんです。それと小天小学校の敷地1万2,000平方メートルあるんです。ある不動産屋にお伺いしたら「何件ぐらい建ちます」って言ったら、いろいろな調整池であったり道路、区画整理をしても約60件以上ぐらいは建つのではなかろうかと、両方とも解体をして、そこを宅地化すれば60軒ぐらいの家が建つのではなかろうかというふうな話をお伺いしました。天水から玉名に出ていく若い、家を建てていく方も多分いると思うんです。それとか玉東とか、オレンジタウン、シルクタウン、まさにこの過疎債を利用して、天水の小天小学校、玉水小学校跡をニュータウン化するというのも一つの案ではないのかなと、もともと天水で本当は家を建てたいんだけどなかなか土地がない。農振も天水地区は、いっぱいかかっています。その小学校の跡地というのはこの農振、一番最初からかかっていないので、解体も市の過疎債でして、後宅地造成は民間の不動産屋さんをお願いをしてやっていくというような方向性をやっていけば、そこに残ってくれる、そしてまたその土地で家を建てる人には、ソフト面で補助金を出しますよとか、地元の建設業者に建築をお願いされたら、また上乘せで幾ら補助金を出しますよといったら、この玉名の経済回っていくんじゃないかなと思うんです。そしてまたそこに定住移住をしてくれるということも可能なのかなと。今度TSMCができます。天水からだったら農免道路、そしてまた北回りバイパス、新しくできています。菊陽まで早いんです、40分ぐらいで行きます。熊本市内までだったら25分ぐらいで行くんです通勤。だからそ

ういう広域農道であったり農免道路をしっかり活用できるような道路網の整備をしながら、そういう小学校の跡地であったりというのを活用しながら、抜本的な対策というのも非常に必要ではないかなと思います。そして観光施設の利用にも使えるということなんですけれども、ここでこれは通告をしていませんでしたけれども、市長にお伺いしたいんですけれども、6月3日に草枕温泉のもともと民営化の説明会があった中で、市長が来られて民営化はいつきしませんということで話をされました。その話の中で、星野リゾートさんを挙げられましたよね、もしも星野リゾートさんあたりが来てくれるんだったら、ちょっとその民営化も考えるかなと感じなことがあったんですけど、過疎債を使って、あそこを大々的に開発するというのも一つの案だと思うんです。そこで指定管理で星野リゾートさんに入っていただくとか、そういうやり方でもいいのかなと。星野リゾートさんにプランニングをしていただくとか、そういうのもあると思うんですけれども、ちょうど星野リゾートの話を市長が持ち上げられたので、そこについてトップセールスで星野リゾートさんに行ってみてはいかがでしょうかとちょっと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 松本議員の再質問にお答えします。

ちょっと話が膨らみすぎかなという感じがしております。あのときに星野リゾートを例にしてあげたのは、民間活力の活用というものが大きな地域の力になっていくということが言いたかったということであります。先ほども二つの学校を住宅として捉えて、家を建てるなら60件が建つというお話もありましたけれども、そこにこぞって住んでいただけるかどうかというのは一概に住む場所さえ、土地さえあれば住むことを選択するというようなことでは決してなくて、例えば、商業施設であるとか、病院がそろっていて、生活の利便性といいますか、安心して暮らせるところでないとなかなか選んでもらえないということもあります。それを行政で、例えば、過疎債を使って全て開発をしていこうということは不可能でありますし、行政にできることはその道筋をつくること、そして、そこには民間活力がどんどん、どんどん入ってきてもらって初めてそこが栄えていくという流れになると思います。そういった意味で、星野リゾートにでも営業するのはどれだけでもこれまでもいろんなところに例えば、新玉名駅周辺整備の件もそうですし、お願いをしていく、営業するのは自由でありますので、星野リゾートに限らず、あそこを例えば、草枕温泉を一大リゾートという捉え方をするならば、ほかにもいろんな業種であったり、いろんな商業施設であったり、そういうものがあると思いますので、そういった営業努力はしっかりしていきたいと思います。その中で、今回の天水が一部過疎指定されたことに関しては、先ほどの答弁で申し上げたとおり、行政のほうではしっかりとした計画書をつくって、着実な過疎債の活用も含めて、過疎からの脱却を目指

してしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） しっかり市長も言われたとおり、いろんなどころにお声かけをして、いろんなどころからノウハウをいただきながら、しかしながら、過疎脱却に向かってしっかり、今までの過疎地域があるじゃないですか、今までもいっぱい使われてきていると思うんです。そういうところからのいろんな情報、どういうのがハード事業で通りやすいのか、そういう情報をしっかり集めていただきながら、そしてまた、天水ではもともとの職員さんたちと今の職員さん方でのプロジェクトチームの結成されている。やっぱり天水愛が深い職員さんがいっぱいいらっしゃると思います。そしてまた、これは全庁的に取り組んでいかなん問題だと思うんです。ここに相談があるわけなんですけれども、小中学校の。人口減少というのが、中学校の統廃合も本当に考えていかなんというような状況にもなってきますので、まずは、天水の過疎脱却に向かって、しっかり皆さんでスクラムを組んで、力を精いっぱい発揮されて、計画書作成にしっかり取り組んでいただきたいというお願いをいたしまして、私の一般質問は、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

次に、16番 江田計司君。

[16番 江田計司君 登壇]

○16番（江田計司君） 皆さんこんにちは。16番、新生クラブの江田です。

いつもながら最後まで傍聴いただきましてありがとうございます。また、インターネットを御覧いただきましてありがとうございます。最終日の最後でございます。一番眠たいときでありましょうけど、今しばらく御辛抱ください。

ロシアがウクライナに軍事侵攻してから、今日で112日になるわけです。当初は、2、3日で制圧するのではないかと、そういう計画のようでありましたけれども、ウクライナ軍の予想以上に反撃がありまして、長期戦となっております。侵攻前の円の相場は約115円ぐらいです。原油価格は1バーレル当たり90ドル前後でございました。しかし、今、きのう現時点で、今日も朝から言いましたけど、円は135円になっておりまして。原油価格は恐らく1バーレル当たり120ドルぐらいと言われております。日本にとりましては、円安そして原油高、ダブルパンチであります。この輸入に頼っているんで、大変厳しい状況が続いております。とにかく何でもかんでも値上げです。これだけ円が安くなって、そして原油が高くなる。それに反映するのではないかと思います。そしてまた、このウクライナの侵攻によって穀物関係、とにかく大変な状況になっ

ております。アフリカなんかは、もう餓死するのではないかと、そういう状況で、今、世界的に厳しい状況になっております。1日も早くロシアが侵攻をやめていただくことをお願いをしたいと思います。

玉名におきましては、幸いにしても麦の収穫が終わりました。天候に恵まれたんです。最初は5月の終わりぐらいに梅雨が来るんじゃないかという話だったんですけど、そのころに梅雨がきたら麦の収穫は大変だったんです。あれはちょっと遅れたりすると麦は芽が出てしまうんです。だから製品にならないんです。それだけは救いになったような感じがいたします。

そういうことで、小規模農業への対策についてお伺いしたいと思います。大規模農業と小規模農業の割合についてお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長（蟹江勇二君） 江田議員御質問の小規模農家への対策についてお答えいたします。

大規模農家と小規模農家の割合の内容でございますが、圏域内での農家区分の定義は難しゅうございますので、大規模農家を認定農業者と仮定しお答えさせていただきます。この認定農業者の制度は、農業者の自主的な経営改善を支援するために創設されたものでございまして、令和4年4月1日現在で964経営体ございます。お尋ねにございます小規模農家の全体に占める割合につきましては、2020年農林業センサスにおける玉名市の総農家数が2,902経営体ありますので、認定農業者ではない小規模農家は、差し引いて1,938戸となり、約67%を占めております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

小規模農家の割合が67%ということで、農業問題については3年前に6月議会で一般質問いたしました。そのときの年齢別の割合が29歳までが4%、39歳までが6%、40歳から49歳までが10%、50歳から59歳までが16%、60歳から69歳までが27%、70歳以上は37%です。こういう数字が出ております。農業従事者は893人が減少しているという報告がっております。年齢層別の割合は、ほぼ同じような状態となっておりますが、ということは、農業従事者は高齢化が進んでいる。これはほかの議員さんからもいろいろ話っておりますけれども、その当時の耕作をされている方、その農業で米作をされている方は20代から40代までが9.3%、50代から60代までが50.2%、70代以上が40.5%と、これは平成30年度の調査ですけども、何と50代から70代までが90%近くとなっております。だからいかに米

作農家の高齢化が進んでいるか。

そこで再質問でございますけれども、話がいろいろあっておりますけれども、耕作放棄地の推移はどうなっているのかお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 江田議員の御質問にお答えします。

耕作放棄地の推移でございますが、耕作放棄地の面積につきましては、判定基準が見直された平成27年度が約232ヘクタールと農業委員会で確認されております。その後において解消対策事業の活用もあり、増減を繰り返し推移しております。なお、昨年令和3年度が約272ヘクタールでございますので、見直し時と比べると耕作放棄地は約40ヘクタール増加したことになります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

耕作放棄地についても平成20年に私が一般質問をいたしました。そのときの答弁で、耕作放棄地は298ヘクタール、平成20年度で。その後、国県の支援策で、耕作放棄地の解消緊急対策事業として、いろいろ補助とか何とかあっておりました。そのときに耕作放棄地を農地に戻す助成がいろいろあったから、その後一時的には減っているんじゃないかと思えます。しかし、今、答弁がありましたけれども、令和3年度は272ヘクタール、40ヘクタールほど増加しているという報告がありました。また、少し増えているような感じがいたします。といいますのは、何でこの件をお尋ねしたかと言うと、高齢化になっているもので、だんだん耕作放棄地をすところが多くなっているわけです。結局、便利のいいところは大規模農家の人全部買えるわけです。いろいろ話があつておりましたけれど、前は借りたときに確か、1反当たり1万円とか、米1俵とか、いろいろあつたけど、今はもう金はいらんけん、つくって食べなせと、そういう状況でも便利の悪いところは耕作放棄地になってしまうんです。いろいろ話も出ておりましたけれども、小規模農家が今後維持していくために、農業機械の劣化とかいろいろあつておりますので、大規模農業に対してはいろいろ補助があります。しかし、小規模農家、トラクター、コンバイン、田植機、これが劣化してしまうと買うのに大変なんです。しかし、それに対する支援なんかは無いでしょうね、その辺をお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 江田議員の御質問にお答えします。

小規模農家への市独自の支援についてでございますが、玉名市農業機械等整備事業では、認定農業者でなくても利用できる防油堤の設置やドローン、技術認定、大型特殊免許、けん引免許等の免許取得に関する支援も行なっております。また、対象者が認定農

業者という要件ではありますが、普通作関係の機械で、面積要件を小作地のみで5ヘクタール以上、団体では10ヘクタールとしていたものを、令和2年度から自作地を含めた面積要件に緩和変更しており、令和3年度から面積要件を満たさない認定農業者が利用できる少額補助のその他トラクターを追加して実施している状況でございます。

このほかに、認定農業者以外にも活用できる事業として、新型コロナウイルス感染症拡大及び原油価格高騰に関しましては、借入資金に対する利子補給や保証料助成、国セーフティーネット事業の燃油価格への追加補填などを行っております。また、国際社会の不安定化による肥料等農業資材高騰への対策として、新たな支援を現在検討しているところでもございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） どうもありがとうございました。

市としてもいろいろ小規模農家に対しては支援を考えておられると思いますけれども、どうかこれから先も小規模農家が存続できるような、そういうことを一生懸命考えていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、小規模農家が67%、これを何とか残していくようなそういうことも考えていただきたいと思います。

6月3日の熊本日日新聞に、主食米作物が麦、大豆に転作、主食米作付けが減少しているということが載っております。これは恐らく大規模農家が行っているのではないかと考えております。米作についても、今は米粉米ですね、この米粉米の作付けが増えているわけです。話を聞けば、主食米よりも米粉米とか、ほかの雑穀米、そのほうが採算がいいということで、そういうような状況らしいです。この米粉米もなかなか努力、工夫されて、例えば、パンに使ったりとか、麺に使ったりとか、そういうこともされております。今回のこれに関してはいろいろあっておりますけれども、とにかく基幹産業であります農業を生かして、輸入に頼らず、今回ウクライナの問題で大変なことになっておりますけれども、これから先どんなことがあるかわかりません。こういうピンチをチャンスに切りかえる。基幹産業をもっともっと大事にしていっていただきたいと思っております。その後の2番目の水産業の支援についてお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 江田議員御質問の水産業の支援についてお答えいたします。

市がこれまでに実施した水産業の支援内容といたしましては、泥質改善のための覆砂や干潟の耕うん、また、アサリ稚貝の放流等に加え、ラッセル袋などを活用した稚貝着底の促進、さらには、被覆網を活用した食害防止対策等の資源保護や漁場再生の取組を

学識経験者の助言を得ながら、国や県との共同で漁協の活動を支援してまいりました。過去3年間の市内4漁協の活動に関する支援として、国、県を除き約994万円を市から補助金として支出しております。また、成果といたしましては、市内の全漁場において、稚貝の発生は確認されておりますが、漁獲サイズに成長するまでには至らず、漁協としての平成30年度以降の漁獲量はないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 水産業においては、アサリの産地偽装、そしてこの前の有明海苔の独占禁止法違反の疑いということで、今、大変なことになっております。そこでノリに関してちょっと平成17年と令和3年、各4漁協の比較をしたいと思います。まず、岱明漁協ですけれども、生産量に関しては9,577万3,000枚、生産額にしては7億9,968万2,000円です。戸数はこのときは41戸。令和3年、生産量にしましては5,116万4,000枚、生産額にしましては、6億5,526万5,000円です。そしてこのときは、戸数としては41戸から17戸になっているわけです。滑石漁協におかれましては、生産額6,502万2,000枚、生産額にして5億5,590万円、これは平成17年です。このときは滑石漁協26戸なんです。そして令和3年、生産量は2,186万7,000枚、生産額は2億6,526万9,000円、これは滑石においては、26戸が7戸に減っているわけです。大浜漁協、生産量は8,683万4,000枚、生産額6億8,634万1,000円、これは平成17年度27戸、令和3年、生産料8,172万4,000枚、生産額10億965万2,000円です。それで結局戸数は、28戸から21戸に減っているわけです。横島漁協、生産量1,058万2,000枚、生産額9,348万6,000円です。これ横島は2戸なんです。令和3年、1,256万5,000枚、生産額1億4,760万円、これは横島はずっと2戸です。令和3年、横島は1,256万5,000枚、生産額にいたしまして、1億4,760万円、横島はずっとあれですね。総計算でいきますと、100戸ありましたノリの生産者が49戸、半分に減っているわけです。結局、生産量は戸数は減りましたが、恐らく総額でいきますと平成17年2億5,800万枚、生産額にすると21億3,500万円、今度令和3年、1億6,677万枚、額にしますと20億700万円です。結局、半分に減ったけれども売上は上がる。どういうことかといいますと、ノリについては高齢者のために生産者は半減しております。しかし後継者が育ち、機械化のために生産性は上がっているわけであります。だからここ数年間は安定しているのではないかと思います。問題は、アサリなんです。アサリについては、平成17年岱明漁協、生産量775トン、生産額にしますと2億4,900万円、このときの生産者数は492戸、滑石は、生産量346トン、生産額にしますと1億2,214万2,000円、生産者数は80戸、そ

れと、大浜につきましては、生産量405トン、生産額1億3,260万円、ここ大浜は179戸、横島は、生産量は286トン、生産額9,398万6,000円、129戸、これが平成17年度です。だからアサリについては、きのう多田隈議員からもいろいろ質問があっておりました。平成17年度ぐらいまでは何とかよかったんです。ところが平成21年から激減しているわけです。その間、いろいろ漁場再生とか、いろんなことで頑張っただけ25、6年頃に兆しがちょっと見えたんです。しかし、恐らく10年近くは4漁協ともゼロの生産量なんです。きのう多田隈議員からありましたように、私、大浜漁協に視察に行きました。大変な御苦労されております。いろいろ試行錯誤したり、精一杯のことをされておりますけれども、なかなかうまくいかんのです。あれだけ手間暇かけられて、結局、問題は単価です。ある人が言われました。「言わんなら中国産も国産もあんまわからんとばいた」ただ、イメージ的に中国産というのは悪かですね。だから果たして輸入したアサリに対して対抗できるのかどうかです。問題が山積みしているんじゃないかと思います。令和元年の12月議会の一般質問で、長崎県の島原市役所の専門職の職員さんの採用の話をしていただきました。そのとき、市の施策として、取り組む中において必要があれば検討するというのを藏原市長は確か申されたと思いますけれども、その後どうなっているかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 江田議員の再質問にお答えいたします。

新たな水産業への生産転換の模索と、そのための水産専門職の職員採用につきまして、近年アサリ等の採貝漁業におきましては、先ほど部長がお答えしましたように、漁獲は皆無の状況が続いており、非常に厳しい局面に立たされております。また、漁場環境の悪化、漁業者の高年齢化等の様々な懸念も潜在をいたしております。行政や漁協だけでは課題克服に限界がありますので、専門知識や経験を有する学識者や企業等との共創によりまして、実効性の高い取組を模索していくことが必要だと考えております。そのようなことから、今後におきまして漁業収入の安定確保のため、持続可能な漁業への生産転換等の可能性について、漁協と共通認識の下、必要な検討や対応を行なっていきたいと考えております。また、水産専門職の職員採用につきまして、あれは令和元年の御質問をいただいて検討しました。その折は、県との人事交流による配置についての意見交換でありますとか、新規採用について庁内協議を実施したわけですが、いずれも実現するには至りませんでした。しかしながら、県下の他市では採用実績もありますし、また、玉名市職員定員適正化基本方針でも掲げられておりますので、漁協の意見や要望等を把握しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） ありがとうございます。

県にしても、漁協にしても皆さん精いっぱい頑張っておられるんです、恐らく十何年一生懸命頑張っておられるんです。ただ、これだけ頑張っておられるけれどもなかなか成果が出ない。恐らく熊本県の玉名だけではないんです。いろんな視察にも行きましたけれども、山口県にしても福岡県にしてもどこでもそうなんです。熊本県立大学の堤学長、いろいろ精いっぱい頑張っておられると新聞に載っておりましたけれども、この学長の話は20年前も聞きました。相当取り組んでおられて、これだけ一生懸命頑張っておられるけれども、なかなか成果が出んとです。ひょっとすると、このアサリは戻らんとじゃなかろうかなと、こういうことを言うと怒られるんですけども、私1人が考えていることであります。先ほど専門職の話を書きましたけれども、玉名市の先に何があるか、長洲町、荒尾市もいろいろ検討されておるアサリ以外です。だからそういうのを研究していくのもやっぱり専門職なんです。だから先ほど長崎の島原の話しましたけれども、あそこは25年かかっているんです。ですから、市長はまだ5年目でしょ、25年という、20年さるっとです。それくらい頑張らんとなかなか難しかとですよ。ですからほかの面もいろいろありますけれども、この漁業に対しても一生懸命、県を頼って、またいかんとじゃなかろうかと思うんです。やっぱり市で、漁協と組んで一生懸命になって頑張っていて、この宝の海を、組合員さんが、一人でも多く稼げるような海にさせていただくことを期待いたしまして、次の質問に入りたいと思います。

[16番 江田計司君 登壇]

○16番（江田計司君） 2番目の入札制度についてお伺いいたします。

先般、岱明中学校校舎棟の改築工事の設計業務委託について、昨年からは基本設計及び本年5月の実施設計の入札が行なわれました。その結果についてお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 江田議員御質問の岱明中学校実施設計、基本設計業務委託の入札結果についてお答えいたします。

岱明中学校校舎棟改築工事の設計業務委託につきましては、昨年の8月に基本設計の入札を条件付一般競争入札で実施しました。7社が入札に参加され、予定価格3,318万400円に対しまして、落札金額1,537万8,000円、落札率46.3%で、熊本市の業者が落札されました。また、本年5月に実施設計の入札を条件付一般競争入札により実施し、9社が入札に参加され、予定価格6,499万1,300円に対しまして、落札金額1,540万円、落札率23.7%で、基本設計とは別の熊本市の業者が落札されたところです。本市の入札につきましては、雇用の創出や地域経済の活性化、地

場企業育成の観点から、地元企業で受注できるものは地元の企業を優先に指名を行ない入札を行なっているところですが、工事の規模や内容によっては、市内の業者では受注困難な特殊工事や大規模工事などは一定の条件を設けまして、公募による一般競争入札方式により発注しているところです。

今回の岱明中学校校舎棟改築工事の設計業務は、耐震診断、構造計算、設備計算などの資格を有する1級建築士が多数在籍し、実績のある建設コンサルタントの登録業者が受注されましたので、確実な業務履行が可能であると判断しております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁いただきました。

びっくりしました。基本設計は落札率46.3%、実施設計は落札率が23.7%、予定価格の4分の1なんです、それ以下なんです。普通は基本設計をした業者が学校といろいろ打合せを基本設計をするわけです。ですから、基本設計をした業者が普通は大体、いろいろ打合せをしているもんだから、落札するのが当たり前だと思われていたんですけれども、果たしてうまいこといくとかなと心配しておるところでございます。

先ほど言われたように、条件付ということで、今回初めて耐震診断、構造計算、設備設計等を有する熊本市内の大手設計業者と玉名市内の大手設計事務所2社と3社は合同で、恐らく大体設計事務所なんていうのは、ベンチャー組むとですね、お互いのプライドがあるもんだから、3社のジョイントベンチャーで立ち向かわれましたけども、一生懸命努力はされました。地元のことですから、先ほど言われるように、やっぱり地元の業者が育成する、しかし、大変残念な結果と、これは歯の立たんですよ23.7%、果たして大丈夫なのかと、要するにでけとつとで落札しとるとじゃなかつです。今からせなんとです。それば4分の1以下ですつとですよ。結局、今までの流れから言うと、設計が完成し、今の状況だったら、当然、工事の入札があるわけです。そして、当然、建築請負業者が決まるんです。そうすると、請負業者さんが工事に関係する下請けとか、それに対して製作施工図というのを作成するんです。これは恐らく設計事務所が設計したつの10倍ぐらいの図面を書くんですよ、これによって工事が進むわけです。だからものによっては10分の1ぐらいの図面を書くんです。だからその施工図を役所に出して、承認をもらって、それから仕事をするわけです。ですから、そういう大変大事なことは学校との打合せをしてない業者さんが今度実施設計をするんです。もちろん実施設計するにしても学校との打合せをしていきなはると思いますけども、そしこがつと言といかんばってん、図面ば200枚書かなんなら、そがん書かっさんかもしれんです。結局、一番困るのは設計管理をされる現場の管理をされる市役所、それと受けられる業者さんです。もう業者さんもその図面によって見積もりするんです、変更はきかんとで

す。中には今まで追加とかいろいろありましたけど、追加は当たり前追加ですけども、だからこのような低価格の入札は、玉名市以外にはあまりないんじゃないかと、玉名市が県内大手の建築士事務所の低価格合戦に拍車をかけているんじゃないかと、そういう話もあっております。そして、失礼ですけども、発注者側にも原因があるんじゃないかと、そういうのも言われています。言われてるからってあまり気にせんでよかですけど、建築基準法の第1条の目的に、この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資する。そのことを目的とあってあるんです、これは建築基準法の第1条です。そのために、国土交通省から公共工事の品質確保、促進に要する法律が平成17年に制定されました。平成26年に改正されましたけれども、その中身には、公共工事の品質の確保、そのためにとくにダンピング受注の防止が改正のポイントとされています。公共工事は、安くするなというような。近頃の玉名市内の関連団体の競争入札でも熊本県内を代表する大手と言われている建築事務所による入札の落札率が極端に低価格となっている。大丈夫かなと、そういうことも言われております。

県内の設計事務所、設計競争入札の最低制限価格の導入をされているわけです。これは熊本市、山鹿市ここは最低制限価格70%程度にしてあるんです。荒尾市はまだされていないんです。玉名市においては、設計価格の入札制度における落札金額の最低制限価格を設けてはどうだろうかという話もあっております。

次に、熊本県熊本市で設計委託とは別に管理業務委託を発注、これは山鹿市、荒尾市では、大型物件だけをそのまま発注されるんです。建築技術者が少ないところは設計管理業務を委託、建築工事の管理業務の発注については、管理委託料が発生します。建築事務所への発注による建築技術職員が監督員と、建築事務所の工事管理者と協働で管理をすることによって、工事施工者への管理の目が厳しくなり、よりよい工程管理、品質管理、安全管理の向上につながる、また、若い建築技術者職員の育成、負担軽減になるのではないかと、ぜひ、大型工事等においては、管理業務委託の発注についても検討していただきたいと思います。ぜひ、検討していただきたいと思います。

以上のことから、せっかく副市長、復職されましたので、この件に関して、ちょっと一言お願いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

○副市長（村上隆之君） 江田議員から設計業務の委託についてにですが、1点目は、最低制限価格の設置について検討してはどうかということと、2点目には、管理業務の委託というものを考えてみてはというようなことの質問にお答えします。

まず、1点目に最低制限価格の設置については、本市において現在のところ設けておりません。ちなみに、最低制限価格をもっている公共団体といたしまして、熊本県、そ

れと14市の中で、熊本市、山鹿市、菊池市、宇土市、天草市の5つの市が最低制限の価格を設けております。残りの9市においては、最低制限を設けていないという現状でございます。そこで本市において、その最低制限価格を設けていない理由といたしましては、工事の委託については、工事業者が仕入れ等をして、やはり品質を確保するためには、最低制限の価格を設けて、安心安全な工事をやっていただくというのが、そういう観点から最低制限価格というものを設けておるところですけれども、業務委託、設計委託に関しましては、仕入れ等の分野において、そういう経費が出てまいりませんので、請負代金の低下というものが品質の劣化につながるというふうな直接的な要因になり得ないというふうなことの判断で、本市においては最低制限価格を現状において設けていないこととなります。しかしながら、今江田議員がおっしゃいましたように、あまりにも低い入札率、それから他市の状況もこういう値下げの競争と、それから本市の業者さんの育成の観点も総合的に鑑みて、考えながら、やはり今後はそういう方向もしっかりと検討して再考したいというふうに思っているところでございます。

それから2点目に、設計監理の委託については、現状、本市において営繕課において4名の建築士、1級建築士が今、2名、それから2級建築士が2名おります。その建物に関する部分においては、監理の部門をその4名体制でしっかりと基盤を整えて監理業務に当たっておりますので、その監理業務に関しての委託というものは今のところ考えていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） ありがとうございます。

副市長おっしゃるように、地元業者の育成というものも考えていただいて、ただ、品物の仕入れがないけど、この設計業務というのはほとんど人件費なんです。大手はやっぱりどういう状況で安くとられるのかわからんのですが、とにかく食べ物になっちゃいかんのです。玉名市は、恐らく玉名市がこういうジョイントベンチャー組んだのは初めてじゃなからうかと思うです。だから地元業者にせんためにもぜひ、最低制限価格、これを検討していただくことをお願いいたしまして、最後の質問をしたいと思います。

[16番 江田計司君 登壇]

○16番（江田計司君） 最後になりますけれども、石貫松本橋存続と修復に関する要望についてお伺いをいたします。

これは石貫区長及び松本小組合長ほか住民一同から議長宛に提出された陳情書であります。協議の結果要望ということになりました。内容は、この松本橋は集落区民の長年の願いにより町村合併のときに玉名市政の発足により建設され、これまで人に寄り添うべき小さな潜水石橋であったのと、人牛馬車の通る木造潜水橋、さらに現在の高架木

造橋に形を変えて存続して、利用されたものであります。この橋は区民一般の交通、通学、農業の耕作道路として、産業経済の基盤を担ってきた。しかし、風雨等で安全性が損なわれ、点検の結果、交通禁止となっておりますので、困っておりますので、なんとかならないかということで、この要望書が出ております。これについて意見等お願いします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長（蟹江勇二君） 江田議員御質問の石貫松本橋存続と修復に関する要望についてお応えいたします。

松本橋につきましては、令和3年8月に経年劣化などによる腐食や破損が、木造の下部工などに多数確認され、橋梁崩壊の危険が懸念されることから、歩行者の安全を確保するため、一旦、歩行者の通行を禁止し、再度点検を実施いたしました。結果、歩行者の安全確保すら難しいという診断が出ましたので、現在も歩行者の通行禁止を継続しているところです。これまでも区長を初めとする住民の方から通行を可能とする補修や掛け替えなどの要望があっておりますが、毎年各行政区から排水路や農道整備など、そういった要望が多数のぼっておりますので、緊急性や必要性を判断しながら限られた予算で事業に取り組んでおりますので、松本橋におきましても利用状況などを含め、検討を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

私も現地に何回も足を運んでみましたが、あの辺も高齢化であの橋の上流までもう一つ橋があるんですけども、380メートルあるんです。下流のほうに橋があるんですけども、そこまで580メートルあるんです。だから高齢者の人とか子どもの人が利用するのは、今、大変不便な思いをされているんです。定住化構想あたりも検討して、県とか、国とか、いろいろ検討していただいて、何とかいろいろ考えていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「議案及び請願・陳情の委員会付託」を行ないません。

議第42号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第2号）から議第55号財産の処分

についてまで、飛んで、議第57号人権擁護委員候補者の推薦についての市長提出議案15件、請第1号豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書の提出に関する請願の請願1件、陳第3号感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する陳情の陳情1件、以上の事件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま議案となっております事件のうち、議第57号人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件1件の委員会付託を省略することについてお諮りいたします。

議第57号の人事案件1件については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第57号の人事案件1件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第57号の人事案件1件については、27日の閉会日にその審議を譲り、会議にて直接審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除き、議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案及び請願・陳情付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 議案及び請願・陳情付託表

##### 総務委員会

議第42号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第2号）

（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費1項社会福祉費中8目人権推進費9目男女共生推進費、④衛生費〔1項保健衛生費中1目保健衛生総務費2目予防費9目浄化槽設置整備費を除く〕、⑤消防費・第2表地方債補正 追加）

議第50号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第51号 玉名市公衆便所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議第53号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議第54号 工事請負契約の変更について

議第55号 財産の処分について

## 建設経済委員会

- 議第42号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第2号）  
（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中9目  
浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費）
- 議第45号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第46号 令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第47号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第48号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 陳第3号 感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引上げと全国一律  
化を求める意見書の提出に関する陳情

## 文教厚生委員会

- 議第42号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第2号）  
（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費〔1項社会福祉費中8  
目人権推進費9目男女共生推進費を除く〕、④衛生費1項保健衛生費  
中1目保健衛生総務費2目予防費、⑩教育費）
- 議第43号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第44号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第49号 玉名市岱明防災コミュニティセンター条例の制定について
- 議第52号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 請第1号 豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算  
に係る意見書の提出に関する請願

---

○議長（近松恵美子さん） 各常任委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際お諮りいたします。委員会審査のため、明16日から26日までの11日間休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、明16日から26日までの11日間、休会することに決定いたしました。

27日は、定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時32分 散会

第 5 号

6 月 2 7 日 (月)

## 令和4年第4回玉名市議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程（第5号）

令和4年6月27日（月曜日）午前10時00分開議

#### 開 議 宣 告

#### 日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

#### 日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

（議第42号から議第55号まで、請第1号、陳第3号）

- 議第42号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第2号）
- 議第43号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第44号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第45号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第46号 令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第47号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第48号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 議第49号 玉名市岱明防災コミュニティセンター条例の制定について
- 議第50号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第51号 玉名市公衆便所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第52号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第53号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 議第54号 工事請負契約の変更について
- 議第55号 財産の処分について
- 請第1号 豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書の提出に関する請願
- 陳第3号 感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する陳情

#### 日程第3 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（議第57号）

- 議第57号 人権擁護委員候補者の推薦について

#### 日程第4 議員派遣の件

#### 閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

## 本日の会議に付した事件

### 開 議 宣 告

#### 日程第1 委員長報告

- 1 総務委員長報告
- 2 建設経済委員長報告
- 3 文教厚生委員長報告

#### 日程第2 質疑・議員問討議・討論・採決

(議第42号から議第55号まで、請第1号、陳第3号)

- 議第42号 令和4年度玉名市一般会計補正予算(第2号)
- 議第43号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第44号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第45号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第46号 令和4年度玉名市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第47号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第48号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 議第49号 玉名市岱明防災コミュニティセンター条例の制定について
- 議第50号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第51号 玉名市公衆便所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第52号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第53号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 議第54号 工事請負契約の変更について
- 議第55号 財産の処分について
- 請第1号 豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書の提出に関する請願
- 陳第3号 感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する陳情

#### 日程第3 市長提出議案審議(質疑・議員問討議・討論・採決)

(議第57号)

- 議第57号 人権擁護委員候補者の推薦について

#### 日程第4 議員派遣の件

#### 日程第5 市長提出追加議案上程

(議第58号)

議第58号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

日程第6 提案理由の説明

日程第7 議案の委員会付託

（休憩中委員会）

日程第8 委員長報告

1 総務委員長報告

2 文教厚生委員長報告

日程第9 質疑・議員間討議・討論・採決

（議第58号）

議第58号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

日程第10 意見書案上程

（意見書案第3号）

意見書案第3号 豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書の提出について

日程第11 意見書案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（意見書案第3号）

意見書案第3号 豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書の提出について

閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

#### 出席議員（22名）

1番	大野豊重君	2番	中村慎吾君
3番	浜田繁次郎君	4番	瀬崎剛君
5番	田浦敏晴君	6番	山下桂造君
7番	立川信之君	8番	坂本公司君
9番	吉田真樹子さん	10番	一瀬重隆君
11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
13番	松本憲二君	14番	徳村登志郎君
15番	西川裕文君	16番	江田計司君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

\*\*\*\*\*

#### 欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	糸 永 安 利 君	事務局次長	松 野 和 博 君
係長	小 畠 栄 作 君	書記	古 閑 俊 彦 君
書記	徳 永 優 貴 君		

+++++

説明のため出席した者

市長	藏 原 隆 浩 君	副市長	村 上 隆 之 君
総務部長	吉 田 勇 人 君	企画経営部長	今 田 幸 治 君
市民生活部長	松 田 智 文 君	健康福祉部長	酒 井 史 浩 君
産業経済部長	蟹 江 勇 二 君	建設部長	田 代 史 典 君
企業局長	荒 木 勇 君	教育長	福 島 和 義 君
教育部長	藤 森 竜 也 君		

午前10時00分 開議

\*\*\*\*\*

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

本日も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

次に、本日、松本憲二君より、6月15日の一般質問での発言について、発言の訂正の申出がっておりますので、これを許可いたします。

13番 松本憲二君。

[13番 松本憲二君 登壇]

○13番（松本憲二君） おはようございます。

去る6月15日の一般質問の際、私の発言の中で一部誤りがありましたので、この場をお借りして、訂正をさせていただきます。

近隣の自治体で、過疎指定を受けている市町村名を説明する際に、和水町と南関町と発言するつもりでしたけれども、和水町と玉東町と発言をしてしまいました。玉東町は過疎指定を受けておりませんので、ここで訂正をしておわびを申し上げたいと思います。

誠に申し訳ございませんでした。以上です。

○議長（近松恵美子さん） それでは、本日の議事に入ります。

\*\*\*\*\*

#### 日程第1 委員長報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第42号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第2号）から議第55号財産の処分についてまでの市長提出議案14件、請第1号豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書の提出に関する請願の請願1件、陳第3号感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する陳情の陳情1件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。各委員長の報告を求めます。

総務委員長 徳村登志郎君。

[総務委員長 徳村登志郎君 登壇]

○総務委員長（徳村登志郎君） 皆さん、おはようございます。

今期、総務委員会に付託されました案件は、議案6件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

まず、議第42号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第2号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ7億2,440万7,000円を追加し、総額を335億5,814万1,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものを申し上げます。15款国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種等に係る接種対策費負担金及び接種体制確保事業費補助金の追加。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加は、今回補正で計上されている本市独自の緊急経済対策や新型コロナウイルス対策関連事業の財源とするものであります。その他、16款県支出金は、攻めの園芸生産対策事業補助金やくまモン活用地域資源創出補助金の追加などとなっております。

歳入に関して、委員から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、国から配分された後の執行残は幾らあるのかとの質疑があり、執行部から、令和4年度の臨時交付金は、約6億3,200万円が配分されている。当初予算から今期まで、約5億1,000万円を計上しているので、約1億2,000万円が執行残であるとの答弁でした。

次に、歳出の主なものは、定期異動等に伴う職員給与等の調整。このほか、自治総合センターコミュニティ助成事業の採択を受けた、玉名町南出区、小天地域振興会への補助金などの計上となっております。

歳出に関して、委員から、定期人事異動に伴う人件費の調整等は、当初予算に反映できないのか。また、関連して、それぞれの部署において、職員が増員又は減員となった理由は何かとの質疑があり、執行部から、当初予算の編成時期では、定期人事異動は確定していないため、当初予算には反映できない。また、職員の増減については、新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種や学校給食費の公会計への移行など、今年度、新たな業務を担う部署等において増員し、機構改革により係が廃止になった部署等においては減員となっているとの答弁でした。また、関連して委員から、今後、新たな業務が発生した場合、今回は減員となった部署の人数を、再度増やすことは考えられるかとの質疑があり、執行部から、そのような場合には、所管課と協議し進めていくとの答弁でした。

次に、委員から、過疎地域持続的発展市町村計画への具体的な事業費の計上や、過疎債の期限、その他関連して、担当課職員の負担軽減について質疑があり、執行部から、当該計画は、現在パブリックコメントを募集しており、6月23日には地元説明会を開催し、住民の意見を聴取することとしている。その後、素案をまとめ、7月に県との協

議を経て、9月定例会で提案し公表となる。その計画に基づき、具体的な事業費を算出することになる。なお、計画は令和7年度までとしており、過疎法の期限は、令和12年度までとなっている。それ以降については、これまでも過疎法は、期限の延長や、新法が施行されているので、今回もその可能性が高いが、仮に過疎法が廃止になった場合を想定すると、段階的に支援措置が縮小されることも考えられる。職員への負担軽減については、当該計画を推進するためには、関連する部署との協力が必要不可欠であるため、十分に調整を行ない、決められた期限の中で取り組んでいきたいとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第42号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第50号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、玉名市玉陵中学校区旧小学校跡地等活用事業者選定委員会の審査の対象に、小天東小学校跡地を加えるため、所要の改正を行なうものであります。

この件に関して、委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第50号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第51号玉名市公衆便所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、公立玉名中央病院跡地の所有者である、くまもと県北病院機構が当該跡地の処分を行なうことから、同敷地内に設置してある岩崎の公衆便所を廃止するものであります。

この件に関連して委員から、当該案件以外の公衆便所の設置場所及び、それらに係る借地料について質疑があり、執行部から、公衆便所は、高瀬目鏡橋のたもと、繁根木八幡宮敷地内、伊倉北方光専寺敷地内の3か所に設置しており、借地料はいずれも無料であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第51号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第53号熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更についてであります。

これは、熊本縣市町村総合事務組合の構成団体である小国町外一ヶ町公立病院組合が、令和4年4月1日をもって、その名称が小国郷公立病院組合に変更されたことに伴い、熊本縣市町村総合事務組合の規約の一部を変更するものであります。

この件に関して、委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第53号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第54号工事請負契約の変更についてであります。

これは、令和3年9月29日に議決されました工事請負契約の締結についての一部を

変更するもので、主な理由は、岱明防災コミュニティセンター建設工事において、一部の工事材料の価格が高騰したことに伴い、議決事件の変更を行なうものであります。

委員から、昨今の物価の高騰を受け、当初の見積額と実際に建築資材を購入した時点での、価格の差異を反映して契約金額が上がるということだが、工事は30%程度残っているようである。その分は、今後、契約金額として請求されることはないのか。また、工事の進捗状況はどうなっているかとの質疑があり、執行部から、残りの工期から考えると、今期、提案している契約金額を超える金額は、請求されないと見込んでいる。なお、工事の進捗状況は、現時点で68%であり、8月末の完成に向けて順調に進んでいるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第54号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第55号財産の処分についてであります。

これは、企業誘致に関連して梅林小学校跡地を売却するもので、処分する財産は、土地については、玉名市安楽寺字野間1244番1ほか3筆、面積が1万41平方メートル。建物については、教室棟ほか6件、総面積2,078平方メートル。処分予定価格は3,395万円で、契約相手は、カンケンテクノ株式会社であります。

この件について、委員から、今回の処分予定価格は、企業誘致の観点から考えると、適正といえるのか。価格設定までの経緯は、どのようになっているか。また、契約後は、地元住民が施設の一部を利用することはできなくなるのかとの質疑があり、執行部から、売却価格については、閉校後に、当初行なったプロポーザルに伴い、平成30年10月に実施した不動産鑑定を基に、今回、時点修正を加え、算出したものである。そのほかの案件についても基本的な考え方は同じで、適正な価格と考えている。なお、契約後に地元住民が施設を一部利用することについては、地元への説明会において、契約先がTSMC関連の子会社であり、精密機械等が設置される予定のため、契約後の利用に関しては難しいであろうと説明をしているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第55号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

付託案件の審査終了後、その他として、公共施設の名称に、施設やイベントに命名することができる権利、いわゆるネーミング・ライツを導入してはどうか、といった提案や、選挙における期日前投票の開始日に関する意見等がありました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 建設経済委員長 江田計司君。

[建設経済委員長 江田計司君 登壇]

○建設経済委員長（江田計司君） 皆さん、おはようございます。

今期、建設経済委員会に付託されました案件は、議案5件及び陳情1件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

初めに、議第42号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第2号）中付託分についてであります。

歳出の主な内容は、6款農林水産業費で、米価下落臨時支援事業及び農水産業燃油価格緊急補填事業。7款商工費で、営業時間短縮要請協力金事業及び商店街等イベント補助事業であります。

まず、委員から、経営継承・発展支援事業補助金に係る限度額100万円の使途目的はとの質疑があり、執行部から、国と市がそれぞれ2分の1を負担し、主に農業機械の購入であり、後継者が経営発展に資するための事業であるとの答弁でした。

次に、委員から、米価下落臨時支援事業に関し、1キロ当たり10円補助の積算根拠と対象世帯数はとの質疑があり、執行部から、令和3年産の米販売額が1俵当たり約2,000円下落したため、1キロに換算した3分の1を農家に支援するもので、件数としては最大で1,053件が対象となるとの答弁でした。

次に、委員から、林道東部小岱山線復旧工事に関し、どのような対策を講じているのかとの質疑があり、執行部から、のり面崩落に伴う復旧工事であり、現在はブルーシートで覆ったのり面を矢板でも保護しており、これ以上の崩落を防いでいる。同時に、山からの雨水についても、仮設の排水路を設置し、ため池に流入させているとの答弁でした。さらに、委員から、これに関連し、ため池に支障はないのかとの質疑があり、執行部から、水は流れているため、田植え等への支障はないとの答弁でした。

次に、委員から、商店街等イベント補助事業の上限額100万円の詳細はとの質疑があり、執行部から、商店街等の団体が対象となる。時期はプレミアム付商品券事業を11月まで実施した後を予定しているとの答弁でした。

次に、委員から、くまモン活用地域資源創出業務委託の内容とオブジェ的なものを作る考えはあるのかとの質疑があり、執行部から、草枕山荘キャンプ場のロッジ1棟をくまモン仕様に改装し、敷地内に集客につながるようなシンボリック建造物を作る予定との答弁でした。

次に、委員から、市内の耕作放棄地の面積はとの質疑があり、執行部から、約314ヘクタールであるとの答弁でした。さらに、委員から、これに関連し、耕作放棄地解消に向けて、もっと積極的に取り組むべきではないのかとの質疑があり、執行部から、農地利用状況調査は毎年実施している。再生可能な農地は、県農業公社を通じてあっせん等の活動も行なっているとの答弁でした。

その他として、熊本県が発注する週休2日試行工事の先積み方式による入札、新幹線新玉名駅周辺整備の進捗状況、菊池川河川防災ステーション及び県道玉名立花線の計画

等についての質疑もありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第42号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第45号令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ31万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,246万6,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第45号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第46号令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出の補正は、127万8,000円を追加し、総額を7億9,454万5,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第46号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第47号令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出の補正は、1,180万4,000円を減額し、総額を15億3,629万9,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第47号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第48号令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的支出の補正につきましては、79万円を減額し、総額を3億9,807万7,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。

関連して、農業集落排水事業の加入率についての意見がありました。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第48号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳第3号感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。

これは、中小企業基本法等の制度改正、保険料や税の減免制度の実現、全国一律の最低賃金制度の確立、監督行政機関の強化を図ることを求め、政府省庁に意見書の提出を求めるものであります。

まず、委員から、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しく、賃上げの必要性は感じて

いるものの、国において、最低賃金の引上げを2025年度にも全国平均で1時間あたり1,000円以上を目指す方針であり、地域間格差の解消や非正規雇用などの処遇改善等が図られる見通しなので、この陳情の主旨には沿えないことから、不採択とすべきとの意見がありました。また、委員から、10年ほど賃上げがされておらず、経済が停滞している。最低賃金を上げることで経済発展を図るべきであり、採択すべきであるとの意見がありました。

以上、審査を終了し、挙手による採決の結果、陳第3号については、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 文教厚生委員長 北本将幸君。

[文教厚生委員長 北本将幸君 登壇]

○文教厚生委員長（北本将幸君） 今期、文教厚生委員会に付託されました、議案5件、請願1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第42号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第2号）中付託分についてであります。主な内容は、4款衛生費の追加と、10款教育費の追加であります。

説明後、委員から、4款1項保健衛生費2目予防費中の2つのコールセンターの業務委託の違いはとの質疑があり、執行部から、コールセンターへ電話をかける費用が無料となるフリーダイヤルの委託契約と、コールセンターのサービスにかかる業務委託の契約が別々であることによる違いであるとの答弁でした。関連して、委員から、7月から始まる集団接種の会場はとの質疑があり、執行部から、桃田総合体育館であるとの答弁でした。関連して、委員から、一度もコロナウィルスワクチンの予防接種を受けていない方たちも存在すると聞くが、その方たちに対して啓発や案内を行なってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、3款2項児童福祉費4目保育所費中の人件費がマイナスとなった要因はとの質疑があり、執行部から、共済費の減額によるものとの答弁でした。関連して、委員から、現在の公立保育所の保育士の不足は何名かとの質疑があり、執行部から、現在、会計年度任用職員が1名不足しているとの答弁でした。関連して、委員から、今後、豊水保育所の民営化や玉名第1保育所の建設等が予定されている中、恒常的に忙しいといわれる子育て支援課の体制で対応はできるのかとの質疑があり、執行部から、今は、現在の人員体制で足りているとの答弁でした。

次に、委員から、10款教育費1項教育総務費2目事務局費中修繕料の内容はとの質疑があり、執行部から、旧梅林小学校跡地を分筆し、地元で設置した記念碑の移設のため、花壇の再整備を図る費用であるとの答弁でした。

次に、委員から、玉名市内の小中学校の職員室における、Wi-Fi設備の整備状況

はとの質疑があり、執行部から、W i - F i の電波が弱く、整備が必要な学校については、4月から調査を行っており、5校程度が対象であったため、6月から発注を行ない、7月中には整備完了予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、旧梅林小学校跡地の土地・建物売払収入を学校教育施設整備基金積立金に充てるとのことだが、積立金の使途はどのような施設整備に充てるのかとの質疑があり、執行部から、通常の施設整備費用については、国庫補助金や有利な起債をもって、その財源とする予定であるが、学校教育施設整備基金は特定目的基金であるため、いざという時の施設整備の支出に備えるために基金の積み立てを行なっていきたいとの答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第42号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第43号令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ10万9,000円の減額で、定期異動等に伴う職員給与等の調整であります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第43号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第44号令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ2,370万6,000円の追加で主な内容は、通いの場で行なう脳トレリーダーを育成するための委託料の追加及び支払基金への償還金であります。

説明後、委員から、脳トレリーダーの育成講座は、何を目的として、何名を予定しているのかとの質疑があり、執行部から、介護予防活動の一環として、認知症予防のための脳トレを全市的に展開するにあたり、講師役として必要な人材を育成することを目的としており、育成講座の参加者は、令和3年度は15名から20名、令和4年度については、定員を30名と予定しているとの答弁でした。

次に、委員から、玉名市での要介護認定は、他市町村の施設のサービスを受ける際にも利用できるのかとの質疑があり、執行部から、広域型で県に指定を受けたサービス事業所は他市町村であっても利用できるとの答弁でした。

次に、委員から、人件費において年度間で差額が発生している要因を詳しく教えてほしいとの要望があり、執行部から、要因の主なものについては今後伝えるべく検討していきたいとの回答がありました。

以上審査を終了し、採決の結果、議第44号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第49号玉名市岱明防災コミュニティセンター条例の制定についてであります。

これは、新たに玉名市岱明防災コミュニティセンターが設置されることに伴い、その設置及び管理について地方自治法第244条の2第1項の規定により、条例を制定するものであります。

説明後、委員から、条例中、5条1項4号と8条3項2号では、内容が重複しているように見受けられるため、後者は必要ないのではとの質疑があり、執行部から、8条3項2号は、地震発生時など既にセンターに人が押し寄せているような状況の際に、防災安全課による避難所の開設を待たずして、応急的に施設を使用できる旨を示した条項であり、必要であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第49号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第52号玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、岱明町公民館の建て替え整備による岱明防災コミュニティセンターの設置に伴い、岱明町公民館の位置を岱明防災コミュニティセンターの所在地に改めるとともに、不要となった岱明町公民館の使用料の規定を改めるため、条例の整備を図るものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第52号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請第1号豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書の提出に関する請願についてであります。

これは、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するため、臨時教員を含めた教職員の就業環境の改善のほか、加配の増員及び養護教諭や栄養教諭などの少数職種の配置増などの教職員定数改善、及びそれに伴う財政的措置を地方任せにせず、国が財政的措置を講ずることについての意見書を玉名市から国会及び政府に対し提出することを求める請願であります。

説明後、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、請第1号については、願意妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決しました。

そのほか、点字ブロックの適正管理、小中学校トイレへの生理用品の設置、天水町体育館の改修、玉名いだてんマラソン及び横島いちごマラソン大会の参加人数と人員体制、小中学校体育館におけるデジタルキーの問題、市民会館のイベント告知の掲出、築山小学校の改修時期などについても、質疑がなされました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

## 日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番 前田正治君。

〔18番 前田正治君 登壇〕

○18番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

陳第3号感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する陳情について、委員長の報告は賛成少数で不採択ということでありましたが、私は、採択を求めて、原案に賛成の意見を述べます。

日本の賃金は、ここ20年で9%減少し、先進国では唯一マイナス賃金が続いています。年収200万円以下のワーキングプアは、日本の大きな社会問題となっています。最低賃金を引き上げることで、低賃金労働者の賃金底上げが実現して、労働者全体の賃金相場の引き上げにつながります。フルタイムで働いても安定した生活を送ることができないワーキングプアの生活改善に大きく貢献します。そしてこれは、少子化対策からも絶対に必要なことでもあります。

最低生計費調査によれば、全国どこでも生計費にそれほど差がないことが明らかになっております。最低賃金の地域間格差は、是正されなければなりません。最低賃金の引き上げは、消費購買力の引き上げにつながり、成長率が低迷する日本経済活性化の起爆剤になること間違いありません。今、戦われております参議院選挙では、ほとんどの政党が最低賃金引き上げを政策に掲げております。それほど最低賃金の引き上げは、国民的要求であり、避けて通れない焦眉の課題であるということではないでしょうか。

以上のようなことから、私は、陳第3号について賛成をいたします。

○議長（近松恵美子さん） 通告による討論は終わりましたが、ほかに、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第42号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第2号）

議第43号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第44号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第45号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）

議第46号 令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）

議第47号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議第48号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

以上、予算議案7件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第42号から議第48号までの予算議案7件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第42号から議第48号までの予算議案7件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第49号 玉名市岱明防災コミュニティセンター条例の制定について

議第50号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第51号 玉名市公衆便所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議第52号 玉名市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案4件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第49号から議第52号までの条例議案4件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第49号から議第52号までの条例議案4件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第53号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議第54号 工事請負契約の変更について

議第55号 財産の処分について

以上、議案3件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第53号から議第55号までの議案3件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第53号から議第55号までの議案3件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、請願の採決に入ります。

請第1号 豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書の提出に関する請願

以上、請願1件について、採決いたします。

ただいま採決に付しております請第1号に対する委員長の報告は、採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、請第1号については、採択することに決定いたしました。

続いて、陳情の採決に入ります。

陳第3号 感染症拡大に強い地域経済にするため最低賃金の大幅引上げと全国一律化を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情1件について、採決いたします。

本件は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております陳第3号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳第3号については、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立少数であります。よって、陳第3号については、不採択とすることに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

日程第3 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第57号 人権擁護委員候補者の推薦についての市長提出議案1件を議題といたします。

本件は、北本将幸君の父母の一身上に関する事件であります。よって、北本将幸君は

地方自治法第117条の規定により、除斥となりますので退場を求めます。

[11番 北本将幸君 退場]

○議長（近松恵美子さん） これより、委員会付託を省略しておりました人事案件1件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議第57号の人事案件1件について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議第57号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第57号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第57号については、原案に同意することに決定いたしました。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君の入場を許します。

[11番 北本将幸君 入場]

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 議員派遣の件

○議長（近松恵美子さん） 日程第4、「議員派遣の件」を議題といたします。

お手元に配付しております派遣の内容について、職員に説明させます。

議会事務局次長 松野和博君。

[議会事務局次長 松野和博君 登壇]

○議会事務局次長（松野和博君） 命によりまして、派遣の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、1件目でございます。

- 1、派遣目的、日本遺産に関する4市町合同の議員研修会への出席のため
- 2、派遣場所、菊池市泗水公民館大研修室
- 3、派遣期間、令和4年8月10日の1日間
- 4、派遣議員、全議員

これは、平成29年に日本遺産に認定されました「米作り、二千年にわたる大地の記憶～菊池川流域「今昔「水稻」物語」～」に関し、山鹿市・菊池市・玉名市・和水町の菊池川流域4市町議会議員合同の研修会が開催され、全議員が出席されることとなっております。よって、全議員の派遣が必要なため、議員派遣をお諮りするものであります。続きまして、2件目でございます。

- 1、派遣目的、第30回熊本県市議会議員研修会への出席のため
- 2、派遣場所、熊本県熊本市
- 3、派遣期間、令和4年8月17日の1日間
- 4、派遣議員、全議員

これは、地方自治の確立と都市の興隆発展を目的に、熊本県市議会議長会主催によります議員研修会で、県下14市の議員が出席されることとなっております。よって、全議員の派遣が必要なため、議員派遣をお諮りするものであります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、派遣の内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任することに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

---

午前11時20分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

日程の追加について、お諮りいたします。さきの議会運営委員会の結論に基づき、

日程第5 市長提出追加議案上程

議第58号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

日程第6 提案理由の説明

日程第7 議案の委員会付託

日程第8 委員長報告

日程第9 質疑・議員間討議・討論・採決

日程第10 意見書案上程

意見書案第3号 豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書の提出について

日程第11 意見書案審議

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

\*\*\*\*\*

日程第5 市長提出追加議案上程

○議長（近松恵美子さん） 日程第5、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出追加議案を上程いたします。

議第58号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第3号）の市長提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

日程第6 提案理由の説明

○議長（近松恵美子さん） 日程第6、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 本日、追加提案いたしました議第58号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、熊本県が独自で行なう低所得のひとり親世帯への生活支援特別給

付金事業について、県の補正予算成立を受け、早急に補正する必要が生じたので御提案いたすものでございます。

それでは、お手元の資料をお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,515万3,000円を追加し、総額を335億7,329万4,000円とするものでございます。

歳入につきまして、16款県支出金は1,515万3,000円の追加で、低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金補助金でございます。

次に、歳出でございますが、ひとり親世帯への生活支援特別給付金事業1,515万3,000円を計上しております。これは、熊本県が独自で行なう給付金事業で、5月の臨時議会において補正いたしました、低所得のひとり親世帯に対する国の特別給付金5万円に、追加で1世帯2万円、第2子以降に5,000円を給付するものでございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第7 議案の委員会付託

○議長（近松恵美子さん） 日程第7、「議案の委員会付託」を行ないます。

改めて、議第58号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第3号）の市長提出追加議案1件を議題といたします。

ただいま議題となっております議案1件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 議案付託表

##### 総務委員会

議第58号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第3号）  
（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部）

##### 文教厚生委員会

議第58号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第3号）  
（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費）

---

○議長（近松恵美子さん） 各常任委員会におかれましては、直ちに、審査をお願いいた

します。

委員会審査のため、休憩いたします。

午前 11時24分 休憩

午後 3時24分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

## 日程第8 委員長報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第8、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第58号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第3号）の市長提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 徳村登志郎君。

〔総務委員長 徳村登志郎君 登壇〕

○総務委員長（徳村登志郎君） 今期、総務委員会に追加付託されました案件は、議案1件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

議第58号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ1,515万3,000円を追加し、総額を335億7,329万4,000円とするもので、県独自の低所得のひとり親世帯への給付金について、早急に対応する必要があるため提案するものであります。

歳入については、16款県支出金は、低所得のひとり親世帯に対する給付金で、1世帯当たり2万円に加え、第2子以降の児童1人当たり5,000円を支給する事業費及び事務費に係る補助金であります。

この件について、委員から、今回は県の支援策であるが、市単独の支援は考えられないかとの質疑があり、執行部から、現時点では考えておらず、また、近隣の市町村においても予定はないようであるとの答弁でした。

この件について、委員から、コロナ禍で収入が激減し、家計が苦しいといった相談もあり、社会福祉協議会の支援策なども紹介したところだが、苦慮されている世帯は多いようだ。そのような方々を救済するような支援について、今後も鋭意検討してほしいと

いった要望がありました。

次に、委員から、今回の給付金の支給方法及び周知に関して質疑があり、執行部から、令和4年4月時点で、児童扶養手当を受給している方に関しては、市において受給者を把握しているので、申請の必要はない。また、給付金の振込は8月下旬を予定している。ただし、今年度に入り、収入が激減した場合など、いわゆる家計急変世帯となった場合には申請が必要となる。なお、周知に関しては、広報たまな8月号及び公式ホームページで周知を図るとの答弁でした。

その他、補助金の精算方法やシステム改修について確認や意見があっております。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第58号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 文教厚生委員長 北本将幸君。

[文教厚生委員長 北本将幸君 登壇]

○文教厚生委員長（北本将幸君） 文教厚生委員会に追加付託されました、議案1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

議第58号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第3号）中付託分についてであります。

これは、5月の臨時議会で可決した低所得のひとり親世帯に対する国の特別給付金5万円に、県が独自で行なうひとり親世帯への生活支援特別給付金を1世帯当たり2万円、第2子以降に5,000円を追加で給付する事業に係るものであります。

説明後、委員から、ひとり親の世帯数及び男女比はとの質疑があり、執行部から、世帯数は856世帯で母親のひとり親世帯が多いとの答弁でした。

次に、委員から、ひとり親の低所得者の境界はとの質疑があり、執行部から、収入ベースでみた場合、児童等が1人いる世帯で160万円、2人いる世帯で215万7,000円であるとの答弁でした。

次に、委員から、委託料について、今回の事業においてもシステム改修が必要なのかとの質疑があり、執行部から、支払処理を行なうためにシステム改修が必要であるとの答弁でした。関連して、委員から、仮にマイナンバーカードを全国民が取得した場合に、委託料は減る可能性はあるかとの質疑があり、執行部から、令和7年度から国の事業でガバメントクラウドを整備する計画があり、国が今後検討されるものと考えているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第58号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第9 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（近松恵美子さん） 日程第9、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいまの委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議第58号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第3号）

以上、予算議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第58号に対する各委員長の報告は、可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第58号については、原案のとおり決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第10 意見書案上程

○議長（近松恵美子さん） 日程第10、「意見書案上程」を行ないます。

これより、意見書案を上程いたします。

意見書案第3号 豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書の提出について

以上、意見書案1件を議題といたします。

お手元に配付しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第3号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書案第3号については、日程に従い、引き続き、会議にて直接審議を行ないます。

\*\*\*\*\*

#### 日程第11 意見書案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（近松恵美子さん） 日程第11、「意見書案審議」を行ないます。

改めて、意見書案第3号豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書の提出についての意見書案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております意見書案1件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

意見書案第3号について、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

意見書案第3号について、議員間討議はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

意見書案第3号について、討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

意見書案第3号豊かな学びの実現・教職員定数改善を図るための2023年度政府予算に係る意見書の提出について、採決いたします。

意見書案第3号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 今議会提案の議案に対しましては、慎重に御審議を賜り、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

全国的に、減少から横ばいに推移しているコロナの感染状況でございますけれども、熊本県では、わずかながら増加が見られ、現在、感染状況は緩やかな増加傾向にあると判断されているところです。また、本市におきましても、新規陽性者は、依然として日々10人前後で推移しているところであります。4回目のワクチン接種につきましては、今月より高齢者施設で開始されておまして、さらに来月からは、市内35医療機関で60歳以上及び基礎疾患を有した方への接種を行なう予定となっております。今後市民の皆様には、基本的な感染防止対策の徹底をお願いするとともに、これから暑くなる季節を迎えるにあたりまして、マスク着用に伴う熱中症への懸念等も踏まえ、状況に応じた対応をお願いしてまいりたいと考えております。

このような中、うれしいお知らせとして、今月17日、国の文化審議会が、本市の「熊本藩高瀬米蔵跡」を国史跡に新たに指定するよう、文部科学大臣に答申されました。この「熊本藩高瀬米蔵跡」は、江戸時代に熊本藩の年貢米が集められた米蔵跡と米を運ぶことに使われた船着き場跡からなり、全国的にも希少で、近世の物流、そして水運施設の様相を知る上で重要な遺跡であるとされています。当時は、10の米蔵があり、菊池川流域の各村々から年貢米が水路を使って運び込まれ、大阪に送られておりました。残念ながら、米蔵は西南戦争で焼失しましたが、船着き場の石畳といった遺構が、米の集積地として栄えた当時の面影を今に伝えているところであります。10月ごろに正式指定の予定でございますけれども、今回の答申を大変光栄に感じているとともに、これを機に、本市の活性化につなげてまいりたいと考えているところでございます。

現在、不安定な天候が続いておりますけれども、本格的な出水期でもありますのでさらに危機意識をもって、十分な警戒にあたってまいり所存でございます。

議員各位におかれましては、今後とも多岐にわたり御心配や御迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、どうか引き続き、市政運営に対しまして、御指導と御支援をいただきますよう節をお願いを申し上げ、閉会にあたっての御礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） これにて本会議を閉じ、令和4年第4回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長            近 松 恵美子

玉名市議会議員            北 本 将 幸

玉名市議会議員            多田隈 啓 二